

2015

九州共立大学研究紀要

第5巻 第2号

原著論文		
森 祐司	主要国の家計貯蓄率の動向 —国際比較の視点からの分析—	(1)
徳永 彩子	ブレン秘書の3類型とキャリア形成	(9)
三浦 稜将, 八板 昭仁, 宮田 睦美	バレーボールのゲームにおける三段攻撃に影響する諸要因とそれに関わる攻撃力の評価	(21)
実践的研究		
辰見 康剛	第17回アジア競技大会における活動 —男子7人制ラグビー日本代表トレーナーとして—	(31)
原著論文		
高橋 佳代	児童養護施設における体づくり運動に注目したグループワークの試み —安心感の形成に向けて—	(37)
大谷 美咲, 森江 由美子	教育現場におけるスポーツ事故に関する損害賠償責任の法的根拠 —判例の動向分析—	(47)
古市 勝也, ブストス・ナサリオ	「国の法改正や答申等と市町村の生涯学習施策の動向との関係性に関する研究 ～平成元年からの北九州市との関連を中心に～」	(61)
有吉 晃平, 玉城 拡, 辰見 康剛	パリストிக்கストレッチングがスプリントタイムに及ぼす影響	(69)
包 阿栄	内蒙古におけるモンゴル語ネイティブの外国語専攻大学生に対する学習実態の考察	(75)
包 賀喜格図, 包 阿栄	河原操子の日本語教育活動についての一考察	(83)
工藤 浩	教材としての『日本霊異記』論	(91)
岡田 美穂, 奥田 俊博	場所を表す名詞に下接する格助詞「に」「で」「を」について —日本語教育の観点に基づく先行研究の整理と課題—	(99)
実践的研究		
梅田 勝利, 日高 和美, 高橋 佳代, 白石 忍	商業科における授業力向上に向けた指導法の検討 —教育実習事前指導の取り組みから—	(107)
各種報告		
大山 泰史, 大下 和茂, 川面 剛, 八板 昭仁	バスケットボールにおけるジュニア期のクラブチーム化について JBAオールスター～もうひとつの大会～の参加報告を兼ねて	(113)

[原著論文：査読付]

主要国の家計貯蓄率の動向 —国際比較の視点からの分析—

森 祐司*

International comparative analysis of the household savings rate in the OECD countries

Yuji MORI*

Abstract

The purpose of this paper is to analyze the common factors that influence to household savings rate in OECD 13 countries. The results of empirical analysis, we found that population factors such as population growth and aging greatly affects the household savings rate. Also, we were confirmed that the GDP growth rate and inflation rate, as well as long-term interest rates affect the household savings rate. In the 1990s, the influence of the demographic factor is larger.

KEY WORDS : Household saving rate, aging, population decline,

1. はじめに

近年、わが国の家計貯蓄率の低下が話題となってきた。かつて1970年代半ばには20%超の水準まであったが、現在では2%程度にまで落ち込んできている。このような家計貯蓄率の低下は、実は欧米先進国においても、1990年代後半から2000年代前半にかけて見られた現象であった。ただし、これら諸国における家計貯蓄率の低下は、主に1990年代からの住宅価格上昇や株価上昇を、各国の家計が恒久的な所得増加と判断して、消費を増加させたことが原因（いわゆる資産効果）との解釈が一般的である。世界的に住宅価格上昇に陰りが見え始め、下方転換した2008年以降になると、欧米先進国の家計貯蓄率は概ね上昇傾向を示すようになり、資産効果をさらに裏付けているようにも見える。一方、その期間において住宅価格上昇（いわゆる住宅価格バブル）が顕著でなかった日本では、

家計貯蓄率低下の原因は、当然資産効果ではなく、高齢化や景気変動要因によるものと指摘されている（内閣府 [2003]・[2005]）。

本稿は、1970年代から現在までの長期的な期間を分析対象として、国際的に共通して家計貯蓄率に影響を与える要因について検討する一方、近年は高齢化が顕著になってきたが、その影響について考察するため、1990年代以降から現在までを対象期間とした分析も行う¹⁾。

2. 先行研究

わが国をはじめとして、家計貯蓄率の低下についての先行研究を見ると、人口が高齢化することで、貯蓄率の低い退職者家計の構成が増大するために、マクロの家計貯蓄率が低下するということを主張するHorioka[1991]、加藤[1998]、古賀[2004]、内閣府

*九州共立大学経済学部

*Kyushu Kyoritsu University

[2005] などがある。しかし、その一方で、近年の貯蓄率の低下は非常に顕著であるため、長期的に影響すると見られる人口要因が果たして主要因なのか疑問に見る意見（たとえば、祝迫[2012]）もある。

また、家計貯蓄率における研究においては、マクロデータによる家計貯蓄率の動向分析を行う方法について、ミクロ的基礎がないという理由からの批判がある（例えば、石山[2008]など）。回帰分析の良好な結果が得られたとしても、「個々の家計が退職後に備えてライフサイクル的に貯蓄しているのか、退職者はどの程度取り崩しているのか、所得の変動リスクに備える予備的貯蓄はどの程度存在するのかなどの問題への答えは分からない」（石山[2008], P.51）からである。このため、家計貯蓄率の要因を解明するためには、基本的にはミクロのパネルデータに基づくミクロの家計行動を解明することが必要だとされている。このような、研究動向を反映し、ミクロデータを用いて家計の消費・貯蓄行動の分析や、あるいはそのようなミクロ的基礎を踏まえた上で、マクロの貯蓄率の時系列的な変動について検討するわが国を対象とする研究の代表的な例として、村田[2003]、齊藤・白塚[2003]、古賀[2004]、山下・中村[2013]などが挙げられる。

しかし、「家計貯蓄率の低下という現象が先進国の中で国際的にも見られた現象であり、それら現象に共通する要因は何か」といった命題については、国際的にミクロデータを基礎として共通要因を検証する分析はほとんどないというのが現状である。これら分析が難しいのは、たとえばコウホート・データの取り方が国際間で異なるために平仄をそろえた分析ができないといったことのほか、耐久消費財の取り扱いやキャピタルゲインとそれに対する課税の取り扱いが国際間で異なるといった制度上の相違など、国をまたいでデータの取り扱いが難しいことにあるように見られる。勿論、個々の国での家計貯蓄率の影響要因についての研究は非常に多く、また家計貯蓄率の国際比較研究（たとえばPoterba[1994]）もあるが、あくまでも個々の国での家計貯蓄率の要因について分析した結果を束ねたものとなっている。このため、上記命題については、マクロデータを用いて、国ごとのパネルデータとした分析を中心に行っていると見られる。このような国際的共通要因についての先行研究として、Callen and Thimann[1997]やMasson,Bayoumi and Samiei[1998]、Serres and Pelgrin[2003]がある。Callen and Thimann

[1997]は、OECD加盟の21カ国を対象とした1975年から90年までのパネルデータからクロスセクション及び固定効果モデルで分析を行い、税制や社会保障給付が家計貯蓄率に影響することを見出し、政策が家計貯蓄率に影響を及ぼしうることを示している。Masson,Bayoumi and Samiei[1998]はOECD加盟の21カ国を対象とした1971年から93年までのパネルデータから、やはりクロスセクション及び固定効果モデルで分析を行い、家計貯蓄率に影響する要因について検討を行っている。その結果、人口要因や一人あたりGDP成長率や金利などからの影響を検出している。Serres and Pelgrin[2003]もOECD加盟の15カ国を対象とした1970年から2000年までのパネルデータからダイナミックパネル回帰モデルで検証し、公的部門の貯蓄率、高齢化率、交易条件が家計貯蓄率に影響するとしている。

本稿においては、これら先行研究の結果を踏まえ、また特にOECD加盟先進国で、近年高齢化が進んでいることを踏まえ、各国の家計貯蓄率にどのような影響があるのか、検討するために、1971年から2014年までの期間を中心とした分析を行う。また、近年における家計貯蓄率への影響要因をより詳細に見るために、1990年から2014年までとする期間での分析も行う。分析対象国はオーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、フランス、ドイツ、イタリア、日本、オランダ、スペイン、スウェーデン、英国、米国の13カ国とする。

3. 家計貯蓄率と高齢化の推移

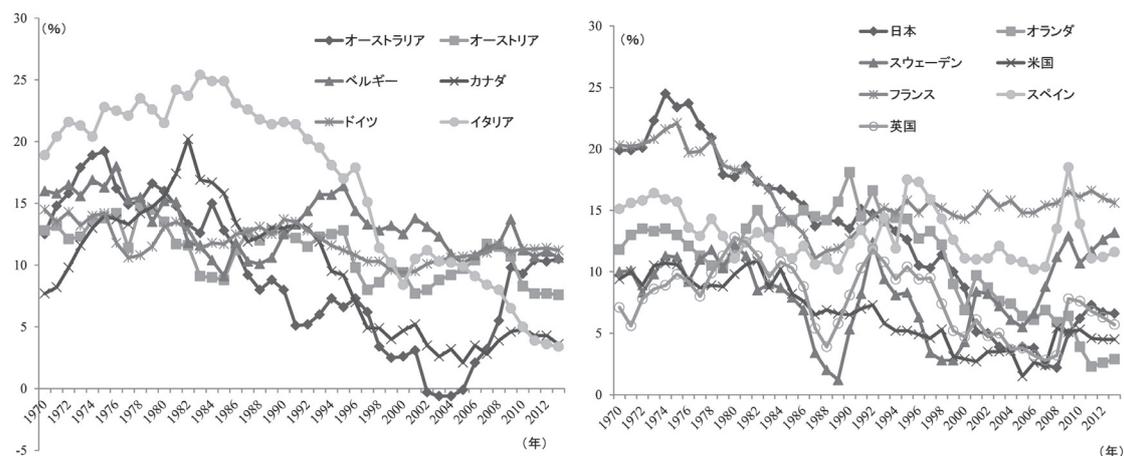
図1で、1970年から現在までのOECD13カ国の家計貯蓄率の推移について見てみよう。1970年代から2000年代にかけて、概ねその水準が低下してきていることが確認できる。その水準の低下の度合いは国により様々であるが、これらOECD13カ国の家計貯蓄率は概ね低下して推移したと言えるだろう。ただし、例外も存在し、スペイン・スウェーデンは変動はしつつも、ほぼ同水準で推移している。

さらに詳細に見ると、1990年代中盤以降に低下している国も多い。この要因として、株価や住宅資産価格の上昇により、家計の資産額が増加したことから、消費が刺激されたことが大きいと指摘されている（Serres and Pelgrin[2003]）。

2000年代以降も米国を中心に住宅価格が上昇基調となり、家計が保有する資産が増大したことによって

1) 本論は森[2012]を元にデータの追加・再推計を行い、大幅に加筆・修正したものである。

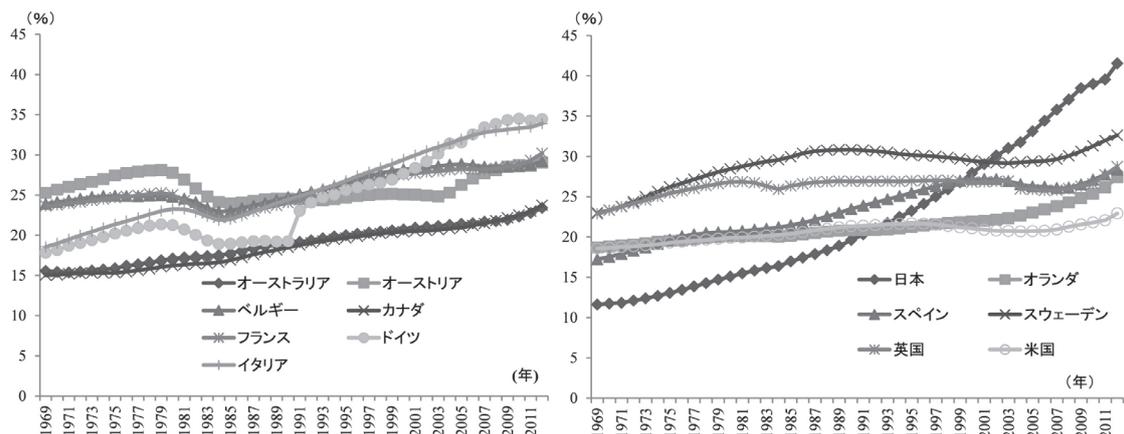
図1 OECD13カ国の家計貯蓄率の推移



(注) ドイツは西ドイツのデータを使用。英国、スペイン、フランスは、“Household and non-profit institutions serving households gross saving ratio”を使用

(出所) “OECD Stat Extracts,” Economic Outlook No 90 - December 2011 - OECD Annual Projections より作成。

図2 OECD13カ国の高齢人口指数の推移



(注) 高齢人口指数は (65歳以上人口) / 生産年齢人口 (20-64歳人口) × 100で算出している。

(出所) “OECD Stat Extracts,” Economic Outlook No 90 - December 2011 - OECD Annual Projections より作成

消費が刺激され、家計貯蓄率が下がったとの見解が有力だとみられている。井出・倉橋 [2011] は、不動産価格が消費を刺激する関係について、以下の5点を指摘している。すなわち、①住宅価格の上昇は、将来の帰属家賃の割引現在価値の増加により、部分的ないしは完全に打ち消される、②住宅資産は流動性制約のある世帯にとっては、利用可能な最も重要な担保となる、③住宅価格は金融資産価格よりも変動性が低いと考えられるため、家計は住宅価格の変化に応じてより早く消費を修正する、④キャピタルゲインを実現するコスト（取引費用や税）が潜在的に重要なファクターとなっている、⑤人口の年齢構成も関係する、である。

1990年代以降2006、07年頃まで家計貯蓄率が低下

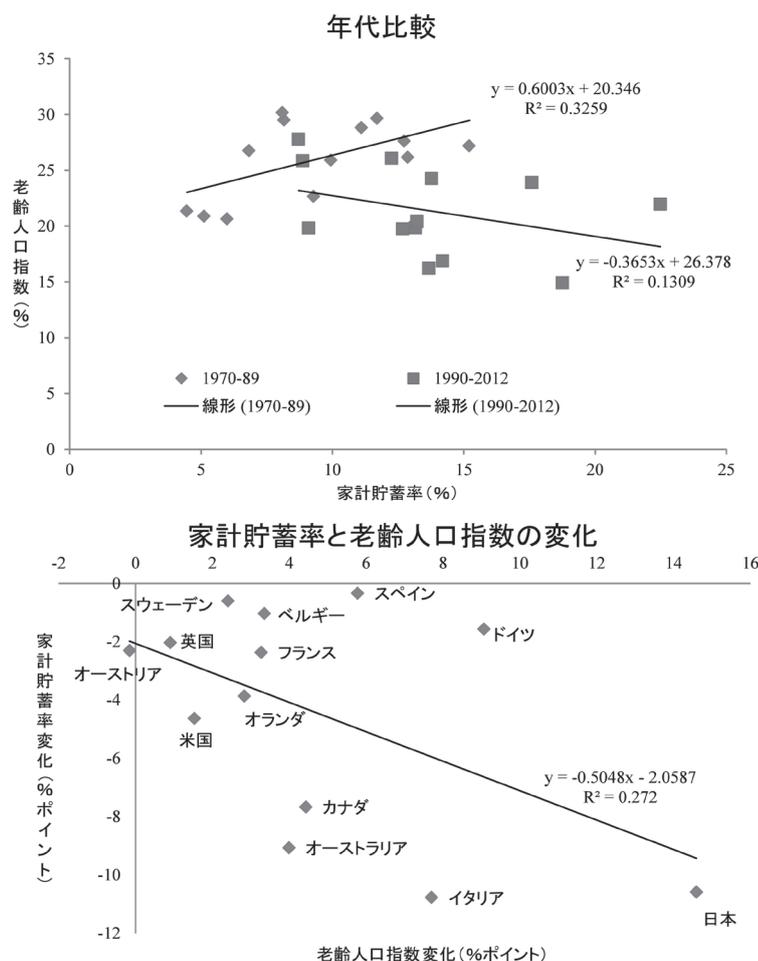
している国が散見される。その後、住宅バブルが崩壊した2008年頃を境に家計貯蓄率がやや上昇した国（オーストラリア、カナダ、日本、英国、米国）がある一方、そのまま低下傾向が続いている国もある（イタリア、オランダ）。このように、家計貯蓄率の上昇・下降は国によって異なるが、それは、上述の資産効果を踏まえると、住宅資産価格の上昇が消費を刺激する度合いが国により異なるため、家計貯蓄率への影響も国によって様々になったと考えられる。また、住宅資産価格の上昇があまり顕著でなかった国、たとえばドイツや日本では、家計貯蓄率への影響はほとんどなかったことも考えられる。

次に、これら諸国における高齢化の動向について老齢人口指数（65歳以上人口の20-64歳人口に占める比率）で確認しよう。いずれの諸国も老齢人口指数は概ね横ばいないしは上昇傾向にあることが分かるが、その程度は国により区々となっている。1990年代半ばからの上昇傾向が特に顕著なのは、やはり日本である。また、ドイツ、イタリア、オランダも上昇している。他方、米国や英国などほぼ横ばいで推移する国もある一方、横ばいであっても老齢人口指数水準が高いスウェーデンのような国もある。また家計貯蓄率と老齢人口指数の関係も、必ずしも一様でないことが分かる。ベルギーは老齢人口指数も高いが、家計貯蓄率も高い。フィンランドは老齢人口指数が高い一方、家計貯蓄率はマイナスになる年もあるほど低い水準なのが特徴となっている。ドイツでは老齢人口指数は上昇しているが、家計貯蓄率は横ばいなのに対し、日本では老齢人

口指数が上昇する一方で、家計貯蓄率は顕著に低下してきている。スウェーデンの老齢人口指数は2005年頃まで水準としては高いがほぼ横ばいで推移し、それ以後上昇している。しかし、家計貯蓄率は上昇してきており、日本とは逆の傾向を示している。米国は家計貯蓄率も老齢人口指数も相対的に水準としては低く、ほぼ横ばいで推移している。このように、老齢人口指数については、全般的に上昇する傾向にあるとみられるが、移民政策を採る国などでは、少子化傾向も低いことから必ずしも日本のように高まる一方ではなかったことも分かる。

次に、家計貯蓄率と老齢人口指数の関係について見てみよう。図3（上）は家計貯蓄率と老齢人口指数の散布図を示したものである。これを見ると、1970-89年までにおいては、老齢人口指数が高い国では、家計貯蓄率も高いという関係が窺えた（回帰線で傾向線を示しているが、これは傾きが正となっている）。しかし、1990-2012年までの期間では、その関係は変化し、老齢人口指数が高い国では、家計貯蓄率も低いという関係が窺える（傾向線は傾きが負になっている）。図3（下）は家計貯蓄率と老齢人口指数をそれぞれ1970-89年平均と1990-2012年平均の差異を分布図として示している。結果は、オーストリア以外の国はいずれも第4象限に位置し、家計貯蓄率の変化は負となる一方、老齢人口指数の変化は正であったという関係が表れている。また老齢人口指数の変化が大きい国ほど、家計貯蓄率の変化も大きいということも示され、老齢人口指数の上昇、すなわち高齢化の進行が家計貯蓄率に影響を与えているのではないかと考えられる。ただし、決定係数は0.272とあまり高くはないため、家計貯蓄率の変化（減少）に影響する要因が高齢化の進行以外にもあるのではないかと推察される。

図3 家計貯蓄率と老齢人口指数



(注) 図中の直線は単回帰による傾向線である。下段の変化は両変数とも各国で、「1990～2012年の平均値」から「1970～89年の平均値」を差し引いて求めている。

(出所) “OECD Stat Extracts,” Economic Outlook No 90 - December 2011 - OECD Annual Projections より作成。

4. 家計貯蓄率に影響する要因

家計貯蓄率に影響する要因について考察する。Serres and Pelgrin[2003]は家計の金融資産額といった資産額の直接的な変数を取り上げるよりも、その背後にある資産価格に影響を与えるとみられる各要因を検討することで資産価格だけでは捉えられな

い要素を考察している。

①実質金利： 実質金利の上昇は、貯蓄して将来の消費を増やすことを有利にするために、家計貯蓄率を引き上げる効果をもたらす。一方、実質金利の上昇は財産からの利子所得の増加をもたらす、それが消費を刺激すれば家計貯蓄率を低下させる効果も持つ。このため、実質金利が家計貯蓄率にもたらす効果は、正負両方の効果がある。正負いずれかに表れるのかは、各国各時点の状況に依存する。ただし、家計貯蓄率の対象となる個人部門は、通常はいずれの国でもネットの貸し手として存在するため、実質金利の上昇は所得を増加させ、消費を高めて家計貯蓄率を低下させる効果を持つことが考えられよう。

②インフレ率： インフレ率の上昇は、名目の利息収入を増加させる効果を持つために利子所得増加によって消費が刺激され、家計貯蓄率を低下させる効果を持つ。その一方で、資産の実質的価値を低下させる効果もあるため、家計貯蓄率を引き上げる効果もあることが指摘される。また、インフレ率の予測可能性あるいは見通しの安定性も家計貯蓄率に影響することも考えられる。ある程度予測される場合よりも予測されない場合や、インフレ率の分散値の増大として示されるような将来の不確実性が増大する場合は、家計貯蓄率を引き上げる効果をもたらす。このため、インフレ率をもたらす効果は各国の経済状況によって様々な結果をもたらすと考えられる。

③労働生産性上昇率・GDP成長率： 生産性上昇率の増加やGDP成長率の上昇は可処分所得の増加になるために、家計貯蓄率には正の効果をもたらすことが考えられる。しかし、異時点間の消費代替がスムーズで将来に消費を先送りすることに障害が少なく、将来の成長率が高いと確信するような場合（たとえば1990年代の米国のようなケース）は、所得の拡大と金融資産の増大を確信するようになるため、消費も増大し家計貯蓄率が下がっていくことも考えられる。

④人口構成・人口増加率： 現役期に貯蓄を行い、高齢引退期に貯蓄を取り崩していくというライフサイクル仮説に従う場合には、人口構成の高齢化に伴い家計貯蓄率が低下していくのは理解されよう。しかし、高齢化が進んだとしても、社会保障の充実等がある場合は、いわゆる公的な貯蓄が充実していると見ることができると、家計貯蓄率は低下する場合も考えられる。例えば、北欧諸国では家計貯蓄率は必ずしも高くない国も見られ、単純に高齢化の高まりが家計貯蓄率を低下させるわけではないという。同じく、人口構

造要因である人口増加率は、高齢化が同程度に進んだ経済において、人口増加率が家計貯蓄率に与える影響は、消費が大きく作用する場合（人口増加率が高くなり、消費が大きく増加する結果、家計貯蓄率が低下する）と、貯蓄が大きく作用する場合（人口増加率が高くなり、家計貯蓄率が直接的に上昇する）が考えられるために、実証的な問題となろう。

⑤政府部門： 政府部門の動向も家計貯蓄率に影響しよう。Feldstein[1974]は高齢年金の充実を、国民の早期引退を可能にするため、引退後の期間が長期化するために家計貯蓄を積み増すという早期引退効果と、年金給付の充実化が個人資産のニーズを低下させ、貯蓄率に負の影響をもたらす資産代替効果について議論している。Serres and Pelgrin[2003]は、1990年代後半期の日本を除く先進諸国では家計部門の貯蓄率が低下する一方で、政府部門の貯蓄率が大きくなったことを指摘している。しかし、政府部門の貯蓄の増減があっても、それを将来的な増減税の兆候を示していると民間の経済主体が予測するならば、経済的効果はないことがありえる（いわゆるリカードの中立命題）。しかし、日本では政府部門の支出が増大する一方、家計貯蓄率が2000年代から低下する傾向が見られ、ノルウェーのように政府部門の貯蓄が拡大する一方、家計貯蓄率も増加する国もあるなど、必ずしも単純な逆相関の関係が成り立つようではないようである。

以上の各種要因のほか、社会保障制度、消費者金融制度、貯蓄に対する優遇税制措置や貯蓄優遇措置、文化・国民性などが家計貯蓄率に影響を与えることが指摘されている（ホリオカ[2009]）。Serres and Pelgrin[2003]を参考にしつつ、本稿で採用する各変数については、以下のように考える。「GDP成長率」は各国の実質GDP成長率、「労働生産性」は各国の一時間あたり・労働者一人あたりのGDPで表し、その上昇率を採用する。「人口増加率」は各国の総人口の対前年変化率である。「高齢人口指数」は65歳以上人口の20-64歳人口の比率で示し、採用している。「消費者物価上昇率」は各国の消費者物価指数の対前年変化率である。「実質長期金利」は各国の名目長期金利から消費者物価上昇率を差し引いて算出した。政府部門の行動については、年金や社会保障の充実は政府の財政赤字化や政府の借り入れを増大させると考えられることから「政府借入」を採用する（各国のGDPに対する比率で示す）。これら各説明変数がどのように先進国の家計貯蓄率に影響するのかについて分析を行う。

表1 家計貯蓄率に影響する要因の推定 (1970～2012年, 全期間)

推計方法	(1)		(2)		(3)		(4)		(5)		(6)	
	係数	t値										
GDP成長率	0.323	(3.267)***	0.254	(2.524)**	0.295	(2.888)***					0.346	(2.912)***
労働生産性							0.013	(0.139)	-0.014	(-0.165)	-0.122	(-1.202)
人口増加率			1.260	(3.209)***	1.037	(2.606)***	1.231	(2.996)***	1.385	(3.419)***	1.030	(2.553)**
高齢人口指数	-0.359	(-5.941)***	-0.343	(-5.175)***	-0.333	(-5.229)***	-0.359	(-5.941)***	-0.363	(-4.834)***	-0.352	(-5.081)***
消費者物価上昇率	0.224	(2.126)***			0.249	(2.376)**	0.238	(2.200)**			0.262	(2.490)**
名目長期金利			0.253	(2.389)**					0.245	(2.255)**		
実質長期金利	-0.020	(-0.165)***			0.051	(0.397)	0.077	(0.588)***			0.065	(0.499)
政府借入	-0.005	(-0.574)	-0.002	(-0.172)	-0.002	(-0.232)	-0.003	(-0.270)	-0.003	(-0.247)	-0.001	(-0.094)
定数	18.528	(13.408)***	16.427	(10.497)***	16.873	(10.896)***	18.000	(10.321)***	17.560	(10.116)***	17.251	(10.610)***
年度ダミー	Yes											
個別ダミー	Yes											
修正決定係数	0.707		0.708		0.711		0.704		0.702		0.711	
データ数	524		524		524		518		518		518	
ハウスマン検定	17.997		21.883		17.617		29.653		24.842		93.848	
モデル	固定効果											

(注) *は10%, **は5%, ***は1%水準で有意であることを示す。

(出所) データはいずれも“OECD Stat Extracts,” Economic Outlook No 90 - December 2011 - OECD Annual Projections より入手し作成した。

5. 家計貯蓄率に影響する要因の推定

第3節で検討した各要因についての代理変数を含めて、国際的に共通して家計貯蓄率にもたらす要因の推定を、説明変数の組み合わせを変更しつつ行った。表1はOECD13カ国の1970年から2012年まで（全期間と称する）を対象にしたパネルデータ推定の結果である。

GDP成長率はいずれの推定でも概ね正で有意となった。やはりGDP成長率が高い（低い）ほど、可処分所得の増加率が大きく（低く）なり、家計貯蓄率にプラス（マイナス）に作用することを表す。全期間において、家計貯蓄率は全般的に低下傾向を示していることから、GDP成長率が低下したことが作用したものと解釈される。一方、労働生産性は有意とはならなかった。

インフレ率を示す消費者物価上昇率は正で有意となった。この時期、インフレ率は全般的に低下傾向をしめしているため、インフレ率低下によって資産の実質的価値を増加させて家計貯蓄率を引き下げる効果がより強く働き、家計貯蓄率には負の作用となって表れたと考えられる。名目長期金利は正で有意となっている。名目長期金利は1980年代の中盤からこれら13カ国では概ね低下傾向を示してきていることから、名目長期金利の下落が利子所得の減少をもたらす、それが家計貯蓄率を減少させる効果をもたらすと見られる。実質長期金利は正負両方の結果となり、有力な結果は得られなかった。この点については、さらに今後の検討課題である。

高齢人口指数は、いずれの推定結果でも負で有意となった。やはり高齢化が進むと、貯蓄を取り崩す世帯の比率が増加するために、家計貯蓄率には負の影響を

及ぼすようになるというライフサイクル仮説が概ね当てはまるように見られる。また、人口増加率もいずれの推定結果でも正で有意となっている。この時期の13カ国の人口増加率は1%前後の低い水準であるが、やや人口増加率は低下する傾向を示し、家計貯蓄率の低下に作用したものと見られる。最後に、政府借入はあまり有意ではなかった。

次に、1990年から2013年まで（「1990年以降」と呼ぶ）を対象とした推定結果を見てみよう。GDP成長率は概ね正で有意となっているが、10%水準であり、説明力は低下している。その点に留意し、GDP成長率は「1990年以降」も家計貯蓄率には正の効果をもたらしていると解釈される。

高齢人口指数は、いずれの推定においても負で有意であることから（1%水準）、90年代以降のこれら13カ国の高齢化の進行は、家計貯蓄率に負の影響があったものと解釈される。またその係数値も全期間と比較して、絶対値がより大きくなっていることから、高齢人口指数の増大が90年代以降ではより大きく家計貯蓄率に影響していることも窺える。

他方、政府借入は正で有意となり、政府借入が大きいほど、家計貯蓄率に正の影響があることがわかる。これは、政府赤字の水準の上昇は家計貯蓄率を引き上げる効果をもたらしていると解釈される。日本の場合、90年以降の政府赤字の水準の上昇と家計貯蓄率の低下が同時に起きているために、この結果にはやや違和感もあるかもしれない。内閣府[2009]は年金に対する信頼感が高い国ほど高齢化要因調整後の家計貯蓄率が低いという関係があることを指摘し、ドイツは年金給付に対する信頼感が先進国の中では非常に低いために家計貯蓄率も高いのではないかと示唆する。この

表2 家計貯蓄率に影響する要因の推定 (1990～2012年、1990年以降)

推計方法	(1)		(2)		(3)		(4)		(5)		(6)	
	係数	t値										
GDP成長率	0.272	(1.965)*	0.226	(1.717)*	0.264	(1.887)*					0.256	(1.761)*
労働生産性							0.112	(0.856)	0.076	(0.575)	0.028	(0.203)
人口増加率			0.511	(1.296)	0.326	(0.821)	0.427	(1.039)	0.561	(1.432)	0.332	(0.828)
高齢人口指数	-0.468	(-4.711)***	-0.454	(-6.454)***	-0.466	(-4.645)***	-0.462	(-4.511)***	-0.454	(-6.392)***	-0.465	(-4.616)***
消費者物価上昇率	0.210	(0.785)			0.236	(0.887)	0.157	(0.593)			0.237	(0.888)
名目長期金利			0.123	(0.660)					0.072	(0.385)		
実質長期金利	-0.084	(-0.377)			-0.021	(-0.089)	-0.053	(-0.211)			-0.028	(-0.115)
政府借入	0.025	(2.017)***	0.0223	(2.444)**	0.025	(2.035)**	0.025	(1.972)**	0.023	(2.451)**	0.026	(2.034)**
定数	18.845	(8.436)	18.023	(11.072)***	18.315	(8.170)***	18.793	(8.202)***	18.565	(11.787)***	18.267	(8.137)***
年度ダミー	Yes											
個別ダミー	Yes											
修正済決定係数	0.699		0.708		0.699		0.694		0.694		0.698	
データ数	304		304		304		304		304		304	
ハウスマン検定	13.202		15.235		13.276		23.758		27.349		19.902	
モデル	固定効果											

(注) *は10%, **は5%, ***は1%水準で有意であることを示す。

(出所) データはいずれも "OECD Stat Extracts," Economic Outlook No 90 - December 2011 - OECD Annual Projections より入手し作成した。

内閣府 [2009] の示唆は、財政赤字が拡大し政府借入も増大すると年金給付（の将来性）に不安を持ち、家計は貯蓄を増やすよう行動したため、ドイツの家計貯蓄率が高いということを意味する。これを参考に本推計の結果を解釈すれば、13カ国で概ね政府借入が拡大していく90年代以降において、高齢化の進展や年金給付の将来性への疑問から家計貯蓄率が増加するような作用が働いたために政府借入の係数が正で有意になったのではないかと考えられよう。

6. まとめと今後の課題

先進国の家計貯蓄率に影響する要因について1970年から2012年までのパネルデータを用いて考察してきた。その結果、人口動態要因では人口増加率や高齢化要因が家計貯蓄率に有意に影響していることが分かった。特に、90年代以降では、高齢化要因の影響がより顕著になっているように窺われた。日本の高齢化の速度は著しく、やはり急速に低下する家計貯蓄率に影響していることも推察される。日本での貯蓄率低下が90年代後半から2000年代にかけて顕著となった要因として、(1) 長期不況により家計の絶対所得水準が低下していったことも考えられるが、(2) 高齢化の進行による貯蓄取り崩しを背景とする貯蓄率低下、が考えられる。これら要因の分析は、先行研究でも行われているが、さらなる検証は今後の課題である。しかし、本分析の結果から、高齢化は他の先進国でも共通して見られる現象であり、日本以外の先進国でも高齢化により家計貯蓄率に下方圧力がかかることも予想することができよう。

本分析は代表的な先進国の家計貯蓄率の動向をマク

ロ的な視点から共通する要因を考察したものである。このため、より本格的な分析作業については、分析手法の工夫などさらなる深化が必要である。それらは今後の課題としたい。

参考文献

- Callen, Tim, and Christian Thimann[1997], "Empirical determinants of household saving: evidence from OECD countries," *IMF Working Paper*, No.97/181.
- Feldstein, M. [1974], Social security, induced retirement, and aggregate capital accumulation, *The Journal of Political Economy*, Vol.82 No.5.
- Masson, Paul R., Tamim Bayoumi, and Hossein Samiei[1998], "International evidence on the determinants of private saving." *The World Bank Economic Review*, Vol.12.No.3.
- Poterba, J.M. (Ed.) [2007], *International comparisons of household saving*. University of Chicago Press.
- Serres, A. and Pelgrin, F. [2003], "The Decline in Private Saving rates in the 1990s in OECD Countries: How much can be explained by non-wealth determinants?" *OECD Economic Studies*, No.36 2003/1 OECD.
- Horioka, C. Y. [1991], The determinants of Japan's saving rate: the impact of the age structure of the population and other factors, *Economic Studies Quarterly*, 42 (3), 237-53.
- 井出多加子・倉橋透 [2011] 『不動産バブルと景気』, 日本評論社, 2011年9月.
- 石山嘉英 [2008] 「家計貯蓄率研究におけるマクロと

- ミクロ」『証券アナリストジャーナル』, Vol.46, No.9, 日本証券アナリスト協会, 2008年9月.
- 祝迫得夫 [2012] 『家計・企業の金融行動と日本経済』, 日本経済新聞出版社, 2012年4月.
- 加藤久和 [1998] 「民間貯蓄, 高齢化及び社会保障」『電力経済研究』, No.40, 電力中央研究所, 1998年10月.
- 古賀麻衣子 [2004] 「貯蓄率の長期的低下傾向をめぐる実証分析」, 『日本銀行ワーキングペーパーシリーズ』 No.04-J-12, 2004年8月.
- 齊藤誠・白塚重典 [2003], 「予備的動機と待ちのオプション: わが国のマクロ家計貯蓄データによる検証」, 『金融研究』第22巻第3号, 日本銀行金融研究所, 2003年9月.
- チャールズ・ユウジ・ホリオカ [2009] 「日本の貯蓄率」樋口美雄・財務省財務総合政策研究所 『日本経済の構造変化と景気回復』, 日本評論社, 2009年.
- 内閣府 [2003] 『平成15年度 年次経済財政報告』, 2003年10月.
- 内閣府 [2005] 『平成17年度 年次経済財政報告』, 2005年7月.
- 内閣府 [2009] 『平成21年度 年次経済財政報告』, 2009年7月.
- 村田啓子 [2003], 「ミクロデータによる家計行動分析: 将来不安と予備的貯蓄」, 『金融研究』第22巻第3号, 日本銀行金融研究所, 2003年9月.
- 森祐司 [2012] 「高齢化と家計貯蓄率の国際比較」『大和総研経済レポート』, 大和総研, 2012年3月.
- 山下貴子・中村隆 [2013], 「家計のポートフォリオ選択の行動」, 『流通科学大学論集-流通・経営編-』第25巻第2号, 流通科学大学, 2013年.

Received date 2014年11月25日

Accepted date 2015年1月23日

[原著論文：査読付]

ブレーン秘書の3類型とキャリア形成

徳永 彩子*

Three different types of secretary and Career Development

Saiko TOKUNAGA*

Abstract

The purpose of this paper is to study career development among secretaries and research the career patterns of secretaries. I found three different types of career development among secretaries. I think that it is important for secretary to assist the boss from management and to do office work. It is also important that the secretary has to assist the boss from management to survive as a semiprofessional in the future.

KEY WORDS : secretary, career development, career pattern, semiprofessional

はじめに

秘書職の本質は、「経営サポート」と「業務サポート」にあると思われる。「経営サポート」にも参画するのが直接補佐型秘書であり、担当する上役の本来の業務を直接補佐し、企画・立案、調査・交渉などの業務を行う。一方、間接補佐型秘書は、上役本来の業務を間接的に補佐し、文書作成やスケジュール管理等の仕事を担う、「業務サポート」を行う秘書を指す。急速なIT化の進展により、秘書業務においても、IT化や効率化が進みつつある¹。今後秘書がセミプロフェッション²として発展するには、「経営サポート」にも参画し、ITや他人では代理がきかない仕事を指す必要があるだろう。つまり、「ブレーン秘書」を目指さなければならないと思われる。「ブレーン秘書」とは、上役であるトップ・マネジメント（以下トップ）が経営判断や意思決定という本来の役割・使命を全うするために、トップの業務運営を効率化しよう「業務サポート」のみならず、「経営サポート」をも行う職務または人物のことを指す。「日本標準職業分類」によると、

秘書という職業は大分類では「事務従事者」に分類されるが、「事務職」との違いは、トップをサポートするという基本機能を持っていることにある。つまり、トップは社会的に責任のある地位にあり、経営判断や意思決定などで極めて多忙な毎日を送っている。限られた貴重な時間を本務遂行のために最も有効に用いるには、必ずしも自身で担当する必要のない実務を引き受けてくれる補佐役である秘書にそれを委譲する。元来はトップの仕事である文書業務、情報収集やスケジュール管理など、トップが本来の業務に専念できるよう、秘書がトップに代わって実務を引き受ける。ここに、「事務職」との大きな違いがある。

そこで、本論文では「ブレーン秘書」を事例として取り上げ、形態別³にそのキャリアを研究することとする。秘書のキャリアを秘書理論、キャリア理論、職場学習論の3点から分析することで、どのようなキャリアパターンを歩んでいるのか、秘書業務の四層理論からどの範囲の業務を担当しているのか、秘書の能力をどのように開発しているのか探究し、類型化することを目的とする。

*九州共立大学経済学部

*Kyushu Kyoritsu University

1. 先行研究

1.1 秘書業務やキャリアに関する先行研究

ここでは、秘書業務や秘書のキャリアに関しての先行研究を見てみたい。石田（1989）は、秘書の仕事の変化は、秘書の経験年数よりも、属している組織のあり方が大きく影響することを指摘している。石田は、秘書の仕事を「判断性」と「受動性」、「一般性」と「専門性」の座標軸で捉え、秘書の仕事の変化は、経験年数よりも、むしろ秘書の属している会社の規模の大小や経営方針で決まるとしている。

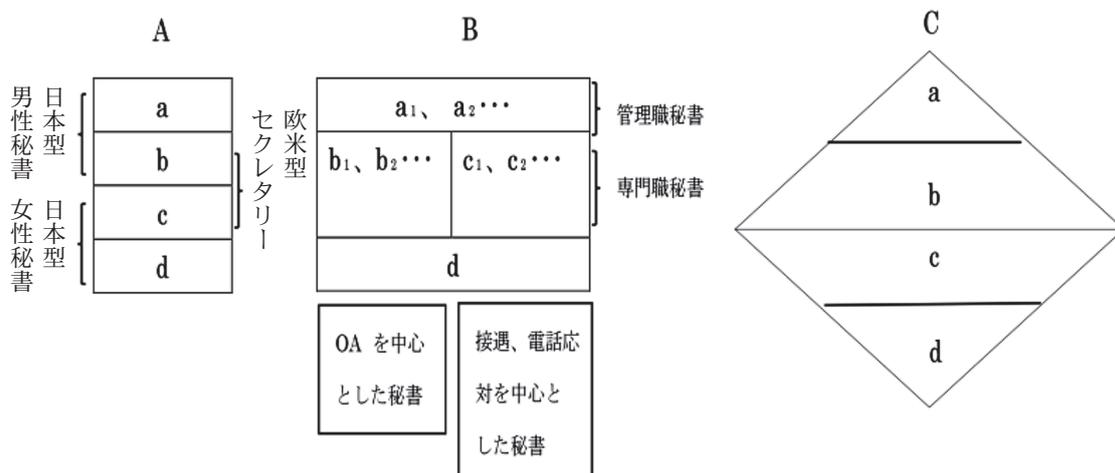
青島（1994）は、秘書のキャリア形成を規定する要因を、キャリア・パスの類型化を通して、秘書が所属する組織の特性、上司に関わる要因、秘書自身の持つ要因の3点であると指摘している。この3つの要因が相互に関連し合っ、秘書のキャリア形成に大きな影響を与えているとしている。

田中（1995）は、秘書業務のサンドイッチ構図による四層理論を図表1のとおり、現状に対応するかたちで変化させている。その内容は、日本において、秘書は欧米の秘書より幅広い業務を担当しており、その下部を女性秘書が、上部を男性秘書が担当している。男性秘書が担当しているaの仕事は、経営スタッフと

しての仕事であり、秘書をコミュニケーションのエキスパートとして機能させる専門知識がbの仕事に要求される。男性秘書の補助事務や雑用はdの仕事であり、秘書本来の仕事はbc部分であり、それを担当している秘書は専門秘書であるとしていた。欧米の秘書の場合は、最上部と最下部を除いた中央部分の業務を担当している。

しかし、田中は業務のOA化や社会構造の変化を受け、図表1-Bのように、秘書業務の質的变化を指摘している。つまり、a部分を管理職秘書と位置付け、それは他の秘書による補佐を必要とするとしている。bc部分については、業務内容をタテ割りに分割し、bはOA機器操作を中心とし、cは接遇、電話応対を中心とするようになり、秘書の業務内容の専門職化につながる。bc部分を専門職秘書としている。なお、d部分専用の担当者は存在せず、仕事が全くなくなるわけではないことも指摘している。最終的に、田中は社会環境や経営環境の変化に対応して、サンドイッチ構図からダイヤモンド型への構図を提示している。すなわち、a部分の経営面にも秘書が参画して広範な領域の業務を担当し、bc部分が拡大してd部分が縮小するという仮説を立てた。

図表1 秘書業務のサンドイッチ構図による四層理論の変化



1.2 インタビュー調査

これらの先行研究をもとに、秘書の形態別にそのキャリアを詳説したい。秘書のキャリアを秘書理論、キャリア理論、職場学習論の3点から分析することで、どのようなキャリアパターン⁴を歩んでいるのか、秘書業務の四層理論からどの範囲の業務を担当しているのか、秘書の能力をどのように開発しているのか探究

し、秘書業務に求められる「判断性」と業務内容を基準とした秘書の類型化を試みることを目的とする。方法として、2014年7月～9月にかけて、秘書の形態別に秘書経験のある4名の方を対象として、半構造化面接⁵を行った。青島（1994）が指摘した3つの要因を4つに分類し⁶、個人状況要因⁷、上役に関わる要因⁸、職場状況要因⁹、家族状況要因¹⁰として詳述する。

2. 直接補佐型秘書のキャリア形成（判断性と直接補佐）：個人付き秘書

2.1 個人状況要因

(1) プロフィール

田中志保氏は、昭和41（1966）年5月生まれで、福岡県の出身である。幼少時代から小学校の教員という夢を持ち、高校卒業後は、東京にある私大の教育学部を目指していたが、大学進学に失敗した。1年次は通信制で単位を取得し、2年次に通学制に編入しようと考え、大学には通信教育の制度を利用して入学した。通学制とは違って、時間の余裕もあり、学費を自分で稼ぐため、アルバイトを始めようと考えた。

なかなかアルバイトが決まらない中、1986年の西日本新聞にRKB毎日放送（以後RKB）契約社員急募の記事を見つけ、ちょうど20歳になった頃入社した。RKBではJNN系列会議など日本全国に随行し、議事録をまとめるなどの秘書業務を担当、働くことの楽しさや意義を実感し、25歳になるまで4年8か月勤務した。

そろそろ他の仕事をしてみたいと考えていたころ、リクルートの広告代理店が「B-ing」の創刊に伴い、スタッフを募集していた。広告代理店では、人事、経理、総務、制作管理、社員教育など幅広い業務を担当し、8か月間勤務した。

広告代理店を退職したのは、女性起業家が代表を務める人材派遣会社「ザ・アール」の福岡支店オープニングスタッフの募集を目にしたからであった。人材派遣会社では営業企画を担当していたが、福岡支店の新規顧客獲得が思うように進まず、設立8か月で撤退してしまった。奥谷社長から東京に来るように声をかけてもらったが、母が車いすの生活であったため、東京に行くことはできず、26歳から28歳になるまで、仕事に就かず母の介護をしていた。

介護も落ち着き、仕事を始めようと就職活動を始めるが、2年間のブランクがあるため、30社程の会社に落とされた。マスコミでの勤務経験から、私服で勤務できる自由な雰囲気職場を探していたところ、電通マーケティング・クリエイティブ局長秘書の募集があり、採用された。6年8か月勤めた中で、当初は派遣社員であったが、仕事ぶりが認められて、残りの1年半は契約社員として優遇された。2000年の年末に局長から新会社を設立するので、社長秘書として働かないかと誘われた。電通との契約を打ち切り、新会社に勤務するつもりでいたが、年を越すと新会社設立の話が立ち消えになってしまった。ちょうど34歳のころ、

これから転職活動を始めるという際に、RKB時代からの知人で電通本社総務部の専任部長が、中小企業の社長が秘書を募集していると連絡をくれた。知人との間に3人を介しての紹介¹¹であり、公に募集をすると応募者が殺到するため、縁故で採用することが決まっていた。面接試験当日まで、会社名は明かされなかった。2001年の1月上旬にホテルオークラ福岡（以下ホテルオークラ）1階の喫茶店で採用面接は行われた。東京の総支配人が次期社長として着任することが決まっている、個人つき秘書の形態であること、直属の上司は取締役管理部長であり、彼に秘書の採用に関しては一任していることなどを聞かされた。したがって、社長とは秘書として勤務するまでは会えないとのことであった。社長の人柄など不明確な状態で、秘書を引き受けると即答できず、考える時間をもらった。3月中旬に社長は来福するというので、ホテルに覆面調査に向かった。エスカレーターから挨拶しながら降りてくる2代目の社長を見て、この人だったら大丈夫だと確信した。その後、3代目と4代目の社長の秘書として7年間勤務した。しかし、4代目の社長とはどう努力しても上司の考えや価値観を受け入れることができず、2007年4月に退職した。このとき、母が病院に依る医療ミスが原因で肺炎を発症し、危篤状態に陥るなど、再び付きっきりの介護が必要になった。41歳から43歳になるまでの2年間は母の介護に従事したが、その間九州電力から声がかかり、10か月程秘書室に勤務した。

2010年には、尊敬する先輩に起業という道を提案され、2月6日に個人事業主として起業した。アシスタント業務の育成を事業の柱とし、現在東京と福岡を拠点に全国を飛び回っている。

(2) 一皮むけた経験

ホテルオークラに着任した初日、2代目の社長からアルバムを見せられた。アルバムには、元大統領、大企業の社長の方々、皇室の方々などが社長と親しげに写っていた。顧客には「VIPの方が多数いる、お茶くみはいらさない、顧客と自分をつなぐ仕事をしてほしい」と念を押された。着任当初は、社長は自分が秘書業務を間違いなくこなせるのか逐一確認しているようで、まるでテストを受けているかのようであった。8か月経った頃、社長秘書として顧客に紹介してくれるようになり、隠密・特命業務も担当した。ホテルオークラの社外取締役就任に関する水面下での交渉を担当し、オークラクラブ会員向けのイベントを企画するなど、

社長からの特命業務の全てを取り仕切った。部長職以上のスタッフはすべて東京から派遣されていたため、地元福岡のことが分かるスタッフがいなかったこと、社長との信頼関係の深さなどが功を奏し、「3歩前に出る秘書」として社長を補佐し続けた。2代目の社長には3年3か月、3代目の社長には2年、4代目の社長には2年の間仕え、係長兼専任社長秘書という肩書ももらい、7年間ホテルオークラに勤務した。

(3) メンター・サポーターとの出会い

ビジネスにおける良き先輩は、ニュースキャスターの安藤優子氏である。彼女とは平成13年からの付き合いであり、常に彼女の仕事に対する姿勢を見ているだけで勉強になる。

ホテルオークラを退職した際、彼女に現状を相談すると、起業してはどうかとアドバイスをくれた。個人事業主として税務署に登記し、名刺を作成する。40歳を超えたら、人を育てる仕事に携わるべきである。これからは会社という組織の名前で勝負する時代ではない、自分に何ができるのかという時代であると諭された。プロフェッショナルなセクレタリーが展開するビジネスという意味を込めて、「プロ・セック」という会社名を提案してくれた。彼女に相談してから、たった20日間で起業の道が開けた。

2.2 その他の要因

職場状況要因と上司に関する要因としては、田中氏のキャリアにおいて、ホテルオークラでの勤務経験が他社と比較して長いこと、ホテルオークラでの要因を考えてみたい。職場の管理職は全て東京からの異動で、福岡のことが分かる人がいなかったため、田中氏が隠密・特命業務なども担当し、交渉の場を設けるなど職場状況要因が田中氏のキャリアや昇進に少なからず影響を及ぼしている。また、ホテルは他業種と比較して、女性スタッフが多く、活躍の場もあるが、それが昇進にはつながっておらず、管理職はほとんどいない。したがって、能力のある田中氏は、他社からの要望に応じて、特例として昇進している。

上役に関わる要因は、2代目の社長の女性スタッフに対する考え、社長との信頼関係の強さなどが田中氏のキャリアを豊かにしている。

4代目の社長と田中氏とは価値観があまりにも違いすぎたため、退職という選択を取らざるを得なかった。個人付き秘書の場合、一日中社長のもとで仕事をし、社長だけではなく、家族や身内の世話なども担当する

ため、上役との相性は大事であると述べている。ホテルオークラでの退職は、上役に関わる要因が非常に大きい。後の起業という道につながり、結果的には良かったと田中氏は振り返っている。

家族状況要因が、田中氏のキャリアにおいては大きな比重を占めており、中でも母が車いすだったことが大きく影響している。介護の問題もあり、妹の家族と同居し、妹の子供の世話も担当した。現在起業したことで、自分でタイムマネジメントができるようになり、介護や育児との両立を可能にしたと語っている。

2.3 小括

田中氏は、秘書のキャリアを活かして起業した「起業などによるキャリア展開」だといえる。秘書業務の四層理論としては、bc部分の業務だけではなく、a部分の経営面にも参画して広範な領域の業務を担当していることから、「直接補佐型の秘書」であるといえよう。

田中氏は、高校卒業後から放送局、広告代理店、人材派遣会社、広告代理店、ホテル、起業というキャリアを歩んでいるが、転職する前に必ずこの仕事だと確信する鐘が自分の中で鳴ったと語っている。このことから、田中氏のキャリアは、ジェラート(H. B. Gelatt)の「直感的意思決定理論」を想起させる。現代のように不確定要素が多く、中長期的なキャリアの先行きが見えない時代には、キャリアについての意思決定を100%合理的に決めることは不可能であり、むしろ直感的な決断を重要視すべきであると示した。直観はひとつの知性であり、直観による意思決定能力を高めることが、キャリアをつくっていく上で非常に大切であると、ジェラートは提唱した。田中氏は、自身の直観による意思決定能力が非常に高いと思われる。

3. 間接補佐型秘書のキャリア形成Ⅰ（判断性と間接補佐）：兼務型秘書

3.1 個人状況要因

(1) プロフィール

大谷綾子氏は、昭和37(1962)年8月生まれで、佐賀県出身である。地元高校を卒業後、ホテルニューオータニ博多(以下ホテルニューオータニ)に4期生として入社した。歴史好きが高じて、将来は京都でバスガイドをしたいという夢を持っていたが、長女であるため、両親からは地元での就職をと説得されていた。少しでも自分の夢に近い職業に就こうと高校の求人票を見て、ホテルニューオータニ博多の採用面接を

受験した。就職活動の真っただ中、テレビで電話交換手の特集を見て、声だけで勝負する電話交換手には非常に高い能力が求められる仕事だと憧れを持った。ホテルニューオータニの面接試験において、ホテルでテレフォンサービスの仕事がしたいと申し出ると、そのような受験者は初めてのことだと人事部長の目に留まった。

1986年に入社し、1階レストラン「グリーンハウス」の接客スタッフとして2年間勤務したが、事あるごとに人事部長からまだテレフォンサービスを希望しているのかと聞かれた。入社3年目にポストに空きが出たため、念願の部門に配属された。テレフォンサービス部門に勤務して19年間24時間体制で勤務する中で、主任、係長、課長と昇進し、部下10人をマネジメントした。2004年4月からは、監査役、常務、社長3人の役員秘書兼広報担当課長として勤務している。役員秘書にとどまらず、イベントの企画からPRまで、パブリシティの情報発信やテレビ・新聞の取材対応などの広報責任者も兼務している。

(2) 一皮むけた経験

入社3年目には、念願のテレフォンサービス部門に配属された。顧客に対しての接客は声だけが頼りであるので、スタッフの名前から、言葉遣い、語学力、館内外の知識などあらゆることを勉強した。1日900本の電話応対を捌いていた。電話応対の技能を高める研修などがまだ社内になかったため、外部の研修に会社の許可をもらって受講し、電話応対コンクールに出場するなど応対のスキルアップに必死になった。自分が役付になってからは、講師となって、スタッフ全員に研修を受けさせる体制を整えた。

新しい交換機が入ると、外部から業者が来て接続をする。その様子を見て、自分でもできないかと新しい交換機のシステムやその作り、パソコン操作を指導してもらい、交換機の取り付けなどを習得した。2000年の九州沖縄サミットを前に、プロジェクトチームの一員として、九州で初めての全客室インターネット完備に貢献した。オペレーターという専門職として昇進するのは困難な中、28歳で主任に昇進、34歳で係長、36歳で課長に昇進した。

(3) メンター・サポーターとの出会い

人との出会いが自分自身の生き方を変えたと考えている。27歳のときにマナー講師のセミナーを受けて、仕事も家庭も両立できる、「今できることを一生懸命

やればい」との教訓を得ることができ、常にハンディを負っているのではないかなと思いながら仕事を続けてきたが、気持ちが軽くなったのを鮮明に記憶している。

プライベートにおいても、「福岡女性秘書研究会¹²⁾」での人との出会いが自分に活力を与えてくれている。3か月に1回の勉強会において、お互いに切磋琢磨しながら、勉強したことを日々の業務に役立てている。

3.2 その他の要因

職場の状況要因を考えると、ホテル業であるので女性スタッフも多く、活躍の場は数多くあるが、田中氏の職場と同様で、現状としてそれが昇進につながっていない点が挙げられる。インタビューした田中氏や大谷氏は能力のある女性であるため、昇進につながった貴重なキャリアのパターンである。

上役に関わる要因として、社長は女性の活躍に関して理解のある方だと思っているが、それを社長として外部に発信するには環境を整えてからと考える慎重派である。広報担当課長でもあるので、取材などで席を外すことも多く、他社の社長から秘書が席にいないと仕事が成り立つのかと苦情を言われたこともあった。しかし、社長はできることをやってくればよいと大谷氏の仕事のスタイルを推進している。

家族状況要因をみると、大谷氏のキャリアにおいて、仕事と子育ての両立との戦いであったとも言える。子供が小さいときは、妹が日曜日に子供を見に来てくれることもあり、近所の友人が夕方まで子供を預かってくれることも多々あった。夫は同業者であり、家事は一切担当してくれなかったが、子供の面倒はよく見てくれた。周りのサポートが大谷氏のキャリアを支えている面もある。

3.3 小括

大谷氏は現役の役員秘書でもあり、広報担当課長という兼務型であり、今後も同一組織内でのキャリアが展開されるのかみていきたい。秘書業務の四層理論を考えると、役員秘書としては、bc部分の業務を中心に行っているようである。秘書室はなく、秘書の責任者でもあることから、業務において「判断性」が求められる「間接補佐型秘書」ではないだろうか。

大谷氏のキャリアの場合、バスガイドという夢を持っていたが、両親との兼ね合いもあり、少しでも夢に近いホテルという道を選択した。さらに、テレビで見

た電話交換手に憧れ、ホテルでその夢を成し遂げた。自分の目標を修正しながら、キャリアを展開しているところから、金井の提唱する「キャリア・トランジション・モデル」が想起される。金井は、節目においてキャリアをデザインする重要性を強調し、節目以外のところではドリフトすることも必要であると主張している。ここでいうドリフトとは、デザインの対語であり、周囲の状況に流される、偶然に身を任せるといった意味で用いられている。こうした偶然を重視する考え方は、後述するクランボルツの理論とも共通する考え方である。

4. 間接補佐型秘書のキャリア形成Ⅱ-1（受動性と間接補佐）：グループ秘書

4.1 個人状況要因

(1) プロフィール

Aさんは、昭和42年12月生まれで、福岡県の出身である。地元の高校を卒業後、短期大学に進学、卒業後は地元企業に就職した。入社後は、支店に配属され、新入社員としては異例の速さで花形業務を担当していたが、研修所長の目に留まり、入社2年目に秘書室に配属され、20年間役員秘書として勤務した。短大時代に役員秘書として働く女性の講演を聞く機会があり、その会社に興味を持つようになった。入社すると、講演をした先輩と秘書室で一緒に仕事をするようになった。憧れを抱いた先輩にマンツーマンで一から仕事を教えてもらうことになり、運命的なものを感じた。秘書室には役付を含め7人のスタッフがおり、グループ全体で役員の秘書業務を担当していた。経営トップに関しては、役付の男性秘書が担当し、女性秘書は各自複数の役員を担当していた。

現在は、社内広報分野の主任として勤務し、5年目になる。広報としての仕事は、地域貢献のために、様々なイベントを主催し、社会貢献活動にも携わっている。さらに、社内報の作成や毎週1回全店の朝礼で放映される社員向けの社内ビデオニュースでアナウンサーを務めている。

(2) 一皮むけた経験

秘書時代に、初めて担当することになった秘書室長を経験した役員から、ある人にお礼の手紙を書いてほしいと依頼され、精魂込めて手紙を書いたところ、「いい文章だ。これなら秘書として合格だ」と認めてもらったことを鮮明に覚えている。

入社2年目に秘書室に配属され、1年間の研修を経て、本社1階の総合受付を担当した。当時は地元企業の中でもナンバーワンの受付を目指しており、アポイントメントが入ると顧客のことを徹底的に調査し、一人一人に合わせた対応を心がけた。何を聞かれても、すべてに対応できるようあらゆることを勉強した。たとえば、身内に祝い事があれば一声かけるなど、どのようなことも把握するように努めた。秘書室内においても、顧客情報に関して、ミニテストを行うなど工夫していた。対応の良さに対してお礼の手紙をもらい、新入社員時代の支店の顧客が本社の受付まで尋ねてきてくれることもあった。あるとき、受付の対応に感動したロイヤルの創業者江頭匡一氏がお礼にとケーキを運び込んでくれたこともあった。受付対応が評判を呼び、他社から勉強にと研修を受けにくることもあった。小さなことの積み重ねが大事であり、その結果顧客に信頼してもらえるのだと考えている。

(3) メンター・サポーターとの出会い

マンツーマン指導者の先輩には、秘書業務を一から指導してもらった。現在は転職されたが、今でも相談に乗ってもらっている。プライベートでは、「福岡女性秘書研究会」のメンバーから良い刺激を受けている。

4.2 その他の要因

職場状況要因をみると、女性が活躍している職場であり、A氏も主任である。秘書室においては、経営トップは役付である男性秘書が担当しており、女性秘書との役割分業があるものと思われる。

上役に関わる要因として、長年担当していた上役は、人事に関わる以外は何事においても秘書に意見を求める方であった。そのため、執務室に入る際は、あらゆる質問に答えられるように日頃から勉強を怠らず、準備をする必要があった。昨今、国や企業が女性の活躍を推進する以前から、上役は女性の活躍や登用において、先進的な考えを持っていた。そのため、女性が結婚や出産などのライフイベントを経た後も、働き続けることのできる環境が整っていた。

家族の状況要因を考えると、幼少時代は祖父母と一緒に暮らしていたため、特に祖母からの影響を受けている。祖母は新聞の記事などを毎日スクラップするマメな性格で、読書好きであったため、その影響を受けて活字や読書が好きになった。したがって、短大進学時には国文科に進むか迷ったが、現在は広報分野において、毎日の執筆活動を通して、活字と向き合うこと

ができた。独身であり、実家での生活のため、家事などの負担はない。

4.3 小括

A氏は20年間勤務した秘書室から広報分野に異動していることから、「配置転換型キャリア展開」のパターンであるといえる。秘書業務においては、bc部分の業務を中心に行っており、主に来客の応対や文書作成などの業務を担当していることから、「間接補佐型秘書」であるといえよう。さらに、A氏のキャリアにおいて、強みは「運があること」と語っているが、克蘭ボルツ (John D. Krumbolts 1999) の「計画的偶発性理論 (Planned Happenstance Theory)」を想起させる。短大時代に講演を聞いた先輩に秘書室で仕事を指導してもらったこと、入社2年目に退職しようかと考えていた矢先に秘書室に配属されたことなどを挙げている。克蘭ボルツは、数百人に上るビジネスパーソンのキャリアを分析した結果、キャリアの80%は予期しない偶然の出来事によって形成されるという興味深い結論を導き出した。偶発的な出来事によってキャリアが形成されていくにしても、自分にとって好ましい偶然の出来事が起こるように、普段から能動的な行動パターンをとっている人³にはより好ましい偶然が起こるし、そうでない人にはあまり起きない。自律的にキャリアを切り開いていこうとする場合には、偶然を味方につけ、キャリア形成にとって好ましい偶発的な出来事を自分から仕掛けていくべきであるというのが、克蘭ボルツの計画的偶発性理論である。

5. 間接補佐型秘書のキャリア形成Ⅱ-2 (受動性と間接補佐): グループ秘書

5.1 個人状況要因

(1) プロフィール

B氏は、昭和44 (1969) 年9月生まれで、熊本県出身である。地元の高校を卒業後、短期大学の教養科英語コースに進学した。中学生のとき先生に恵まれ、英語の面白さに目覚めて、必死で勉強した。幼い頃から飛行機が好きで、その両方を満たしてくれる客室乗務員に憧れを持った。高校2年生のとき、通学路に日本航空 (以下JAL) の熊本支店があり、店舗の掲示板に元国際線客室乗務員現マナーインストラクターの講演会の案内があり、すぐに申し込んだ。将来は客室乗務員を経て、インストラクターになりたいと思った。

短期大学では、学内推薦を得てモンタナ州立大学に

1ヶ月短期留学をし、客室乗務員になるために、専門学校にも通った。短大2年の就職活動の際にJALの採用試験を受験し、順調に2次試験まで進んだ。5つ上の兄がいたが、両親は一人娘のように大事に育ててくれ、そもそも客室乗務員になることを認めるつもりはなかった。短大ではトップクラスの成績であったため、就職課から推薦で日本銀行を受験しないかと申し出があったが、JALの客室乗務員になるつもりであったので断った。その話を両親にしたところ、なんてことをしてくれたのかと就職課と掛け合い、自分の意見を無視して取り下げた推薦を復活してもらった。日本銀行から内定をもらうと、JALの3次試験の当日は家から一歩も出してもらえなかった。

卒業後は日本銀行熊本支店に2年間勤務し、発券課で銀行券の受け入れや払い出し、偽造の監査などを担当した。就職後も客室乗務員になることを諦めきれず、求人をチェックしていたが、当時は新卒採用のみであった。目標を見失い、22歳で結婚し、日本銀行を退職した。配偶者の仕事の都合により福岡に転勤することになり、福岡ではこども英会話教室の講師を1年間努めた。24歳で娘を出産し、6年間は専業主婦として育児に専念したが、客室乗務員の夢を諦めきれず、業界誌を買い続け、秘書検定にも挑戦した。配偶者が転職し、熊本に戻ることになり、27歳で息子を出産した頃、地方の航空会社が既卒募集を始めた。やっとの思いで両親を説得し、航空会社を数社受験したが、面接まで進むことができなかった。息子は3歳になって保育園に登園するようになり、娘が小学校に入学したのを機に、友人の会社で社長秘書や地元組合の理事長秘書のパートを始めた。さらに、日本秘書クラブ九州支部の講師養成講座を修了し、32歳の時に父の紹介でNTTユーザー協会 (以下協会) のビジネスマナー講師をフリーランス契約で始めることになった。3ヶ月の研修を経て、独自のレジュメを作成し、講師を務める中で、心理学に基づいた授業を取り入れると好評を博し、1年先までの予約が殺到した。評判が高まるのとは逆に、講師としての威厳を保とうと無理が祟り、心療内科に通うことになってしまった。医者から診断書もらい、協会事務局長に事情を話して仕事を辞めさせてもらった。もっと頑張らなければという完璧主義な性格が祟ってしまった。契約を解除したのはいいが、自分らしくできる仕事はないかと探していたところ、「市政だより」に母校である中学校の図書館司書募集の記事を見つけて応募した。面接では、母校の校長が今までの職歴に興味を持ってくれて、司書の仕事

だけではなく、キャリア教育やインターンシップに参加する上でのビジネスマナー講習を担当してほしいと提案してもらった。35歳から40歳まで5年間勤務したが、人生の中で一番自分らしく心から仕事を楽しみながら、子供たちの指導にあたることができた。1年ごとの最長5年までの契約であったため、次の仕事を探す必要があった。今後は秘書として勤務したいと考えていたところ、新聞広告に「官公庁秘書募集」の記事を見つけ、連絡先の派遣会社に問い合わせたところ、県庁が初の外部委託で秘書を募集していることがわかった。教育長の秘書として4年間勤務した後、現在副知事秘書として勤務して1年目である。秘書業務としては、スケジュール管理や環境整備、旅費の精算や公用車の管理などを担当している。

(2) 一皮むけた経験

「このような秘書はいない」と内部のみならず外部からも評価をもらったことである。たとえば来客が傘の忘れ物をした際、梅雨の時期で困っているだろうと思ひ、外出のついでに届けたところ、実は困っていた、有難かったと喜んでもらった。時期によってお茶やおしぼりの温度に気を配り、細やかな心遣いに喜んでもらうことも多々あった。

(3) メンター・サポーターとの出会い

今でもお世話になっているが、高校2年生の時に出会った元JALの客室乗務員の先生から、マンツーマン指導で就職活動を支えてもらったことは心から感謝している。また、日本秘書クラブ九州支部でお世話になった先生方やメンバーの方々から沢山の良い刺激ももらっている。

5.2 その他の要因

職場の状況要因をみると、派遣秘書であるため、今後もこの仕事を続けることができるのかは不明であるが、秘書検定1級を取得していたため、副知事の秘書になることができた¹⁴。知事秘書は県庁の職員であり、副知事の場合も出張など外出の際の随行は県庁職員である男性秘書が担当しており、派遣秘書との役割分業がある。

上役に関わる要因としては、副知事は自分の娘のように信頼してくれているので、その期待に応えたいと業務に励んでいる。レクチャー¹⁵などのスケジュール管理は秘書にまかせられており、男性秘書が独断で面会を断ってしまう来客に対して、それとなく副知事に

確認するようにし、客とのパイプ役になるよう努めている。

家族状況要因としては、夫は家事や育児に関して、全てB氏にまかせきりであったので、インストラクター時代は本当に大変だった。県庁の秘書となってからは、子どもは親の手を離れ、夫は家事を分担してくれるようになった。

5.3 小括

B氏は現役の秘書でもあり、県庁秘書室に所属しているグループ秘書である。今後、同一組織内でのキャリアが展開されるのかみていきたい。秘書業務の四層理論を考えると、秘書としてはbc部分の業務を中心に、職務上役割分業があり、主にスケジュール管理や来客の応対などを担当していることから「間接補佐型秘書」であるといえよう。B氏のキャリアの場合、客室乗務員という夢を持っていたが、両親との意思疎通がうまくいかず、日本銀行に就職、その後はもう一つの夢であったマナーインストラクターに転身している。さらに、結婚・出産・子育てを経て、これまでの職務経験を活かしながら図書館司書を経験し、県庁秘書へと転身している。大谷氏と同様、自分の目標を修正しながら、キャリアを展開しているところから、金井の提唱する「キャリア・トランジション・モデル」が想起される。

6. 職場学習論からみるブレン秘書のキャリア形成

6.1 職場学習論からみるブレン秘書のキャリア形成

秘書のキャリアをみると、他者から様々な形で支援を受けていることがわかる。ここで、他者からどのような支援を受けているのかという職場学習論¹⁶の視点からみてみたい。中原(2010)は、職場において人々が他者¹⁷から受けている支援を「業務支援」「内省支援」「精神支援」の3つに分類した。これら3種類の支援が、どのような人々からもたらされているのかを分析している。「業務支援」とは、業務に関する助言・指導を指しており、「内省支援」とは、折に触れ、客観的な意見を与えたり、振り返りをさせたりすることである。「精神支援」とは、折に触れ、精神的な安らぎを与えたりすることをいう。

ここで、4名のキャリアを見てみると、メンター・サポーターとして、いずれの場合も「社外の人」を挙げている。A氏の場合は、職場における上位者・先輩

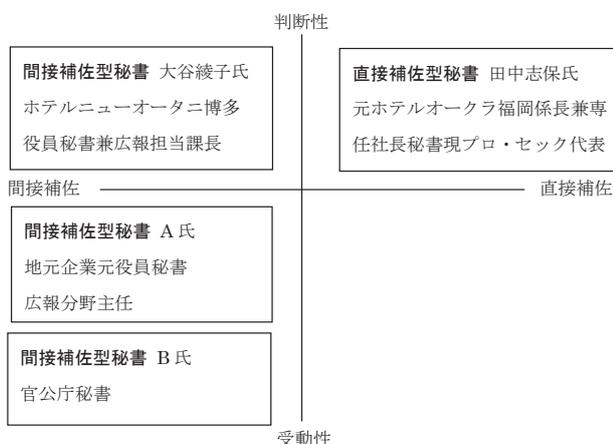
を挙げているが、田中氏と大谷氏の場合は、支援を受けるべき人物が身近にいないことも影響している。田中氏の場合、安藤優子氏からの「内省支援」を挙げている。大谷氏は、外部講師からの「内省支援」、福岡女性秘書研究会での活動、テレフォンサービス部門や秘書としての能力を磨くために、秘書検定1級に挑戦し、英会話を勉強したことを述べている。A氏は上位者・先輩からの「業務支援」を挙げているが、福岡女性秘書研究会の重要性も語っている。B氏は外部講師からの「内省支援」、日本秘書クラブ九州支部での活動を挙げている。秘書職において、グループ秘書の形態であれば、上位者・先輩からの支援を受けることが可能であるが、秘書室などが無い場合、支援を受ける人を他部門や外部に求めざるを得ず、社外の交流会や研究会¹⁸の果たす役割は大きい。以上のことから、秘書職経験者のキャリアに、「社外の人」からの「内省支援」が大きな影響を与えているといえよう。

6.2 結論

秘書のキャリアを4つの要因から詳述し、職場学習論から分析したが、田中氏は業務サポートのみならず、経営サポートも行っていることから「直接補佐型秘書」といえよう。大谷氏は、他部署から秘書へと転身し、秘書責任者でもあることから、業務において「判断性」が求められる「間接補佐型秘書」といえよう。A氏は、業務サポートを中心に担当していることから「間接補佐型秘書」であろう。B氏は職務上役割分業があることから「間接補佐型秘書」であろう。

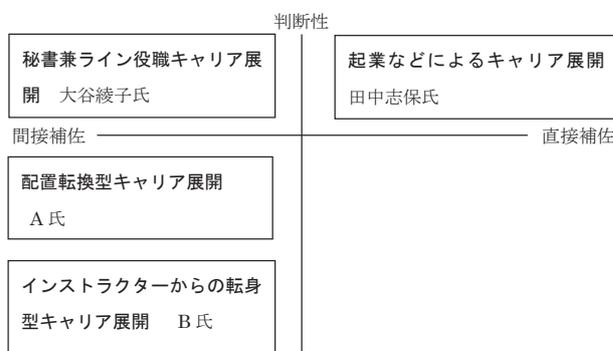
大谷氏のキャリアは「同一組織内でのキャリア展開」であるが、従来「秘書室内でのキャリア展開」と「配置転換型キャリア展開」に下位分類されていた。しかしながら、大谷氏の場合は現役秘書でありながら、広報担当課長という役職も兼務していることから、「秘書兼ライン役職キャリア展開」という新たなパターンといえよう。A氏の場合は、秘書から広報分野へと異動していることから、「配置転換型キャリア展開」のパターンであろう。B氏のキャリアをみると、マナーインストラクターから現在秘書へと転身していることから、「インストラクターからの転身型キャリア展開」のパターンといえよう。秘書職経験者のキャリアにおいては、個人状況要因、職場状況要因、上役に関わる要因、家族状況要因という4つの要因が相互に関連し合い、特に職場の状況要因や家族状況要因が大きな影響を与えていることがわかった。さらに、キャリアの節目において夢や目標を修正しながらキャリアを展開し、その中でメンター・サポーターとの出会いが重要であることもわかった。今後の課題として、図表3のブレン秘書の3類型で明らかにしたキャリア形成の特徴を、さらに詳しく検討していきたい。

図表2 ブレン秘書の3類型



また、秘書のキャリアパターンを考察すると、田中氏のキャリアは退職して会社を起業していることから「起業などによるキャリア展開」のパターンである。

図表3 ブレン秘書の3類型とキャリア形成の特徴



¹ 徳永・大友（2014）は、現代秘書の現状と変容しつつある秘書の業務に焦点を当て、広島企業および病院にアンケートを実施することで、現代的な特徴を調査・分析している。秘書の言葉遣いに対する意識の変化、私服化、地方においては秘書業務における国際化が進んでいないこと、業務におけるIT化や効率化が進んでいることがわかった。

² プロフェッション論の視点からみると、医師、弁護士、大学教員などが伝統的なプロフェッションであり、看護師、行政書士、客室乗務員、コンサルタント、秘書などがセミプロフェッションといえよう。これらの

職業には、高度な専門訓練が必要とされる。

³ 欧米などの企業に多くみられる上役個人につく「個人付き秘書」、所属部門の仕事と上役の補佐という秘書の仕事の兼務する「兼務型秘書」、日本の大企業に多く、秘書室や秘書課に所属してグループ単位で上役を補佐する「グループ秘書」という三形態のキャリアを詳述する。

⁴ 秘書のキャリアパターンとしては、以下の3つに分類できる。ひとつは、「同一組織内でのキャリア展開」であり、「秘書室内でのキャリア展開」と「配置転換型キャリア展開」に下位分類できる。「秘書室内キャリア展開」は、主任、係長、課長と室内で役付としてキャリアを展開するパターンである。「配置転換型キャリア展開」は、秘書室から広報室などへ異動し、他部署でキャリアを展開するパターンである。その他、他社へ転職するなど「転職などによるキャリア展開」が考えられる。最後に、退職して会社を起業するなど、「起業などによるキャリア展開」が挙げられる。

⁵ 倫理的配慮として、メモを取ることに、録音については調査協力者に承諾を得た。研究の目的と内容についても予め説明し、匿名を希望する場合は、実名とは無関係のアルファベットで表記し、勤務先などの事項は不記載とした。

⁶ 女性のキャリアは、ワークキャリアだけではなく、家族状況などのライフキャリアに立脚した視点からの分析も必要であると考えたため、4つの要因として詳説する。

⁷ 個人状況要因として、「プロフィール」のほか、「一皮むけた経験」「危機との遭遇」「メンター・サポーターとの出会い」という仮説項目を用い、事例分析を行った。「一皮むけた経験」とは、自分のこれまでのキャリアの中で、その後長期にわたり、仕事の取組み姿勢やマネジメントの仕方などに大きな影響を与えた「鍵となる出来事」をいう。

⁸ 上役に関する要因とは、上役の秘書に対する考え方、上役自身の人間性などを指す。

⁹ 職場状況要因とは、組織の規模、業種、伝統、勤務形態、女性が活躍している職場か、外国人の登用などを指す。

¹⁰ 家族状況要因とは、家族構成、子どもの有無、居住状況、生活時間（本人の家事、育児時間および配偶者の仕事と家事、育児時間）、介護の状況などを指す。

¹¹ 採用に関しては、6つの条件があった。それは、①女性であること、②三十路であること、③秘書経験があり、④福岡の街に詳しく、⑤体力があって、⑥年配

男性とのコミュニケーションに長けていることというものであった。

¹² 久留米信愛女学院短期大学藤村やよい教授が代表を務める福岡の現役秘書のための研究会。

¹³ 能動的な行動パターンとして、好奇心 (Curiosity)、粘り強さ (Persistence)、柔軟性 (Flexibility)、楽観性 (Optimism)、リスクテイク (Risk take) という5つの特徴を挙げている。

¹⁴ 知事秘書は県庁職員、副知事と教育長に関しては、随行などを担当する秘書は県庁職員であり、スケジュール管理や来客の応対などを担当するのは派遣秘書で、なおかつ秘書検定1級取得者である。

¹⁵ ある事柄や行事などについて、知事や副知事などに知識を得てもらうための会議。

¹⁶ 職場学習論は、構築主義 (constructionism) が一つの元になっており、構築主義とは、現実 (reality)、つまり現実の社会現象や、社会に存在する事実や実態、意味とはすべて人々の頭の中で作り上げられたものであり、それを離れては存在しないと、社会学の立場である。近年、アンソニー・ギデンス (Anthony Giddens) やウルリッヒ・ベック (Ulrich Beck) が構造化理論や再帰的近代化論を提唱し、現代社会学に大きな影響を与えている。

¹⁷ 調査回答者には「かかわりの深い人」を2名挙げてもらい、下位カテゴリには「同じ職場の人」「他の職場の人」「社外の人」という3つの水準がある。

¹⁸ 福岡では、公益財団法人実務技能検定協会が母体である「日本秘書クラブ九州支部」や「福岡女性秘書研究会」、一般社団法人日本秘書協会の地方研究会などが開催されている。

参考文献

- 青島祐子 (1994) 『女性のキャリア戦略』学文社。
 金井壽宏 (2003) 『働くひとのためのキャリア・デザイン』PHP研究所。
 田中篤子 (2002) 『秘書の理論と実践』法律文化社。
 中原淳 (2012) 『職場学習論』東京大学出版会。
 中原淳 (2012) 『職場学習の探求』生産性出版。
 森脇道子 (1988) 『新版秘書概論』建帛社。
 石田敏和 (1989) 「秘書業務の実態調査報告」福島女子短期大学研究紀要。
 大友達也、徳永彩子 (2010) 「秘書学からみた医療秘書とは - 医療系事務職の位置づけに関する考察 - 」医療福祉研究第4号。
 社団法人関西経済連合会 (2001) 「豊かなキャリアキ

キャリア形成へのメッセージ].

徳永彩子・大友達也 (2010) 「日本における秘書職能の史的考察」安田女子大学研究紀要第38号.

徳永彩子・大友達也 (2014) 「秘書業務の現代の特徴と課題—広島におけるアンケート調査結果から—」九州共立大学研究紀要第4巻第2号.

徳永彩子 (2014) 「現代の秘書業務における特徴と傾向」西南学院大学大学院経営学研究論集第60号.

中川浩子 (2009) 「シャインの「キャリア・アンカー自己分析表」による女性へのインタビュー調査の限界と可能性」東京女子大学紀要論集第60号.

中村健壽 (1997) 「組織体における秘書の発展性に関する一考察」静岡県立大学短期大学部研究紀要第11-1号.

Anthony Giddens (1991) *Modernity and Self-identity: Self and Society in the Late Modern Age*, Polity Press.

(秋吉美都・安藤太郎・筒井淳也訳 (2005) 『モダニティと自己アイデンティティ』ハーベスト社.)

Ulrich Beck, Anthony Giddens, Scott Lash (1994) *Reflexive Modernization*, Polity Press.

(松尾精文・小幡正敏・叶堂隆三訳 (1997) 『再帰的近代化』而立書房.)

H.B. Galatt /Carol Galatt (2003) *Creative Decision Making~Using Positive Uncertainty, Crips Learning*.

John D. Krumboltz/Al S. Levin (2004) *Luck Is No Accident*, Impact Publishers, Inc.

(花田光世・大木紀子・宮地夕紀子訳 (2005) 『その幸運は偶然ではないんです!』ダイヤモンド社.)

Schein, E.H. (1978) *Career dynamics: matching individual and organizational needs*, Addison-Wesley.

(二村敏子・三善勝代訳 (1991) 『キャリア・ダイナミクス』白桃書房.)

Schein, E.H. (1990) *Career Anchors: discovering your real values revisited edition*, Jossey-Bass/Pfeiffer.

(金井壽宏訳 (2003) 『キャリア・アンカー：自分のほんとうの価値を発見しよう』白桃書房.)

Received date 2014年11月25日

Accepted date 2015年1月25日

[原著論文：査読付]

バレーボールのゲームにおける三段攻撃に影響する諸要因と それに関わる攻撃力の評価

三浦 稜将¹⁾， 八板 昭仁²⁾， 宮田 睦美²⁾

The relationships between the factors for the result of attacks involve a receive, a toss and a spike, and assessment of attacking ability during volleyball matches

Ryousuke MIURA¹⁾， Akihito YAITA²⁾， Mutsumi MIYATA²⁾

Abstract

Present study investigated the relationships between rationales for the result of attacks and success of attacks during attacks involve a receive, a toss and a spike. Quarter finals, semi-finals and final of All Japan Intercollegiate Volleyball Championships tournament were analyzed using mathematical Quantification Theory Type One. Main factors for the success of attacks were judgment of opponent's blocks and tosses. For the blocks, large positive influences on success of attack was observed when 3 players jumped to block and at least one player performed block 2 or block 3. On the other hand, large negative influences on success of attack was revealed when 3 players jumped to block and at least 2 players performed block 1. For the judgment of tosses, the largest influence on success of attack was shown by toss-A followed by toss-B and then toss-C. Moreover, it was found that players can be categorized into "reliable type player", "constant type player", "gamble type player" and "clunker type player" when regression coefficient calculated from mathematical Quantification Theory Type One was employed for the analysis.

KEY WORDS : Quantification Theory Type One, Good-play, Normal-play, Bad-play, 4 type Players

1. 緒言

バレーボール競技の攻撃の基本は、ボールを3回以内のコンタクト（ルール上ブロック接触は1回に含まれない）で攻撃をする三段攻撃^{1,2)}が主流になっており、相手コートから送られてきたボールを1回で返球しなければならないテニス競技などの他のネット型競技には見られない特徴である。ゴール型球技のサッカー競技やラグビー競技は、自チームでボールを操作す

るパスが重要な技術となっているが、それらの回数に制限はない。バレーボール競技は、ネット型の球技でありながらゴール型球技のパスが存在する特徴を有していると考えられる。したがって、バレーボール競技においては、自チームで3回以内のコンタクト（パス等）であるレシーブ（レセプション、ディグ）、トス、スパイクとこれにブロックを加えた攻防の中で、如何に試合を展開（得点）するかが勝利に影響することとなり、それぞれの技術の重要性は高い³⁾と考えられる。

1) 九州共立大学スポーツ学部4年
2) 九州共立大学スポーツ学部

1) Undergraduate student in Faculty of Sports Science,
Kyushu Kyoritsu University
2) Faculty of Sports Science, Kyushu Kyoritsu University

それぞれの技術の向上が試合結果に直結することから、これまで各技術に関する様々な研究が報告されており、特にゲームにおける技術の評価や分析は、以下のような観点で行われてきた。出村・中⁴⁾は、技能の合理的・客観的評価尺度を作成しており、豊田ら⁵⁾は、サーブ・レセプション・トス・スパイク・ブロック・ディグの各技術評価について各技術の連携が重要であると述べている。また、川田⁶⁾は、相手コートから飛来してくるボールに対して受けとめるプレーと、それをスパイクまでつなぐプレーが同じ本数だけ行われていることに着目し、スパイクは単独では存在しないプレーであると述べ、バレーボール競技における各技術間連携の重要性を示している。

一方、試合で勝利するためには得点しなければならないことから、攻撃的行動に関する研究も様々報告されており、川田ら⁷⁾は、攻撃の特徴について、吉田ら^{8,9)}はバックアタックについて、米沢・今丸¹⁰⁾は、センター・ライト攻撃における決定率に関する報告をしており、各ボールコンタクトの連携が重要であるにもかかわらず、攻撃を評価する際にはスパイクの決定率や効果率を指標としているものが多くなっている。さらに、スパイク決定に関しては、比較的容易な状況であっても、難易度の高いと考えられる状況であっても、それらは考慮されることなく成否だけが扱われることも少なくない。

以上の観点から、濱田ら³⁾は、第1コンタクトのレシーブと第2コンタクトのトスの関連性を報告し、さらにそれらを発展させて、第2コンタクトのトスと直接的な攻撃行動である第3コンタクトのスパイクの関連性について調査し報告している¹¹⁾。しかし、それらの連続性を対象としたものは見られるが、攻撃全体の流れとそれらの具体的な方法である三段攻撃の各コンタクトの過程を調査し、相手ブロッカーや防御状態などを考慮したスパイクの決定状況に言及した研究は見当たらない。

そこで本研究は、三段攻撃におけるスパイクにおいて、各コンタクトの場所や質、相手ブロッカーの人数や状態などの攻撃結果に関わる諸要因とスパイクの成否との関連性を調査し、決定率や効果率に代わる新たなプレー評価方法を検討し、その評価に基づいたゲーム分析の実用性について検討することとした。

II. 方法

1. 調査対象

調査対象は、国内大学男子のトップレベルのチームである。全日本大学選手権の準々決勝以降の15試合48セットから三段攻撃と認められた2,532プレーである。

調査対象となった試合の大会名・場所・日時は、以下の通りである。

大会名：第66回秩父宮賜杯全日本バレーボール大学男子選手権大会

場所：大田区総合体育館（東京都大田区）

日時：平成25年12月6日～8日

2. 調査方法

コート全体とネット上のボールが画面に入るようにVTRカメラを設置し、各試合を試合開始から終了まで収録した。収録した映像をカラーディスプレイに映し出し、調査用紙に記録した。

3. 調査項目

試合中のすべての三段攻撃において攻撃結果に関わると考えられるレシーブの評価、トスの種類や評価、スパイクの種類やポジション等の9項目について調査した。本研究では、三段攻撃における攻撃の成否と諸要因との関連を調査することを目的としているので、相手チームの返球を1打目で攻撃するダイレクトアタック、トスすると見せて2打目で攻撃するツーアタックは調査対象から除くこととした。各調査項目においては、秋山ら¹²⁾、秋山・都澤¹³⁾、浅井ら¹⁴⁾、福原ら¹⁵⁾、出村・中⁴⁾、坂中ら¹⁶⁾、澤井¹⁷⁾、田原¹⁸⁾、米沢¹⁹⁾を参考にして、表1に示す各カテゴリーに分類した。また、レシーブ、トス、スパイク等のコンタクトしたポジションは、図1に示すようにコートを3m×3mに9分割したものに、コート外を加えた10ヶ所とした。

4. 分析方法

記録したデータは、すべての三段攻撃における各項目を集計し、攻撃の成否（得点の有無）を目的変数、レシーブの評価、トスの評価や種類、スパイクの種類やポジション等の攻撃の成否に関わる諸要因と考えられる9項目を説明変数として、数量化理論I類を用いて重相関係数、各アイテムのカテゴリーウェイト、レンジ、偏相関係数を算出した。

5. 評価方法

数量化理論I類を用いて算出されたカテゴリーウェイトによって作成した回帰式に、調査したすべての3

表1 レシーブの評価, トスの評価, スパイクの種類, ブロックの状態

アイテム	カテゴリー	内容
レシーブの評価	Aキャッチ	セッターが全てのコンビネーション攻撃を行えるところに返球したレシーブ
	Bキャッチ	セッターがコンビネーション攻撃を行えるがポジション移動しなければならないところに返球したレシーブ
	Cキャッチ	セッターがコンビネーション攻撃を行えないところに返球したレシーブ
トスの評価	Aトス	全てのコースへの強打またはフェイントが可能なトス
	Bトス	コースは限られるが強打またはフェイントが可能なトス
	Cトス	強打不可能なトス, または返球することしかできないトス
スパイクの種類	クイック攻撃	第1テンポの攻撃
	平行攻撃	第2テンポの両サイド攻撃
	バックアタック攻撃	バックゾーンからの攻撃
	オープン攻撃	第3テンポの攻撃
	ブロード攻撃	第1テンポの時間差攻撃
	セミ・時間差攻撃	第2テンポの攻撃
ブロックの状態	○(ブロック1)	両掌がネット上に出ておりジャンプタイミングやポジション等がブロックするために完全な状態のブロッカー
	△(ブロック2)	片掌のみがネット上に出ている, またはブロックジャンプが遅れているなどの完全ではないがブロック可能な状態のブロッカー
	×(ブロック3)	両掌がネット上に出ていない, またはブロックジャンプが遅れるなどによってブロックすることができない状態のブロッカー

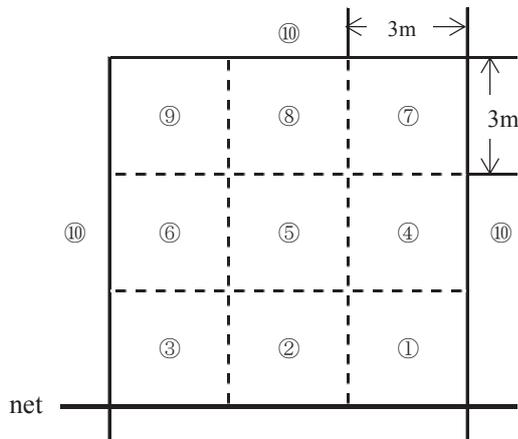


図1 コンタクトポジションのコート図

段攻撃における各項目を代入し, 各攻撃における得点期待値 (y) を算出した. 実測値 (攻撃の成否: 成功=1, 失敗=0) と得点期待値 (y) の差をプレーポイント (z) とし, すべての3段攻撃におけるプレーポイントを算出した. そして, 全プレーのプレーポイントの平均値と標準偏差から, 得点が難しいと考えられる状況において攻撃を成功させたGOODプレー, 易しいと考えられる状況において失敗したBADプレー, 概ね期待値通りの結果となったNORMALプレーに分類した.

GOODプレー: $z_0 \geq z$ 平均値 + 標準偏差

BADプレー: $z_0 \leq z$ 平均値 - 標準偏差

NORMALプレー: z 平均値 + 標準偏差 $> z_0 > z$ 平均値 - 標準偏差

III. 結果

表2は, 対象となった全2,532本のスパイクの成否を示したものである. 攻撃の成功は1,147本, 攻撃の失敗は1,385本であり, 成功率は45.3%であった. 攻撃の成否を目的変数とし, 調査項目である9項目を説明変数として数量化理論I類を用いて算出した重相関係数は0.340であり, 本研究において調査した各項目の当てはまりは良好であり, 攻撃の成否と影響の考えられる諸要因9項目の間には, 一定水準の関係があることが示された.

表2 すべての三段攻撃における攻撃成否の頻度と割合

成功数 (割合)	失敗数 (割合)	計
1,147 (45.3%)	1,385 (54.7%)	1,385

図2は, 攻撃の成否に影響の考えられる9項目のカテゴリーレンジと偏相関係数を表したものである. レシーブポジションはレンジ: 0.090, 偏相関係数: 0.036 (以下同様に, 数値だけを示す), レシーブ評価は0.296, 0.027, トスポジションは0.179, 0.036, ト

ス種類は0.199, 0.044, トス評価は0.399, 0.266, 攻撃参加人数は0.034, 0.020, スパイクポジションは0.151, 0.063, スパイク種類は0.125, 0.015, 相手ブロックは0.552, 0.148であった。相手ブロックとトス評価がそれぞれ最も高く, レシーブ評価, トス種類, トスポジション, スパイクポジションなどが高い値を示した。

図3は, 攻撃の成否に影響の考えられる9項目のカテゴリーウェイトを示したものである。偏相関係数が最も大きかったトス評価については, Aトスが0.104で最も大きく, Bトス (-0.145), Cトス (-0.295) の順であり, トスの精度が高くなるほど攻撃成功に影響を及ぼす結果を示した。レンジが最も大きかったブロックについては, △が1枚と×が2枚 (以下, △-1&×-2と記し, その他も同様に記述する) と△-3が0.412で最も大きく, 次いで×-3が0.410, △-2が0.270の順で大きく, 以下○-1&△-1&×-1 (0.248), △-1&×-1 (0.233), ×-2 (0.215), △-1 (0.199), ○-1&×-2 (0.191), ○-2&△-1 (0.188), フリー (ブロック0枚) (0.153), ×-1 (0.119), ○-1&×-1 (0.056), ○-1 (0.045), ○-1&△-1 (-0.019), ○-2 (-0.048), ○-2&×-1 (-0.048), ○-3 (-0.057), ○-1&△-2 (-0.140) の順であった。ブロックの質が低いブロッカーが多い方が0ブロッカーやブロッカーが少ない状況よりも高値を示した。

次いで, レンジ・偏相関係数が高かったレシーブ評価については, Cキャッチが0.026で最も大きく, Aキャッチ (-0.006), Bキャッチ (-0.014) の順であり, トス種類については, ワンハンドトスが0.166で最も大きく, バックトス (0.031), アンダートス (0.008), ジャンプトス (0.006), ジャンプバックトス (0.001), オーバートス (-0.033) の順であった。スパイクポジションについては, ポジション2が0.026で最も大きく, ポジション1 (0.014), ポジション3 (-0.005), ポジション6 (-0.057) ポジション5 (-0.082), ポジション4 (-0.125) の順であり, トスポジションについては, ポジション7が0.136で最も大きく, 順にポジション1 (0.060), ポジション8 (0.036) などが比較的高い値を示した。スパイク種類については, セミ・時間差が0.017で最も大きく, バックアタック (0.009), 平行 (-0.003), クイック (-0.0035), オープン (-0.0044), ブロード (-0.108) の順であった。レシーブポジションについては, ポジション3が0.058で最も大きく, 次いでポジション4が0.019であり, ポジション1 (0.016), ポジション5 (0.007) が正の値を示した。攻撃参加人数は, 4人が0.016で最も大きく, 3人 (-0.002), 2人 (-0.016) の順であり, 単独攻撃が-0.018で最も小さく全体的に低値を示した。

表3は, 調査対象各チームのエーススパイカーの攻撃回数, スパイク決定の回数と比率, プレーポイント

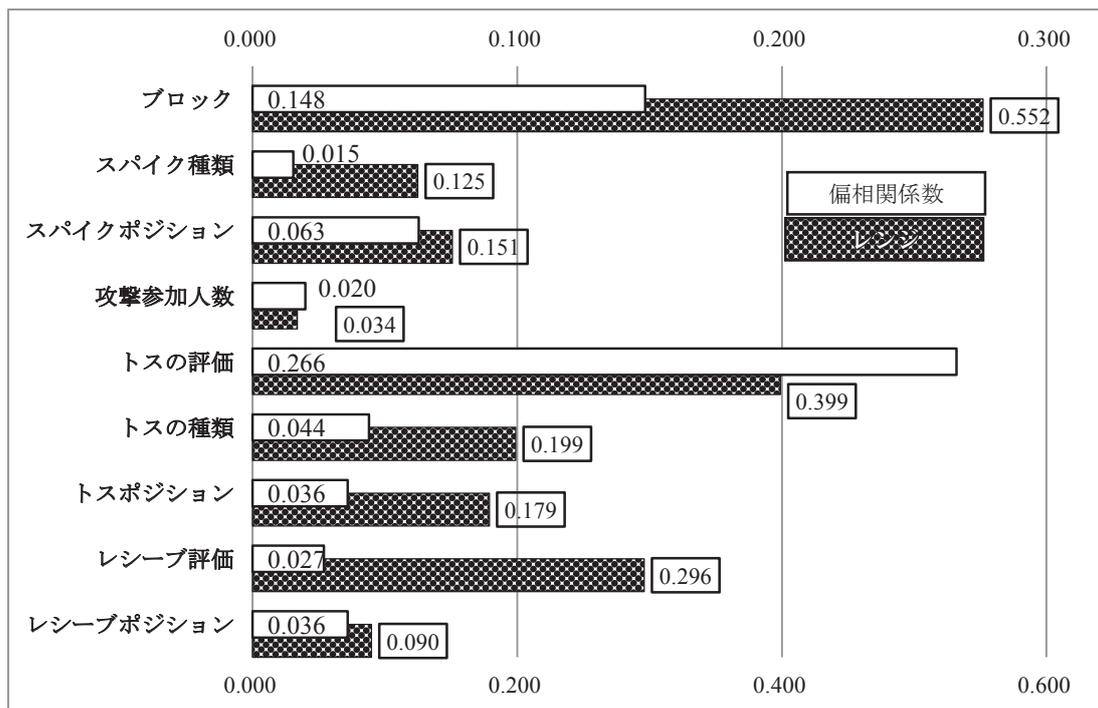


図2 攻撃の成否に影響の考えられる9項目のカテゴリーレンジと偏相関係数

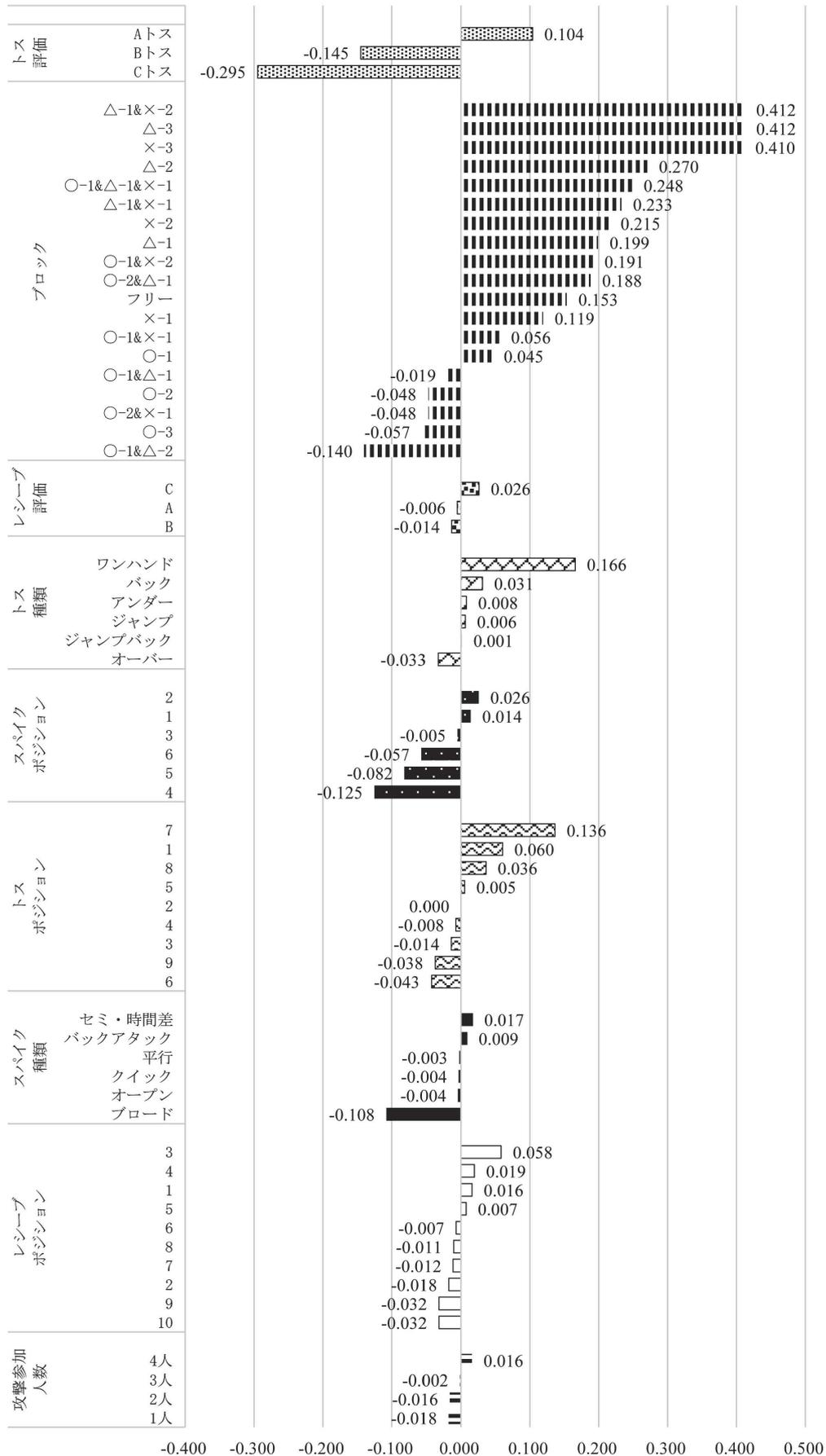


図3 攻撃の成否に影響の考えられる9項目のカテゴリーウェイト

表3 各チームのエーススパイカーの攻撃回数, スパイク決定の回数と比率, プレーポイントの平均, GOODプレー・NORMALプレー・BADプレーの回数と比率

選手	攻撃回数	スパイク決定		プレーポイントの平均値	GOODプレー [†]		NORMALプレー		BADプレー ^{††}	
		回数	比率		回数	比率	回数	比率	回数	比率
A	88	49	55.7%	-0.084	39	44.3%	37	42.0%	12	13.6%
B	65	23	35.3%	-0.254	14	21.5%	42	64.6%	9	13.8%
C	65	30	46.2%	-0.102	26	40.0%	36	55.4%	3	4.6%
D	40	26	65.0%	0.010	23	57.5%	16	40.0%	1	2.5%
E	108	54	50.0%	-0.229	43	39.8%	56	51.9%	9	8.3%
F	32	15	46.9%	-0.089	14	43.8%	16	50.0%	2	6.3%
G	51	25	49.0%	-0.079	25	49.0%	18	35.3%	8	15.7%
H	107	42	39.3%	-0.132	32	29.9%	61	57.0%	14	13.1%

[†] GOODプレー: $z > .344$

^{††} BADプレー: $z < -.616$

の平均, GOODプレーの回数と比率, NORMALプレーの回数と比率, BADプレーの回数と比率を表したものである. 全体のプレーポイントの平均は -0.136 ± 0.48 であり, プレーポイント 0.344 以上のプレーがGOODプレーであり, プレーポイント -0.616 以下のプレーがBADプレーであった. 選手Aは, 攻撃数88回, スパイク決定49回 (55.7%), プレーポイントの平均 -0.084 , GOODプレー 39回 (44.3%), NORMALプレー 37回 (42.0%), BADプレー 12回 (13.6%) (以下, 同様に数値だけを表記する) であった. 選手Bは, 65回, 23回 (35.3%), -0.254 , 14回 (21.5%), 42回 (64.6%), 9回 (13.8%), 選手Cは65回, 30回 (46.2%), -0.102 , 26回 (40.0%), 36回 (55.4%), 3回 (4.6%), 選手Dは40回, 26回 (65.0%), 0.010 , 23回 (57.5%), 16回 (40.0%), 1回 (2.5%), 選手Eは108回, 54回 (50.0%), -0.229 , 43回 (39.8%), 56回 (51.9%), 9回 (8.3%), 選手Fは32回, 15回 (46.9%), -0.089 , 14回 (43.8%), 16回 (50.0%), 2回 (6.3%), 選手Gは51回, 25回 (49.0%), -0.079 , 25回 (49.0%), 18回 (35.3%), 8回 (15.7%), 選手Hは107回, 42回 (39.3%), -0.132 , 32回 (29.9%), 61回 (57.0%), 14回 (13.1%) であった.

IV. 考察

1. 段攻撃と諸要因との関係

三段攻撃の攻撃決定の主要因となるものは, 相手ブロックとトス評価であった. 西島ら²⁰⁾は, ブロックによる得点パフォーマンスが最も勝敗へ貢献するとブロックの重要性を報告している. 福原ら¹⁵⁾は, トスの善し悪しが攻撃を左右しゲームに対する影響は大き

いと攻撃におけるトスの重要性を示しており, トスの精度が高くなることで勝利につながると述べている. ボールゲームの特性から, 相手ブロッカーの技術や戦術は, 攻撃者が制御することはできない. また, セッターや味方プレーヤーの能力や技術は, バレーボールの攻撃において重要と考えられるコンビネーションや連携に大きく関連しているが, これもスパイカーが制御することはできない. しかし, これらの要因がスパイク決定に最も影響しており, スパイカーの技術や能力だけで攻撃が決定しているわけではないと考えられるので, 攻撃力を評価する際には決定率や効果率などだけではなく, 他の要因とりわけ相手ブロックの状況²⁰⁾ やトスの善し悪し¹⁵⁾などを考慮した評価の必要性が明らかになったと考えられる.

次に, 偏相関係数やカテゴリーレンジの大きかった要因のカテゴリーウェイトを見てみると, ブロックにおいて大きな正の影響がみられたのは, $\Delta-1&\times-2$, $\Delta-3$ や $\times-3$ のように, 3人がブロックに跳んでいる状態であるが, Δ や \times が1人以上含まれている状況であった. 一般的な戦術として, ブロック参加しないプレーヤーは, レシーバーとしてプレー参加することになるが, Δ や \times のブロッカーは不完全なブロックであるにも関わらず, ブロッカーとしてプレーしているため, ブロッカーとしてもレシーバーとしても機能していないことになる. この状態は防御者の人数が減っていることを意味しており, 攻撃成功の可能性が高くなったと考えられる. また, ブロックにおいて負の影響がみられたのは, $\bigcirc-2$, $\bigcirc-2&\times-1$, $\bigcirc-3$, $\bigcirc-1&\Delta-2$ などの状況であり, 完全な状態のブロッカーが2人以上参加している状況または完全な状態のブロッカーが1人で完全ではないがブロックが可能なブロッカー 2人の

3枚ブロックの状況であった。相手ブロッカーの参加人数や状態を制御することはできないが、これらの状況における攻撃成功の可能性は低く、攻撃時においては難しい状況と考えられる。

トス評価については、トスはレシーブから攻撃へのつなぎであり、その善し悪しが攻撃の成否に影響する三段攻撃における重要な役割⁵⁾であり、攻撃しやすいトスを上げることがゲームで勝利するために必要¹⁵⁾など、攻撃とトスの関連性については多くの研究が報告されている。トス評価において正の影響を示したのは、全てのコースへの強打またはフェイントが可能なAトスであり、強打またはフェイントが可能なBトス、強打が不可能であり返球を目的とされるCトスは、負の影響を示した。福原・柳原¹⁵⁾は、サーブキャッチの善し悪しに関わらず攻撃しやすいトスを上げる割合が高いことが攻撃成功のために重要と報告しており、本研究においてもこれを支持する結果となった。スパイカーが強打や軟打またはフェイントなど、相手の守備隊形やブロッカーの状況によって打ち方を変化させることができるか否かによって、攻撃成功への影響が変わることを意味しており、本来のスパイカーの攻撃力を反映する要因になると考えられる。

相手ブロックの状態と攻撃するためのトスの質が攻撃結果に大きく影響することは、セッターの役割が、相手ブロックやディフェンス隊形を崩すポイントに配球する¹⁷⁾ことや、自チームの攻撃力を最大限に引き出すこと²¹⁾であることを裏付ける結果となった。スパイカーの攻撃力を評価する際には、スパイク決定率や効果率などで評価するだけでなく、攻撃に至るまでの背景を考慮する必要性が明らかになったと考えられる。特に、攻撃の中心はセッター²²⁾であり、トスの質を考慮した評価が重要であることが示唆された。

2. プレーポイントによる評価

表4に示した各チームのエーススパイカーのスパイク決定率、GOODプレー、BADプレーの頻度や比率によって、プレーヤーのタイプは4つに分類できると考えられる。1つ目は、GOODプレーの回数や比率が高く、BADプレーの回数や比率が低いプレーヤーである。ブロックやトスの質などにおける期待値の高い状況において失敗することが少なく、O-2やBトスなどの期待値の低い難しい状況におけるスパイクを決める比率の高いプレーヤーであり、4つのタイプの中で最も貢献度の高い得点の取り方をする「リライアブル型プレーヤー」と考えられる。エーススパイカーは、

コンビネーション攻撃が使えないときでも、十分に準備した相手の2人のブロッカーと戦わなければならない¹⁸⁾と言われており、本研究においては、スパイク決定回数は多くないがGOODプレーの比率が最も高く、BADプレーの比率が最も低かったD選手がこのタイプの代表的なプレーヤーに分類される。2つ目は、GOODプレーの回数や比率は低いが、BADプレーの回数や比率も低いプレーヤーである。難しい状況におけるスパイクを決めることは少ないが、簡単な状況でのスパイクは失敗しないプレーヤーであり、ミスの少ない堅実なプレーヤーと考えられ、攻撃に関連する諸要因の条件が揃えば一定のスパイク決定が望める「コンスタント型プレーヤー」と考えられる。本研究においては、スパイク決定回数が最も多く、対象となった大会においてスパイク賞を受賞したE選手や、スパイク決定回数は多くないがBADプレーの比率が2番目に低いC選手がこのタイプの代表的なプレーヤーに分類される。3つ目は、GOODプレーの回数や比率が高く、BADプレーの回数や比率が高いプレーヤーである。期待値の低い難しい状況におけるスパイクを高い確率で決めることができるが、条件が良く期待値の高い状況においてスパイクを失敗することが多いプレーヤーと考えられる。ゲームにおいては相手のディフェンスが固く得点の困難な状況においても活躍する可能性がある一方、チームやベンチが決まったと思うような簡単な状況のスパイクを決められないことも少なくないと考えられ、相手のディフェンス状態や得点差などを考慮した起用が必要であり「ギャンブル型プレーヤー」と考えられる。本研究においては、スパイク決定回数が2番目に多くGOODプレーの比率が3番目に高かったA選手や、スパイク決定がすべてGOODプレーであるが最もBADプレーの比率が高かったG選手がこのタイプの代表的なプレーヤーに分類される。4つ目は、GOODプレーの回数や比率が低く、BADプレーの回数や比率が高いプレーヤーで、難しい状況におけるスパイクを決めることが少なく、期待値の高いスパイクを失敗する確率の高いプレーヤーであり、最も起用方法の難しい「クランカー型プレーヤー」と考えられ、本研究においては、B選手やH選手がこのタイプのプレーヤーに分類される。

これらの分類は、GOODプレーとBADプレーを評価することで、スパイカーとしての特徴を理解することができ、川田⁶⁾がスパイクは単独では存在しないプレーと述べるように、他の味方プレーヤーのレシーブ能力やトス能力などとの関連において戦術やゲームの

流れ、得点差に合わせたプレーヤーの起用法等に應用できると考えられる。

V. 結論

本研究は、三段攻撃におけるスパイクにおいて、各コンタクトのポジションや質、相手ブロッカーの人数や状態などの攻撃結果に関わる諸要因とスパイクの成否との関連性について、全日本大学バレーボール選手権大会のベスト8以上のチームを対象として調査し、数量化理論 I 類を用いて分析し、スパイクの成否に影響する要因について検討した。

三段攻撃の攻撃決定の主要因となるものは、相手ブロックとトス評価であった。ブロックにおいては、3人がブロックに跳んでいる状態で、△や×が1人以上含まれている状況は攻撃成功に関して正の影響が大きく、完全な状態のブロッカーが2人以上参加している状況では負の影響が大きかった。トス評価においては、Aトス、Bトス、Cトスの順で攻撃成功への影響が大きかった。

また、数量化理論 I 類によって算出した回帰係数を用いてプレーの質を検討し、すべての攻撃をGOODプレー、NOMALプレー、BADプレーに分類したところ、プレーヤーは「リライアブル型プレーヤー」、「コンスタント型プレーヤー」、「ギャンブル型プレーヤー」、「クランカー型プレーヤー」の4つのタイプに分類することができた。これによって、スパイカーとしての特徴を理解することができるので、味方プレーヤーの技量や能力との関連において戦術やゲームの流れ、得点差に合わせたプレーヤーの起用法等に應用できると考えられる。

VI. 文献

- 1) イボイロフ, A. V. (1984): バレーボールの科学. 泰流社, 11.
- 2) セリンジャー, A. (1993): 朽堀申二監修, 都澤凡夫訳, セリンジャーのパワーバレーボール. ベースボールマガジン社.
- 3) 濱田幸二・塩川勝行・三浦健・高橋仁大・小島隆史・坂中美郷・生瀬良造・中西康己・成田朋彦 (2007): バレーボールにおける連続する技術の修正能力に関する研究 (1): レシーブ (レセプション) からトスまで着目して. 学術研究紀要, 36, 47-58.
- 4) 出村慎一・中比呂志 (1990): バレーボールゲームにおける評価尺度の作成と集団技能の構造: 大学トップレベルを対象として. 体育学研究, 34, 329-344
- 5) 豊田博・島津大宜 (1972): バレーボールの技術の評価に関する研究 (第2報) 女子一流チーム・選手の国際試合における技術成績について. 体育学紀要, 6, 71-79.
- 6) 川田公仁 (1996): バレーボールのトスに関わる研究: アタック決定状況とブロック参加数を中心とした考察. 筑波大学体育研究科研究論文集, 第18巻, 275-280.
- 7) 川田公仁・朽堀申二・今丸好一郎・篠村朋樹・中瀬巳紀生・重永貴博 (1996): バレーボールの攻撃における特徴. 日本体育学会大会号, 47, 492.
- 8) 吉田康伸・上田実・朽堀申二・都澤凡夫・遠藤俊郎・中西康己・重永貴博 (1994): バレーボールにおけるバックアタックの研究: 日本リーグ男子を対象として. 日本体育学会大会号, 45, 528.
- 9) 吉田康伸・中西康己・重永貴博・今丸好一郎 (1999): バレーボールにおけるフロントとバックの攻撃パターンについての研究②. 法政大学体育研究センター紀要, 17, 39-47.
- 10) 米沢利広・今丸好一郎 (2014): バレーボールにおける攻撃戦術に関する事例研究: センター・ライト攻撃で5割の打数と50%の決定率を目指して. 福岡大学スポーツ科学研究44 (2), 29-40.
- 11) 濱田幸二・塩川勝行・三浦健・高橋仁大・小島隆史・坂中美郷・生瀬良造・中西康己・成田朋彦 (2009): バレーボールにおける連続する技術の修正能力に関する研究 (2): トスからスパイクに着目して. 学術研究紀要, 38, 61-68.
- 12) 秋山央・都澤凡夫 (2008) 男子バレーボールにおけるセッターのパフォーマンス評価基準の検討: 妥当性, 客観性, および有用性について. スポーツ方法学研究, 22 (1), 13-28.
- 13) 秋山央・中西康己・松田裕雄・都澤凡夫 (2008) バレーボールにおけるセッターのパフォーマンス評価基準の提示: 男子トップレベルを対象として. スポーツコーチング研究, 6, 1-17.
- 14) 浅井正仁・柏森康雄・山本隆久 (1987): バレーボールのゲーム分析: ジャンプトスの有効性について. 日本体育学会大会号, 38A, 296.
- 15) 福原祐三・柳原英児 (1974): バレーボールのゲーム分析: トスの役割. 東海大学紀要, 体育学部4, 119-129.

- 16) 坂中美郷・中大路絢野・本山清嵩・佐藤剛司・濱田幸二 (2014) : バレーボールにおけるアンダーハンドによるトスの研究. スポーツパフォーマンス研究, 6, 84-98.
- 17) 澤井亨 (2009) : バレーボール「セッター」における技術・戦術の変遷とスキルアップ方法についての解説. 人間環境論集, 9, 223-242.
- 18) 田原武彦 (2003) : バレーボールにおける攻撃力評価に関する研究. 総合研究所所報, 11, 231-237.
- 19) 米沢利広 (2009) : バレーボールのゲーム分析 : ライトサイド攻撃の有効性について. 福岡大学スポーツ科学研究, 40 (1), 1-10.
- 20) 西島尚彦・松浦義行・大沢清二 (1985) : バレーボールゲームにおけるチームパフォーマンスの決定因子とその勝敗との関連. 体育学研究, 30 (2), 161-171.
- 21) 猫田勝敏 (1983) : 直伝・猫田勝敏の名人芸トス. 新潮社.
- 22) ベラスコ, J. (2001) : ラリーポイント制に適応するためのテクニックと戦術. 日本バレーボール協会編, (2001) Asian coaches seminar manual, 日本バレーボール協会 : 13-18.

付記

本研究は、平成25年度九州共立大学スポーツ学会プロジェクト研究助成を受けて実施されたものである。

Received date 2014年11月24日

Accepted date 2015年1月23日

[実践的研究：査読付]

第17回アジア競技大会における活動
—男子7人制ラグビー日本代表トレーナーとして—
辰見 康剛*

Activity in the 17th Asian Games
—As a Japan men's Sevens Rugby team trainer—

Yasutaka TATSUMI*

Abstract

This manuscript reported that the sports training and medical support of the Japan Men's Sevens Rugby Team during the 17th Asian Games held in Incheon, Korea. The players and team staff were in Incheon for seven days and had six games. Even though, the players had a tough game schedule, the most of players' mental and physical conditions were maintained well because of the support provided by the team staff and the Japan Olympic Committee. In the future, it may be necessary to establish methods of data accumulation that is conditioning specific to the Sevens Rugby.

1. 緒言

2014年9月14日から10月4日にかけて韓国の仁川で開催された第17回アジア競技大会（以下：アジア大会）に男子7人制ラグビーのトレーナーとして帯同させて頂いた。

7人制ラグビーは15人制と比べるとプレイヤーは少ないが、同じ大きさのグラウンドで行うため、選手にはよりスピードやスタミナが求められる^{1) 2)}。7人制ラグビーの大会では通常、2日間で5、6試合が行われる。その試合間隔は勝敗により変更するが、短ければ2時間程度ということも珍しくない。また、試合会場によっては充分なりラックススペースが確保されていない場合もあり、いかに限られた時間と環境で直前の疲労をリカバリー出来るかが、競技成績に大きな影響をもたらす。したがって、7人制ラグビーとは選手のコンディションをサポートするトレーナーの役割が非常に重要となる競技のひとつである。

本稿では大会中における実践活動を報告し、合わせて活動を通じて生じた課題や今後の展望をトレーナー

からの視点およびコンディショニングの分野に焦点を当て、検討することを目的とした。

II. スケジュールとメンバー構成

1. スケジュール

アジア大会に向けて9月21日から27日まで国内合宿を行った。その後、27日の夜に仁川に入り10月3日までの7日間を現地の選手村で過ごした。なお、試合は9月30日と10月1、2日の3日間で行われ、各日2試合ずつの計6試合であった（Table1）。

2. メンバー構成

登録選手は12名であり、全ての選手がジャパンラグビートップリーグおよびその下部の地域リーグに所属する選手であった。帯同スタッフは6名であり、その内訳はヘッドコーチ（以下：HC）、ストレングス&コンディショニングコーチ（以下：S&C）、ドクター、トレーナー、分析、総務が各1名ずつであった。

*九州共立大学スポーツ学部

*Kyushu Kyoritsu University, Faculty of Sports Science

Table1. 大会中の大会中のスケジュール

日付	時間	内容
9月27日(土)	18:40	成田空港出発
	23:00	選手村到着
9月28日(日)	12:00	試合会場視察
	16:00	トレーニング
9月29日(月)	9:30	トレーニング
9月30日(火)	12:28	プールC 第1戦 対 S Arabia
	16:08	プールC 第2戦 対 Thailand
10月1日(水)	12:28	プールC 第3戦 対 Malaysia
	18:24	準々決勝 対 C Taipei
10月2日(木)	16:40	準決勝 対 Sri Lanka
	19:44	決勝 対 Hong Kong
10月3日(金)	8:15	選手村出発
	14:15	羽田空港到着

III. 周囲の環境

1. 生活環境

大会に参加する全ての選手・関係者は選手村内で生活を送った。選手村内には幾つもの層マンションが建設されており、我々にはあるマンションの27階と28階の部屋が割り当てられた。各部屋は3LDKであり、7名で使用していた (Fig.1)。リビングルームが広く、

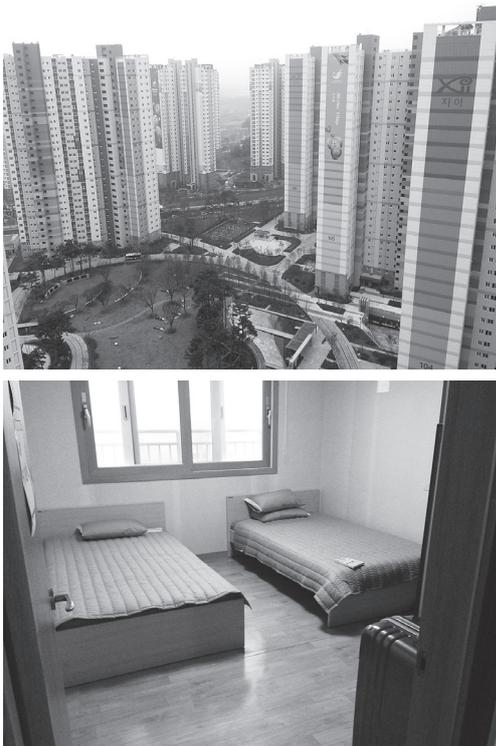


Fig.1 生活環境

そちらを生活するうえでの共同スペース兼ミーティングルームやトレーナールームとして活用した (Fig.2)。



Fig.2 リビングルーム

2. 栄養環境

食事は選手村内のダイニングホールで24時間いつでも摂れる環境であった。メニューは豊富で長期間の



Fig.3 ダイニングホール

滞在でも比較的ストレスは少なかったように思う (Fig.3)。また、選手村のいたる所にミネラルウォーターやスポーツドリンクがフリーサービスで設置されており、いつでも自由に水分摂取が可能な状況であった。この点はコンディショニングにおいて非常に有効であった (Fig.4)。さらに多くの日本選手団が宿泊していたマンションの一室では味の素が日本選手団を対象としたブースを出しており、様々なサプリメントや簡単な日本食と各種調味料、他にはコーヒーや紅茶などの嗜好品のサービスが提供されていた。連日のように利用者が多く日本選手団の躍進に貢献していたのではないかと思われる。



Fig.4 選手村に配置されたフリードリンク

3. 練習および試合会場

7人制ラグビーの練習と試合会場はNamdong Asiad Rugby Fieldという場所であった。選手村からバスで5分程度と非常に近く便利であり、コンディショニングの観点からも有難い環境であった (Fig.5)。なお、試合会場にはメディカル本部が設置されており緊急時にはトーナメントドクターによる診察や応急処置、他には医療機関の手配などが施された。

4. マルチサポート事業

本大会期間中は日本選手団のコンディション支援の拠点として、マルチサポート・ハウス (以下MSH) という施設が開設されていた。MSHとは文部科学省のマルチサポート事業の一環として運営されているものであり、2010年広州アジア大会、12年ロンドン五輪、14年ソチ五輪に続く4度目の開設となる。選手村から



Fig.5 Namdong Asiad Rugby Field

バスで15分程度の所にあり、地下1階から地上3階の施設であった。フロアごとに医科学サポートや食事、他にはトレーニングや分析、リラックススペースなどが設けられていた。なお、医科学サポートにおいては最新の設備が整っており、クライオサウナや高気圧カプセル、炭酸泉などが事前予約により使用可能なシステムになっていた。食事也非常に充実しており、国立スポーツ科学センター内のレストランで提供される内容と遜色無かったように思う。前述のとおり7人制ラグビーでは短時間におけるリカバリー能力が競技成績に大きく影響を及ぼす。したがって、このような医科学および食事のサポートを提供して頂けたことは大変有難かった。

IV. トレーナーに求められる業務とその実際

本大会に限らず、遠征時には様々な業務がトレーナーに求められる。まず、遠征前の業務として、メディカル備品の準備があげられる。これらにはテーピングや治療器具、他には装具類やセルフケアグッズも含まれる。また、遠征先ではミネラルウォーターや氷の手配等もトレーナーが主となって行うことがある。

遠征中においてはS&Cと共に選手のコンディショニングをサポートし、必要に応じてトリートメントや傷害に対する応急処置も行う。バックアップメンバーがいない状況で大会中の6試合を戦い抜かなくてはならない7人制ラグビーにおいて、選手のコンディションはチームの成績に直結すると言っても過言ではない。したがって、選手のコンディションに問題が生じた場合は迅速にチームドクターおよびHCに伝えることが重要であり、和久、齋藤³⁾の報告と同様にスタッフ間における情報共有は我々も注意をしている点である。加えて、各選手の情報は随時、所属チーム先のメディ

カルスタッフと共有を図り、各チームとの信頼関係を築くとともに可能な限りベストなサポートが行えるように努めている。

試合日においてはピッチサイドでメディカルサポート兼ウォーター係を担う。また、タイトなスケジュールの中でテーピングや試合間のトリートメントと傷害評価、他にはチーム運営の補助等、マネジメント業務を行うこともある。

V. コンディショニングの実践とその成果

本大会中に実践したコンディショニングのうち、体重管理、コンディションチェックシート（以下CCS）の活用、リカバリーの実践について以下に述べる。

まず、体重管理であるが、脱水による体重減少と体力低下の関連性が指摘されており⁴⁾、体重の3%の脱水で運動パフォーマンスが低下することが明らかになっている⁵⁾。したがって、我々も水分の喪失量とそのリカバリー状況を把握することを目的として、1日あたり3から5回の体重測定を実施した。そのタイミングであるが、試合の有無に関わらず毎日の起床直後とトレーニングおよび各試合直後は必須とし、その他は必要に応じて個別で行った。7人制ラグビーのように

短期間で幾つもの試合を行う競技においては、脱水状態に陥ってしまうと試合間の短時間では回復させることが難しい。したがって、頻回な体重測定はコンディション不良の前兆を察知することに有効であり、セルフコンデショニングの指導としても有効な指標となる。

現地の気候は日本とほぼ同様であった。朝晩は涼しかったが、日中は気温が25℃を上回ることもあり、かなりの発汗が確認された。なお、現在の7人制日本代表ではコンディショニングのルーティン化を図っており、気温や湿度に関わらずどのような環境下においても頻回な体重測定を行っている。

本大会中においても脱水が起きないように、常にチームルームにミネラルウォーターやスポーツドリンクを準備し、水分補給を促した。他には移動時には必ずペットボトルを携帯し、細めな水分補給を実践した。Table2に各試合日における起床時と最終試合直後の体重の変動を示した。最も体重が減少していた30日のG選手でも-1.9%であり、また全ての選手に共通して翌日の起床時には体重がほぼ戻っていた。これらからも分かるように、本大会中においては脱水が原因となるトラブルは防ぐことが出来たといえる。なお、L選手は負傷のため1日以降の試合出場はなかった。

Table2 各試合日における体重の変動 (kg)

	30日				1日				2日			
	起床時	試合後	差	(%)	起床時	試合後	差	(%)	起床時	試合後	差	(%)
A	99.1	97.9	-1.2	-1.2	98.9	97.9	-1.0	-1.0	98.5	97.7	-0.8	-0.8
B	92.0	92.2	0.2	0.0	91.8	92.9	1.1	1.1	92.0	92.0	0.0	0.0
C	108.4	108.0	-0.4	-0.3	108.5	107.5	-1.0	-0.9	108.0	107.8	-0.2	-0.2
D	98.3	97.3	-1.0	-1.0	97.8	97.4	-0.4	-0.4	98.7	98.0	-0.7	-0.7
E	91.0	90.8	-0.2	-0.2	91.3	91.5	0.2	0.2	91.3	90.7	-0.6	-0.7
F	106.0	104.9	-1.1	-1.0	104.7	104.9	0.2	0.2	105.0	104.4	-0.6	-0.6
G	86.1	84.5	-1.6	-1.9	85.7	85.4	-0.3	-0.4	85.6	84.7	-0.9	-1.1
H	81.5	81.5	0.0	0.0	81.2	81.4	0.2	0.2	81.5	81.3	-0.2	-0.2
I	70.6	70.7	0.1	0.1	70.4	70.4	0.0	0.0	70.5	70.6	0.1	0.1
J	88.2	88.1	-0.1	-0.1	88.5	88.3	-0.2	-0.2	88.3	89.0	0.7	0.8
K	83.3	83.1	-0.2	-0.2	84.0	83.9	-0.1	-0.1	84.5	83.8	-0.7	-0.8
L	79.6	79.5	-0.1	-0.1	79.1	-	-	-	-	-	-	-

続いて、CCSの活用について述べる。大会中は体重測定と同様に毎日の起床直後に選手自身でCCSをつけてもらった。その内容は15秒間の心拍数と体温を実数値で記載。他には疲労感、睡眠の質、そして腰・ハムストリング・ふくらはぎの筋疲労について7件法

(1=BAD, 7=GOOD)で回答を求めた。また、風邪症状等については必要に応じて記載出来るようにしていた。これらの情報は朝食時にはHCをはじめ各スタッフに共有するように心掛けた。

Table3とFig.6に各日におけるCCSのチーム平均値

を示した。全ての項目において現地入りした28日から試合に向けてコンディションが向上していることが明らかとなった。試合最終日となる2日には若干値が減少しているが、それでも初日の値とほぼ同等程度に留まっており、決勝戦においても高いパフォーマンスを発揮出来た要因のひとつではないかと推察された。さらに興味深い点として、大会期間を通じて睡眠の質

を高い状態でキープしていたということがあげられた。この点は他の合宿や遠征と比べても高い値であり、本大会におけるコンディショニングの根幹であったと思われる。この背景には選手の状態把握とそれに応じた柔軟なスケジューリングなどがあり、HCやS&Cを中心としたスタッフ全体の取り組みが功を奏したと示唆された。

Table3 チーム平均値から見たコンディショニングチェックシートの結果 n=12

	28日	29日	30日	1日	2日
疲労感	4.5 ±0.50	4.4 ±0.49	5.1 ±0.28	4.6 ±0.49	4.3 ±0.47
睡眠の質	4.9 ±0.67	4.9 ±0.49	5.1 ±0.28	5.3 ±0.62	5.2 ±0.64
腰	4.4 ±0.48	4.6 ±0.49	4.5 ±0.65	4.6 ±0.49	4.3 ±0.43
ハムストリング	4.3 ±0.62	4.3 ±0.60	4.8 ±0.60	4.7 ±0.75	4.5 ±0.66
ふくらはぎ	4.5 ±0.50	4.8 ±0.60	4.8 ±0.37	4.8 ±0.43	4.5 ±0.50

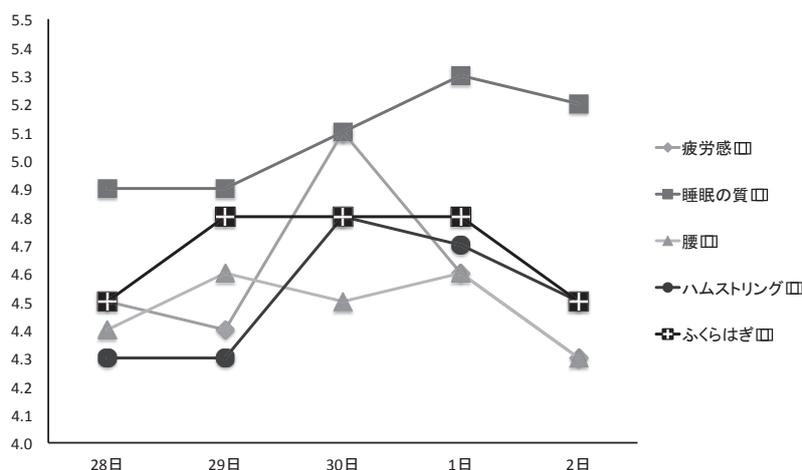


Fig.6 チーム平均値から見たコンディショニングチェックシートの結果

最後にリカバリーの実施について述べる。本大会では、ほとんどの選手が大会直前まで所属チームにおける試合に出場しており、疲労を抱えた状態で大会を迎えていた。この点については、大会終了までチームの最重要課題として取り組みが行われた。まず、各トレーニングおよび試合後のリカバリールーティンとしてリカバードリンクの摂取、ストレッチとアイスバスの実施という3点を徹底した。加えて、トレーナーによるトリートメントを実施した。アイスバスはリカバリーに必要な時間を短縮し、鎮痛効果や抗炎症作用も期待出来ることが報告されている^{6) 7)}。7人制ラグビーにおいても同様の理由により実施しており、リカバリーの中でも特に重要視している。アイスバスについ

ては、どのような環境であっても実施が出来るように様々な工夫を凝らした。具体的には事前に氷を手配し、宿泊施設内でも実施を可能にしたことや日本から持ち込んだビニールプールを試合会場で使用することなどであった。また、試合時においては時間が限られていたため、試合終了時刻に合わせて予め準備をしておくなどの工夫も行った (Fig.7)。

しかし、その一方でGill et al.⁸⁾ は冷水だけではなく温水も用いた交代浴の方が有効であると報告しており、他にはHiggins et al.⁹⁾ もアイスバスの実施直後は無酸素性パフォーマンスにマイナスの効果が見られたと述べていた。前述のとおり、7人制ラグビーは試合間の時間が非常に短い。このような環境と限られた時

間の中でいかに適切なりカバリー方法を選択していくかが今後の課題であると思われた。



Fig.7 アイスバス

VI. 総括

本大会では優勝という素晴らしい結果を得た (Fig.8)。この結果に対してコンディションという側面においては筆者も少なからず貢献出来たのではないかとと思われる。しかし、実践したコンディショニングは全てがエビデンスに基づいたものではなく、経験を基に手探りの状態で実施していたことも否めない。今後は更にデータを蓄積し、7人制ラグビーに特化したオリジナルのコンディショニング方法の確立が必要であると思われた。



Fig.8 表彰式の様子

VII. 謝辞

本論文の作成および掲載にあたり、日本ラグビーフットボール協会代表委員会から協力・許可を頂きましたことに感謝申し上げます。また、このような貴重な機会を与えて下さった全ての方々に御礼を申し上げます。

VIII. 参考文献

- 1) レイ・スタップズ (2014) : スポーツ大図鑑. ゆまに書房, pp.126-127.
- 2) セブンズラグビーのいまを語ろう (2014) : ラグビーマガジン. ベースボール・マガジン社, 43 (6), pp.108-110.
- 3) 和久貴洋, 齋藤実 (2007) : 公認アスレティックトレーナー専門科目テキスト第6巻予防とコンディショニング, 財団法人日本体育協会, pp.33-34.
- 4) 伊藤静夫 (2002) : 高温環境がパフォーマンスに及ぼす影響. 臨床スポーツ医学, 19, 749-756.
- 5) Convertino, V.A., Armstrong, L.E., Coyle, E. F., Mack, G.W., Sawka, M.N., Senay, Lc.Jr. Sherman, W.M. (1969) : American College of Sports Medicine position stand.Exercise and fluid replacement. *Medicine and Science in Sports and Exercise*, 28 (1), 1-7.
- 6) Vaile, J., Halson, S., Gill, N., Dawson, B. (2008) : Effect of hydrotherapy on recovery from fatigue. *International Journal of Sports Medicine*, 29 (7), 539-544.
- 7) Cochrane, D.J. (2004) : Alternating hot and cold water immersion for athlete recovery: a review. *Physical Therapy in Sport*, 5 (1), 26-32.
- 8) Gill, N.D., Beaven, C.M.and Cook, C. (2006) : Effectiveness of post-match recovery strategies in rugby players. *British Journal of Sports Medicine*, 40 (3), 260-263.
- 9) Higgins, T.R., Heazlewood, I.T.and Climstein, M. (2011) : A random control trial of contrast baths and ice baths for recovery during competition in U/20 rugby union. *Journal of Strength and Conditioning Research*, 25 (4), 1046-1051.

Received date 2014年11月24日

Accepted date 2015年1月19日

[原著論文]

児童養護施設における体づくり運動に注目したグループワークの試み —安心感の形成に向けて—

高橋 佳代*

要 旨

本研究の目的は、児童養護施設におけるグループワークについて検討することである。平成22年から月に1回「体操教室」と題し、幼児から小学6年生までを対象に、体づくり運動に注目したグループワークを行った。プログラム内容は、体を動かす楽しさや心地よさを味わう体ほぐし運動と心身の多様な動きをつくる運動遊びを中心に、コミュニケーションワーク等を取り入れた。プログラムの実践は、本学の保健体育科の教員を目指す学生を中心に行われた。グループにおける参加者の体験について検討し、児童養護施設におけるグループワークの意義と留意点が考察された。

キーワード：児童養護施設、グループワーク、体づくり運動

Group work using mind-body exercises to establish mutual trust among children living in residential care settings

Kayo TAKAHASHI*

Abstract

Group work using mind-body exercises named the “exercise class” has been conducted once a month at a group home. Participants were infants to sixth grade students. The program included exercises for physical release; through which participants could enjoy moving their body and feeling comfortable, exercise play; through which participants could create various mind-body movements; and communication work, among others. Mainly university students, who were studying to become physical education teachers, conducted the program. The experiences of the participants were examined, and the significance, as well as problems related to conducting group work at foster homes is discussed.

KEY WORDS : residential care, group work, body building exercise

1 問題と目的

児童養護施設とは、虐待や両親の死亡等で家庭での養育が困難になった2歳から18歳までの児童を養護する施設である。厚生労働省（2013）によると、平成25年10月時点で全国に児童養護施設は595カ所設置されており、28,831人の子ども達が共同で生活をしている。そのうち、虐待を受けた子どもは53.4%、何らかの障害を持つ子どもが23.4%と増えており、専門的なケアの必要性が増している。

現在の社会的養護の方向性としては、子どもをできる限り家庭的な環境で安定的な人間関係の中で育てるため、施設の小規模化やグループホーム化などを推進している。しかし現在でも、社会的養護児の主要な措置先は2歳から18歳未満を幅広く受け入れている児童養護施設であり、さらにその約7割は、20名以上の児童が生活を共にする大舎制の施設である（厚生労働省、2013）。即ち、社会的養護の主な受け皿である児童養護施設は集団処遇体制であり、個別指導が必要な児童や虐待を受け生活技術が身に付いていない児童らも集団生活を送る必要がある。「児童養護施設における処遇困難児等の対応に関する実態調査報告（浜田、2003）」によると、調査対象となった施設の82.4%が「処遇困難な児童は増加した」と回答している。具体的に処遇困難と感じる場面の最上位の回答は「他児への波及による集団の混乱」であった。また、鎌田ら（2008）の調査においても、児童養護施設職員が感じる集団処遇に関する困難感として「集団で被虐待児をみる難しさ」や「集団の相互作用によって起こる困難さ」が指摘されている。つまり施設においては、処遇困難な事例が増加しており、さらに、子ども同士の相互作用により施設集団全体が不安定になっている状況があるといえる。

施設で暮らす子どもにとって、子ども同士で関わる時間は職員と関わる時間に比べ圧倒的に長い。子ども同士の関わりにより、互いに安らぎを与えあうこともあるだろう。しかし、入所児はその生育歴ゆえに対人葛藤を生じやすい。よって、子ども同士で衝突したり緊張感を持ったりすることも少なくないだろう。それゆえ、大人との信頼関係はもちろんであるが、その上で子ども同士が互いに安心感や信頼感を持てる関係作りへの支援は重要である。

近年、施設において集団を対象にした支援の取り組みが報告されている。森田ら（2003）は施設の思春期児童を対象に自己表現を促すグループワークを検討

し、飛永（2009）は同じく思春期の入所児を対象に動作法を用いたグループアプローチを検討した。また、村澤・木村（2011）は小学生を対象に構造化されたグループワークを行った。さらに、山根・中植（2013）は性問題行動のある入所児に対し集団心理療法を行いその効果について検討した。これらの報告からは、集団を対象にした支援が、施設中の人間関係に対する理解や介入に関して有効であることが示されている。その一方で、集団支援は集団場面であるがゆえの困難性があることも指摘されている。そうであるので、集団そのものを扱い、子ども同士の関わりあいを支援する実践的検討が、様々な視点から必要である。

そこで本研究では、施設における入所児同士の相互信頼感の形成を目指した支援の試みとして、施設入所の幼児から小学生までを対象に、体づくり運動を中心としたグループワークを行った取り組みについて検討する。体づくり運動とは、「体を動かす楽しさや心地よさを味わうとともに、身体の基本的な動きができるようにする運動（文部科学省、2008）」であり、学校体育において平成10年学習資料要領改訂に伴い導入された運動領域である。この領域はそれまで「体操」という領域であったが、心と体をより一体としてとらえる観点から名称を変更し、運動が嫌いだったり不得手な児童生徒への配慮も明確となり、全ての人が楽しく運動を実践できる能力を高めることを目的としている（文部科学省、2013）。体づくり運動は、「体ほぐしの運動」と「多様な動きをつくる運動」で構成されている。「体ほぐしの運動」とは手軽な運動や律動的な運動を行い、体を動かす楽しさや心地よさを味わうことによって、自分の体の状態に気づき、体の調子を整えたり仲間と豊かに交流したりすることができることをねらいとして行われるものであり、「多様な動きをつくる運動」とは体のバランスをとったり移動をしたりする動きや用具を操作したり力試しをしたりする動きを意図的にはぐくむ運動を通して、体の基本的な動きを総合的に身に付けるとともに、それらを組み合わせた動きを身に付けることをねらいとして行う運動である（文部科学省、2008）。平成10年学習指導要領では、高学年のみの領域として取り上げられていたが、子ども達の長期的な体力低下傾向が深刻なことを背景に、平成20年の改訂では小学校第1学年から体づくり運動が位置づけられることになった。低学年においては特に、のびのびと体を動かす楽しさや心地よさを味わうことが強調されている。

児童期は心身の成長が急速な時期である。この時期

に多くの運動器官を動かしながら、体のバランスをとったり、力の入れ具合を調整したりするなど様々な動きを習得することは不可欠である。さらに前述したように児童養護施設には虐待を受けた児童や障害を有する児童など他者との関わりが難しい児童が増加している。児童養護施設で暮らす子どもにとって、のびのびと体を動かす楽しさや心地よさを感じながら、楽しく安全な形で他者との身体的なかかわり合いの体験を持つことは、対人関係の発達を促進する上で重要であると考えられる。また、さらに、児童養護施設が2歳から18歳という幅広い年齢集団で暮らしていることを考えると、幼児のうちから、主体的に体を動かす身体活動の積み重ねは、その後の児童期青年期の対人関係や主体性の発達に影響すると考えられる。

よって、本研究では、児童養護施設の幼児から小学生までの児童を対象に行った体づくり運動に注目したグループワークの取り組み内容について検討する。グループワークの成果と課題を検討することにより、児童養護施設におけるグループワークの意義や有効性、留意点について考察したい。

II. グループワークの概要

1. グループの目的

- (1) 集団場面で安心して自分らしくいられる体験を持つこと
- (2) グループで他者と協力する体験を持つこと
- (3) グループで自己表現しそれを他者に受け入れられる体験を持つこと

以上3つの目標を通して、児童同士の相互信頼感や安心感の形成をねらった。

2. 対象施設の概要

対象となったA児童養護施設は定員60名の大舎制施設である。

3. グループ対象者

A児童養護施設に入所する幼児から小学生まで約40名程度。施設職員から子どもに呼びかけてもらい、参加希望者が参加をする自由参加スタイルとした。幼児と小学生は別室で別のプログラムを行ったが、プログラムの内容によっては合同で行うこともあった。

4. サポーター

筆者の他、九州共立大学のスポーツ学部および経済

学部の教職課程を履修する学生が毎回10名程度参加した。保健体育科の教員を目指す学生らがリーダーとコ・リーダーを担当してグループワークを進行した。プログラムは小学校の保健体育科学習指導要領を参考にしながら筆者と学生サポーターによって作成された。また、施設職員もオブザーバーとして参加し、プログラム内容によっては子どもと一緒に活動に参加してもらった。

5. 時期・頻度・時間

2012年3月から月に1回、平日夕食後の19時から20時までに行っている。翌日の予定への影響等を考え、なるべく金曜日の夜に行うよう設定した。本研究では2014年4月から2014年12までの9セッションを対象期間とし検討した。

6. グループセッションの内容

グループは施設内の居住棟とは別棟にある多目的ホールで行った。基本的なプログラムの流れは以下のとおりである。

(1) 導入と体操 (10分)

セッションの時間前に施設の館内放送で「体操教室が始まること」をアナウンスしてもらった。セッションの時間になったら、リーダー役から開始が告げられ、当日来ている学生スタッフの自己紹介などが簡単に行われた。その後、リーダーのかけ声で大きな声を出して体操を行った。

(2) 体づくり運動に注目したプログラム (小学生：40分、幼児：25分)

前半に体ほぐしの運動を行い、その後多様な動きをつくる運動を行った。体を大きく動かす遊びや他者と協力する遊びを取り入れ、後半は器械体操など2～3のゲームや運動を行った。学生サポーターも子どもと一緒にプログラムに参加した。

(3) 振り返りと次回グループの案内 (5分)

プログラムの終了時には、グループの感想を発表してもらい次回の予告を行った。

7. グループのルール

グループの前に「みんなで協力して楽しい時間を過ごす」ために以下のルールを守るようにリーダーから毎回確認した。

- (1) 叩いたり蹴ったりしないこと
- (2) リーダーの話をよく聞くこと
- (3) 人が発表する時にはよく聞くこと

約束事は、具体的な行動指標として伝えた。例えば、「笛が1回なったらやっていることをやめること」「笛が3回鳴ったらリーダーが話しをするから聞くこと」「笛が2回なったらはじめの隊形に集まること」など具体的に分かりやすく提示した。

8. グループ体験に関するアンケート

参加者と施設職員の体験を検討するため、参加した小学生と施設職員を対象にグループ活動に関するアンケートを行った。小学生に対するアンケートは、グループでの体験を問うものであり、グループ活動に対して「楽しかった」「すっきりした」「イライラした」「わくわくした」「人と協力できた」「体の動かし方が分かった」「皆に注目された」「安心して参加できた」「また体操教室をしたい」の9項目の質問項目を「あてはまらない」から「とてもあてはまる」の四件法で問い、さらに自由記述で感想を求めた。施設職員に対しては、子どもにとってのグループ体験を問うものであり、グループ活動に対して「自己表現の場になっていると思う」「コミュニケーションを学んでいると思う」「運動技術を身につける場になっていると思う」「学校とも施設とも違う場になっていると思う」「人と協力する場になっていると思う」「子どもが戸惑う場になっていると思う」「団体行動をする力を身につける場になっていると思う」「挨拶や礼儀を学ぶ場になっていると思う」「子どもの成長が見られる場になっていると思う」「色々な人とふれ合う場になっていると思う」「子どもの楽しみの場になっていると思う」の11項目の質問項目を四件法で問い、さらに自由記述で感想を求めた。

小学生の有効回答数は23名（男子12名、女子11名）であり、職員の有効回答数は7名（男性2名、女性5名）であった。

II. グループの経過

1. 参加状況

外泊や通院、学校行事等の特別な用事がある場合や体調不良の場合を除き、ほぼ全員が毎回参加した。施設職員から参加の呼びかけを行っているため施設行事としての雰囲気が高く、ほとんどの児童が日常生活の一部として参加しているような様子であった。入退所等措置変更に伴い、参加者の入れ替わりもあった。グループが始まるという館内放送をすると、多くの子どもが走ってホールに集まり、プログラム終了後には学

生サポーターが車で施設から出るまで、全員で外に出て大声で見送ってくれた。そのような様子からは子ども達が体操教室を毎回楽しみにしていることがうかがわれた。

参加人数は2014年7月のグループ時で小学生24名（男子12名、女子12名）、幼児13名（男子5名、女子8名）が参加している。

2. セッション内容と子どもの反応

2013年4月から2014年12月までのセッションの様子を子どもの様子をTable1にまとめた。毎回、前半に体ほぐし運動に取り組み、シンプルで大きな動きを通して他者と関わる体験を取り入れた。その後、他者と協力したり競争したりし多様な動きを作る運動をおこなった。後半は、施設職員や児童らから要望の多いマット運動や鉄棒など器械体操を取り入れた。器械体操は学校体育場面で苦手になっている児童が多く、「体操教室」で体育専科の学生から分かりやすく教えてほしいというニーズが強かった。

当初は児童同士のトラブルや施設内の児童同士の対人関係の再現による葛藤などの対人トラブルを予想し、ルールや約束をよく確認した。特に器械体操は事故や怪我がないように、マットは一人ずつ使うこと、順番をきちんと守ることなど競技における注意点をよく確認し、学生サポーターが常に補助に入れる形で取り組んだ。思うように技ができずに意欲を低下させる児童や、用具の準備中にふざけてしまう児童も見られた。またじゃんけん列車など明確に勝敗がつく場面では、じゃんけんに負けてもルールに従わないなどの様子が見られた。そのため、勝敗がつく遊びを行う際には学生サポーターが児童の気持ちの代弁を行うなどの適切な感情表現を促したり、勝敗決めが遊びの中心にならない活動を中心に組み立てたり、自己表現場面では観る際の約束を確認したりする等の丁寧な取り組みが必要であった。上記のような工夫を行うことで、グループ中にトラブルや葛藤場面が表面化することは格段に減少した。児童同士が衝突しにくい形で他者と安心した交流経験や、協力経験が積み重ねられるようなプログラムの検討が必要である。

また、人間ピラミッドや新聞乗り等全員で協力することが必要なプログラムには積極的に職員の参加を促した。短時間ではあるが、職員も児童も同じ目標に向かって取り組む様子が見られた。

3. 具体的なグループワークの内容

セッションでよく取り組んだ体ほぐしの運動、多様な動きを作る運動、全員の協力が必要な活動、器械体操をそれぞれ抜粋し、具体的なセッションの様子を示す。

(1) 2人体操 (#2)：体ほぐしの運動

同じくらいの背の高さの児童同士で2人組を作らせた。2人組に分かれる際には、学生サポーターが丁寧にチェックし、ペア作りで困っているような様子が見られたらサポーターがすぐに介入するように心がけた。まず2人で「なべなべ底抜け」をし、手をつないだまま背中を合わせてしゃがみ、2人でタイミングを合わせて立つことを促した。手をつなぎ、背中を合わせたまま立つためには、息を合わせお互い背中を押し合っただけでは支え合う必要がある。重心を相手に任せきらないうちで立つことができない。ペア毎にかけ声をかけたり、姿勢を少し崩し動きやすいような体勢になったりと工夫する様子が見られた。背中を押し合うためにはバランス感覚と柔軟性も必要である。中々うまく立てないペアには学生サポーターがコツを教えたり、補助を行ったりして全員が立てるようになるまで取り組んだ。職員も子どもとペアを組んで参加してもらったが、児童よりも大人の方が立つことに苦労していた。職員と子どものペアで苦戦しているペアには、他のペアの児童らが集まり、補助したりアドバイスしたりする様子も見られた。

その後2人組で押し相撲をしたり、腕を引っぱりあったり、リズムに合わせてジャンプしたり、リーダーの指示に従い2人で様々な動きを行った。ペアごとに速さを競うなど、緩やかなゲーム性を持たせながら、体のバランスをとったり、力の加減をしたりする多様な動きを行った。

(2) 大根抜き (#1)：多様な動きを作る運動

児童らが大変な人気で毎回取り入れている活動である。児童らが大根役となり、全員で腕を組んで輪になったままうつぶせに床に寝転び、学生サポーターと職員が大根に見立てた児童らの足を引っ張って抜くという活動である。足を引っ張られても、児童らが組んだ腕が離れなければ抜けないため、児童らは協力して一人も抜けないように歓声を上げながら取り組んでいる。その後役割を交替し、大根役となった学生サポーターと職員を児童らが引っ張って抜く。抜くほうも、抜かれる方も、短時間で大きな運動量が得られる活動性の高いプログラムである。

(3) 新聞のり (#1)：全員の協力が必要な活動

新聞を用意し、全員でそれに乗る活動である。職員と学生サポーターも入れて30名程の人数が新聞に乗ることになる。最初は十分な大きさの新聞にのり、徐々に新聞を小さくしていった。最後は3メートル四方ほどの大きさに30名で乗ることを目標とし、どのように乗るか、「作戦タイム」を設定し、児童同士で話し合いをするように促した。すると、高学年の児童が低学年の小柄な児童をおんぶする、職員や大柄な児童が新聞の端に立ち、踏ん張って内側の児童が落ちないようにするなど多様な意見が出された。新聞紙から落ちたら、サメ役の学生サポーターに食べられるという設定でゲーム性を持たせ、高揚感が出るように演出した。新聞紙の島まで通路を作り、その通路を順番に島に上陸した。職員も児童も笑ったり驚いたり、素直な感情表出が多く見られ、全員でギリギリ上陸し、10秒保持した後には大歓声が上がった。

(4) マット運動 (#4)：(器械体操)

学生サポーターが、前転、後転、倒立、倒立前転、側転など様々な技を見本として見せ、前転や後転のコツや難しいポイントを説明した後、児童は各自、やってみたい技を決め各自練習に取り組んだ。学年毎に5～6人のグループになり、グループで1枚のマットを順番に使用して練習した。一つのグループに1～2名の学生サポーターが補助を行った。低学年の児童やマットが苦手な児童は、前転や後転等シンプルな技を中心に取り組んだが、マット運動が得意な児童は側転や倒立等難易度の高い技に自ら取り組んでいた。そのため、難易度が高い技に取り組む児童の順番になると、多くの子どもが練習をやめ、興味を持って見守ったり応援したりした。マットが苦手な児童に対しては、学生サポーターが技術面を指導したり補助したりして取り組みやすいように配慮した。

最後に、一人一つの技を披露する発表会を行った。発表会の前には、「どんな技でも良いので全員の前で一人一回発表すること」「発表者以外は発表者に注目して応援すること」が約束としてリーダーから確認された。1年生から一人ずつ順に発表し、大技が披露されると大きな歓声が上がった。高学年女子は恥ずかしがって、前転などシンプルな技を行ったが、許容的な雰囲気を受け入れられていた。

Table1 各セッションのプログラムと参加者の様子 (2014年4月～2014年12月)

#	小学生 (20～25名)		幼児 (10～15名)	
	プログラム内容	児童の様子	プログラム内容	児童の様子
1	準備体操 じゃんけん列車 大根抜き 宝島にのろう (新聞のり)	大きな声を出して準備体操を行った後、じゃんけん列車を行った。じゃんけんで負けても先頭を交替しない児童らが数名おり、それを指摘する児童らと言ひ合いになる場面があった。そのため、じゃんけんをする場面ではサポーターが勝敗を見守り、ルールを守っているか確認する必要がある。大根抜きは子どもに大人気のプログラムであり、大盛り上がりで取り組んだ。宝島に見立てた新聞紙に全員で乗っていく新聞乗りでは、高学年が率先して低学年の児童をだっこしたり工夫しながら、職員も児童も全員で新聞に乗った。互いに協力する一体感が感じられた。	準備体操 大根抜き しっぽ取り マット運動	歌に合わせた準備体操を行った。それぞれ歌に合わせて思い思いに身体を動かしていた。グループに入れず、部屋の隅で施設職員に抱かれている児童が一人いたが、他児が走り回る勢いに乗せられたようで、しっぽ取りから参加した。しっぽ取りでは、紙で作ったしっぽをつけ走り回った。しっぽが取られたことに気づかない子どもも多かったが、とにかく走り回ることを楽しんでいて、マット運動では、一人ずつマットに背中や腹をつけ色々な方向に転がったり、手で身体を支えたりすることに取り組んだ。
2	【合同セッション】 準備体操 2人組体操 (手押し相撲、足ふみ相撲) 大根抜き マット運動	サポーターの入れ替えがあったため、児童は緊張しているようであった。2人組体操では、同じくらいの背の高さの児童同士でペアを組ませ、手押し相撲、足ふみ相撲を行った。ペア毎で競争形式にしたため、ペアで相談しながら盛り上がる様子が見られた。大根抜きはリーダーから提示をただけで、手を叩いて喜んだ。アンコールが起きたため2回取り組んだ。マット運動では、学生サポーターが様々な技を見本としてみせた後、各自目標となる技を決め、順番に練習を行った。側転やバック転など難しい技にトライする子どももあり、子ども同士応援し合う様子も見られた。	【合同セッション】 2人組体操 (手押し相撲、足ふみ相撲) 大根抜き マット運動	2人組体操は取り組みが難しく、学生サポーターと手をつないでぐるぐる回ったり、手をつないだまましゃがんだりする運動を行った。マット運動では、順番でマットに乗り、マットに背中や腹をつけ色々な方向に転がったりすることに加え、サポーターに補助されながら前転や後転に取り組む児童もいた。
3	準備体操 進化ジャンケン 大根抜き 鉄棒	進化じゃんけんでは、はじめは仲が良い子どもとじゃんけんをしていたが、次第に色々な子どもとじゃんけんするようになった。大根抜きは大変楽しみにしており、大喜びで盛り上がった。引っ張られても手を離さないよう、児童が互いに協力して取り組む様子が見られた。鉄棒は学生サポーターが見本を見せた後、それぞれが自分がしたい技を順番に練習した。鉄棒が苦手な児童は、サポーターに補助してもらい技のポイントを教えてもらっていた。鉄棒が得意な児童は、前方支持回転など連続で回る難しい技に挑戦していた。	準備体操 しっぽ取り 色々な走り方 マット運動	歌に合わせた準備体操を行った後、しっぽ取りを行った。しっぽを付けとにかく走り回って喜んでいて。その後、全員で輪になりながら、リーダーの掛け声と振りを見て様々な動きを行った。ダッシュをしたり、ゆっくり歩いたり、ケンケンバをしたり、リーダーの掛け声を聞きながら思い思いの動きをしていた。マット運動では、補助を受けながら前転と後転の練習を行った。
4	準備体操 2人組体操 (手押し相撲、足ふみ相撲) ジェスチャー伝言ゲーム 大根抜き マット運動	2人組体操では、同じくらいの背の高さの児童同士でペアを組ませるように手押し相撲、足ふみ相撲を行った。ジェスチャー伝言ゲームは初めての取り組みであったが、高学年女子など恥ずかしがって中々やろうとしなかった。マット運動は、学生サポーターが様々な技を見本としてみせた後、各自目標となる技を決め、順番に練習を行った。その後、一人一つ全員の前で技を披露した。1年生から順に一人ずつ発表していった。高学年女子は恥ずかしがり、前転など簡単な技を披露していたが、周囲は肯定的に受け止めているようであった。マット運動が得意な男子がバック転や側転を行うと大歓声があがっていた。	準備体操 けんけんパー しっぽ取り マット運動	歌に合わせた準備体操を行った後、ケンケンバ遊びを行った。円型のカラフルなケンケンステップを床に置き、そのステップの上を跳ぶように指示をした。年少児はケンケンをするのは難しかったが、ステップの上にジャンプしながらゴールまで移動した。その後しっぽ取り、マット運動を行った。マット運動では、前転に取り組む児童が多くなってきた。最後に一人一人発表会を行った。自分の順番になると恥ずかしがって中々できない児童もいたが、他の児童やスタッフの励ましにより発表することができた。
5	【合同セッション】 準備体操 2人組体操、4人組体操 (あんたがたどこさ) 大根抜き 天の川わたり (人間ベルトコンペアー) マット運動	七夕会ということで幼児と合同で行った。2人組体操では、2人で手をつなぎ「あんたがたどこさ」のメロディーにのってジャンプしながら「さ」の部分で前や後ろに移動する運動を行った。2人、4人と人数を増やしていくと難易度が増し、苦戦しながら取り組んだ。運動量が多いため、息を切らしながら取り組んでいた。大根抜きは大喜びで取り組んだ。児童同士抜けないように手の組み方を工夫する様子が見られた。「天の川わたり」と題して、人間ベルトコンペアーを行った。職員に協力してもらい、サポーターと職員が2列に手をつないで並び、その手の上を児童がうつぶせになって前方へ送られていくというものである。児童は初めての取り組みに戸惑いながら、大人の手から手へ跳ばされる感覚が楽しいようで大歓声をあげていた。マット運動は、各自目標となる技を決め、順番に練習した。	【合同セッション】 準備体操 2人組体操、4人組体操 (あんたがたどこさ) 大根抜き 天の川わたり (人間ベルトコンペアー) マット運動	七夕会ということで小学生と合同で行った。2人組体操、4人組体操では、学生サポーターの補助を受け、2人組、4人組を作ることではできていた。活動に取り組むことは難しく、2人や4人で飛び跳ねたり思い思いに動いていた。大根抜きは幼児のみでグループを作り輪になって寝ころんだ。足を引っ張られるとすぐにズルズルと抜けてしまう幼児も多いが、引くずられることも楽しいようで、大騒ぎしながら取り組んでいた。人間ベルトコンペアーでは、怖がって自分からチャレンジしない幼児もいたが、小学生に抱っこされたり、励まされたりして全員取り組んだ。やってみると楽しいようで大歓声を上げていた。

6	【夏休み中：昼間屋外】 プール遊び すいか割り	夏休み企画として、週末の午後施設内のプールにてプール遊びを行った後、すいか割りを行った。プール活動では、入念に準備体操を行った後、リーダーからプール活動中は2人組を作り、それぞれがパディとなって活動するように確認された。プールの中で鬼ごっこをしたり、宝物に見立てた水に沈む用具を集めたり、全学年が取り組めるように工夫した。その後、すいか割りを行った。低学年から順に目隠しをし、すいかを割った。最後まで割れなかったすいかが最後の6年生で見事割れ、大歓声が起こった。全員ですいかを食べて終了した。	【すいか割りのみ小学生と合同で実施】 すいか割り	施設内プールの広さとスケジュールの関係で、幼児はすいか割りのみの参加となった。すいか割りでは、オモチャの剣を持ち、すいか割りを行った。すいかに当たる幼児もいたが、すいかは全く割れなかった。その後小学生のすいか割りを見て、すいかと一緒に食べて終了した。
7	準備体操 大根抜き キャッチングザスティック マット運動	準備体操を行い、大根抜きの提示を行っただけで大歓声が起こった。大人気の活動であり、大声をあげながら取り組んだ。その後、キャッチングザスティックという初めての活動を行った。児童10名程度が一人2本のスティックをもって輪になり、「トントンのリズムに合わせてスティックを突き、「パッ」と離して、素早く右へ横移動した。何回繰り返してキャッチできるか試みた。活動としての難易度も高く、グループで競い合う雰囲気を出したため、失敗した児童を叱責したり、プレッシャーをかけたりする様子が見られたため短時間で終了した。その後、マット運動を行い、学生サポーターが見本を見せた後、それぞれが自分の技を練習した。	準備体操 宝探し しっぽ取り ゴム飛び	歌に合わせて準備体操を行った後、様々な場所に隠した宝に見立てた絵カードを探す「宝探し」を行った。年少児には学生サポーターが付き添い、ヒントを出しながら行った。宝物はマットの下や間、やや高い場所などにあり、登ったりしゃがんだりしなければならぬ場所に隠した。その後しっぽ取りを行い、ゴム飛びを行った。床から15cmほどの低い位置にかけたゴムをジャンプをしたり、下をくぐったりすることを提示した。年長児はジャンプしたり、寝そべってくぐったりしていたが、年少児は意味が分からず、ゴムを避けて通る様子が見られた。
8	準備体操 猛獣狩り 大根抜き マット運動	準備体操の後、猛獣狩りを行った。全員で輪になり、その中心に猛獣役の学生サポーター数名がしゃがんで座った。全員で「猛獣狩りに行こうよ」と歌にのせた掛け声をかけ、猛獣役が児童を追いかけるといった遊びである。初めての活動であったが、わかりやすく取り組みやすいため児童も楽しんで取り組んだようだった。その後、大人気の大根抜きを行った。マット運動では、学生サポーターから見本を見せた後、倒立前転や側転のポイントについて説明があった。その後それぞれが練習をした後、発表会を行った。	準備体操 宝探し しっぽ取り マット運動	歌に合わせて準備体操を行った後、宝探しを行った。年長児が多くの宝物を先に取ってしまう様子が見られたため、学生サポーターが活動中に年少児の近くに宝物を置いたり、補助したりという工夫を行った。しっぽ取りでは全員が部屋中を走り回って大歓声を上げた。その後二つのグループにわかれマット運動の練習を行った。全員が前転にチャレンジするようになった。
9	【合同セッション】 準備体操 プレゼント運びゲーム 大根抜き クリスマスツリーを作ろう（人間ピラミッド）	クリスマス会のため幼児と合同で行った。準備体操を行った後、プレゼントに見立てた箱を運ぶというゲームを行った。ゲーム性が少ないため、淡々と終了した。その後大人気の大根抜きを行った。児童からアンコールが出されたため、3度行った。最後にクリスマスツリーを作ると題し、小学生全員で人間ピラミッドを作った。土台の児童が崩れたり、上に乗る児童を選ぶのにめめたり、時間がかなりかかったが、最後には何とか全員でピラミッドを作ることができた。	【合同セッション】 準備体操 プレゼント運びゲーム 大根抜き クリスマスツリーを作ろう（人間ピラミッド）	クリスマス会のため小学生と合同で行った。準備体操の後、プレゼント運びゲームでは、活動が理解できず、小学生に促されるまま動く様子が見られた。大根抜きは幼児のみでグループを作り取り組んだ。すぐに抜ける子も多かったが、引かずられることも楽しいようであった。人間ピラミッドは難易度が高いため、幼児は手遊びや歌を歌って過ごしたが、小学生のピラミッドづくりに時間がかかり、間延びして飽きてしまう幼児も多かった。

4. アンケート結果

全項目の記述統計をTable1にまとめた。「楽しかった」「また体操教室をしたい」「安心して参加できた」「わくわくした」「すっきりした」「協力できた」の項目平均点は3以上であり、多くの児童が楽しさや安心感、高揚感、爽快感を感じていることが示された。特に「楽しかった」という項目に関しては全員が「当てはまる」もしくは「とても当てはまる」を選択しており、楽しさは全員が強く感じていることが示された。一方で「体の動かし方が分かった」「皆に注目された」の項目に対しては、7名（30.4%）が「まったく当てはまらない」を選択したことから、体の操作性の向上や他者から注目される感じは、グループ活動で感じていない児童が相対的に多いことが示された。小学生の自由記述の内

容は、「楽しかった」「大根抜きが楽しかった」「先生にほめられました」などほとんどが楽しさに関する感想であった。

Table2 小学生によるグループ体験項目平均値および標準偏差 (n=23)

	平均値	標準偏差
楽しい	3.91	0.29
またやりたい	3.78	0.67
安心して参加できた	3.65	0.71
わくわくした	3.61	0.72
すっきりした	3.43	0.90
協力できた	3.13	0.97
体の動かし方が分かった	2.83	1.30
注目された	2.78	1.35
イライラした(*)	1.35	0.83

(注):(*)は逆転項目を示す。

職員に対するアンケート項目の記述統計をまとめたものをTable3に示す。「子どもの楽しみの場になっていると思う」「色々な人とふれ合う場になっていると思う」の2項目に関しては、回答した職員全員が「とても当てはまる」を選択した。「子どもの成長が見られる場になっていると思う」「自己表現の場になっていると思う」「学校とも施設とも違う場になっていると思う」「コミュニケーションを学んでいると思う」の4項目に関しても、全回答が「当てはまる」もしくは「とても当てはまる」を選択している。グループが様々な人との楽しい出会いの場であり、情動の喚起や自己表現、コミュニケーションを促進する場であると認識されていることが示されている。また施設内の活動でありながら、学校とも施設とも違う場になっていると認識されていることも興味深い。一方で「人と協力する場になっていると思う」「挨拶や礼儀を学ぶ場になっていると思う」の項目に関しては、「あまり当てはまらない」と感じている回答もあり、他者と協力し規律を学ぶ場としての認識は少ないことが示された。

また、職員によるグループ活動に関する自由記述を以下に抜粋する。「体操教室は子どもがストレスを発散し十分に楽しめる行事である。この場を通して人間的にも成長してほしい」「毎月楽しみにしています。身体を動かしてストレス発散できているようです」「毎回子ども達は体操教室を楽しみにしています。また職員も普段見ることのできない子ども達の姿や成長を見ることが出来る場なのでこれからもよろしく願います」「いつも楽しく明るく教室をしてくれ有り難く思います。元気一杯の大学生が新鮮です」「毎回楽しみにしています。学生の時間がある時には日中外でいただけたら子どもももっと喜ぶと思います」「いつも子ども達が楽しみにしています。お兄さんやお姉さんが大好きです」「年齢に応じた体操教室となつてほしい。幼児小学生は別の方が良いかなと思います」「いつも楽しく明るく教室をしてくれ有り難く思います。元気一杯の大学生が新鮮です」以上のように、子どもが楽しんでいることを伝える内容に加え、体を動かすことがストレス発散につながっていることを指摘する内容が複数見られた。

Table3 職員によるグループ体験項目平均値および標準偏差 (n=7)

	平均値	標準偏差
楽しみの場	4.00	0.00
出会いの場	4.00	0.00
成長が見られる場	3.71	0.49
自己表現の場	3.57	0.53
施設と違う場	3.43	0.53
コミュニケーションの場	3.29	0.49
運動技術を身に付ける場	3.29	0.76
団体行動をする場	2.86	0.38
協力する場	2.57	0.53
挨拶や礼儀を身に付ける場	2.57	0.53
戸惑う場	1.57	0.53

III. 考察

本グループ実践に当たっては(1) 集団場面で安心して自分らしくいられる体験を持つこと、(2) グループで他者と協力する体験を持つこと、(3) グループで自己表現しそれを他者に受け入れられる体験を持つことを具体的目標として、入所児同士の信頼感や安心感の形成を目指して行われた。以下にグループ体験が児童にとってどのような体験であったのか、グループの目標に対応して考察する。

グループにおける児童の様子や参加者や職員に対するアンケート結果からは、グループが楽しい活動であり安心していられる場所であることが明らかになった。活動によりわくわくドキドキする高揚感や、体を動かしてスッキリするという爽快感も示された。グループが様々な人との楽しい出会いの場であり、情動の喚起や自己表現、コミュニケーションを促進する場であると認識されていることが分かる。また、施設職員からはグループが「学校とも施設とも違う場所である」という指摘も見られる。一方で、運動技術を学んだり規律や礼儀を守る場という認識は低く、グループを運動技術や競技を習得したり他者と協力したりする場所としての認識は低かった。

上記グループ目標に対応して考えると、「(1) 集団で自分らしくいられる」という目標はある程度達成されていいと考えられる。しかしながら、(2) (3) にあたる他者と協力したり、自己表現し注目されるという体験を持つには不十分であったと考えられる。プログラムや活動の提示の仕方に工夫が必要である。

子どもに対する集団精神療法の先駆者であるスラヴソン (Slavson, S.R.) は、「活動集団療法」を提唱した。スラヴソン (1956) は活動の内容のみが治療的な意味を持つのではなく、集団内の仲間とのさまざまなやりとりや集団そのものが治療的に有用であるとしてい

る。本実践においても、児童にとって活動の内容のみが重要であったのではなく、集団メンバーである児童や職員、学生サポーターとの様々な相互のやりとりが重要であったと考えられる。児童は楽しい活動の中で、集団の中で互いに張り合ったり、やきもちをやいたり、助けたり助けられたり、協力し合ったり、そして学生サポーターや職員、年長児に甘えたりと様々な体験をする。集団の責任者であるリーダーは、集団を乱す行動を制限することはあるが、学校における教師のように叱ったり評価したりせず、基本的に許容的であり、子どもの甘えを受け入れ、子ども一人一人の承認されたい気持ちをくみ取るように心がけた。このような過程で得られたグループ活動は、現実でありながら、日常生活とは大きく異なる空間となり得る。児童らはグループで、他者との新しい関係性を経験したのではないかと推測される。それゆえ施設内での入所児同士の活動でありながら「学校とも施設とも違う場になっている」と捉えられたと考えられる。

次に発達の観点から活動内容や枠組みについて検討する。本実践は幼児から小学6年生という幅広い年齢層を対象に行った。自由参加のオープン形式で行ったため、毎回ほぼ全員が参加し、小学生は20名程度、幼児は10名程度がそれぞれグループ活動を行った。また、プログラムや場所の都合により適宜幼児から小学6年生まで30名程度全員でグループワークを行った。小学生は体づくり運動を中心に、ゲーム性を取り入れながらも多様な動きの経験が可能になるように心がけた。一方で幼児は歌や絵カードなども用いながら、楽しい雰囲気の中のびのびと手足を動かしたり、力いっぱい動いたりする体験を重視した。宮内ら(1987)は子どもの集団精神療法は発達段階に相応したやり方があり、幼児や低学年児童には遊びを中心とした遊戯集団療法、学童期の子どもには工作やスポーツ、ゲームを媒体にした活動集団精神療法が有効であることを指摘している。本実践における活動内容は宮内(1987)の指摘する発達段階を踏まえたものとしても妥当であったと考えられる。体づくり運動のようにシンプルな身体活動を通じ、自己身体感覚に注目し、ゲーム性のある遊びを通して他者と関わりあう体験は小学生のグループワークの内容として有効であると言える。安全な形で自己身体に関心を持ち、体を動かす楽しさや心地よさをじっくりと体験することにより、自己の感情や心的状況を推測しようとする構えが形成されていくと考えられる。一方で、グループサイズやプログラム内容については検討が必要である。本実践では小学

生と幼児を合同で活動することも多くあった。小学生が幼児の成長を褒めたり、気にかけて励ましたりする様子や、幼児が小学生の真似をしたり、小学生に甘えたりする様子もよく見られた。楽しい雰囲気の中で異年齢集団を形成するという意味では一定の意味があったと考えられる。しかしながら、合同セッションではプログラム内容が幼児にとって難しかったり、互いのテンポに差があったりということもよく見られた。幅広い年齢での活動にも意味はあるが、年齢や性別で遊び方や興味の持ち方も大きく異なることを考えると、より近い年齢や同性の小集団活動を取り入れることも有効であろう。宮内ら(1987)は集団を構成する人数は4～8人が適当であり、10人あるいはそれ以上になると集団は扱いにくくなることを指摘している。本実践では学生サポーターが毎回10名程度コリーダーとして参加し、小学生20名程度、幼児10名程度が活動を共有した。合同セッションでは学生、職員も合わせ50名程度の集団となった。大きな反応が得られるため、集団としての活動が賦活化されるという側面もあるが、より一人一人の主張や反応を丁寧にサポートするためにはグループサイズの検討が必要であろう。

最後に、児童養護施設で行うグループワークの意義と課題について検討する。前述したように、大人の許容的な見守りがある中で行うグループワークでは、児童は楽しい活動を共有し、集団メンバーによる相互作用を通して様々な情動を経験する。本実践で行った活動内容は、心的外傷等からの回復を促すアプローチや自身の問題性や課題に向き合っていくような活動ではない。のびのびとした動作を行いながら、自分自身の体を調整し、心地よさを体験していく体験をねらったものである。極めてシンプルな活動内容ではあるが、身体を大きく動かすことにより、本来児童が持つ成長へと向かう力や主体性や能動性を活性化させるのではないかと考えられる。そのような体験の積み重ねが入所児の安定的な対人関係性の発達につながると考えられる。また、施設コミュニティという観点から、施設内でのグループワークの意義について検討する。本実践は施設内での活動であり、メンバーも普段から一緒に生活をしている集団である。児童が生活を行う場所であるからこそ、その生活の場で、様々な水準のコミュニティを形成することが重要である。即ち、子ども同士あるいは子どもと職員、子どもと学生サポーター等、様々な水準で安心できる繋がりを深めていくことにより、施設内の人間関係全体を安心感の強い関係へとしていけるのではないだろうか。そのような施設内

の安心感の育成こそが、入所児の支援の土台として重要であると考えられる。

最後に課題について述べたい。本実践において、ルールが複雑なプログラムや、競争要素が強いプログラムを行った際には、児童同士が互いにプレッシャーをかけあったり、ルールを破ろうとしたり、用具を持ち出そうとしたり、対応に苦慮する場面も多かった。活動の内容や提示の仕方によっては、児童同士が衝突してしまう危うさが常に感じられた。プログラム内容の検討は必須である。グループのサイズや枠組みの検討を進め、プログラム内容や進行の仕方、グループにおける支援の仕方やサポーターの育成、長期的な視点での子どもの育ちへの影響の検討など、さらなる実践と研究が必要である。

IV. 引用文献

- 1) 厚生労働省 (2013): 社会的養護の現状について (参考資料) http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/syakaiteki_yougo/dl/yougo_genjou_01.pdf (平成26年11月21日16:35入手)
- 2) 浜田雄久 (2003): JaSPCAN虐待に関する制度検討委員会による「児童養護施設における処遇困難児等の対応に関する実態調査報告」の概要. 子どもの虐待とネグレクト, Vol.5, No.1, 106-108.
- 3) 鎌田道彦・駒込勝利 (2008): 児童養護施設職員へのインタビュー調査からみた集団処遇に関する悩みについて. 仁愛大学研究紀要, 7, 15-23.
- 4) 森田展彰・有蘭博子・肥田明日香・末次幸子・黒田直明・林志光・鈴木志穂・中屋淑 (2003): 児童養護施設における思春期児童を対象としたグループワーク. 子どもの虐待とネグレクト, Vol.5, No.1, 185-198.
- 5) 飛永佳代 (2009): 思春期児童養護施設入所児童の相互信頼感形成を目指した動作法によるグループアプローチの試み. リハビリテーション心理学研究, 36 (1), 1-14.
- 6) 村澤和多里・木村香文 (2011): 児童養護施設におけるグループワークの試み. 作大論集, (1), 227-238.
- 7) 山根隆宏・中植満美子 (2013): 性問題行動のある児童養護施設入所児童への手段心理療法の効果. 心理臨床学研究, 31 (4), 651-662.
- 8) 文部科学省 (2008): 小学校学習指導要領解説体育編平成20年8月, 7版, 東洋館出版pp5-8.
- 9) 文部科学省 (2013): 学校体育実技指導資料第7集 体づくり運動-授業の考え方とすすめ方— (改訂版), 東洋館出版, pp6-19.
- 10) スラヴソン, S.R. (小川太郎・山根清道共訳) (1956): 集団心理療法入門, 誠信書房. (Slavson, S.R. (1943): An Introduction to Group Therapy, The Commonwealth fund, New York).
- 11) 宮内和瑞子・藤岡邦子・川田行雄 (1987): 児童の集団精神療法 やさしい集団精神療法入門 山口隆・増野肇・中川賢幸編著, 星和書店, pp321-342.

Received date 2015年1月7日

[原著論文]

教育現場におけるスポーツ事故に関する損害賠償責任の法的根拠

－判例の動向分析－

大谷 美咲*, 森江 由美子*

Legal foundation of the liability for damage concerning the sports accident in the educational front

－The trend analysis of cases－

Misaki OTANI*, Yumiko MORIE*

Abstract

The purpose of this article was to study State Redress Act, Tort, Default used as basis of the liability in the cases concerning the sports accident in the educational front.

KEY WORDS : sports accident, State Redress Act, Tort, Default

1. はじめに

教育現場におけるスポーツ事故に関する判例は多数存在するが、学校設置者に損害賠償責任を認める法律上の理論構成は、わが国の判例上、概ね次のように類型化される。

国公立学校等における事故である場合は、国家賠償法により、私立学校等における事故の場合は、民法上の不法行為責任あるいは債務不履行責任に基づき損害賠償請求がなされることが多い。

国家賠償法による請求は、教諭あるいは指導者の過失を問うものと施設・設備の瑕疵を問題とするものに大別され、前者は1条により後者は2条により学校設置者の責任が問われることになる。

不法行為責任による請求は、まず、教諭あるいは指導者個人に対し責任を問うものと学校設置者に対し責任を問うものがあり、前者は民法709条により後者は民法715条により責任追及がなされることになる。つぎに、施設・設備の瑕疵を問題とする場合は、民法717条の工作物責任に基づき学校設置者に責任を問う

ことになる。

債務不履行責任による請求は、民法415条により学校設置者に責任を追及するものである。

学校設置者に損害賠償責任を認める法律構成は、一般的に、上述のように考えられてきたが、近年、下級審においては、国公立学校等の事故に関し、学校設置者の債務不履行責任を認めた事例も散見されるようになった。

これは、スポーツ事故における損害賠償責任を学校設置者に負わせる法的根拠と理論が、明確にされていないことが原因であるとも考えられる。

したがって、本稿では、施設・設備の瑕疵を問題とするもの以外について分析の対象とし、国家賠償法1条、民法上の債務不履行（民法415条）、不法行為（使用者責任、民法715条）における損害賠償責任の法律構成に関し、その法的根拠について、判例の動向分析を試みることにする。

II. 国家賠償法に基づく損害賠償責任

国公立学校におけるスポーツ事故の場合、その損害賠償については、第一義的には国家賠償法の適用の問題と考えられる。しかし、国家賠償法による救済の場合であっても、その理論構成に関しては、様々であり統一された見解はないようである。ここでは、最近の事例を紹介し賠償責任の根拠について考察していきたい。

事例1 市立中学校のハンドボール部の2年生の男子生徒が、夏期練習中に熱中症に罹り死亡した事故につき、指導教諭等学校側に過失があるとして国家賠償請求が認容された事例（名古屋地方裁判所一宮支部 平成19年9月26日）

本件は、市立中学校ハンドボール部に在籍する男子生徒がグラウンドにおいて夏期練習中に熱中症により倒れ、同熱射病を原因とする多臓器不全により死亡した事故につき、ハンドボール部の顧問の教師らと同校校長に過失があったからであるとし、原告ら（生徒の遺族）が、国家賠償法に基づく損害賠償及び慰謝料および入院治療費を被告である市に求めた事例である。

この事例について、裁判所の判決の要旨は以下のとおりである。

国家賠償法1条1項という違法については、当該公務員の職務行為時を基準として判断すべきであり、従ってY1教諭らに過失があったか否かについてもその当時の具体的状況において判断すべきである。まず、中学校においておこなわれる部活動においては、学校教育の一環としておこなわれているのであるから、部活動によって生じると予測される部員らの生命・身体等に対する危険を予防すべき注意義務を学校ないし部活動顧問を務める教諭が負っていると解すべきである。そして、熱中症は、重篤な症状である熱射病になると生命の危険まで生じる疾病であること、少なくとも平成12年以降には、夏期の部活動等における熱中症予防について、愛知県や被告において問題として取り上げられ、愛知県ないし被告から管内の各学校に周知がされるようになっており、文部科学省においても少なくとも平成15年以降には、全国の各学校に周知がされるようになっていたことからすると、本件練習当時、部活動において、部活動顧問は、部員が熱中症に罹患しないように防止すべき注意義務を負い、また熱中症に罹患した場合には、応急処置を行う、救急車を要請

するなど適切な措置を取るべき義務を負っていたというべきであり、校長については、部活動顧問がこのような注意義務を履行できるように指導すべき義務を負っていたというべきである。そして、夏期の部活動において部活動顧問が熱中症を予防する注意義務を履行したか否かについては、(1) 部活動が行われた環境、(2) 暑熱馴化の有無、(3) 練習内容、(4) 休憩、給水の頻度や有無、(5) 部活動顧問が認識しえた生徒の体力差、肥満であったか否かを含めた体格差、性格等の生徒の特性等を総合考慮して判断すべきである。

その上で、本件学生が肥満というリスクファクターを抱えていたことは顧問の教師らも認識していたのであるから、(1) 教諭らとしては本件学生に対してトレーニングの軽減などの措置を講じるか、あるいは、(2) リスクファクターを抱えた本件学生を基準として全体の練習内容を決めるか、(3) 減負荷の少ないトレーニング中には、本件学生にこまめに声をかけるなどして、その表情等を観察し、より多く休憩や給水を支持するなど、肥満に配慮した予防措置を講じる必要があったというべきである。しかし、教諭らがそのような措置を講じた事実は認められず、個別条件に対する配慮も不十分であるといわざるを得ない。従って、教諭らは、部活動によって生じると予想される部員らの生命・身体等に対する危険を予防すべき注意義務に違反し、本件学生の熱中症を発症させた過失があると認められる。

校長の注意義務違反の有無については、確かに、本件についてみると、熱中症発症時に対応できるように、氷やタンカ等を用意していたことや、本件学生の異変に気付いたのちには体を冷やしたり、病院に搬送するなどしたことを考慮すれば、熱中症発症後の対応についての指導はある程度行われていたと認められる。しかしながら、校長は、熱中症を予防するように指導すべき義務を負っていたにもかかわらず、同中学で熱中症を予防するような体制が確立されているとはいえなかったことに対して、校長の注意義務違反が認められる。

事例2 中学校の柔道部で練習中に男子生徒から投げられ後遺障害を負った当時1年の元女子生徒（18）と両親による、県と市、男子生徒とその親権者に対する損害賠償請求訴訟において、顧問の教諭らが、練習に立ち会わないなど安全に配慮せず、校長ら管理職も放置したなどと学校側の責任を認め、請求の一部を認容した事例。（福島地方裁判所郡山支部 平成21年3月

27日)

本件は、Y1中学校の柔道部における練習中に男子生徒Y3に投げられ受傷し、後遺障害を負った女子生徒X1及びその両親X2らが、本件事故は当該中学校の校長及び教諭らの生徒に対する安全配慮義務違反が原因であるとして、同校を設置するY1市及び同校の校長等の給与を負担するY2県に対して国家賠償法に基づく損害賠償を、また、男子生徒Y3及びその母Y4に対して民法709条に基づく損害賠償を求めた事案である。

この事例について、裁判所の判決の要旨は以下のとおりである。

裁判所は、被害生徒X1及びその両親X2らのY1市及びY2県に対する請求並びに加害生徒Y3に対する請求を認めたが、その余の請求はこれを棄却した。その理由によると、Y3は柔道初段で柔道部の部長に任じられており、X1は同部の部員ではあるが、受け身の技術も十分でない初心者であり、事故当日は、翌日の市民体育祭での試合に参加するため、兩名ともに他の部員らと練習に参加していたこと、Y3は足を痛めて練習を休んでいたX1にその理由を問い質したが、その反応にいら立ち、X1に一方的に払い腰をかけて相当の強さで投げることを繰り返したため、X1は頭を打ち意識を失って病院に搬送されたこと、同病院では急性硬膜下出血と診断されたが、その機序は、以前の外傷の治療の過程で硬膜と脳表の血管の一部癒着していたところ、その欠陥が頭部に受けた強い外力により切れて出血したものと考えられること、ところでY3の右行為は部活動における練習・指導の域を逸脱した暴行であり、この不法行為によりX1の後遺症が発生したものであるが、Y3には当時X1が血管のキレやすい状態にあったことを予見できなかったから、Y3の不法行為とX1の後遺障害との相当因果関係は否定され、したがって、Y3は後遺障害についてまで責任を負わないが、X1に対して不法行為を行ったことについての慰謝料として損害賠償を負うこと、しかし、柔道部の指導教諭Aは、以前X1が柔道の練習中に頭を打ち入院し同女の頭の中に出血があり、そのことを同病院の医師から説明を受けており、また、X1及びその母親X3からも軽い練習から始めてほしいとの要望を受けていたのに、同教諭等は、X1の右病状を具体的に確認することなく、特別の配慮をせず、練習に復帰させ、試合にも出場させ、しかも事故当日の練習には殆ど立ち会わなかったこと等、指導者として

は当然X1に対して払うべき配慮を怠っており、またこれを放置した同中学校の管理職にも監督責任があるから、Y1市は、X1が脳内出血による損害賠償責任を負うこと、また、Y2県は同中学校の校長及び教諭の給与負担者であるから、Y1市と連帯してX1らに損害賠償責任を負うこと、しかしY3の母親Y4の責任は、Y3の不法行為を予見できたとは言えないから、過失がなく損害賠償責任は負わないと判示した。

事例3 文部科学省登山研修所主催の冬山研修会に参加した研修生が雪庇の崩落により発生した雪崩に巻き込まれて死亡した事故につき講師らに過失があったとして国家賠償が認められた事例（富山地方裁判所平成18年4月26日）

本件は、文部科学省登山研修所（当時は文部省登山研修所）が大学の山岳部及びワンダーフォーゲル部等のリーダーなどを対象として主催した平成11年山岳部リーダー冬山研修会（以下「本件研修会」という）において、北アルプス大日岳頂上付近で雪庇の崩落により発生した雪崩事故によって死亡した亡A及び亡Bの両親である原告らが、上記事故は本件研修会の講師らが雪庇の規模を適切に予測し、それに侵入しないように登高ルートを選定すべきであったのにこれを怠ったことにより発生したものであるとして、被告に対し、不法行為（国家賠償法1条1項）又は安全配慮義務違反による債務不履行責任に基づき、損害賠償金及びこれに対する本件事故日から支払い済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払いを求める事案である。（なお、雪庇とは、稜線の風下側に形成される雪の吹き溜まりの一種であり、大日岳が位置する北アルプス北部では、冬の季節風の影響が強く、降雪量も多いことから、比較的大きな雪庇が発達するとされていたが、当時の大日岳頂上付近には全体が40mを超える雪庇が形成され、本件雪庇の先端から約15mの部分が崩落して亡A及び亡Bらが転落したものである。）

この事例につき、裁判所の判決要旨は以下のとおりである。

講師らは、(1) 本件研修会において、危険を回避するために、雪庇の先端部分のみならず吹き溜まり部分にも侵入しないように登高ルート及び休憩場所を選定すべき注意義務を負っており、(2) 当時、本件雪庇の規模を正確に予見することは不可能であったものの、いわゆる残雪期に大日岳に登高するなどして山

頂付近の雪庇の大きさについて調査を行い、もしくは、地元の登山家から情報を求めるなどしていれば、少なくともその大きさが25m程度あることは予見できたから、講師らは、見かけの雪の稜線上から少なくとも25m程度の距離をとって登高ルート及び休憩所の選定をすべきであったのに、上記調査等を怠ったため、本件雪庇の規模を10m程度と推測し、見かけの雪の稜線上から十数メートル程度の距離を取ったのみであり、講師らの登高ルート及び休憩所の選定判断には過失がある。(3) 崩落地点から見て、見かけの雪の稜線上から少なくとも25m程度の距離を取って、登高ルート及び休憩所の選定を行っていれば、本件事故の発生は回避できたとして、被告の国家賠償責任を認め、被告に対し、総額1億6000万円余の支払いを命じた。

事例4 県立高校野球部のゴロ取り練習中の野球部員にノック練習のノック球が当たり負傷した事故について顧問兼監督の教諭の注意義務懈怠を認めて県に損害賠償を命じた事例(名古屋地方裁判所平成18年11月28日)

本件は、県立高校の野球部の練習中ノック練習のため野球部員Aがノックした球が、ゴロ取り練習中であつたX(野球部員)の右目こめかみ付近を直撃して視力低下・外傷性散瞳等の後遺障害が残存したことについて、Xが野球部の顧問兼監督である同校の教諭Bが事故発生防止のため尽くすべき注意義務を怠ったなどとしてY(県)に対し、国家賠償法1条1項に基づく損害賠償等を求めた事案である。

この事例について、裁判所の判決要旨は以下のとおりである。

学校教育に付随する部活動の指導・監督に当たる教諭は、生徒の自主性を尊重しつつも、事故等の発生が予想される場合には、これを防止するのに必要な措置を積極的に講ずるといふ注意義務を果たさねばならないなどとして、教諭Bの注意義務懈怠を認めている。しかし、他方でX、においても高校生とは言え野球部に所属している以上、本件練習の危険性は当然予想でき、ゴロ撮り練習中にノックの状況を一瞥しさえすれば本件事故の発生を避けることができた可能性が高いから、信義則上、過失相殺を行うのが相当であるとして、損害額の6割の範囲で請求を認容した。

検討1 国公立学校におけるスポーツ事故に、国家賠償法を適用することの妥当性について

上記事例1～4のいずれも、国家賠償法による損害賠償を認めるものである。国公立学校の学校事故については、国家賠償法の適用を認めるのが判例・最高裁の見解となっている。しかし、国家賠償法1条1項の損害賠償を認める場合でも、論理構成は様々である。事例1では、担当教師の注意義務違反に過失があつたとし、国家賠償法上の違法性を認定しているし、さらに、校長についても、熱中症を予防する体制を確立する義務を果たしていないところに注意義務違反を認定している。注目すべきは、担当教師の過失が認定されているから、校長はその選任監督者として管理監督者として同様に過失が認定されるとは考えられていない点である。各人各々に過失を認定し、それを根拠に国家賠償を認めるという構成になっている。

それに対して、事例2では、クラブ顧問の教諭の安全配慮義務違反をその根拠として挙げている。つまり、「指導者としては当然X1に対して払うべき配慮を怠っており、またこれを放置した同中学校の管理職にも監督責任がある」ということを根拠に、クラブ顧問の安全配慮義務違反と、その校長の監督責任を認定して、国家賠償法1条1項での損害賠償を県に命じている。注目すべきは、「注意義務違反の過失」を認定せずに、安全配慮義務違反を認定していること、その上で、国家賠償法を適用していることである。

事例3では、文部科学省登山研修所主催の冬山研修会に参加した研修生が雪庇の崩落により発生した雪崩に巻き込まれて死亡した事故につき、不法行為(国家賠償法1条1項)又は安全配慮義務違反による債務不履行責任に基づき、損害賠償を求める訴えが提起されている。これに対し、裁判所は、講師らの登高ルート及び休憩所の選定判断に過失(予測可能性、回避可能性という点から)があると認定している。この事例では、原告側請求は不法行為による損害賠償又は債務不履行に基づく損害賠償のいずれかが認められれば良いという構成になっているのが特徴である。

事例4では、教諭の注意義務懈怠を国家賠償の根拠としている。ここでは、部活動の顧問教諭が具体的注意義務を果たしていなかったことに注意義務懈怠を認め過失を認めているのである。

以上のように、事例1～4を見てみると、安全配慮義務違反、過失、注意義務懈怠及び債務不履行、国家賠償という言葉が、キーワードとなっているが、これらが、理論的にどう関連付けられているのかは必ずしも明確ではないという印象を受ける。さらに詳細は後述するが、小学校における体育授業中の組体操の練習

中に発生した事故につき指導担当教諭らの安全配慮義務違反を認めた事例（東京地方裁判所平成18年8月1日）も注目すべき判例である。

この事例は、当時被告（東京都）設置の区立小学校に6年生として在籍していた児童である原告が、体育授業中に運動会の種目である組体操の練習をしていたところ、原告のグループがバランスを崩し、二人の児童の上に乗っていた原告が転落して前歯3本を損傷した事故につき、指導教諭らに債務不履行（安全配慮義務違反）があったとして、被告に対し損害賠償を求めた事例である。本件は、公立中学校の体育授業中の事故に対し、国家賠償法の適用を行わず、債務不履行（安全配慮義務違反）による損害賠償を認めるものである。ここでいう安全配慮義務とは、被告（東京都）が、学校教育の際に生じうる危険から児童らの生命、安全の確保のために必要な措置を講ずる義務をさしており、その中で担当教諭の安全配慮義務違反を問題にしているのである。つまり、国公立学校の体育授業中の事故に関して、国家賠償法に基づく損害賠償ではなく、債務不履行による損害賠償を認めているのである。なぜこのように法的根拠に違いが生じるのかを考えるために、ここではまず、国家賠償法1条の解釈に立ち返ってみたい。

国家賠償法第1条は、「国または公共団体の公権力の行使に当たる公務員が、その職務を行うについて故意または過失によって違法に他人に損害を加えたときは、国または公共団体がこれを賠償する責に任ずる」と規定されている。ここで問題となるのは、国公立学校におけるスポーツ事故は公権力の行使にあたるのか否かである。この点につき、「公権力の行使」につき、学説は、狭義説・広義説・最広義説の対立があるが、通説・判例は、広義説を支持しているように思われる。この立場によれば、国家賠償法1条1項は、公行政に関する国家賠償法の一般法と捉えられ、権力的行政活動に限らず、国家賠償法2条1項の营造物の設置・管理の瑕疵及び私経済活動を除くすべての行政活動を含むことになる。私経済活動に基づく損害については、民法709条、715条等の適用の問題となるのである。

この広義説が支持される理由は以下のようなものである。

①国の公行政活動の場における利益状況には、非権

力的活動の場であっても私人相互間の私経済関係よりはむしろ権力的活動の場におけるそれと共通する要素が多い。

②非権力的行政活動について、民法715条1項本文の使用責任に関する規定を適用するよりは、国家賠償法1条1項を適用した方が、使用者の選任監督における免責規定（715条1項但書）に対応するものがない分だけ被害者にとって有利である。

③国家賠償法1条1項の規定を、国の免責的代位責任を認めるものと解する場合には、この規定の適用を受ける行為については、公務員個人は国からの求償権の行使を除き賠償責任を追及されるおそれがないことになるから、それだけ安心して公務に従事できる¹。

判例は、国公立学校のクラブ活動中の事故についての顧問教諭の監督（最判S.58.2.18）、国公立学校の体育授業中の教師の教育活動（最判S.62.2.6）、行政指導（最判H.5.2.18）などが、「公権力の行使」に当たるとし、広義説に立つと考えられる²。この、広義説に立つと国公立学校でのスポーツ事故その他の事件は、非権力的な活動であっても国家賠償法の「公権力の行使」に含まれることとなり、国家賠償法1条に基づく損害賠償請求により、被害者救済がスムーズになされると考えられる。

しかし、一方で、国公立病院での医療事故などの事例では、必ずしも国家賠償法の適用が見られない事例もある³。国家賠償法1条は、そもそも違法な公権力の行使による損害の賠償を問題にしているのであり、他方、学校教育が、非権力的行政活動であることは異論なく、国家賠償法1条を適用しないという考え方も若干の余地はあるようである。教育の非権力性を強調するならば、学校教育作用を公権力の行使と解すべきではないとも考えられるのである。そもそも、公権力の行使に関する広義説の最大のメリットは、被害者救済即ち、非権力的行政活動の分野においても、違法な行政活動によって損害が発生した場合に国家賠償を認めやすくするという点にある。被害者救済に焦点を当てて民法715条と国家賠償法1条を比較してみると、前者では使用者が被用者の選任監督について相当の注意をすれば免責されることになっているが、判例はその免責を事実上認めないのが実情だから、結局はどちらを適用しても変わりはないように思われる。

¹ 塩野宏(2013)：行政法Ⅱ。第5補訂版、有斐閣、pp.306-307

² 園部逸夫監修 西荻章(1997)：国家賠償法。青林書院。P.40、41

³ 西荻：前掲書。P.42 室井力・荒井義一・浜川清 [編著]：コ

ンメンタール行政法Ⅱ行政事件訴訟法・国家賠償法 第2版 P.517（裁判例は首尾一貫性を欠いているが、それが是正されないのは、国賠1条と民法の規定とは間に大差がないためであろう、と指摘されている。）

また、教育内容は同じであるにもかかわらず、果たすべき役割・責任は同じであるにもかかわらず、同様の教育にあたりながら国公立学校の教師と私立学校の教師を区別するのも問題があるように思われる。今日、私立学校においても、公教育を担っており、教育内容に関しては同じであると考えられることから、同様の学校事故において、一方が「公権力の行使」であり、他方はそれに当たらないとし、損害賠償の法的根拠を一致させないことには疑問を感じるとも言える。つまり、教育活動が国公立学校の場合も私立学校の場合もともに同質のものであるということから、そこから生ずる学校事故の賠償責任についてその根拠規定も共通のものにし民法715条の規定を両者の場合に適用する…という考え方も成立しうる余地はあるのである⁴。

また、これと同じような発想から、国公立学校事故を民法上の私人間の問題として処理しようとする見解が唱えられており、この見解の立場によれば国公立学校の教育関係を契約関係と把握した上で、学校が生徒に対して負っている安全面の一定の義務を学校の責めに帰すべき事由によって履行しなかったために生徒が被害を受けたときは、学校側に民法415条による債務不履行責任があるとするものである⁵。そもそも、安全配慮義務という概念は、債務不履行、契約責任にその根拠があることを考えてみると、判例が安全配慮義務という概念を複数の事例で使用していることは意味のあることではないかとも考えられる。事例1では、「指導教諭らに債務不履行（安全配慮義務違反）があったとして、被告に対し損害賠償を求め」ているし、事例3では「不法行為（国家賠償法1条1項）又は安全配慮義務違反による債務不履行責任に基づき」に見られるように、損害賠償の根拠はどちらも考えられる、どちらの可能性もあるといえるのではないだろうか。

検討2 国公立学校でのスポーツ事故に対する賠償責任を国家賠償法で追及する場合の賠償要件となる公務員の故意・過失・違法性の認定についての検討

以上のように、国公立学校でのスポーツ事故については、国家賠償法を適用することが原則となっているようであるが、この場合、通説・判例の代位責任説からの当然の帰結として、教諭の故意・過失（とりわけ過失）と学校設置者の責任とは、連動することになる。

そして、過失の認定については、学校事故の場合、過失一元的判断がなされている。則ち、「過失＝注意義務違反＝結果回避義務違反」とされる傾向がみられるのである。

この点につき、国公立学校のクラブ活動中の事故についての顧問教諭の監視指導義務が問題となった事例（最判S.58.2.18）をみてみたい。

Y町立中学校生徒であったXが、友人らと体育館で遊んでいたところ、バレーボール部員から暴行を受け、その後Xは失明したことから、Xが、本件事故はバレーボール部顧問教諭が監視指導義務を怠った過失に基づくものであるとして、学校設置者であるY町に対し、国家賠償を請求した事案である。

この事例について最高裁は、以下のように判示している。課外クラブ活動は、希望する生徒による自主的活動であったことが窺われる。もとより、課外クラブ活動であっても、それが学校の教育活動の一環として行われるものである以上、その実態について、顧問の教諭を始め学校側に、生徒を指導監督し事故の発生を未然に防止すべき一般的注意義務のあることを否定することはできない。（しかし）課外のクラブ活動が本来生徒の自主性を尊重すべきものであることに鑑みれば、何らかの事故の発生する危険性を具体的に予見することが可能であるような特段の事情のある場合は格別、そうでない限り、顧問の教諭としては、個々の活動に常時立ち会い、監視指導すべき義務までを負うものではないと解するのが相当である。

この事例は、スポーツ事故というよりは一般の学校事故の事例であるが、顧問の教諭の監視指導義務違反の過失について、事故発生の危険性の予見可能性を必要とするとする国家賠償法1条の過失の解釈に沿った判断が下されている。過失の有無を、予測可能性と結果回避可能性の有無で判断し、事故の発生する危険性が具体的に予見できない場合、監視指導すべき義務はみとめられず従って事故が発生しても過失がないと判断されることになる。

これに対して、事例2の国公立学校での柔道練習中の事故に関する判例は、その事実認定からわかるように、明らかに技量の差のある上級生男子が初心者である下級生女子X1に対し、払い腰をかけて相当の強さで投げることを繰り返したため起きた事故であり、「柔

⁴ 奥野久雄(2001)：学校事故判例研究の一視点 いわゆる公権力の行使と契約法理の接点民事責任の規範構造(中井美雄・田中義信編)所収、世界思想社、P.139

⁵ 塩野：前掲書p.353 参照「国公立学校における学校事故のように、行為規範があらかじめ具体的に特定し難く、また、公権

力性も明確でないような問題については、むしろ、安全配慮義務違反の問題として処理する方が事案の処理としても適切であり、また、国家賠償法1条の運用としても妥当であると思われる。」

道部の指導教諭Aは、以前X1が柔道の練習中に頭を打ち入院し同女の頭の中に出血があり、そのことを同病院の医師から説明を受けており、また、X1及びその母親X3からも軽い練習から始めてほしいとの要望を受けていたのに、同教諭等は、X1の右病状を具体的に確認することなく、特別の配慮をせず、練習に復帰させ、試合にも出場させ、しかも事故当日の練習には殆ど立ち会わなかったこと等、指導者としては当然X1に対して払うべき配慮を怠っており、またこれを放置した同中学校の管理職にも監督責任があるから、Y1市は、X1が脳内出血による損害賠償責任を負うこと、また、Y2県は同中学校の校長及び教諭の給与負担者であるから、Y1市と連帯してXらに損害賠償責任を負うこと」と判示している。指導教諭Aが「払うべき配慮」を怠ったことに過失を認め、管理職の監督責任を認め、Y1市に損害賠償責任を負わせているのである。

国公立学校での柔道練習中の事故に関する判例は多数あり、学校側の責任を肯定する事例と否定する事例とそれぞれかなりの数がある。そして、これらの判例にはある程度の傾向が窺われるように見える。詳しい分析は今後の課題としたいが、事例2のように中学生が対象で、技能的に未熟な者が対象となっている場合には、高校生以上で技能経験が豊かなものの中での事故に比べ学校側の責任を肯定した事例が多いように見受けられる。そして、そこでは安全配慮義務違反の有無が問題とされているようである。

学校事故における過失の有無の判断に当たっても、判例の傾向としては、何らかの事故の発生する危険性を具体的に予見することが可能であるような特段の事情がない場合には、顧問の教諭は個々の活動に常時立ち会い、監視指導すべき義務までを負うものではないと解するのが相当と考えるものと、指導教諭は練習中の事故を防ぐため、常に十分な配慮を払う必要があるとし、さらに管理職にもその監督義務があるとし学校側の安全配慮義務を認めるものなどがある。上の二つの見解が、過失の範囲について具体的にどのような違いをもたらすのか、損害賠償の可否が左右されるのかについては今後の課題としたいが、裁判所は、学校活動に際しては、具体的危険の予見性の有無にかかわらず、教職員に事故発生を未然に防止する一般的な注意義務があることを認め、一般的な注意義務違反や安全配慮義務違反があれば過失を認定するという立場をとっていると思われる。また、「公務員が職務上要求される標準的な注意義務に違反していると認められる場

合には過失を認定すべき」という抽象的過失論に関しては、逆に教諭が標準的な注意義務を果たしていれば、私人の権利が侵害されても（事故が発生しても）「違法性」が認められないということになりうる点も今後検討していきたい。

III. 民法上の債務不履行および不法行為（使用者責任）に基づく損害賠償責任

1. 債務不履行（民法415条）に基づく損害賠償責任

事例1 私立学校におけるスポーツ事故：私立高校の柔道部の生徒が、同級生によってプロレス技をかけられ、頭部から床に落下して頸髄損傷の傷害を負った事故につき、当該同級生の不法行為責任と学校側の安全配慮義務違反の責任が認められた事例（横浜地方裁判所平成13年3月13日）

事案の概要は以下のとおりである。

本件は、平成8年10月15日、被告学校法人Dが開設し、経営しているE高等学校柔道部の練習場において、練習前に部室の雑巾がけをしていた柔道部部員である原告Aが、先輩の柔道部部員である被告Fが掛けたプロレス技によって頭部から床に落下し、頸髄損傷の傷害を負い、四肢麻痺等の後遺障害が生じた事案である。

原告Aは、被告Fに対し、不法行為に基づく損害賠償請求として、被告学校法人Dに対して在学契約に基づく安全配慮義務違反による債務不履行又は不法行為に基づく損害賠償請求として、逸失利益、慰謝料、付添費用、弁護士費用の合計2億3563万8025円および遅延損害金の支払を求めた。これに対し、被告らは、親しい柔道部員同士のふざけ合い、遊戯の過程で生じたもので違法性がない、事故が発生した時刻は正規の部活動の練習が始まる前であり、学校および指導担当職員の指揮監督命令下になかったなどと反論した。

この事案につき、裁判所の判決要旨は以下のとおりである。

被告学校法人Dの高校の管理者である校長や部活動の顧問教諭は、教育活動の一環として行われる部活動（格技である柔道部）に参加する原告に対し、安全を図り、特に、心身に影響する何らかの事故発生の危険性を具体的に予見することが可能であるような場合には、事故の発生を未然に防止するために監視、指導を強化する等の適切な措置を講じるべき安全保護義務がある。そして、柔道部における部活動は、その性質上、格技である柔道を修得しようとして柔道部に所属する

部員が、畳、マット等により、格技修得のための設備が整っている本件部室に集合し、格技の練習を行うのであるから、指定された練習時間の前後の時間帯に、慣行として顧問教諭の指示によって行われることになっている本件部室および格技修得のための設備の清掃等の行為もここにいう部活動に含まれるというべきである。

これを本件についてみると、事実認定によれば、格技を練習、修得する高校の柔道部において、格技の専門家である顧問教諭自身が危険であるから禁止すべきであると認識するプロレスごっこをして様々なプロレスの技を掛けあうことが、本件事故が発生する前年の2学期ころから、複数の柔道部員によって練習時間の前後に行われ、本件事故当時もほぼ毎日のように行われていたのであるから、このような柔道部における部活動の状態は、柔道部員の心身に影響する何らかの事故発生の危険性を具体的に予見することが可能な場合に当たり、被告学校法人Dおよび顧問教諭としては、本件事故の発生を未然に防止するために監視、指導を強化する等の適切な措置を講じるべき義務があったというべきである。

そして、それにもかかわらず、被告学校法人Dおよび顧問教諭は、プロレスごっこが練習時間の前後の時間帯（部活動の一部と認められる）に前記のとおり的心态で行われていた実態を認識、把握せず、柔道部員に対し、練習時間帯の前後にプロレス技などの格技の技をふざけて掛ける行為の危険性について指摘し、一律に厳しくこれを禁止し、見回りを強化するなどの対策を講じる措置をとったことはなかったのであるから、これらの点について、被告には、原告に対する安全保護義務違反があったというべきであるとし、被告学校法人Dに債務不履行に基づく損害賠償を命じている。

事例2 国公立学校におけるスポーツ事故：県立高校の生徒が、水泳実習の自由練習中にスタート台からプールに飛び込んで、プールの底に頭部を衝突させて頸髄損傷し、後遺障害が生じたのは、担当教諭に指導上の注意義務違反があったとして、被告に対し、安全配慮義務違反（債務不履行）による損害賠償を認めた事例（過失相殺あり）（大分地方裁判所平成23年3月30日）
事案の概要は以下のとおりである。

本件は、A県立高等学校の生徒であった原告が、水泳実習における自由練習中に、スタート台からプールに飛び込んだところ、プールの底に頭部を衝突させ、頸髄損傷の障害を負い、第7頸椎節以下完全四肢麻痺

等の後遺障害が生じたとし、担当教諭に指導上の注意義務違反があったと主張して、被告であるA県立高等学校の設置者である地方公共団体に対し、安全配慮義務違反（債務不履行）による損害賠償請求権に基づき、1億1902万0153円およびこれに対する平成21年7月24日（訴状送達の日）の翌日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めた事案である。

この事案につき、裁判所の判決要旨は以下のとおりである。

学校の教師は、学校における教育活動により生ずるおそれのある危険から生徒を保護すべき義務を負っており、危険を伴う技術を指導する場合には、事故の発生を防止するために十分な措置を講ずるべき注意義務があるところ（最高裁昭和62年2月6日第二小法廷判決）、水泳授業が、死亡や重篤な障害が残る傷害事故等を生じる危険性を有するものであることからすれば、本件授業を担当した指導教諭らにおいて、上記のような一般的な注意義務を負っていたことは明らかである。その点、指導教諭らは、原則的に飛び込みを禁止していたことから、危険性周知徹底ないし飛び込み禁止指導義務に反する過失はないが、監視ないし危険行為制止義務に反した過失が認められる。したがって、被告（A県立高等学校の設置者である地方公共団体）には安全配慮義務違反があったというべきであり、被告は、原告が被った損害について賠償すべき義務を負うことになるとし、被告に債務不履行に基づく損害賠償を命じた。なお、原告にも7割の過失があったとして、損害額について過失相殺を行っている。

事例3 国公立学校におけるスポーツ事故：小学校における体育授業中の組体操の練習中に発生した事故につき、指導担当教諭らの安全配慮義務違反を認めた事例（過失相殺なし）（東京地方裁判所平成18年8月1日）
事案の概要は以下のとおりである。

被告が設置している区立A小学校において、平成15年度の運動会の種目として組体操を行うこととなり、6年生の体育の授業中に5人一組で行う技の練習をしていたところ、原告のグループがバランスを崩し、二人の児童の上に乗っていた原告が転落して、左側上顎中切歯の完全脱臼等の傷害を負ったことから、指導にあっていた教諭らに債務不履行（安全配慮義務違反）があったとして、被告に対し損害賠償を求めた。

本件において原告は、担当教諭が採用を決定した事

故発生時行われていた児童5人による技は、難易度および危険性が高いことを前提に、担当教諭には、同技を選択したことの誤り、事前説明・個別指導・下練習が不足したまま一斉練習を打った、組体操をするための児童の組み合わせが不適切であった等の過失があると主張した。

これに対して被告は、同技の難易度が高いとはいえ、担当教諭にも過失はなかったと主張するとともに、予備的に過失相殺の主張をした。

この事案につき、裁判所の判決要旨は以下のとおりである。

被告（A小学校を設置する自治体）は、A小学校の設置・運営者として、学校教育の際に生じうる危険から児童らの生命、身体の安全の確保のために必要な措置を講ずる義務（被告の安全配慮義務）を負い、被告の履行補助者である指導教諭が安全配慮義務（担当教諭の安全配慮義務）に違反した場合には、それによって生じた損害を賠償する責任を負う。本件において、当裁判所は、事故発生までの経緯について詳細に事実認定をし、担当教諭の過失を肯定した上で、担当教諭らに安全配慮義務違反を認め、被告に対し民法上の債務不履行に基づく損害賠償を命じた。

検 討

事例1は、私立学校におけるスポーツ事故の裁判例であり、民法上の債務不履行責任（415条）に基づいて学校設置者に損害賠償責任が課された事案である。

債務不履行責任が成立し、債務者に損害賠償義務が負わされるためには、当然のことながら債務不履行がなければならない。いかなる場合に債務不履行とされるかについては、わが国の民法は、「債務の本旨に従った履行をしないとき」と規定し、具体的には①履行不能、②履行遅滞、③不完全履行という三分体系が解釈により導入されている⁶。さらに、債務者の帰責事由が必要である。

私立学校におけるスポーツ事故の場合、通常、③の不完全履行が問題になると考えられている。学校と生徒の関係を在学契約関係にあるものとして捉え、その債務には付帯的に安全保持ないし事故防止義務（安全

配慮義務）が伴っているとす。すなわち、当該義務が伴っているにもかかわらず事故が発生したということは、学校設置者による義務の不完全履行に該当するということである⁷。この債務不履行責任は、契約上の義務違反から生じた損害についての賠償責任制度であり、契約責任の一種である。

事例1において、裁判所は、学校設置者に安全保護義務違反⁸なるものがあつたことは認めているが、債務不履行責任を採用する法的根拠を明確にしているわけではない。

これに対し、事例2および3は、ともに国公立学校におけるスポーツ事故でありながら、債務不履行責任に基づき学校設置者に損害賠償責任を課した裁判例である。

従来、国公立学校における生徒の在学関係は、公法上の特別権力関係にあり、契約関係に基づくものではないとするのが裁判所のとる立場であつたことから、国公立学校における事故について、契約関係の存在を前提とする債務不履行責任を問うことは難しいとの考えが一般的⁹であつた。

しかしながら、近年、国公立学校における事故につき、学校設置者に、民法上の債務不履行責任（民法415条）に基づいて賠償責任を課す裁判例が、下級審においては増えてきている¹⁰。ただ、国公立学校の場合、上述のように、学校と生徒は在学契約関係にはないことから、学校に契約責任を課すことには問題があると思われる。

債務不履行責任の要件とされる①履行不能、②履行遅滞、③不完全履行は、履行義務ないし給付義務たる債務を問題にして、履行があつたか否かという観点からその履行が本旨に従ってなされていない場合を扱う。これに対し、近年、履行の問題とは次元を異にする義務違反にも債務不履行責任が拡大されており、④信義則上の義務違反として要件の一つに加えられる。

この信義則上の注意義務違反にも債務不履行責任を拡大するには、どのように根拠づけるべきか、ということについて、学説的には、「債務」拡大説と415条類推適用説が存在する。前者は、履行利益ないし給付利益を目的としない信義則上の注意義務も「債務」で

⁶ 平野裕之(2007)：民法Ⅱ債権法、第2版、新世社、p.79。

⁷ 濱野吉生(1988)：体育・スポーツ事故に関する判例の動向分析、早稲田大学人間科学研究、1(1)、p.4。

⁸ おそらく、安全配慮義務違反と同意義として使用していると思われる。

⁹ 濱野：前掲論文p.84。

¹⁰ 例えば、静岡地方裁判所平成元年12月20日判決判時1346号134頁、大分地方裁判所平成23年3月30日判決、東京地方裁判所平成18年8月1日判決判時1969号75頁。なお、国公立学校におけるスポーツ事故について、債務不履行により学校側に損害賠償責任を課した最高裁判例は見当たらない。

あるとし、また、このような義務が認められる場合をそれなりに限定しようとする学説である。後者は、信義則上の注意義務は債務ではないが、債務に準じて扱い、いわば415条の類推適用として考えることもできるとする説である。

国公立学校におけるスポーツ事故は、この信義則上の義務違反、すなわち安全配慮義務違反を理由に債務不履行責任を学校設置者に課すケースが近年多い¹¹と考えられる。事例2および3の裁判所は、この信義則上の注意義務違反、すなわち安全配慮義務違反として債務不履行責任を学校設置者に課していると解されるが、その根拠は示されていない。

事例2においては、使用者の安全配慮義務と被用者の注意義務とが区別されている。すなわち、指導教諭は学校設置者の負う安全配慮義務の履行補助者として捉えられている。このように、使用者自身の安全配慮義務と、現場の教諭の注意義務とは区別されるが、区別された上で、使用者自身の過失、履行補助者としての指導教諭の注意義務違反は、ともに使用者の安全配慮義務違反の帰責事由として位置づけられることになる。

事例3においても、被用者を使用者の履行補助者として捉えている。また、使用者の安全配慮義務と被用者の注意義務についても区別してはいる。ただ、被用者の注意義務も安全配慮義務と表現されていることから、安全配慮義務は使用者と被用者共通の義務であるが、その内容が異なると解釈しているようにみうけられる。すなわち、使用者の義務は一般抽象的安全配慮義務であり被用者の義務は個別具体的安全配慮義務¹²と捉えていると解される。

なお、私立学校におけるスポーツ事故である事例1は、債務不履行責任を採用する法的根拠が定かでないが、原告の主張から導くとするならば、在学契約を前提に付帯的な義務として安全配慮義務が学校設置者に課され、その違反行為により債務不履行責任が学校設置者に課されると裁判所は解釈していると考えられる。しかしながら、裁判所の判旨を素直に読むならば、在学契約を前提としない信義則上の義務違反として債務不履行責任を課したものと捉えることもできるといえる。

上記3つの事例を比較検討すると、本来、学校と生徒の関係性は、国公立学校も私立学校もともに公教育を行い、生徒がかかる教育を受けるという点で相違はないわけであるから、学校設置者が国公立か私立かということによって債務不履行責任の法的根拠に相違があるのも疑問に感じるところである。この点からすると、学校におけるスポーツ事故に対する損害賠償責任を債務不履行責任に基づいて課す場合、学校設置者の法人形態にかかわらず、その法的根拠を信義則上の注意義務違反として限定的に債務不履行責任の拡大を図る考え方を採用する¹³余地もあるのではないかと考える。

2. 不法行為（使用者責任、民法715条）に基づく損害賠償責任

事例4 私立学校におけるスポーツ事故：私立高校二年の女子生徒が学校のバスケットボール部の練習中に熱中症を発症し記憶障害が残ったことにつき、指導教諭の過失によるものであるとして教諭および学校側に対して求めた損害賠償請求が認容された事例（大分地方裁判所平成20年3月31日）

事案の概要は以下のとおりである。

本件は、被告学校法人D大学（以下「被告大学」という）が経営する私立E高等学校（以下「E高校」という）の女子バスケットボール部に所属していた原告Aが、平成18年8月23日、同部の練習終了直後に熱中症によって倒れ（以下「本件事故」という）、その後健忘の症状が生じたことについて、原告Aが、同部の監督である被告F（以下「被告F」という）は、気温35度を上回る場合は練習を中止すべき注意義務があったのにこれを怠り、原告Aに意識障害を伴う熱中症を発症させ、さらに、熱中症に対する適切な処置を怠り、その結果、原告Aに解離性健忘を生じさせた」と主張して、被告らに対し不法行為（被告大学に対しては使用者責任）に基づき、原告Aは、合計736万4280円の損害賠償金およびこれに対する本件事故当日から支払済みまでの遅延損害金の支払を求めるとともに、原告Aの親である原告Bおよび同Cは、各115万円の損害賠償金およびこれに対する本件事故当日からの遅延損害金の支払を求めた事案である。

¹¹ 例えば、前掲大分地方裁判所平成23年3月30日判決、東京地方裁判所平成18年8月1日判決。

¹² 南川和宣(2004)：課外活動中の事故と大学の責任(一)。修道法学、26(2)、p.276。

¹³ 学校事故を安全配慮義務（債務不履行）の問題として処理する方が適切であるとする見解として、塩野宏(1994)：行政法Ⅱ、第2版、有斐閣、p.276。

この事案につき、裁判所の判決要旨は以下のとおりである。

被告Fは、E高校の教員であり、女子バスケットボール部の監督であるから、部活の実施により、部員の生命、身体に危険が及ばないように配慮し、部員に何らかの異常を発見した場合には、その容態を確認し、応急処置をとり、必要に応じて医療機関に搬送すべき一般的な注意義務（安全配慮義務）を負っているというべきである。本件事故当日の気象状況は、気温38度、湿度80%の状態であったのであるから、被告Fとしては、本来ならば練習を控え、あるいはその内容を比較的軽微なものにし、かつ部員に対して十分な水分および塩分を補給させるよう努めるべき注意義務があった。しかしながら、被告Fは、部員に対し、普段と同様の練習をさせ、十分な水分および塩分を摂るように指示せず、逆に、水分を摂りすぎないように厳しく指導していた。多くの部員がこれに萎縮し水分補給を控えるようになっていたことに鑑みると、本件事故当日、原告Aは十分な水分および塩分を補給できなかったと推認できる。そうすると、原告Aは、高温多湿の気象状況の中、十分な水分および塩分をとらずに長時間にわたって練習したことが原因で熱中症となったものと認められるので、被告Fの注意義務と原告Aの熱中症により生じた損害との間には相当因果関係があるといえる。また、原告Aは、本件事故当時、意識が朦朧とし、水分の経口投与を受け付けられない状態になっていたのであるから、熱中症ガイドブックに従えば、高熱などの症状が現れていなくても、その時点で医療機関に搬送すべきであったといえる。それにもかかわらず、被告Fは、原告Aが倒れた原因を単なる疲労と考え、医療機関に搬送する処置を怠ったのであるから、熱中症予防のみならず、熱中症に対する処置についても注意義務に反していたものと認められる。よって、被告Fは、不法行為に基づき、原告Aに対して360万4932円の損害賠償義務を負い、被告大学は、使用者責任（民法715条）に基づき、同Fと連帯して、同額の損害賠償義務を負うというべきであるとして、原告の請求を認容している。

事例5 私立学校におけるスポーツ事故：私立高校の生徒が課外のクラブ活動としてのサッカーの試合中に落雷により負傷した事故について、学校側の不法行為責任が認められた事例（高松高等裁判所平成20年9月17日）

事案の概要は以下のとおりである。

本件は、被控訴人学校法人D（以下「被控訴学校」という）の設置するE高等学校（以下「E高校」という）に在籍し、サッカー部に所属していた控訴人A（以下「控訴人A」という）が、大阪府B市で開催されたサッカー競技大会に同校の課外のクラブ活動の一環として参加していた際に落雷を受けた事故に関し、同校サッカー部の引率者兼監督であったF教諭（以下「F教諭」という）および上記大会の主催者であった被控訴人財団法人B市体育協会（以下「被控訴協会」という）の担当者には落雷を予見して回避すべき安全配慮義務を怠った過失があるなどとして、同控訴人の母および兄とともに被控訴人らに対し、債務不履行又は不法行為に基づき損害賠償を請求した事案である。

この事案につき、裁判所の判決要旨は以下のとおりである。

原審（差し戻し前の控訴審）（高松高等裁判所平成16年10月29日）

原審は、つぎのように判示し、学校側の損害賠償責任を否定した。

平均的なスポーツ指導者がE高校の試合の開始直前に落雷事故発生 of 具体的危険性を認識することが可能であったとはいえない。そうすると、F教諭においても、上記時点で落雷事故発生を予見することが可能であったとはいえず、また、これを予見すべきであったということもできない。したがって、F教諭が安全配慮義務を尽くさなかったということはできないから、被控訴学校に債務不履行責任又は不法行為責任があるとはいえない。

上告審（最高裁判所第2小法廷平成18年3月13日）

最高裁判所は、以下のように述べて原判決を破棄、原審に差し戻した。

教育活動の一環として行われる学校の課外のクラブ活動においては、生徒は担当教諭の指導監督に従って行動するのであるから、担当教諭は、できる限り生徒の安全にかかわる事故の危険性を具体的に予見し、その予見に基づいて当該事故の発生を未然に防止する措置をとり、クラブ活動中の生徒を保護すべき注意義務を負うものというべきである。落雷による死傷事故は毎年発生しており、落雷事故を予防するための文献上の記載も多く存在していた。さらに、前記事実関係によれば、E高校試合開始直前ころには、運動広場の南西方向の上空には黒く固まった暗雲が立ち込め、雷鳴が聞こえ、雲の間で放電が起きるのが目撃されていた。

そうすると、F教諭としては、上記時点ころまでには落雷事故発生の危険が迫っていることを具体的に予見することが可能であったというべきであり、また、予見すべき注意義務を怠ったものというべきである。

差し戻し後の原審（高松高等裁判所平成20年9月17日）

F教諭は、E高校試合開始直前ころまでには本件落雷事故発生の危険性が迫っていることを具体的に予見することが可能であり、これを予見すべき注意義務があったにもかかわらず、これを怠り、同校サッカー一部の生徒らを保護範囲に誘導し、姿勢を低くした状態で待機するよう指示し、かつ、同試合の開始の延期を申し入れて協議の上、さらに、安全空間に生徒らを退避させる方法を検討、準備するなどの措置をとるなどの落雷事故発生の回避のための措置をとることなく、漫然と同試合に控訴人Aを出場させ、その結果、同控訴人を本件落雷事故にあわしめた過失があるものというべきである。

したがって、被控訴学校は、本件落雷事故について、F教諭の使用者として、民法715条に基づき不法行為責任（使用者責任）を負うものというべきであると判示し、控訴人の請求を認容している。

検討

事例4および5は、ともに私立学校におけるスポーツ事故の裁判例であり、民法上の不法行為責任（使用者責任）に基づいて学校設置者に損害賠償責任を課した事案である。

民法715条は、事業執行中に被用者が起こした事故について使用者が賠償責任を負う旨を定めている。被用者の不法行為をなぜ使用者が責任を負うのかについては、使用者は被用者を使ってその活動により利益を得る反面、その被用者が損害を第三者に与えた場合、その損失も負担するべきであるという、報償責任の法理に根拠づけられる。また、他人を使わなければ本人だけの活動に伴う危険であるところを、他人を多数使うことによりそれに伴う危険を社会に拡大することになり、危険の原因を作った者がその危険のリスクを負担すべきであるという、危険責任の趣旨にも求められる¹⁴。なお、715条1項ただし書で、使用者に選任監督の義務違反がなかったならば責任を免れると規定されているが、スポーツ事故において、免責の主張が認められることは少ない¹⁵。

また、学校設置者に使用者責任が生じるためには、教諭あるいは指導者個人に民法709条に基づく不法行為責任の要件が備わっていなければならない。すなわち、「自己の行為であること」、「故意または過失」、「違法性」、「損害の発生」、「行為と損害との因果関係」がその要件¹⁶とされている。

事例4および5の裁判所は、不法行為（使用者責任）に基づいて被告に対する損害賠償責任を認めているが、これらの判例においても、安全配慮義務ということばが登場する。それでは、不法行為責任（使用者責任）における安全配慮義務とは、どのように定義づけられるのだろうか。また、債務不履行責任上の安全配慮義務との違いはあるのだろうか。

事例4および5ともに、安全配慮義務を被用者すなわち教諭の義務として捉えている。事例4における裁判所は、指導教諭は、「……部活の実施により、部員の生命、身体に危険が及ばないように配慮し、部員に何らかの異常を発見した場合には、その容態を確認し、応急処置をとり、必要に応じて医療機関に搬送すべき一般的な注意義務（安全配慮義務）を負っているというべきである」と述べている。そして、この安全配慮義務に反したことにより生徒に損害が発生したことで、教諭個人に不法行為責任が認められることから、学校設置者の使用者責任を認容するという理論構成をとっていると解される。

事例5における裁判所は、差し戻し前は、「……F教諭が安全配慮義務を尽くさなかったということはいえないから、被控訴学校に債務不履行責任又は不法行為責任があるとはいえない」と述べている。この時点では、安全配慮義務を被用者である教諭の義務と捉えていることがわかる。しかしながら、差し戻し後は、「……F教諭は、E高校試合開始直前ころまでには本件落雷事故発生の危険性が迫っていることを具体的に予見することが可能であり、これを予見すべき注意義務があったにもかかわらず、これを怠り、……落雷事故発生の回避のための措置をとることなく、漫然と同試合に控訴人Aを出場させ、その結果、同控訴人を本件落雷事故にあわしめた過失があるものというべきである」と判示している。本裁判所は、最高裁の判決を踏まえて、教諭の安全配慮義務を、危険を予見すべき注意義務ということばに変えており、当該注意義務違反を過失と認定している。この過失により生徒

¹⁴ 平野：前掲書pp.457-458.

¹⁵ 濱野：前掲論文p.86.

¹⁶ 平野：前掲書p.396.

に損害が発生したことで、教諭個人に不法行為責任が認められることから、学校設置者の使用者責任を認容するという理論構成をとっていると解される。

債務不履行と不法行為（使用者責任）の比較検討

先に検討したとおり、債務不履行責任における安全配慮義務について、裁判所は、使用者である学校設置者の義務と捉えて理論構成しているが、他方、不法行為責任における安全配慮義務については、被用者である教諭の義務と捉えている。

上述のように、債務不履行責任、使用者責任いずれの法律構成によっても安全配慮義務が認められているのであるが、当該安全配慮義務が誰に課された義務であるのか、どのような義務であるのかということについては、いまだ確立されていないことがわかる。

また、事例4および5は、私立学校におけるスポーツ事故であることから、不法行為によらず債務不履行責任に基づいて学校設置者の損害賠償責任を認容することもできると考えられる。

IV. おわりに

国公立学校におけるスポーツ事故において、国家賠償法1条により学校設置者に損害賠償責任を負わせる理論構成は、先に示したとおり裁判所により様々である。法的根拠として、指導教諭および学校管理職の注意義務違反による過失を用いる場合と安全配慮義務違反を用いる場合とがあり、裁判所の立場が一致していない。

また、近年は、国公立学校の事故でありながら、民法上の債務不履行に基づいて学校設置者に損害賠償責任を課した事例が散見される。かかる裁判例の中には、国家賠償法に基づいて損害賠償責任を負わせることが可能であったにもかかわらず、債務不履行を適用した事案も存在し、全く以てこれら使い分けの根拠が見えてこない。

他方、私立学校におけるスポーツ事故については、民法上の債務不履行または不法行為（使用者責任）に基づいて学校設置者に損害賠償責任を課すことになるが、いずれの法律構成をとったとしても安全配慮義務違反が問題とされる。

不法行為（使用者責任）においては、安全配慮義務を被用者である指導教諭の義務と捉えており、国家賠償法に基づく裁判所の立場と一致している。他方、債務不履行における安全配慮義務は、使用者である学校

設置者の義務として理論構成されており、国家賠償法および不法行為（使用者責任）と大きく異なるところである。

国家賠償法、債務不履行、不法行為（使用者責任）、いずれの法律構成をとるにしても、安全配慮義務がキーワードとなるのであるが、かかる義務が誰に対して課される義務であるのか、また、どのような義務であるのかということについて、いまだコンセンサスを得ていないことが、本稿において明らかになった。

学校におけるスポーツ事故において、いかなる法律構成をもって学校設置者に損害賠償責任を負わせるかということについては、一義的には国公立学校か私立学校かにより、二義的には、きわめて実務的な観点であるが、請求権の消滅時効の問題により選択適用していると思われる。すなわち、国家賠償法に基づく請求権の消滅時効は、民法の規定により、被害者またはその法定代理人が損害および加害者を知りたる時より3年とされており、民法上の不法行為（使用者責任）も同様である。これに対し、債務不履行の消滅時効は10年とされている。したがって、この点からすると、債務不履行により学校設置者に損害賠償責任を課すことが、最も被害者救済に資することになるといえよう。

また、本来、国公立学校・私立学校ともに公教育を担っており、教育内容に関しては同じであると考えられることから、同様の学校事故において、一方が「公権力の行使」であり、他方はそれに当たらないとし、損害賠償の法的根拠を一致させないことには疑問を感じるころである。

このような観点から、その解決の糸口として、安全配慮義務の構造論について検討を行うことを今後の課題としたい。

Received date 2015年1月7日

[原著論文]

「国の法改正や答申等と市町村の生涯学習施策の動向との関係性に関する研究 ～平成元年からの北九州市との関連を中心に～」

古市 勝也¹⁾， ブストス・ナサリオ²⁾

On the Changes in the Educational Laws and their Influence
over the Lifelong Learning Policies at the City
and Community Levels.
—The Case of Kitakyushu City from 1989 to the Present—

Katsuya FURUICHI¹⁾ , Nazario BUSTOS²⁾

Abstract

In this research we analyze how the changes in the educational national laws have influenced the lifelong learning supporting policies in the cities and communities. Moreover, we discuss the ways in which the national policies are interpreted and how they are related to the actions of the cities and communities regarding their “planning, operation, evaluation and improvement” of lifelong learning supporting programs.

KEY WORDS : Lifelong learning related laws, policy trends, influences on the cities and communities.

1. はじめに

市町村における生涯学習活動は、地域住民に直接に接する最前線の活動である。この現場での生涯学習・スポーツ担当者は、日々の生涯学習関連事業の推進に邁進しているのが現状であろう。ではその時、行政担当者は何を根拠に仕事をするのか、「何を「羅針盤」にして施策の方向性を見定めるのか」が、問われるところである。

すなわち、急激に変化する社会は、新しい時代に向けて「時代の急激な変化」への対応が求められる。その時担当者は「時代の変化をどこに求めるか」「どこ

を参考にするか」が課題となる。さらに、「今、実施している施策は、何を根拠として実施しているか」、「時代遅れでないか」、「地域住民のニーズに合っているか」等々の点検・評価が必要になる。特に、市町村行政にとっては、県や国の動向は気になるものである（気にした方がよい）。

ところが、地域の現状を見てみると、地域は多様な行政施策の執行現場にもなっていることに注目すべきである。すなわち、「地域づくり・まちづくりには、教育、文化、スポーツ、医学、健康、環境・福祉、法律、等々には、全ての行政が辛み成立している」ことである。よって行政担当者にとって、「その多様な行

1) 九州共立大学スポーツ学部

2) 桜花学園大学保育学部

1) Department of Sports Science Kyushu Kyoritsu University

2) Faculty Of Early Childhood Care And Education Ohka Gakuen University

政施策が相互に連携しているか.」, さらに, その前に, 担当者は, 「施策の根拠・理念を意識しているか.」等々が重要になる.

この度(平成26年～)北九州市制50周年記念誌編纂の一環として, 北九州市の生涯学習・社会教育施策の動向をまとめる機会を得た. そこで, 我が国の法改正や答申等の動向に沿って, 北九州市の平成における生涯学習諸施策がどのように展開されているかを検証していたところ, その作業過程の中で国と市町村の施策には, 色濃い関係性があることが浮き彫りにされた. すなわち, 我が国の市町村行政を推進するには, 国の法改正や答申等の動向をどのように捉え, 市町村の生涯学習施策の「企画・実施・評価・ステップアップ」に活用するかが課題であると思われる. その関係性を考察したい. 本論では, 第2の波～第6の波から分析したい.

II. 国の法改正や答申等と市町村の生涯学習施策の動向の関係性

1. 国の法改正や答申等の動向(昭和46年以降)～国の法律や答申等に6つの大波～

国の生涯学習関連の法律改正や答申等を見て行くと, そこには大波・小波が見えてくる.

第1波は, 昭和46年の社会教育審議会『急激な社会構造の変化に対応した社会教育行政のあり方』の答申以降である. この答申は, 我が国の「急激な社会構造の変化に対応した」新しい社会教育のあり方を提言し, 「生涯学習社会」への方向性を示した「バイブル的」存在と言えよう. 第2波は, 昭和56年の中央教育審議会(以下「中教審」という)『生涯教育について』の答申以降であろう. 第3波が, 臨時教育審議会(以下「臨教審」という)の答申『教育改革について1次～4次(昭和60年～62年)』後の生涯学習振興(昭和63年以降～)である. 第4の波は, 平成8(1996)年7月19日の「中教審」『21世紀を展望した我が国の教育の在り方について』第1次答申以降であり, 21世紀を目前にして21世紀の教育を展望し, いわゆる「生きる力」と「ゆとり」教育を目指した時期である(平成8年～11年). 第5の波は, 平成12年の「教育改革国民会議」が内閣府に発足した以降である(平成12(2000)年～平成17年). 第6の波は, 平成18年「教育基本法改正」以降の生涯学習振興である. 北九州市の生涯学習の振興もこの国の動向に沿って推進されていると思われる.

2. 昭和56年答申「生涯教育について」以降

1) 国の動向

昭和46年の社会教育審議会の答申以降で, 10年経った平成56年答申「生涯学習について」以降は, 生涯教育の観点に立った社会教育の推進が提唱された時期である. 昭和56年6月の中央教育審議会(以下「中教審」という)答申「生涯教育について」から, 臨時教育審議会(以下「臨教審」という)「教育改革に関する答申」(昭和60～62年)が出されるまでは, 我が国の「生涯教育への胎動期」と言ってよい.

「中教審」(昭和56年)答申では, 「生涯教育の観点から, 家庭教育, 学校教育及び社会教育の各分野を横断して教育を総合的にとらえ, 家庭教育の充実, 初等中等教育における生涯教育の観定の重視, 高等教育における成人の受け入れ, 社会教育の推進等教育諸機能全般にわたって提案」している.

2) 北九州市の社会教育の推進

北九州市「社会教育指針」(「教育要覧」平成58年度)では「社会教育は, 生涯教育の観点に立ち, 高齢化社会の到来, 青少年問題の解決, 地域福祉の促進など, 時代の要請に即した今日的な課題に正しく対応する・・・」としている. その(58年度)重点施策では, ①コミュニティづくりをめざす公民館, ②生涯教育・家庭教育の推進, ③自主的な社会教育活動の振興を挙げている. 「生涯教育の観点」や「生涯教育の推進」が提言されている.

昭和59年度は, 「社会教育は, そこから生じる問題の解決と市民一人ひとりの生き甲斐の充足をめざして, 生涯を通じた学習の機会を設定することが要請されている」としている. 昭和62年5月20日には, 北九州市社会教育委員会議から「北九州市における生涯教育推進構想について」が答申され, 北九州市の生涯教育推進への構想が示されている.

3. 「臨教審」後(昭和63年～平成7年度)の生涯学習～生涯学習体系への移行～

1) 国の動向 ～生涯教育から生涯学習へ～

「臨教審」が「生涯学習体系への移行」を提唱し, 表記も従来の教育を提供する側の立場の「生涯教育」から, 学習者の視点に立った「生涯学習」へと変わったのである. 改革の視点として, 「個性重視の原則」, 「生涯学習体系への移行」, 「変化への対応」の3つを掲げている. 臨教審で, 「教育改革に関する第1次～4次」(昭和60年～62年度)の答申が出されている. また, 昭和62年10月には「教育改革推進大綱」の「教育改

革に関する当面の具体化方策について」を閣議決定し、教育改革推進の政策機能の強化を図っている。

文部省では、昭和63年7月には、「社会教育局」を改組して「生涯学習局」を設置し、いよいよ生涯学習時代の到来を思わせた時期である。

平成元年には、国では5月8日に「生涯学習フェスティバル開催要項（文部大臣裁定）」が策定され、「生涯学習フェスティバル」の全国展開が始まっている。

平成2年に「中教審」が「生涯学習の基盤整備について」（平成2年1月30日）を答申し、「生涯学習の基盤整備のための施策」として「地域の生涯学習を推進する中心機関として生涯学習推進センターの設置」や「生涯学習活動重点地域の設定」等が提唱された。また、同年6月29日には「生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律」を制定した。これは、我が国初めての生涯学習に関する法律であり、「国、都道府県、市町村の生涯学習振興のための体制整備等（生涯学習担当部局、生涯学習審議会の設置等）の推進」を目指している。まさに、生涯学習推進の基盤整備について示されている。

平成3年2月7日には「生涯学習の振興に資するための都道府県の事業の推進体制の整備に関する基準」（文部省告示第5号）を示すとともに、平成3年度から文部省は「リカレント教育推進事業」を開始している。

平成4年7月29日には、国の「生涯審」が「今後の社会の動向に対応した生涯学習の振興方策について」を答申し、今後の政策目標を「生涯学習社会の構築」としている。

平成7年7月に「地方分権推進法」が施行され、行財政改革が推し進められている。

2) 北九州市の動向

北九州市では、平成63年度から、文部省の生涯学習モデル市町村の指定（指定期間：昭和63～平成2年度の3カ年）を受けている。まず、生涯学習に関する調査・生涯学習のまちづくり構想の策定などを行う「生涯学習まちづくり推進会議」（4月1日）を設置し、「生涯学習モデル市町村事業」に着手し、その後「生涯学習推進データベース」「生涯学習ボランティア講座」を実施している。平成元年の「生涯学習まちづくり推進事業」では、生涯学習関連事業調査（行政部門）を行うとともに、生涯学習ボランティア講座（八幡西中央公民館）を実施している。また、昭和63年10月には「北九州市ルネッサンス構想」（北九州市基本構想審議会）を掲げ、市の総合基本計画を示している。さらに施策では、「生涯学習の充実と公民館の整備」

として、各種学級・講座の充実及び指導者の育成や、公民館の新改築（4館）が行われている。

平成元年には、学習・文化・スポーツ活動等の多様な施設を有機的に整備し、生涯学習を積極的に推進する「生涯学習活動重点地域整備計画策定事業」（新規・国庫補助事業指定期間：平成元年～平成3年度の3カ年）が実施され、北九州市の生涯学習推進の基盤整備が動き出している。この、「生涯学習活動重点地域整備計画策定事業」は、文部省の「生涯学習活動重点地域整備計画策定事業」（平成元年度発足）に基づき、北九州市で補助事業として指定を受け着手したものである。まず、元年度には、「北九州市生涯学習活動重点地域整備計画策定事業調査研究委員会」を設置し、「北九州市の概況調査」「市民の学習ニーズに関する調査」「生涯学習関連事業調査（民間部門）」を実施している。補助事業色が強い。

平成2年度は、「対象地域の立地条件の検討、ソフトウェアの基本計画、全市の生涯学習推進体制の検討、対象地域への導入施設の検討、管理運営計画の検討、ハードウェアのイメージ検討、生涯学習関連施設の関係者に対するヒアリング、生涯学習関連事業に関する調査」を実施している。

平成3年度は、「ソフトウェアの詳細計画、全市の生涯学習推進体制計画、対象地域の管理運営計画、ハードウェア計画、導入施設基本計画、民間活力手法の選定及び参加企業の抽出、事業化計画、モデルプラン策定」を実施している。また、生涯学習やコミュニティ活動の拠点としての地域公民館の整備を推進している。

北九州市の教育委員会機構改革として、平成2年4月1日付けで「社会教育部文化課を廃止し、文化部（保護管理課、文化振興課）を設置」している。行政機構改革も実施されている。注目は、平成2年度の北九州市「教育要覧」の小項目でも、「社会教育」から「生涯学習」に変わり、「生涯学習の総合的な振興を図るため、生涯学習の推進体制の確立、学習情報の提供、関連施設の整備など生涯学習の基盤整備を進める」としている。

「生涯学習まちづくり推進事業」（昭和63年～平成2年度）の一環として、「生涯学習推進コーディネーター」（平成2年6月12日）を委嘱し、公民館に配置している。その後、全地域公民館や市民福祉センターに順次配置されるようになった。

さらに、平成2年10月には「学習情報誌『チャレンジガイド北九州』1号・平成3年4月に2号を発行し、

以後毎年（平成25年度も継続）発行している。また、平成元年度から「北九州市出前講演」がスタートしている。

注目したいのは、この時期に北九州市でも、生涯学習の推進体制の確立、学習情報の提供、関連施設の整備など生涯学習の基盤整備を進めていることである。

平成4年3月には、北九州市生涯学習活動重点地域整備計画（スポカルゾーン構想）（生涯学習活動重点地域整備計画策定事業調査研究委員会）を策定している。ここでは、「生涯学習活動重点地域整備計画」事業の成果を生かし、教育、文化、スポーツなどの多様な市民のニーズに対応した生涯学習活動を推進するとしている。住民の生涯学習活動の拠点である「公民館建設・改修」（平成4年～7年度）や「公民館活性化支援事業」（平成5年～7年度）も推進されている。さらに、平成4年12月11日「企業の生涯学習アプローチ事業」（平成4年～5年度）として「生涯学習フェアin北九州」（国際会議場）を開催している。

また、平成5年4月1日には、「教育委員会機構改革」として「教育相談室を廃止・生涯学習部青少年対策室を廃止し青少年課に統合」している。注目は、「北九州市高齢化社会対策総合計画」（平成5年4月）が策定され、高齢化社会への総合的な対策が求められ、「市民福祉センター構想」が示されていることである。さらに、同「高齢化社会対策総合計画」を受けて策定した「北九州市高齢化社会対策総合計画第一次実施計画」（平成6年3月）で小学校区単位に市民福祉センターを整備していくこととしている。ここで、「公民館と市民福祉センターの2枚看板」構想が示されている。

平成6年度、北九州市教育委員会は、「北九州市ルネッサンス構想」（昭和63年12月策定）の「第一次実施計画」の成果を踏まえ「第2次実施計画」を推進した。生涯学習を推進するため（仮称）「生涯学習推進本部」の設置を図っている。

平成6年になると、国の「リカレント教育推進事業」（平成3年度開始）を受けて北九州市でも「リカレント講座」を開始している。これは、急激な社会変化に対応して、市内の全ての大学・短期大学等の高等教育機関、産業界、行政で「北九州市リカレント教育推進協議会」を組織し、高等教育機関の教育機能を活用した社会人・職業人を対象とする「リカレント講座」を「リカレント教育推進事業」（平成6年～16年度）として推進している。生涯学習社会の構築に向けた、高等教育機関との連携講座の開設である。

平成7年度には、大学等の公開講座を中央公民館に

おいて開講する「オープンカレッジ事業（大学・公民館等連携事業）」（平成7年～16年度）がスタートしている。大学等の高等教育機関も参画する生涯学習活動の展開がなされるようになっている。

平成7年度から住民活動の拠点であり、生涯学習・保健福祉・コミュニティの3つの柱を持つ市民福祉センターにおいても、公民館と同様に生涯学習事業が開始されている。

平成7年度北九州市「教育要覧」から、「生涯学習」の項目が、「いきがいと潤いのある生涯学習の推進」となり、「生涯学習の総合的な振興を図るため、社会人等に対する学習機会や情報提供、関連施設の整備など生涯学習の基盤整備を進める」としている。生涯学習の総合的な振興を図るための基盤整備が謳われるようになったのである。

平成7年4月22日から、「学校週5日制」による月2回（毎月第2・4土曜日）の休業土曜日が実施された。

成人教育では、「生涯学習モデル市町村事業」（昭和63年～平成2年度）や「情報活用能力育成講座」（昭和63～平成7年度）が実施されている。昭和63年「情報活用能力育成講座」は、昭和63年度から平成2年度までは「国庫補助3講座」として実施されている。これは、臨教審第2次答申の「情報の活用能力」（情報及び情報手段を主体的に選択し活用していくための個人の基礎的資質）の育成にを受けて実施されていると思われる。

平成元年の「生涯学習まちづくり推進事業」では、「生涯学習ボランティア講座」が実施され、学習ボランティアの養成がスタートしている。

婦人教育では、国際化、高度情報化社会における婦人のリーダー養成のため、大学等と連携して、「婦人の生涯学習促進事業（ウイメンズ・ライフロング・カレッジ）」（平成元年～）・（4年度からは「女性の生涯学習促進事業」に名称変更）が実施されている。

4. 21世紀の教育展望 ～21世紀への準備期～ （平成8（1996）年～11（1999）年）

1) 国の動向

21世紀に向けて、「生きる力」と「ゆとり」教育が提唱され、行政の規制緩和・改革への取組が求められた時期である。

平成8年4月24日には「生涯審」から「地域における生涯学習機会の充実方策について」が答申され、平成8年7月19日には、「中教審」から「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について一子供に「生きる力」

と「ゆとり」を一」の「第1次答申」が出されている。そして、平成9年6月26日には、中教審から「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」（第2次答申）が提言された。

平成10年3月25日には「特定非営利活動法人（NPO）法」（法律第7号）が制定されている。平成10年9月17日には「社会の変化に対応した今後の社会教育行政の在り方について」（生涯審答申）が提言されている。

平成11年度になると、「生涯審」が「学習の成果を幅広く生かす一生涯学習の成果を生かすための方策について」（平成11年6月9日）を答申し、学んだ成果を社会に活かすことの重要性を強調し、学習した成果を活用して職業・社会・地域づくりへの多様な参加を呼びかけている。

平成11年7月16日には「地方分権一括法（地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律）」が公布（平成12年4月施行）し、行政全般について、地方分権の推進、規制緩和の要請が高まり、次のような改正がなされている。そこでは、青年学級振興法（昭和28年法律第211号）廃止され、公民館に関しては、公民館審議会（第29条第1項）必置の規定が廃止され、任意設置になった。また、公民館長任命（第28条第2項）の際の公民館運営審議会からの意見聴取義務も廃止された。

2) 北九州市の動向

北九州市では、平成8年11月6日（水）～11月10日（日）の5日間に、北九州市を主会場の1つとして県下で「第8回全国生涯学習フェスティバル」が開催された。

平成10年度の北九州市では、生涯学習の基盤・環境整備を掲げ、生涯学習を総合的に推進するため、「北九州市生涯学習推進構想」（平成11年3月31日）を策定している。施策としては、生涯学習の場としての小中学校の学校施設の活用や公民館の活性化のため、生涯学習推進コーディネーターの活動の強化を図っている。また、高齢者が利用しやすい公民館を目指してバリアフリー事業の推進、若松図書館建設事業の推進、中央図書館曾根分館の開館をしている。また、北九州市の生涯学習推進構想に基づく「生涯学習推進会議」を設置し、生涯学習振興のための推進体制の整備を図ろうとした。

北九州市中央図書館では、平成11年4月1日から「福岡県生涯学習ネットワーク」のホームページに図書館情報の提供が開始されている。「放送大学サテライトスペース整備事業」（平成11年～25年度も継続）では、

放送大学と協力し、平成11年6月、中央図書館視聴覚センター内に放送大学サテライトスペースを開設し、単位認定試験や面接授業も受けられるようになった。

成人教育では、平成8年度事業から、今までの「公民館」の「公民館講座」から生涯学習事業の「生涯学習市民講座」へと衣替えしている。指導者養成事業等では「生涯学習推進コーディネーター配置事業」、「生涯学習ボランティア講座」、「生涯学習ボランティア育成講座」等が実施されている。

5. 「教育改革国民会議」発足以降

（平成12（2000）年～平成17（2005）年）

1) 国の動向

21世紀に入り、国が教育改革に大きく踏み込んだ時期である。まず、国の動向を見てみよう。平成12年3月に小淵恵三内閣総理大臣の下に「教育改革国民会議」が発足した。これは、臨教審答申後の社会の変化に対応するため、教育の基本に幅広い国民的議論が必要との観点から発足し、同年12月22日には、教育改革国民会議報告として「教育を変える17の提案」がなされた。この提案では、「教育の原点は家庭であることを自覚する」ことや、「新しい時代にふさわしい教育基本法の見直しの必要性」が提言された。さらに、同年11月28日には「家庭の教育力の充実等のための社会教育行政の体制整備について」（社会教育分科審議会報告）が提言されている。また、同年11月28日には「新しい情報通信技術を生かした生涯学習の推進方策について」（生涯審答申）が出され、平成12年の流行語に「IT革命」（6月24日毎日新聞朝刊コラム）が入った時代である。新しい情報通信技術を生かした生涯学習の推進が提言されている。

平成13年7月21日には、「社会教育法が一部改正」され、社会教育行政にとって重要な改正が行われた。ここでは、社会教育は、「学校教育、家庭教育との三者の連携、協力の要となり、家庭教育の向上に資するように必要な配慮をする（第3条第2項）」。また、教育委員会の事務を定め、「家庭に関すること、青少年に対する社会奉仕体験、自然体験活動に関すること」（第5条）が明記された。さらに、社会教育委員、公民館運営審議会委員の委嘱には「家庭教育に関する学識経験者について配慮すること」（第15条第2項、第30条第1項）とされた。家庭教育支援や奉仕活動・体験活動推進のための行政体制の整備などがなされたのである。また、平成13年7月11日の学校教育法の一部改正では、学校は児童、生徒の体験的な学習活動の充

実に努めるものとしながら、この場合社会教育関係団体その他の関係団体及び関係機関との連携に十分配慮しなければならないとしている。

平成14年度には、「完全学校週5日制」が実施された。さらに、同年7月29日「青少年の奉仕活動・体験活動の推進方策について」（中教審答申）が提言された。また、同年9月30日「子どもの体力向上のための総合的な方策について」（中教審答申）が提言されている。平成15年3月20日「新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方について」（中教審答申）が提言されている。同年6月6日：「地方自治法改正」成立により、「指定管理者制度」が導入され、「指定管理者」が公の施設を管理・運営できるようになった。また、同年6月6日には「公民館の設置及び運営に関する基準」（文部科学省告示）の全部を改正している。

2) 北九州市の動向

北九州市では、生涯学習事業を総合的に推進するため、「生涯学習推進構想（平成11年3月策定）」に基づく「北九州市生涯学習推進計画」（平成15年3月策定、計画期間：平成14年～17年度）を策定した。「生涯学習推進体制の整備」として、今までの生涯学習推進体制を見直し、区役所の生涯学習支援機能の強化、生涯学習総合センターの設置など、社会情勢の変化に対応した生涯学習の推進を図っている。また、「生涯学習機会の創出・拡充」として、生涯学習市民講座の企画・実施、リカレント教育、オープンカレッジなどの学習機会を提供している。さらに、地域の情報化を促進するため、公民館・市民福祉センターに配置したパソコンを活用して、市民の情報リテラシー向上のための学習機会の提供や地域情報の発信と情報活用のための指導に取り組むとともに、情報ボランティアの養成・育成等を行う（仮称）「地域情報化推進委員」を配置する。」としている。

「生涯学習環境の整備」として、公民館施設の維持補修や機能向上のための整備を推進している。また、市民の利便性の確保や地域コミュニティ活動の拠点活動をたかめるため、一部の地域公民館で開館日拡大モデル事業を実施している。

平成15年4月1日には、教育委員会機構改革として、7区の中央公民館を廃止し、市民に新たな学習ニーズに対応した学習支援機能を集約・強化した拠点として小倉北区に「生涯学習総合センター」を新設するとともに、学習活動の場としてその他の各区に「生涯学習センター」を設置した。また、同年11月1日の「教育

委員会機構改革」として、文化部を廃止、保護管理課を廃止し、文化振興課を経済文化局に、埋蔵文化財センターを生涯学習部に移管し、生涯学習部に文化財課を新設した。

平成17年度1月1日には、市民福祉センターと公民館を統合して「市民センター」に変更（公民館を廃止）した。これは、社会教育法に基づく社会教育施設としての公民館からコミュニティ施設としての市民センターへ名称変更するとともに、幅広い地域活動の拠点施設として位置付けの変更が行われることとなった。

平成17年2月「新しい時代における教育の北九州方式の在り方について（答申）」（教育の北九州方式検討会議）が出されている。

また、平成15年度より、「北九州市民カレッジ事業」開設している。これは、「市民の高度で専門的かつ多様な学習ニーズに対応した学習機会を提供することにより、自己実現の促進及び生涯学習社会を担う人材育成を図ることを目的」として実施している（平成15年～25年度継続中）。平成16年度からは、市民の学習活動の成果発表や情報交換、交流を深める場として「まいなびフォーラム事業（生涯学習フェスタ）」（平成16年～25年度継続）を開催している。

「学習情報の提供」としては、「生涯学習情報誌「チャレンジガイド北九州」（平成2年10～平成25年度も継続）、「公民館報」の発行」の外に、平成16年度から「生涯学習総合センターだより「まいなび21」（25年度も継続）が年4回発行されるようになった。

6. 「改正教育基本法」以降の生涯学習

（平成18(2006)年～平成25(2013)年度）

1) 国の動向

平成18年10月「教育再生会議」（閣議決定）が発足（～20年2月）し、社会総がかりで教育再生を図るための方策について検討された。

平成18年12月「改正教育基本法」が公布・施行された。約60年ぶりに我が国の「教育基本法」が改正された。生涯学習の理念が掲げられ、我が国は生涯学習社会の実現に向けての諸施策の推進が提唱されたのである。以後、新しい教育基本法の下に、教育諸施策が展開されることになった。また、同年12月15日には「地方分権改革推進法」が成立し、地方分権への改革が一段と促進されるようになった。さらに、平成19年3月10日には、「教育基本法の改正を受けて緊急に必要とされる教育制度の改正について」（中教審答申）が提言された。教育基本法の改正を受けて、平成

20年6月11日には「社会教育三法」（社会教育法，図書館法，博物館法）が改正されている。

平成20年2月19日には「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について～知の循環型社会の構築を目指して～」の「中教審答申」が出された。平成20年4月18日には「教育振興基本計画－「教育立国」の実現に向けて－」（中教審答申）が提言され，平成20年5月20日には「教育振興基本計画に関する緊急提言」が「教育再生懇談会」が出されている。そして，平成20年7月1日には「第1期教育振興基本計画」が閣議決定されたのである。

平成25年度4月25日には「第2期教育振興基本計画」（中教審答申）出され，「今後の社会の方向性として，「自立」「協働」「創造」の3つの理念の実現に向けた生涯学習社会の構築」が提唱された。そして，平成25年6月14日には「第2期教育振興基本計画」が閣議決定している。

2) 北九州市の動向

北九州市では，平成18年3月に「北九州市教育行政総合計画（いきいき学びプラン）」（目標年度：平成22年度）を策定し，「学校・家庭・地域の教育力活性化」等の指針が示された。またこの時期，北九州市の生涯学習の振興では，「人々が生涯のいつでも自由に学習機会を選択して学ぶことができ，その成果が適切に評価されるような「生涯学習社会」を実現することの必要性が増大している」としながら「（中略）このような課題に 대응するため，「いつでも・どこでも・誰でも」気軽に学習できるよう学習機会の拡充，学習情報の提供等施策を実施するとともに，市民の学習活動の中心的施設である市民センターにおいて，生涯学習の基盤づくりや生涯学習を中核としたまちづくりに取り組んでいる。」（平成19年～25年度教育要覧）としている。

「学習機会と学習環境の整備充実」として，「北九州市民カレッジ」（平成15年～25年度継続），「まいなびフォーラム事業（生涯学習フェスタ）（平成16年～25年度）等が実施されている。

平成19年10月15日には「教育委員会機構改革」として「生涯学習部青少年課，児童文化科学館，かぐめよし少年自然の家，たしろ少年自然の家，夜宮青少年センターを子ども家庭局」に移管している。さらに，平成20年4月1日の「教育委員会機構改革」では「生涯学習部体育課を企画文化局スポーツ振興課」に移管している。

平成20年12月には「元気発進！北九州」プラン（北九州市基本構想・基本計画）（北九州市基本構想審議会）

策定されている。

平成21年11月27日～12月11日には「平成21年度市政モニターアンケート（生涯学習について）」を実施している。

平成23年7月には，「北九州市生涯学習推進計画」（平成23年～平成27年度）を策定している。北九州市では，従来から「北九州市生涯学習推進計画」（平成14年～17年度）や「北九州市教育行政総合計画（いきいき学びプラン）」（平成18年～22年度）を定め，これらに基づき計画的に生涯学習事業を推進してきた。しかし，平成22年度で終了することから，本市の基本構想・基本計画（「元気発進！北九州」プラン）の部門別計画として新たに策定したのである。

平成24年4月1日には「北九州市教育委員会機構改革」として「生涯学習部文化財課を廃止し，埋蔵文化財センター，長崎街道木屋瀬宿記念館，美術館，自然史・歴史博物館，松本清張記念館，文学館を市民文化スポーツ局に移管」している。

III. 考察

1. 国の方針を踏まえた市町村の施策

上記のように，国の動向と北九州市の動向を見ると，北九州市は国の法律や答申等を受けて施策の展開・実施していることがわかる。さらに注目したいのは，国の法律はもちろんのこと，文部科学省はもちろんのこと，総務省，厚生労働省等他部局関係の答申等が市町村の施策に影響していることである。すなわち，我が国の行政施策には，国と都道府県との関係性が明確にあると言う（当たり前の）ことである。（行政担当者の基本中の基本である）。よって，市町村の現場では，特定の省庁に拘（こだわ）らず，関連する全ての省庁の答申等を視野に入れた施策展開が求められる。なぜなら，市町村の現場は，教育，文化，スポーツ，医学，健康，環境・福祉，法律，等々には，全ての行政が絡み合っただけで成立しているからである。

そこで確認したいのは，今後，市町村の生涯学習施策を展開する場合は，国の法律や関係省庁の答申等を踏まえることが必要である。「前例・前年に習って」のみでは無く」国の法律や関係省庁の答申等を踏まえることである。

2. 施策実施には，法的な根拠，答申の理念から方向性を

では，市町村における生涯学習活動等の施策展開に

当たって、まずどうするかである。行政施策には、なぜ今、この時期にこの施策を企画・実施するかを考察することが必要になる。施策の時代的背景を法律や法律を踏まえた「中長期推進計画」、さらには各省庁の定める「答申建議」等から施策の理念を探り、その方向性を学ぶことが重要である。

3. 行政評価に必要な国の法的根拠や答申等と市町村の施策の関係性

今や行政の点検・評価の時代になっている。しかも、外部評価が求められている。すなわち、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第97号）が平成19年6月27日に公布され、同法第27条に教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等の条項が追加された。この改正は、教育委員会の活動の充実と市民に対する説明責任を果たすことが目的とされている。そしてこの改正により、教育委員会は、平成20年度から事務の管理や執行状況等について点検及び評価を実施し、議会へ報告するとともに公表することが明確化されているのである。まさに、行政評価は施策の「計画・実施・評価・行動」は必要不可欠になる。そこで、行政評価に国の法的根拠や答申等と市町村の施策の関係性を重視することが求められる。これも、当然であり、忘れてならないことである。

これらのことは、今後、「行政担当の新人として、初めて生涯学習行政を担う人」や、「他部局からの移動で、初めて生涯学習行政を担当する人」等、行政担当者は、「施策の根拠・理念を国の法律の制定、改正に求める必要がある。

IV. おわりに

北九州市制50周年記念誌編纂に当たって、北九州市の「生涯学習活動の動向」の執筆機会を得た。その執筆に当たっての、資料収集・資料分析の過程で国が制定・改正する法律や答申等と都道府県・市町村の行政施策と大きく関係していることに気づいた。すなわち、「市町村における生涯学習施策は、国の法律・答申等がその施策の根拠」になっているという、言うならば当たり前のようなことであった。大事なことは、行政担当者は施策を企画・立案・実施するに当たって、まず、国の法律・答申等を「羅針盤」として、しっかり踏まえ、つぎに、市町村の独自性を勘案して作成し実施することである。

本論では、その当たり前のことを、具体的に検証してみたものである。生涯学習行政担当の初心者等の参考になればと念じている。さらに、考察を深めていきたい。

参考文献：

- 1) 文部科学省「我が国の文教施策」（昭和63年度）第1部第1章第1節-3
- 2) 出典：北九州市『教育要覧』（昭和58（1983）年～平成25年（2013）年度）
- 3) 平成8年7月19日「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」（中教審第1次答申）の第5章—(1)
- 4) 昭和48年～64年版「社会教育行政必携」第一法規、社会教育行政研究会編集、
- 5) 平成4年～26年版「生涯学習・社会教育行政必携」第一法規、生涯学習・社会教育行政研究会編集、
- 6) 独立行政法人国立青少年教育振興機構「青少年教育に関する法令・答申・調査研究・統計等」<http://www.niye.go.jp/youth/book/report/> 平成26（2014）年4月30日
- 7) 井川博「日本の地方分権改革15年の歩み」財団法人自治体国際協会（CLAIR）平成20年3月
- 8) 福岡県教育委員会「平成26年度 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況についての点検及び評価（平成25年度対象）」平成26年8月
- 9) 古賀市教育委員会「平成25年度 古賀市教育委員会の点検及び評価報告書」平成26年8月

Received date 2015年1月6日

[原著論文]

バリスティックストレッチングがスプリントタイムに及ぼす影響

有吉 晃平¹⁾, 玉城 拡²⁾, 辰見 康剛¹⁾

Acute effects of ballistic stretching in the warm-up on sprint performances.

Kohei ARIYOSHI¹⁾, Hiromu TAMAKI²⁾, Yasutaka TATSUMI¹⁾

Abstract

The purpose of this study was to examine the effects of ballistic stretching in a warm-up on sprint performance. Twenty three healthy participants with CAI (23 men: 19.9±1.04yrs, 169.3±6.21cm, 65.8±10.84kg) volunteered to take part in this study. Participants performed a 30 m sprint after a warm-up protocol that commenced with 3 minutes jogging, followed by ballistic stretching (BS) or no stretching (NS). The BS routine included 6 exercises for each 10 seconds targeting the lower-body musculature. The trials were separated by a week and they were randomly assigned. Results indicated that BS of the sprint times was quicker than NS, especially in 0-10m ($p<0.05$). These results suggest that inclusion of the 10 seconds BS routine in worm-up enhances sprint performance compared to no stretching.

KEY WORDS : ballistic stretching, sprint, stretching

1. 緒言

ストレッチングは、筋や腱を伸ばし、柔軟性や関節可動域の改善を期待する運動である。その方法には、反動をつけずにゆっくりと限界の可動域まで筋腱を伸ばし維持するスタティックストレッチング（以下：SS）、反動や弾みをつけて行うバリスティックストレッチング（以下：BS）、動きの中で関節を色々な方向へ動かすことで、関節可動域を広げるダイナミックストレッチング（以下：DS）などに分類される¹⁻³⁾。これらストレッチングは、運動前のウォーミングアップ時においても、柔軟性の改善効果やよりよい運動パフォーマンスの発揮を目的に用いられている。しかしながら、すべてのストレッチングにおいて、運動パフォーマンスの発揮よい効果が得られるわけではない。近

年の研究では、SSでは、最大筋力の低下⁴⁻⁸⁾やパワー発揮⁹⁻¹¹⁾の低下、スプリントタイムの遅延¹¹⁻¹³⁾など、運動パフォーマンスにマイナスの影響を示唆する報告が多くなされている。一方、DSでは、筋パワー¹⁴⁾や跳躍能力^{15,16)}、走タイム¹⁷⁾及びアジリティ¹⁸⁾などの各種瞬発的な能力の向上が確認されており、近年、ウォーミングアップ時にDSが選択される理由ともなっている。Bishop¹⁹⁾はウォーミングアップにおけるストレッチングの選択は重要な課題であるとも報告している。

そこで本研究は、BSの運動パフォーマンスへの影響について着目した。BSのウォーミングアップへの導入には、様々な見解^{20,21)}がある。肯定的な見解としては、反動による瞬間的な筋の伸張が伸張反射を誘発し、パフォーマンスの向上の一因であるstretch-shortening cycle(SSC)の機能を高める可能性を期待す

1) 九州共立大学スポーツ学部
2) 西川整形外科リハビリクリニック

1) Kyushu kyoritsu University, Faculty of Sports Science
2) Nishikawa Orthopaedics & Rehabilitation

るものである。その一方で、伸張反射による筋の収縮自体が他のストレッチングと比べ柔軟性の向上という観点でそぐわないことや、伸張反射による筋の短縮時にBSによる伸張外力が加わることによる怪我への懸念など、否定的な見解も多い。しかし、BSは、SSやDSに比べ、圧倒的に研究数は少なく、統一した見解は得られていない。そこで本研究では、BSがスプリントタイムに及ぼす影響について検証することを目的とした。

II. 方法

1. 対象

対象は、全力疾走に支障をきたす整形外科的疾患のないK大学ソフトボール部男子23名（年齢 19.9 ± 1.04 歳、身長 169.3 ± 6.21 cm、体重 65.8 ± 10.84 kg）とした。参加者には、あらかじめ口頭で実験の主旨を説明し、参加の同意を得た。

2. 実験手順

実験は、室内トレーニング室にある全天候型舗装された直線レーンで実施した。被験者には測定の前日の競技活動を禁止し、コンディションの維持に努めるよう指示をした。実験の流れは次の通りである。被験者は、実験の説明を受け、5分間の安静後、w-upとして3分間のジョギングを行った。次にBSを実施する条件（BS群）とストレッチングをしない条件（NS群）を設けた。BS群は、6種類のBS実施後、30mのスプリントタイムを測定し、NS群はジョギング直後に30mのスプリントタイムを測定した。

スプリントタイムの測定には光電管（Brower

Timing Systems社製）を用いて、10m地点、20m地点、30m地点の通過タイムを測定した。スタート方法はスタンディングスタートとし、前脚部でタッチパッドセンサー（TC-START PAD）を踏み、パッドから足が離れた時点をスタートとした（Fig.1）。

測定は1日に1回とし、被験者は1週間間隔をあけたのち、両条件の測定を行った。

3. ストレッチングの方法

BSはパートナーストレッチングを採用し、全て同一の検者が施術を行った。ストレッチング試技は、膝関節屈筋群、股関節屈筋群、殿筋群、股関節内転筋群、腓腹筋およびヒラメ筋を対象にした計6種目とした。左右それぞれの筋群に対して10秒ずつ検者が適度に弾みをつけて行い、ストレッチングの種目および左右のインターバルはそれぞれ5秒とした。ストレッチングの強度は、不快な痛みを伴わない範囲で伸張感の感じられる強度で実施した。各種BSの方法は以下の通りである。

1) 膝関節屈筋群

被験者は仰臥位とし、検者は、被験者の膝関節が屈曲しないよう片脚を拳上した。大腿後面の伸張を確認しながら実施した（Fig.2）。

2) 股関節屈筋群

被験者は側臥位とし、検者は、被験者上方の片脚を膝関節軽度屈曲位に保持し、股関節を伸展した。大腿前面及び骨盤前面部の伸張を確認しながら実施した（Fig.3）。

3) 殿筋群

被験者は仰臥位とし、検者は、被験者の片脚を膝関節屈曲位に保ち、股関節を深く屈曲した。殿部の伸張

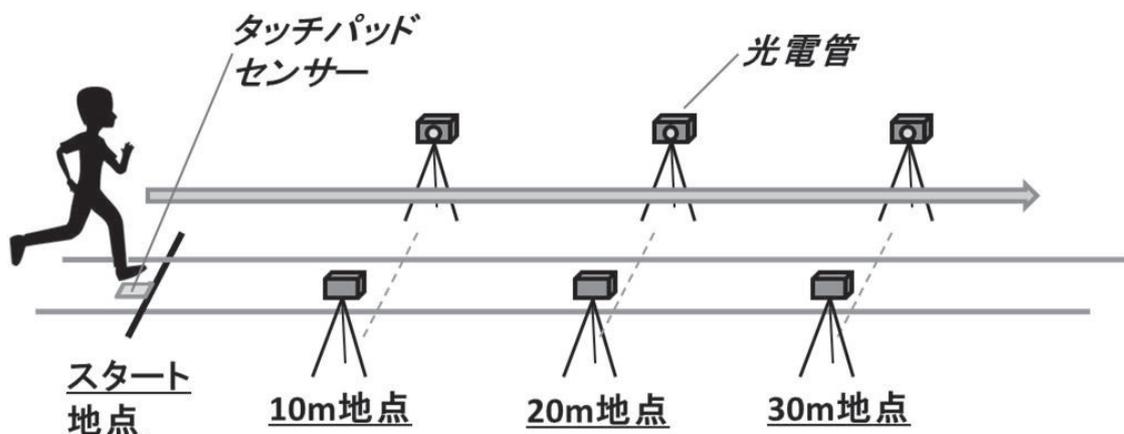


Fig.1：実験方法



Fig.2：膝関節屈筋群のBS



Fig.6：下腿三頭筋（腓腹筋）のBS



Fig.3：股関節屈筋群のBS



Fig.7：下腿三頭筋（ヒラメ筋）のBS



Fig.4：殿筋群のBS

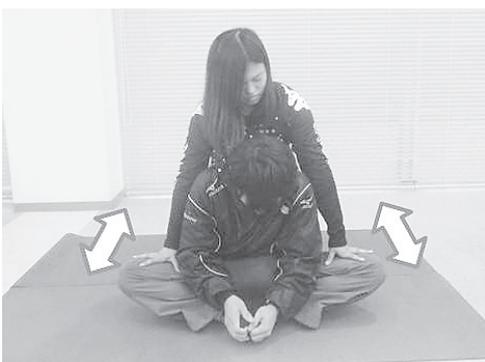


Fig.5：股関節内転筋群のBS

を確認しながら実施した (Fig.4).

4) 股関節内転筋群

被験者は両足底面合わせた座位とし、検者は、後方より被験者の両大腿部を押した。大腿内側の伸張を確認しながら実施した (Fig.5).

5) 腓腹筋

被験者は仰臥位とし、検者は、膝関節伸展位にて足関節を背屈させた。下腿後面の伸張を確認しながら実施した (Fig.6).

6) ヒラメ筋

被験者は伏臥位とし、検者は、被験者の膝関節90°屈曲位にて足関節を背屈させた。下腿後面の伸張を確認しながら実施した (Fig.7).

4. 統計処理

本研究で得られたデータより、各地点の通過タイムと各10m区間の通過に要した時間を求め、それぞれ平均値±標準偏差で示した。両条件のスプリントタイムは、SPSS(II for Windows 11.0.1 J)を用いて、対応のあるt検定にて統計的有意性を検証した。有意水準は5%未満とした。

III. 結果

各地点の通過タイムをFig.8に示す。10m地点では、BS群 1.62 ± 0.12 sec, NS群 1.83 ± 0.08 sec, 20m地点ではBS群 2.94 ± 0.15 sec, NS群 3.12 ± 0.11 sec, 30m地点ではBS群 4.19 ± 0.20 sec, NS群 4.34 ± 0.14 secであり、いずれの地点においてもBS群が有意に速いタイムであった。

各10m区間の通過に要した時間をFig.9に示す。0～10m区間では、BS群 1.62 ± 0.12 sec, NS群 1.83 ± 0.08 secでBS群が有意に速いタイムであった。10～20m区間では、BS群 1.32 ± 0.06 sec, NS群は 1.28 ± 0.05 でNS群が有意に速いタイムであった。20～30m区間では、BS群が 1.24 ± 0.07 sec, NS群が 1.22 ± 0.05 secで有意な差はみられなかった。

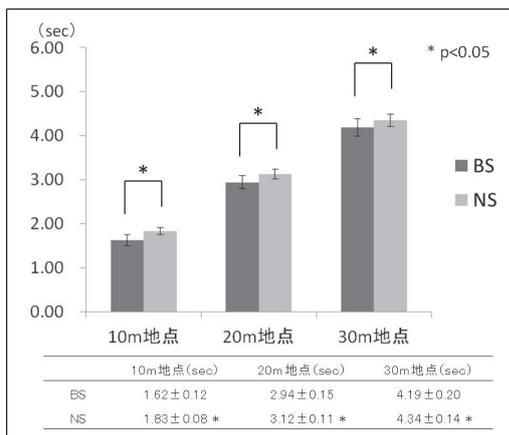


Fig.8：各地点の通過タイム

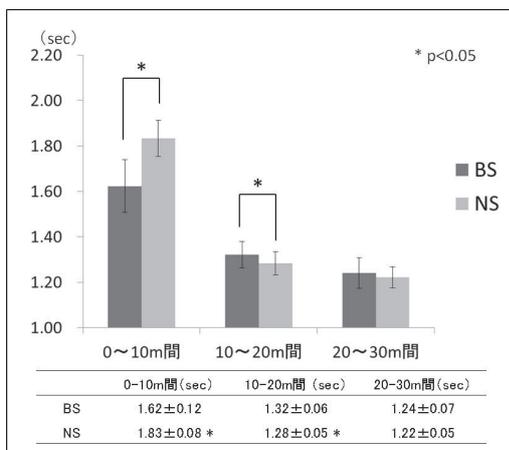


Fig.9：各10m区間の通過に要した時間

IV. 考察

本研究結果では、30m地点スプリントタイムは、BSを実施した方が有意に速いタイムであった。ストレッチングと運動パフォーマンスに及ぼす影響については、その実施時間や強度などの刺激量が重要であると考えられる。SSの研究では、柔軟性の向上には20～30秒の伸張時間が効果的である²²⁾ことが明らかとなっている一方で、45～60秒以上の伸張時間で運動パフォーマンスの低下が起こりえる^{23,24)}とも報告されている。このように、同じ筋を伸ばすという行為であっても、その刺激量で筋への影響は異なる。もちろんSSとBSでは筋に及ぼす生理的メカニズムは異なるが、BSの効果の一因を担う伸張反射においても同様である。適度な刺激により反射の誘発に一定の効果が期待できるものの、強い長時間の刺激は、シナプス疲労により反射自体の減少や感受性の低下を引き起こす。同じく伸張反射の反応が深く関与するDSの刺激量に関する研究では、20m区間(約14回)のDSの実施セット数と20mスプリント走の関係において、1～2セットではタイムは向上したものの、3セットではタイムは低下したと報告している²⁵⁾。本研究では、先行研究と比較しても、比較的短い10秒間というスポーツ現場に即した時間設定にて実施している。この時間設定が最も効果的な時間であるかは定かではないが、本研究で用いた10秒間のBSが、スプリントタイムの向上に一定の有益な効果を及ぼす可能性が示唆された。

各区間タイムでは、0～10m区間で有意な時間の短縮がみられた。10～20m区間ではNS群の方が速く、かつ20～30m区間では差がないなかでの30m地点通過タイムの短縮であり、BSの効果は、特に0～10m区間にあることが示唆された。この局面では、静止から動きだしが最大の特徴であり、力-速度関係では力への依存が高い局面である²⁶⁾。また、スプリント走のスタート動作では、ストライトが短く、ピッチが速い局面であり、BSはこれらの局面的特徴に何か影響を与えることが考えられる。しかし、本研究はこれらを特定することはできず、筋活動の変化や映像によるピッチ・ストライドの変化の検証など、今後の課題とする。

本研究では、10秒のBSに運動パフォーマンスに対する一定の有益な効果を得た。しかし、ストレッチングのもう一つの目的に柔軟性の獲得がある。一般的にストレッチングによる筋出力の低下は、力学的変化と神経生理学的変化が考えられており、力学的変化では、

筋長の変化自体も一因であると推察されている²⁷⁾。前述のように、伸張反射は決して筋の伸張に協力的な反応ではないことから、併せて柔軟性にも効果があったかは定かではない。今後、さらなる検証を進める必要がある。また本研究では、一定の有益な効果が得られたが、先行研究では、BSにより運動パフォーマンスが低下したという報告もある²⁸⁾。各々のストレッチングの特性と実施強度を踏まえた効果を理解し、使い分けていく必要があると考える。

V. まとめ

本研究では、ウォーミングアップ時における下肢へのBSがスプリントタイムに及ぼす影響について検証した。BSは、下肢を対象とした6種目各10秒とし、30mスプリントタイムを比較した。結果、BSの実施により30mスプリントタイムは、有意に速くなり、特に0-10m区間での時間の短縮が著しかった。

本研究では、10秒のBSにより運動パフォーマンスに対する一定の有益な効果が得られた。しかし、ストレッチングの効果は、その実施時間が重要であることが考えられ、今後、さらなる検証により、実施強度を踏まえた効果を理解し、使い分けていく必要がある。

参考文献

- 1) 日本体育協会(2007): 公認アスレティックトレーナー専門科目テキスト6 予防とコンディショニング, 文光堂, pp.178-182.
- 2) Thomas R, Roger W. (2010): ストレングス&コンディショニング第3版, ブックハウスHD, pp.325-337.
- 3) 本トレーニング指導者協会(2014): トレーニング指導者テキスト 実践編 改訂版. 大修館書店, pp.86-90.
- 4) Siatras TA, Mittas VP, Mameletzi DN, Vamvakoudis EA.(2008): The duration of the inhibitory effects with static stretching on quadriceps peak torque production. *J Strength Cond Res* 22(1):40-6.
- 5) Matsuo S, Suzuki S, Iwata M, Banno Y, Asai Y, Tsuchida W, Inoue T.(2013): Acute effects of different stretching durations on passive torque, mobility, and isometric muscle force. *J Strength Cond Res* 27(12):67-76.
- 6) Knudson D, Noffal G.(2005): Time course of stretch-induced isometric strength deficits. *Eur J Appl Physiol* 94(3), 48-51.
- 7) Ryan ED, Beck TW, Herda TJ, Hull HR, Hartman MJ, Stout JR, Cramer JT.(2008): Do practical durations of stretching alter muscle strength? A dose-response study. *Med Sci Sports Exerc* 40(8),1529-37.
- 8) Mizuno T, Matsumoto M, Umemura Y.(2014): Stretching-induced deficit of maximal isometric torque is restored within 10 minutes. *J Strength Cond Res* 28(1), 147-53.
- 9) Kruse NT, Barr MW, Gilders RM, Kushnick MR, Rana SR.(2013): Using a practical approach for determining the most effective stretching strategy in female college division I volleyball players. *J Strength Cond Res* 27(11), 3060-7.
- 10) Cramer JT, Housh TJ, Johnson GO, Miller JM, Coburn JW, Beck TW.(2004): Acute effects of static stretching on peak torque in women. *J Strength Cond Res* 18(2), 236-41.
- 11) Paradisis GP, Pappas PT, Theodorou AS, Zacharogiannis EG, Skordilis EK, Smirniotou AS.(2014): Effects of static and dynamic stretching on sprint and jump performance in boys and girls. *J Strength Cond Res* 28(1), 154-60.
- 12) Sayers AL, Farley RS, Fuller DK, Jubenville CB, Caputo JL.(2008): The effect of static stretching on phases of sprint performance in elite soccer players. *J Strength Cond Res*, Sep;22(5), 1416-21.
- 13) Fletcher IM, Jones B.(2004): The effect of different warm-up stretch protocols on 20 meter sprint performance in trained rugby union players. *J Strength Cond Res*, Nov,18(4),885-8.
- 14) Yamaguchi T, Ishii K, Yamanaka M, Yasuda K.(2007): Acute effects of dynamic stretching exercise on power output during concentric dynamic constant external resistance leg extension. *J Strength Cond Res*, Nov,21(4),1238-44.
- 15) Turki O, Chaouachi A, Drinkwater EJ, Chtara M, Chamari K, Amri M, Behm DG.(2011): Ten minutes of dynamic stretching is sufficient to potentiate vertical jump performance characteristics. *J Strength Cond Res*,

- Sep;25(9),2453-63.
- 16) Pagaduan JC, Pojskić H, Užičanin E, Babajić F.(2012): Effect of various warm-up protocols on jump performance in college football players. *J Hum Kinet*, Dec,35,127-32.
- 17) Haddad M, Dridi A, Chtara M, Chaouachi A, Wong del P, Behm D, Chamari K.(2014): Static stretching can impair explosive performance for at least 24 hours. *J Strength Cond Res*, Jan,28(1),140-6.
- 18) Van Gelder LH, Bartz SD.(2011): The effect of acute stretching on agility performance. *J Strength Cond Res*, Nov,25(11),3014-21.
- 19) Bishop D.(2003):warm up II. Performance changes following active warm up and how to structure the warm up. *Sports and Exercise*,33(7), 483-498.
- 20) マイケル J. オルター (2010):柔軟性の科学 山本利春 (監修) ,大修館書店, pp.238-240.
- 21) 山口太一, 石井好二郎(2007): 運動前のストレッチングがパフォーマンスに及ぼす影響について- 近年のストレッチング研究の結果をもとに- .日本ストレッチング協会CREATIVE STRETCHING. Vol.5. pp.1-18.
- 22) Bandy WD, Irion JM.(1994): The effect of time on static stretch on the flexibility of the hamstring muscles. *Phys Ther*, Sep;74(9),845-50.
- 23) Simic L, Sarabon N, Markovic G.(2013): Does pre-exercise static stretching inhibit maximal muscular performance? A meta-analytical review. *Scand J Med Sci Sports*, Mar,23(2),131-48.
- 24) Kay AD, Blazevich AJ.(2012): Effect of acute static stretch on maximal muscle performance: a systematic review. *Med Sci Sports Exerc*, Jan,44(1),154-64.
- 25) Turki O, Chaouachi A, Behm DG, Chtara H, Chtara M, Bishop D, Chamari K, Amri M.(2012): The effect of warm-ups incorporating different volumes of dynamic stretching on 10- and 20-m sprint performance in highly trained male athletes. *J Strength Cond Res*, Jan,26(1),63-72.
- 26) 小西由里子, 村永信吾, 新井和博, 吉田昌広, 伊東慶子, 吉田晋, 小形 洋悦, 鶴沢吉宏, 渡辺京子, 山本利春(1992): Isokinetic machineにおける至適運動負荷設定基準の検討. 第1報理学療法学 19(Supplement), 130.
- 27) Marek SM, Cramer JT, Fincher AL, Massey LL, Dangelmaier SM, Purkayastha S, Fitz KA, Culbertson JY.(2005): Acute effects of static and proprioceptive neuromuscular facilitation stretching on muscle stretching and power output. *J Athl Train*, 40(2),94-103.
- 28) Nelson AG1, Kokkonen J.(2001) : Acute ballistic muscle stretching inhibits maximal strength performance. *Res Q Exerc Sport*,Dec,72(4), 415 -9.

Received date 2015年1月7日

[原著論文]

内蒙古におけるモンゴル語ネイティブの外国語専攻大学生に対する 学習実態の考察

包 阿榮*

The investigation of learning of the students in the foreign language majors who are taught in Mongolian in Inner Mongolian area

Arong Bao*

Abstract

It is the inescapable responsibilities of the universities in Inner Mongolia to improve the Mongolian Nationality's foreign language quality and cultivate international talents of ethnic minorities. But in the universities in Inner Mongolia, there are still some problems that can lead to the current situations. Such as the students who are taught in Mongolian are educated as the students in the major foreign language so late that their achievements fall behind the students who are taught in Chinese. In the thesis, the survey is based on the students and the teachers who are in the major foreign language in four universities, such as Inner Mongolia University, Inner Mongolia Normal University, Inner Mongolia Nationality University and Hohhot Institute for Nationalities. In order to find out the obstacle which obstructs the students' foreign language learning in their teaching. Some methods that can solve these problems are provided.

KEY WORDS : the students who are taught in Mongolian, the major foreign language education, the current situation survey, the essential factors

はじめに

中国の内蒙古における外国語専門の大学生は、中国語ネイティブ、モンゴル語ネイティブと大別できる。その中、モンゴル語ネイティブの学生は、学力の面で中国語ネイティブの学生に比べて、一定の格差があると認められている。しかし、専門研究分野では、バイリンガルの生徒はモノリンガルの生徒に比べて、第三言語を獲得するのが早く、バイリンガルの人の言語能力もモノリンガルより高い、もしくは同程度であると多

く報告されている¹⁾。「言語能力は高いのに成績は悪い」という現象が発生している。その裏にあったモンゴル語ネイティブの学生たちの外国語学力に影響するものは一体何であろうかというリサーチクエスチョンを持ちながら本研究を進めてきた。

内蒙古に英語と日本語の専門学科が設置された大学は短大と大学を合わせて6校ある。本研究は、その中から内蒙古大学、内蒙古師範大学、内蒙古民族大学、呼和浩特民族学院を選び、2010年から4校の教師および学生を対象にアンケート調査を実施し、加えて、

* 内蒙古大学
九州共立大学

* Inner Mongolia University
Kyushu Kyoritsu University

現地調査を行い、4校の英語科、日本語科に属するモンゴル語ネイティブの在学生の学習実態について考察したものである。

1. モンゴル語ネイティブクラスの概況

1. 入試資格を獲得した期間

内蒙古大学外国語学部は1978年に設立されたが、モンゴル語ネイティブの学生に入試資格を与えたのは2001年であった。初年度に、日本語科は25人、英語科は24人とそれぞれモンゴル語ネイティブのクラスを設置した。その後、2009年に英語科が教師人数不足、学生の学力低下など理由によってそのモンゴル語ネイティブのクラスを中止したそうである。現在内蒙古大学外国語学部では日本語科に属するモンゴル語ネイティブのクラスが1つだけ残っている。

内蒙古師範大学外国語学部は1959年に成立され、英語科、日本語科、ロシア語科から成っている。1997年に英語科にモンゴル語ネイティブのクラスが設置され、30人の学生を募集した。その後、2003年にまた日本語専攻の1クラスが増設され、それも30人のクラスであった。

内蒙古民族大学の外国語学部は1983年に設立され、英語科のモンゴル語ネイティブの学生の初募集は1993年に行われ、一年ごとに30人となっている。日本語科が2009年度と2011年度二回だけ募集されたという。

呼和浩特民族学院は成立して以来、民族教育と呼ばれるモンゴル族学生を対象とする教育を実施されてきた学校である。それゆえに、1993年に増設された外国語学部もモンゴル語ネイティブの学生のみ募集対象とした。1993年ロシア語学部が成立され、1995年に英語学部が設置され、25人募集し、それに、2000年29人の日本語を専攻する学生を募集した。その後、2008年から中国語ネイティブの学生にも入試資格を与え、英語科38人日本語科29人の中国語ネイティブの学生を募集したそうである。

2. 成績から見る格差

モンゴル語ネイティブに対する外国語専門教育は充足時間が遅れているばかりでなく、単に成績から見れば、中国語ネイティブと格差が見られる。中国で外国語専門の学生に対する言語能力を測定する4級と8級試験が行われている。統計資料がないため、全体の状況が分かりにくいですが、英語専門の4級試験の合格率は

内蒙古師範大学では中国語ネイティブが100%に対し、モンゴル語ネイティブが40%であり、8級試験の合格率は中国語ネイティブが40%であり、それに対し、モンゴル語ネイティブのほうが10%という割合である。それに、入手した内蒙古大学の日本語学部の資料をグラフで表示したところ、Fig.1とFig.2のようである。

Fig.1 内蒙古大学日本語学部全国外国語専門4級試験合格率対照図：

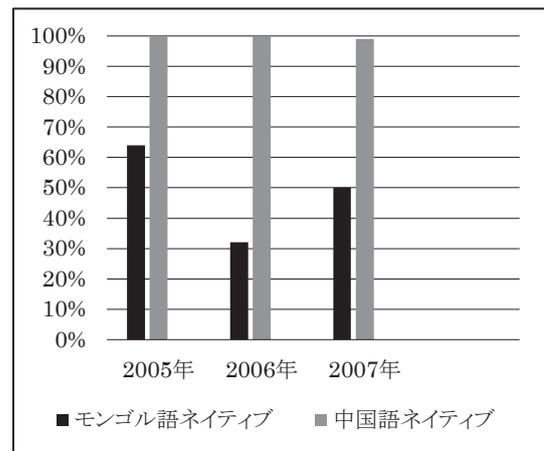
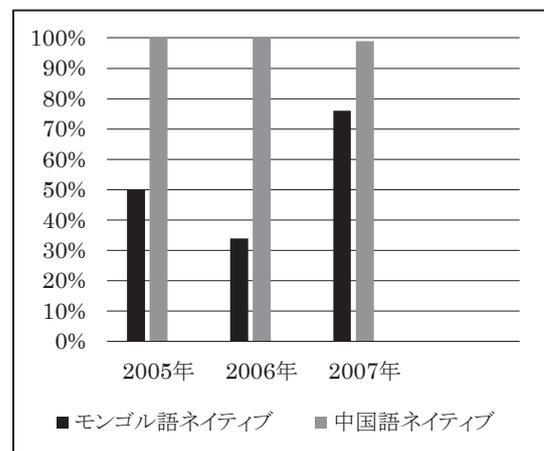


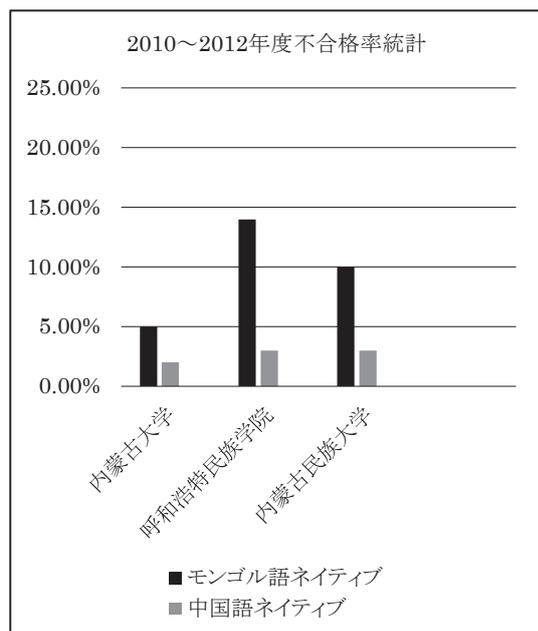
Fig.2 内蒙古大学日本語学部全国外国語専門8級試験合格率対照図：



上の図から内蒙古大学では日本語学部の状況から見れば、合格率の格差があることが分かった。

そのほか、入手した3校の受講単位が一番多い総合日本語という授業の不合格率についても比較してみたところ、結論は同じである。その結果を表すために、二年生の総合日本語の不合格率を例としてFig.3を作った。

Fig.3 二年生総合日本語期末試験不合格率対照表：



不合格率から見ればモンゴル語ネイティブの学生の成績の面でも遅れていることが確かにあると思われる。

II. アンケートの実施

1. 実施対象と方法

本調査は2010年9月から開始し、内蒙古大学、内蒙古師範大学、内蒙古民族大学、呼和浩特民族学院を選び、4校の教師および学生を対象にアンケート調査が行われた。調査対象は4校の英語科、日本語科に在職の英語教師75人、日本語教師27人、在学の英語科学生198人、日本語科学生73人である。本調査を実施するとき、本人の属する内蒙古大学以外の3校での調査は代理人を通じ、各大学の調査対象にアンケート調査表を配布し、回収した。その中記入ミスを除き、有効回答になったのは英語教師向けのアンケート70件、日本語教師向けのアンケート27件、合計97件であり、英語科学生向けのアンケート191件、日本語科学生向けのアンケート72件、合計263件である。

2. 実施内容

教師に対するアンケートは日本語教師向けと英語教師向けと分類され、内容は同じである。教師の専攻分野、モンゴル語ネイティブクラスに対する授業効果評価、採用されている教授法、モンゴル語ネイティブ学生の言語学習方面のメリットとデメリット、外国語学習の方略など合計36問である。一方、学生向けのア

ンケート内容も日本語科・英語科向けとも同じ内容の50問であり、学習現状、学習目的、学習ストラテジー、教師の教授法、モンゴル語ネイティブとしてのメリットとデメリットにかかわる質問である。

III. 結果分析

1. 教師向けのアンケートの結果

1) 講義中の言語使用状況：

講義中における目標言語以外の言語使用について、70%の教師が中国語を使用して講義実施されているという。その原因について「自分も中国語を通して英語（日本語）を習得した」が52%、「モンゴル語ができない」が24%、「中国語の教材を使用しているため」が24%挙げられる。

講義中の媒介言語と目標言語の使用状況について、75%の教師が学生の外国語理解力に従って授業中の言語を調整していると回答した。初級段階では主に中国語が使用され、中級段階に入ると中国語の使用は半分になり、高級段階に入ったらほとんど英語または日本語によって授業実施されているという。そして、76%の教師がモンゴル語ネイティブの学生が中国語で受講しても理解できると回答された。その中注目されるのは「学生が授業内容を理解できればどの言語を使ってもいい」という選択肢に対し、41人が「はい」を選択し、それに反し、「できる限り目標言語だけで授業をしたほうがいい」を選択したのも41人であり、両方とも42%占めている。その問題に対し、意見がはっきり異なっていると見られる。

2) 母語及び中国語の影響：

モンゴル語の動詞も語尾の変化があるため英語または日本語の勉強に有利であるという教師もいた。そして、72%の教師は「媒介言語（ここではモンゴル語と中国語のいずれを指す）と目標言語との相違点に関する解釈は目標言語習得に役立つ」を選んだ。

中国語のレベルが外国語習得に対する影響についての解答に「影響が大きい」が11%、「影響がある」が71%、「影響ない」が18%あり、中国語のレベルの外国語習得への影響が認められているようである。

それから、モンゴル語及び中国語が目標言語との共通度について言語別の認識度の割合が大きく異なるのも判然としている。「モンゴル語と中国語とどちらが英語（日本語）に近い」という質問に対し、答えはTable 1に示したとおりである。

Table1 学科別回答率表 I

項目	中国語		モンゴル語		ほぼ同じ		比較できない	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
英語科	12	12%	9	13%	9	13%	42	56%
日本語科	0	0%	21	78%	4	14%	2	8%

中国語に比べてモンゴル語と日本語間の共通点が多いと多数の日本語科の教師が同じ認識を持っているといっても良い。

3) 外国語習得能力：

モンゴル語ネイティブの学生の発音能力は中国語ネイティブの学生に比べて発達であると答えたのは59%、語彙、文法の学習能力については「あまり相違がない」を選んだのは40%、「中国語ネイティブの学生より優れている」を選んだのは23%である。学生の言語能力について、発音の面における能力が大半に認められていると言えるであろう。

4) 教材使用状況：

まずは現在使用中の教材についての評価を調べた。「使用している教材が学生のレベルに適切なのか」について、「適切」と回答したのは75%、「適当ではない」は20%、「分からない」を選択したのは5%であり、大半の教師は使用中のテキストを肯定しているのが分かった。

次に、教材の言語について、中国語の教材を使用していると答えたのは61%、日本語または英語とは合計38%であり、中国語の教材が半分以上も占め、それ以外は外国語の教科書であると分かり、調査したところ、モンゴル語の教材を使用している教師は1人だけであり、わずか1%である。

最後にモンゴル語教材作りの必要性について調べたところ、「必要がある」を選択したのは38%、「どちらかというとな必要がない」を選択したのは50%、「必要がない」を選択したのは12%であり、モンゴル語教材作りに対し、大多数の教師が否定の意見を持っているが、その必要性に執念を持っている人も少なくない。

5) モンゴル語ネイティブクラスに対するイメージ：

まずは長所について、「発音がきれい」、「文法規則の習得が早い」、「言語のニュアンスを把握する能力が高い」などが挙げられる。短所について「学習方法を知らない」、「学力からいえば中国語ネイティブの学生

に劣っている」、「言語以外の知識つまり、歴史、文化、社会など分野に関する知識が不足」、「学習に対する態度が正しくない」、「自律性が低い」、「やる気がない」と数多く指摘された。

6) 教授法について

講義中の採用された教授法を調べたところ、「模倣練習を大量にさせる」、「授業中の雰囲気気を配り、学生たちの興味を引き出す」、「学習方法を学生に紹介する」、「言語の特徴を比較して紹介する」といった授業のやり方が挙げられている。

外国語の教授法に関する専門的な知識を学んだ人がほとんどいなく、個人の経験によって授業を実施しているのが現状のようである。

2. 学生向けのアンケートの結果

1) 言語習得現状についての自己評価

学生たちが自分の外国語学習現状にどう評価しているかを究明するため、幾つかの選択問題を設置した。結果は次のようである、「英語（日本語）に興味を持っているか」についての回答の割合で「非常に興味がある」が25%、「興味がある」が59%、「あまり興味がない」が15%、「全然興味がない」が1%であり、84%の学生が自分の習得している外国語に興味を持っていることがはっきりになった。

「会話力はどうか」について、「上手」を選択したのは僅か5%、「普通」は57%、「あまりよくない」は32%、「下手」は6%という割合である。学生たちの62%が自分の会話力を肯定している。その反面、自己否定しているのも38%も占めているから、三分の一以上の学生が自分の会話力に自信を持っていないのも事実である。それに、「今の自分の言語力に満足しているか」についても同じ、68%が肯定的な回答であったが、やはり三分の一ぐらいの学生が否定的な回答をした。

学習目的についても調査された結果、「将来のため」と答えた人の割合が最も高く80%であり、「外国に行くため」が13%、「両親のため」が2%、「目的がない」が6%占められている。目的がはっきりしているように見えるが、実は「将来のため」というのが漠然な回答であり、中に具体的な目的も含まれているはずであるといえなくもないが、目的は抽象的で、具体化されていないのも目立つ。

2) 講義中の媒介語について

「中国語で受講することを認められるか」について、どのように考えているか聞いたところ、「認められる」

とする人の割合が94%となっている。ほとんどの学生が中国語で授業を受けることに抵抗していないようである。そして、「モンゴル語で受講するのを望んでいるか」と聞いたところ、40%の人が「はい」と答えに対し、60%の人が「いいえ」と答えた。半分以上の学生が中国語で受講することを十分だと考えていることが分かり、一方、三分の一ぐらいは母語で受講できるのを期待しているのも明らかになった。

さらに、学生の中国語のレベルが受講言語選択志向に影響があるだろうと仮定し、「中国語で自由に会話できるか」と聞いたところ、「できる」と答えた人の割合は68%であり、「できない」と答えた人は32%占めている。それで、仮定された内容が確立できると言えるわけである。だが、数値が8%ずれているのも問題になると思う。つまり、言語上の支障がなくても母語で受講したいという人もいるということになる。

3) 講義担当教師について

教師が学生にとって主導的な存在だから、学生に対する影響は言うまでもない。だから、講義担当教師に対するイメージ、教師の授業法なども調査した。その中、「モンゴル族と漢民族の先生の中でどちらが好きか」と聞いたところ、「漢民族の先生」を選んだ割合が29%、「モンゴル族の先生」のほうは71%と上回っている。同じ民族の人に親切感や共通感を持っていることが窺える。

それから、「先生は授業中中国語と目標言語の異同について解釈するか」という質問に「はい」と答えたのは83%と最も高く、「先生はモンゴル語と目標言語の異同について解釈するか」となると、「いいえ」と答えた人が55%占め、「はい」と答えた人が44%となる。その結果から教師が中国語と目標言語間の相違を中心に解釈していることも分かるであろう。

最後に、「先生が英語（日本語）の学習方法を教えるか」と聞いたところ、「はい」と答えた人の割合は68%であり、また、「先生の教えた学習方法はあなたに役に立つか」という質問に、「はい」と答えた人は73%占めている。教師から学習ストラテジーについての紹介はまだ不十分なところがあるのではないかと思われる。

4) 母語及び中国語の影響に対する評価

母語及び受講中の言語である中国語の影響を判明するための調査結果は以下のとおりである。「母語であるモンゴル語に関する知識が英語（日本語）の勉強に役に立つか」と聞いたところ、78%の回答は「はい」であり、「中国語に関する知識が英語（日本語）の勉強

強に役に立つか」について、「はい」を選んだ人が79%占められている。この結果から、第一言語の「正の転移」についての評価が最も多く、「負の転移」についての認識はまだ不足していると思われる。

5) 教材使用状況

今使っている教材の現状についても調査を行った。その結果、今使用中の教材の97%が中国語で作成されたものと分かった。そして、教材に対する評価について、65%の学生が「今の教材が好き」と答え、その反面、今使用している教材が気に入っていない人も35%占められているようである。さらに、今後の教材作りについて、「モンゴル語の教材を作る必要があるか」と聞いたところ、「必要がある」と回答された割合は43%であり、「必要はない」と回答された割合は56%とやや高い。この問題について意見が大きく分かれていた。

6) 学習ストラテジーの有無

学習ストラテジーとは学習者が習得の過程において使用する方法のことである。オックスフォードによって「記憶ストラテジー」、「認知ストラテジー」、「補償ストラテジー」、「メタストラテジー」、「情意ストラテジー」、「社会的ストラテジー」と分類された。今度の調査では、これら学習ストラテジーがモンゴル語ネイティブの学生にどのくらい生かされているかに視線を置いた。結果はTable2で示されている。

Table2 学習ストラテジーの状況調査

質問	回答	
	はい (割合)	いいえ (割合)
受講中、先生の講義に積極的に反応しているか。	48%	52%
学習中、問題解決に集中できるか。	82%	18%
予習しているか。	85%	15%
記憶効果をアップさせる方法があるか。	76%	24%
授業後復習と学習内容のまとめをするか。	60%	40%
明確な学習計画を立てるか。	41%	59%
よく他人と学習の体験について交流するか。	41%	59%
自分の英語（日本語）についての興味を養おうとしているか。	63%	37%
学習のことについてよく他人を励むか。	33%	67%
自分の情緒を意識的に調整して学習するか。	70%	30%

英語（日本語）を使って外国人と交流するか.	43%	57%
学習ストラテジーを紹介した本を読んだことがあるか.	32%	68%

その結果から見たところ、学習過程中の予復習活動は自律的にしていることが分かった。ただ、半分くらいの学生が授業中積極的に受講していないのも判明した。そればかりでなく、学習経験をお互いに交流せず、外国人と積極的な交流も少なく、学習計画を立てる習慣がないのも大きな問題であろう。それから、学習ストラテジーについての科学的な認識の欠如も目立つと思われる。

7) 教授法

さて、実際の教室の中の教授法はどうなっているだろうか。それについて次のTable3の結果となっている。

Table3 項目別教授方法

教授項目	方 法
語彙	①朗読練習 ②語彙の構造分析 ③聞き取り練習 ④翻訳 ⑤類義語と反対語を紹介する。
文法	①接続、意味と使い方について解釈する。それから、例文を挙げる。最後に文を作らせる。 ②意味同じの文型を比較して説明する。 ③例文を中国語に訳させる。
文章	①語彙、文法を中心に内容を解釈する。②朗読練習をさせる。 ③文章を訳させる。 ④文章構造分析をする。
発音	①テープなど使用して、学生に模倣させる。 ②発音する時の舌の位置を紹介する。 ③繰り返して発音させる。

IV. 問題点と課題：

内蒙古地域内のモンゴル語ネイティブの外国語を専攻している学生は中国語ネイティブの学生に比べてみれば、落ちこぼれの人数が多いこと、学力上から言えば一定の格差があることは本研究によって否定されなかった。一方、本研究は内蒙古地域におけるモンゴル語ネイティブの学生が言語習得中の不利な要因の究明を目指したものであり、それに関して調査結果から見ると次の要因が挙げられると思う。

1. モンゴルネイティブ学生に対する外国語教育の発足遅れが要因になる。

長い間、各県の学校における外国語の授業を担当する教師は漢民族の者が絶対多数であった。それが1997年になってモンゴル語ネイティブの外国語専門

教師が登場されるようになり、その後各大学がモンゴルネイティブの学生を外国語専門の入試対象とされた。モンゴル語ネイティブ学生に対する外国語習得教育が発足されたのが遅かったため、いまのところ、教育現場では中国語ネイティブの学生とほぼ同様な指導法が行われている。モンゴルネイティブの学生の特徴に応じた教授法に関する研究と実践はまだ発足していないようである。そのため、それを今後の大きな課題とされなければならないと思う。

2. 授業内容に対する把握が学生の中国語レベルによって制限される。

今研究によって学生の中国語のレベルが教授内容への理解につながっていることが明らかになった。学生の中約32%の人が中国語でまだ自由に会話できないものの、中国語で受講せざるを得ないのが現実である。だから、インプットされた知識に関する正しい理解が始めから獲得できないのも当然に考えられる。それを解決するには、授業方法及び媒介言語の使用について再検討する必要があると思われる。特に、調査結果から初級段階で中国語を媒介言語として大量に使われているという事実が分かり、そこで初級段階における教授法や媒介言語の使用形式を中心にアプローチすべきであろう。言語だけでなく、図形、絵、写真、実物、音声など媒介によって授業を実施したほうが学生にとってもっと分かりやすい手段になるかもしれない。そして、学生の中で中国語の文法解説に関する専門用語が分かりにくい言葉になりうる傾向がある。そこで、文法解説に関する専門用語だけはそれに対応できるモンゴル語の語彙を調べておく事前作業をしたほうがきっと効果的であろう。さらに、今後の課題として、第二言語習得理論の媒介言語の転移理論に基づく中国語媒介言語としての是非を考察すべきだと思う。

3. 学生の学習ストラテジーの不足も大きな要因になる。

学習ストラテジーの面における問題点として主に学習計画を立てる習慣の欠乏、授業中教師の質問に答えようとする意欲の低下、学習ストラテジーについての知識の欠如、習得された外国語で積極的に応用しようとする意志の希薄などが挙げられる。だから、学生に正確な学習ストラテジーについての情報供与など学習ストラテジーに対する促進作業をしなければならないと思う。学習ストラテジーに関する研究は数多くあるが、その中からモンゴル語ネイティブの学生に適応す

る効果的な学習ストラテジーとは何であろう。そしてそれによつての学習習慣を如何に養成させるかも今後の課題の一つとして重要視しなければならないと思う。

4. 長い間の心理暗示の影響も要因の一つである。

長い間、続けられてきたモンゴルネイティブの外国語レベルの低下状況によつて、モンゴルネイティブの外国語学力が劣るのは当然視され、一つの心理的サジェストとなっている。自分の言語能力に自己否定する傾向が生じているようである。この現象を解決するには、学生の民族プライドを喚起し、努力さえすれば外国語が誰でも習得できるものであるという自信を育む教育が大切であると思われる。

おわりに

内蒙古のモンゴル語ネイティブを対象とする大学専門外国語教育はグローバル化が進んだ21世紀の需要に応じてスタートされ、モンゴル族の国際的人材育成に大きな役割を立った。しかし、中国語ネイティブの学生に比べて、まだ格差があることも事実である。本研究ではモンゴル語ネイティブの学生の学習実態を調査し、格差が出た原因を考察した。したがって、教育経験の不足、媒介言語の干渉、教授法の柔軟性の欠如、学生の学習ストラテジーの不足、自己否定傾向など要因が判明された。本研究では、事実のみ確認できて、解決法に関してはさらに研究する必要がある、これからの研究課題としたいと考えている。

参考・引用文献

- 1) シム・カミンズ, マルセル・ダネシ (中島和子・高垣俊之訳) (2005)『カナダの継承語教育 多文化・多言語主義を目指して』明石書店
- 2) コリン・ベーカー (岡秀夫訳・編) (1993)『バイリンガル教育と第二言語習得』大修館書店
- 3) 中島和子 (1998)『バイリンガル教育の方法』アルク
- 4) 矢野葉子 (2001)「多言語使用社会シンガポールにおける日本語教育についての一考察」『昭和女子大学大学院日本語教育研究紀要』1, 57-64.
- 5) ゴイハン (2008)「内モンゴル自治区の民族教育をめぐる諸問題」『内蒙古社会科学』2, 112-118.

[原著論文]

河原操子の日本語教育活動についての一考察

包 賀喜格図¹⁾, 包 阿栄^{1), 2)}

Foreign Languages college of Inner Mongolia University

Hexigetü Bao¹⁾, Arong Bao^{1), 2)}

Abstract

From September 1900 to January 1906, kawaharamisako had taught Chinese people Japanese respectively in the Daido school in Yokohama, Wuben Female School in shanghai, and Yuzheng Female School in Kharatsin Right County Inner Mongolia. Her teaching activities then had achieved a good teaching result. After introducing the Japanese education expansion strategy made by the Toadobunkai, which aimed at China after the Meiji Period, this paper analyzed her educational attitude and Japanese teaching methodology reflected in her teaching activities. Then a rough idea about the background of her educational activities and her teaching methods will hopefully be presented to the readers. The Japanese education expansion strategy made by the Toadobunkai reflects the Japanese Government's intention: to expand their political and economic forces by the aid of educational expansion, especially language education. And kawaharamisako's Japanese teaching activity was just one of them. Therefore her self has carried the features of a supporter and implementer of this policy.

KEY WORDS : kawaharamisako; Japanese education; Toadobunkai; Japanese education expansion strategy; pedagogy;

はじめに

従来の河原操子（以下河原に略す）に関する研究は、「スパイ・間諜論」と「貢献者論」という二つの異質の論調の下で行われてきたのが周知の通りであるが、拙文『河原操子についての一考察』¹⁾（2012年）の中では、当時河原の経験した明治時代の日本の国家主義教育環境とその育った家庭教育環境の角度から、彼女の言動を考察した。その結果として、河原には「国家のために献身する」意志と「教育を尊重、中国と仲良くする」という認識が両方あったことが明らかになった。「国家のために献身する」意志はその入蒙後の戦

争協力活動につながったが、「教育を尊重、中国と仲良くする」という認識は彼女の女子教育者の姿を支えた。一見お互い矛盾するように見える中日友好平和の意識と戦争支持の意識、女子教育者の姿と戦争協力者の姿が河原の身に同時に存在したのが歴史の真実として認められるのではないかという考えは『河原操子についての一考察』の結論であった。

河原が「入蒙の直接理由は、生命を賭けして軍のお手伝いをするためでありましたけれども、結果から申せば、教育の方が私の本当の事業になっております」と、再三スパイ論を反駁して、自分の教育者の身分を強調しているように、その日本国内の横浜大同学校、

1) 内蒙古大学外国語学院
2) 九州共立大学

1) Inner Mongolia University
2) Kyushu Kyoritsu University

中国大陸の上海務本女学堂、内蒙古カラチン右旗毓正女学堂の教育現場での仕事ぶりを細かく見ることによって、河原の在中国の中心的な事業は確かに女子教育にあったと言える。しかし、「女子教育者」、「中日友好平和の意識」の持ち主という結論はあくまで河原個人というレベルにおける考察によって出されたものだと思う。もっと視野を広げて、当時日本の対中国戦略、つまり日本の大陸政策のレベルで河原の教育活動を細かく見たら、対中国教育拡張、文化浸透の傾向が少しずつ見えてくるのではないと思われる。

本稿は東亜同文会の対中国日本語教育拡張策略を説明した上で、河原の日本語教育活動はこの歴史的背景の中でどのように展開されたのか、その教育態度、教授法、授業以外の教育方法はどうかを分析してみたい。このような河原の日本語教育の歴史的背景とその教育実態の考察によって、河原の明治政府の対中国教育拡張策略、東亜同文会の対中国日本語教育拡張策略の支持者、実践者の一面が浮かんでくると思う。

1. 河原操子の日本語教育活動の歴史的背景

河原の日本語教育活動はその中国人女性向けの女子教育事業の一環として展開され、1900年9月から（横浜大同学校）から1906年1月（内蒙古カラチン右旗毓正女学堂）まで、五年間ぐらいつづいた。この五年間は、当時の中日両国関係にしてみれば、ちょうど日清戦後から辛亥革命までの十数年間の中日両国教育交流の「蜜月期」に包括され、中国人の日本留学ブームと日本政府の日本人教習派遣事業が盛んに行われる時期と重なる。日清戦争に敗れて内外弱体ぶりを露呈した中国にとって、近隣の日本から西洋の文明を摂取し、近代的な人材を養成するのが急務であった。この中に、日本へ行って留学するには日本語の勉強が当然不可欠のことになるが、日本人教習による在中国教育援助活動もどうしても日本語の力が必要とされたのである。要するに、この時期には日本語の重要さが中日両国の有識者に十分に認識され、日本語の中国大陸への進出も本格化される状態になった。河原操子の日本語教育活動の展開された歴史的背景にはこの中日教育交流という積極的な一面があることをまず確認しておくべきだと思う。

河原の日本語教育活動は当時日本語の中国大陸進出の典型的な事例となるが、拙文『河原操子についての一考察』の中にも論じたように、河原の中国赴任、特に入蒙という「壮挙」の裏には、明治政府の侵略性を

もつ大陸政策の方針下で誕生した東亜同文会の力が大きかった。ただ入蒙の段階ではなく、実は河原の女子教育活動、日本語教育活動の裏にも東亜同文会の対中国教育浸透、教育拡張策略の影響があったのである。日本語教育の角度から考えれば、東亜同文会は当時、日本語教育を中国大陸への教育浸透、教育拡張の一手段として重要視し、利用していた。河原の日本語教育活動が始まる前に、東亜同文会はもう既にその対中国大陸の日本語教育策略を提出し、中国各地において日本語教育活動を開始していたのである。次には、河原の日本語教育活動の一つの背景として、東亜同文会の対中国日本語教育策略とその在中国日本語教育活動を簡単に紹介したい。

東亜同文会の機関誌『東亜時論』第10号（1899年4月25日発行）「時論」コラムに『支那の醒覚と吾人の責務』という文章が掲載された。文章の中に、日清戦争の目的について、一つは中国を覚醒させること、もう一つは「東洋の平和を保つ」ことにあると述べている²⁾。中国を覚醒させるという目的は「此事や実に甲午戦役の大打撃に懲創せしに因るとせば、則ち支那を醒覚せしめたる者は乃ちわが日本にして、亦以て甲午戦役の賜と謂はざるべからず」³⁾、「夫れ支那は醒覚せり、甲午戦役の目的の一半は成功せり」⁴⁾と、目的の達成を言っている。これに対して、「東洋の平和を保つ」という目的は列強の中国分割の勢いによって失敗の境地に陥っていると示している。

中国への勢力進出において、西方列強に圧倒される情勢の中、日本はどう対応すべきなのかについて、「分割は支那の禍なり、覚醒は支那の幸なり、其禍を救ふて其保全を図ること、固より吾人の実務なりと雖も、其幸を誘ひて保全を助くること、亦まさに吾人の実務ならざらんや。」⁵⁾「今日吾人の責務は、支那人をして其陳腐の思想を去らしめ、此に新鮮なる智識を與ふるより急なるはなし。」⁶⁾と呼びかけている。この文章は「支那人の疾は近世の學術に通ぜず、当今の時務を知らず、文明の利器を運用する能はざるに在り」⁷⁾と指摘しながら、教育事業、新聞雑誌及訳書、交通往来という三つの面から、中国への「誘掖啓発」の策を述べている。

その教育事業の部分には三つの注意すべきことを提示している。

第一、「先ず支那各要地例へば上海杭州漢口天津広州福州等の開港場に、我国人自ら日本語学校を建設し新進俊秀の子弟を教ゆべし。そして我国人の力能く更に力を伸ばすに足らば、進んで其内地の要所にも亦建

設すべし。教育の事たる固より語学に止るべからずと雖も、今日支那人の憂とする所は、新たなる近世の學術を講ずるの津梁を得ざるに在り、其津梁を得んと欲せば、欧米各国及日本の語を学び其書に通するの外あらず。そして日本語の学び易く、読み易きは、彼支那人の自ら知れる所が故に、彼に新智識を與へんと欲すれば、先づ語学校より始めざるを得ず。」⁸⁾

第二、「直接に我国人の手を以て語学校を設くるは、固より甚だ善しと雖も、力亦及ばざる所在り、且つ内部の要地の如きは、支那人自ら設くるを便とすることなきに非ず。故に支那の有志者にして語学校を設けんと欲するものあらば宜く之を誘導賛成し、其教師を我国より聘せしむへし、是れ蓋し力を勞すること少くして功を収むること却って多からん。」⁹⁾

第三、「支那の学生にして資力あらん者は、必ずしも其墳墓の地に於いて教育するを須みす、且つ其深く専門の學術を修めんと欲するに在りては、必ずや之を我国に留学せしめざるべからず。百聞は一見しかず、従令専門の学を修むる者に非すと雖も、留学の益は語を学び書に通するの外、当世の時務に通じ、文明の利器を親く知るに於いて決して鮮からざるなり。」¹⁰⁾

三点の中に全部日本語の力の重要性を強調している。東亜同文会の対中国教育事業の中に日本語が大事な手段とされていることは明らかになっている。多くの学者は日清戦争の目的は「東洋の平和を保つ」ではなく、日本勢力の朝鮮半島や中国大陸への拡張進出にあると見ているのと同じように、東亜同文会のこの日本語教育拡張戦略も全部平和的な意図から構想されているわけではない。東亜同文会の在中国教育活動の侵略性については、蔡数道(2009)¹¹⁾の研究によって明らかになっているが、日本語が中国大陸に広く使われ、普及されることは、日本教育、日本文化の中国社会への定着を意味するから、中国における日本文化の浸透と拡張は精神面から日本の中国における勢力の伸張と利益の確保を支えているとの考えは東亜同文会の本当の企みだったと言えよう。

以上見てきたように、東亜同文会はその成立直後、いち早く機関誌に日本語教育の中国大陸への拡張策を表明している。ただ戦略の制定だけではなく、この拡張策の発表前後、東亜同文会の対中国日本語教育活動はもう既に盛んに実施されるようになった。紙面の都合でその設立した日本語学校の詳細を一つ一つ説明できないが、ここでそれらの学校名を並べるだけで、東亜同文会は如何に日本語教育の大陸への進出に力を入れていたかわかってくると思う。その中国に設立した

代表的な日本語学校は福州東文学堂(1898年)、南京同文学院(1900年)、東亜同文学院(上海、1901年)、北京東文学社(1901年)がある。朝鮮にも城津学堂(1899年10月)と平壤日語学校(1899年10月)を作った。内モンゴルカラチン右旗における毓正女子学堂は河原の力が不可欠であったということから考えれば、河原の毓正女子学堂の日本語教育も間接的に東亜同文会の影響下に誕生したものと言えるだろう。

東亜同文会の在中国大陸の日本語教育活動以外に、1895年から始まった台湾での日本語教育をもこの視野に入れて考えれば、河原の日本語教育活動の開始される前、日本の海外への、特に中国大陸への日本語教育拡張の風潮は既に形成されていたと言える。この平和的な清末の中日教育交流と侵略的な日本の大陸政策下の日本語教育拡張戦略という背景の中に、河原の日本語教育活動が登場された。次は、河原の日本語教育活動の実態を見てみよう。

II. 河原操子の日本語教育活動の実態

河原の日本語教育活動の実態については、本稿では彼女の日本語教育における教育態度、授業中の教授法、授業以外の教育方法などの面から説明したい。

1. 河原操子の教育態度について

河原の日本語教育はその回想録の記載によれば、よい効果を収めたと評価できる。この異民族間の言語教育の効果が現れる一つの条件として、教える教師側と学ぶ学生側との間の信頼関係の構築が非常に大事な作業として求められる。河原のようなはじめて異国の土地を踏んだ、お互いに言語不通の学生を前にした教師の場合は、この信頼関係を築く能力が一層必要とされるのである。河原は父親から受けた「日中親善」の意志の下でその教育活動を展開したのである。

日清戦後、日本人の中国に対する蔑視がエスカレートしていたが、河原は中国に対して嫌な思いを抱くことはなかった。自分の考えが他人と違うということについて、「この日清戦争から受けた感銘は、私の心を一層深く支那に結びつけてくれたようでありました。みんな卒業後の理想を語り合うような時なども、大抵の人は本校に残りたいとか、英語を勉強したいとか言っておりましたが、私一人だけは、支那語を勉強するつもりだと言って、みんなに笑われたり怪しまれたりしていました。(東京女高師の時の話—筆者)」¹²⁾と述べている。横浜大同学校の時も、「実をいうと、私

は支那人を導くとか教えるとか言うよりも、支那について勉強したい心で一杯でした」¹³⁾という中国に対する尊重の意を表している。「支那へ渡るために先ず支那語を覚えておきたいと思って」¹⁴⁾、大同学校の教頭鐘先生について中国語を習い始めた。河原操子は着々と中国大陸での教育事業の準備をしていた。ここからは彼女の中国を尊重する、中国人女子教育に真剣に対応しようという教育態度がうかがわれる。

上海務本女学堂の時の一例であるが、「私は唱歌が下手で困ります。どうぞこれから毎日放課後に教えてください」と生徒から頼まれた時、河原は「この生徒の平正無我なる態度は好感を覚えたるを以て、早速希望を容れて翌日より放課後に指導することとした」¹⁵⁾。こんな熱心さで、「彼等は今や全然我を信頼し、我が行ふことはすべて正しきものと信じる」¹⁶⁾とまで学生との信頼関係が築かれた。内モンゴルカラチン右旗の毓正女学堂の場合も同じ態度であったが、帰国後その教え子たちからの手紙からもわかるように、恩師として生徒たちに尊敬されている。河原のこの相手国への尊重の意志と真面目な教育態度は日本語教育の好結果を生みだす大事な前提条件として認識されるべきだと思う。

2. 河原操子の日本語教育の教授法について

河原の日本語教育の教育態度を見たらうで、次はどんな教授法を取っていたのかについて見てみたい。普通教授法を分析するためには、当時の教材や実際の教育手段、教育方法などの現場の記載が必要となるが、河原の日本語教育の場合はこのような史料はあまり多く残されていないので、その教授法の実態を詳しく説明するのが難しい。当時の教育状況を把握するには河原本人の回想録——『蒙古の土産』と『青春を蒙古に捧げて』という文章の中の断片的な記述に頼るしかないのが現状である。

前章で述べたように、河原の日本語教育活動は日本国内の中国人留学生向けの日本語教育事業の発展と海外への日本語教育の拡張という背景の中で行われたのである。日本語教育の海外への拡張と言ったら、日清戦後の植民地台湾における日本語教育がその最初の且つ代表的なものだと思われるが、台湾領有によって日本は大規模な異民族に対する日本語教育の模索を始めた。教授法の模索ももちろんこの中の一大事業として重視されていたが、いわゆる伊澤修二の対訳法から山口喜一郎を代表とする直接法への転換もこの台湾領有初期に実現された。

周知のように、台湾での日本語教育が発足したのは1895年のことで、その初期の主導者は台湾植民地の最初の学務部部長の伊澤修二であった。伊澤修二は初期の台湾教育の方針を定め、植民地の教育基礎を築き上げた人物として知られているが、日本語教育においては、彼は「徹底した日本語による同化政策」の主張者と実践者でもあった。伊澤修二の主張していた日本語教育の教授法は対訳法で、「当時は台湾語（中国語）を使って徹底的な対訳教授法を取っていた」¹⁷⁾という。母語を異にする異民族の人に日本語を教えるのに対訳法を取るためには、まず教師がその学生の母語を習得しなければならない。日本人教師が学生の母語で日本語を教えることになるので、「学習者の日本語は教師の中国語学習の進歩の歩幅を越えることができない。しかも、教師は中国語の学習にのみ追われて、教授法上の研究をすることも、授業の準備を充分にすることもできない」¹⁸⁾と、いろいろな対訳法の不足が現れていた。この中で山口喜一郎を代表とする日本語教授者の提唱した直接法が注目されるようになったのである。

「直接法」とは、簡単に言えば、学習者の母語を用いない外国語教授方法のことを指すが、その日本語教育への導入は1898年9月に成立された国語教授研究会の参加者によって実現されたのである。国語教授研究会の発起人である橋本武は1898年に台北国語学校の図書館からフランス人フランソワ・グアンの『言語教授及び研究法』を発見し、すぐにこのグアン式教授法を同僚に紹介した。これを契機に対訳法に疑問をもっていた山口喜一郎などの教員たちが1899年4月から国語学校付属学校で直接法の実地研究を行った。この直接法による日本語教授は効果を収めたため、公学校の国語読本の編集をしていた大矢透と杉山文吾が直接法に基づく『台湾教科書用国民読本』を作り、1901年から1903年にかけて発行された¹⁹⁾。台湾総督府の学務課も1900年にグアン教授法の採用にあたって『ゴアン氏言語教授法案』と『台湾公学校国語教授法要旨』を頒布し、公学校の教師を集めて講習会を開いたりしていた。『台湾公学校国語教授法要旨』は、直接法に切り替えられてからの教授方針、教授方法、教材作成基準などを一括して説明し、日本語教授者の進む道を示した。この台湾で盛んに唱えられた日本語教育の直接法は山口喜一郎などの教授者の修正を経てだんだん日本の植民地教育理念にあうような整った形になり、そして後の日本の植民地朝鮮半島と満州、占領地の中国華北地方においても採用され続けていった。この広い範囲、長い時間に採用されることから直接法の強

い影響力が感じられるであろう。

台湾の日本語教育によって重視されるようになった直接法はその影響力から考えれば、当然日本国内の日本語教育教授者にも影響を与えたと思える。河原が横浜大同学校の教壇に立ち、中国人女子留学生に日本語を教え始めたのは1900年9月であるから、ちょうど台湾日本語教育の直接法が提唱され、確立された直後の時期にあたる。だから、『台湾公学校国語教授法要旨』と山口喜一郎の直接法論説が当時同じ外国人向けの日本語教育を携る河原の教授法参考になる可能性は十分にあると思う。では、河原の日本語教育の教授法はどんなものだったのであろうか。

横浜大同学校の時の教育状況について、『蒙古土産』の中には、ただ河原の中国人に対する態度と中国人教育の心構えなどを記述しているだけで、教材や教授法に関する内容がほとんど見られない。これに対して、『青春を蒙古に捧げて』の中には、「(学生たちは)喜んで私を迎えてくれましたし、私もそのつもりで、言葉は不自由ながら、お互いに温かい気持ちを感じ合うことができました。私の受持ちは、日本語で、小学校の読本を使って教えました」²⁰⁾と述べている。ここからははっきりとわかるのは河原の担当していた授業が日本語だったことと日本語の授業の教材は当時日本の小学校の読本を使っていたことである。「言葉は不自由ながら」というのが河原と学生間の言葉の通じない状態を意味するが、日本の小学校の読本を教材にしたということは教材の内容は全部日本語で書かれていることを意味する。この状況の中で、河原の日本語教育は直接法を選ぶほかはないであろう。彼女は「生徒に対して十分に親切ならんが為には、自ら支那語を話すことの必要なるを思ひ、(中略)放課後鐘氏に北京官話を学びたり。」²¹⁾というのもこういう教育状況に応じるための自然な行動だと言えるだろう。

上海務本女学堂の場合、河原の担任学科は日本語、日本文、算術、唱歌、図画であった。河原の回想には日本語の授業の教材についての説明はなかったが、当時言語の不通に困った状態について、「言葉がよく通じないのには、ほとんど弱ってしまいました。御承知の通り、支那は各省各地で発音が違ふために、生徒同士の間で言葉が通じないことも決して珍しくありません。日本語を教えるのに、どうしてもわからないところは、漢文を使ったり絵を描いたりして説明を補っておりました。」²²⁾と言っている。言語不通の状態というのが横浜大同学校の時と同じであるが、河原は日本語を使って日本語の文法と言葉を教えている、また生

徒がどうしてもわからない所があったら、中国の古典の漢文と絵画の力で補っていることがこの回想からわかる。言語不通の状況から河原はやはり直接法の教授法を取ったのである。このまま半年続けた結果、「支那人は語学の天才と言われているだけあって、半年もたつとかなり日本語が喋れるようになり、私も上海語がいくらかわかってきましたので、言葉の不通からくる授業上の困難は、漸くにして取り除かれて参りました。」²³⁾

内モンゴルカラチン右旗毓正女学堂における日本語教育の教え方について、河原は次のように言っている。「女学堂の学科のうち、私は、日文、日本語ばかりでなく、算術・図画・体操・唱歌・家政・編物といふ風に、いろんな授業をもっておりました。最初の間日本語を教えるのに、先づ私が日本語で喋りまして、それを北京語に譯し、王妃や侍女が更にそれを蒙古語に譯し直して生徒に伝へるといふ、大へん回りくどい方法をとっていましたが、生徒の進歩は案外に早く、そのうち私が直接に日本語で「私の筆」といへば「ミニービール」と蒙古語で答へ、「テルネーイェンタイ」と蒙古語でいへば、「あの方の硯」と日本語で答えるようになって参りました。」²⁴⁾

学堂最初の時、河原は中国語とモンゴル語を媒介にして学生たちに日本語を教えていたことがここに記されている。授業中の河原の日本語を中国語に訳してからまたモンゴル語に訳して生徒たちに伝えているところから考えれば、学堂初期の生徒たちの中国語の力がかなり低かったと判断してもいいだろう。河原についてはモンゴル語を習ったことのある記録がないが、カラチン王府での二、三年間の生活の中で少し覚えたとしても、モンゴル語を使って日本語の文法や言葉の説明をするまでの力はまずないはずだと思う。だから、学生たちの日本語の力がある程度高くなってからは、やはり日本語を主な授業用語として日本語の知識を教えていたに違いない。カラチン地方には毓正女学堂の設立前は女子教育が全無の状態であったから、学堂初期の女子生徒たちがモンゴル語と中国語の読み書きがほとんどできなかったことは推測できるが、毓正女学堂の学科の中に、漢文、蒙文、日文という三種類の言語の読み書きの同時学習が設けられていることから見れば、生徒たちの中国語とモンゴル語の能力の向上も時間の問題であろう。簡単なモンゴル語で授業をしていることは前の回想文にも書かれているが、上海の時のように漢文を使って生徒たちと交流することもよくあったであろう。毓正女学堂における河原の日本語教育

は日本語を中心にした、モンゴル語と中国語の補助的な役割を果たした三言語の教育形態を取っていたと考えられる。直接法はやはり教授法の中心的な位置を占めていたと判断してもいいだろう。

3. 河原操子の授業以外の日本語教育方法

日本語の授業として、河原は横浜大同学校では「日本語」、上海務本女学堂では「日本語、日本文」、毓正女学堂では「日文、日語」を担当していた。名前がそれぞれ違うけれども、同じ日本語の授業であることは間違いない。横浜大同学校の時の日本語教育効果については関係記録がないが、上海務本女学堂と毓正女学堂の場合は、それぞれ「半年の後には相当日本語に熟達し」²⁵⁾と「日本語の如きはよく記憶し、短時日の間に巧みに会話し得るに至れり」²⁶⁾のように、教育効果のことを述べている。特にカラチンから日本に帰った河原に寄せた毓正女学堂の生徒たちの手紙や毓正女学堂の日本語の試験問題と生徒たちの答えなどを見たら、その生徒たちの日本語成績の上達ぶりに驚嘆することになる。ここに一つの疑問が浮かんでくるが、全部言語不通の状態からスタートした河原の日本語教育は、短い年月の中に、ただこの「日文」「日語」のような日本語の授業の力だけでこのような成績を収めることは可能でしょうか。本稿の考えでは、日本語の授業以外の河原担当の学科の勉強と生活の場の勉強が大きな役割を果たしたのではないかと思う。

上海務本女学堂においては、河原の担当した日本語以外の科目は算術、唱歌、図画があり、毓正女学堂においては、算術、図画、唱歌、体操、編物、家政があった。河原はこれらの授業の時にも日本語を用いて説明することが多かったと思う。日本語の文法や言葉などの説明はもちろんこれらの授業の学習内容にはならないが、河原との日本語の交流の間に学生は言葉のことを自然に覚えたといってもむりもないであろう。正確に言えば、河原の日本語教育は日本語の授業だけにとどまっていない、外の科目の勉強もある意味では日本語の練習になったと言えるだろう。こう考えれば、河原の日本語教育の授業時間数も言葉の種類と量も全体的に高いレベルに達していたと言える。このレベルの日本語教育を受けているからこそ、生徒たちがいい成績を取ったのも当たり前だっただろう。

日本語以外の科目の勉強だけではなく、河原は生活の場の日本語の学習にも力を入れていた。上海務本女学堂の場合は「毎週一度、言語練習のために談話会を開くを例とせり。生徒らは交互に演壇に登りて、満座

の人々を前にし、少しも臆する色なく意見を述べる」²⁷⁾というように、談話会を開いている。毓正女学堂にもこれと似た「同窓談話会」を設けていたが、これも言語練習のためのもので、月に一回開くこととなっていた²⁸⁾。

談話会のほかに、河原は放課後の時間を利用して、生徒たちと交流をすると同時に、日本語の練習をさせていた。「放課後になると、多数の生徒が私の部屋へ集まってまいりまして、私を取り込んで身動きもできない位で、一緒に唱歌を歌ったり、編物を編んだり、楽しい時間を過ごしていましたが、そうした時間にも、「一個洞洞三鍼」など喋っているのが耳に入りますと、早速「一つの目に三つ編む」という風に日本語で言い直させたり、彼女たちとのあらゆる接触の機会を教育の目的に利用することを忘れませんでした。」²⁹⁾このような生活の中の日本語教育は実に巧みなやり方だと思う。毓正女学堂にもこのようなことも多々あったはずであるが、河原はあらゆる機会を生かして生徒たちに日本語を覚えさせようとしていた。

おわりに

以上、河原の日本語教育の展開された歴史的背景とその教育態度、教授法、授業以外の教育方法などを分析してみた。この分析によって、河原の日本語教育の登場する時代的な特徴が明らかになったとともに、その日本語教育の実態もある程度究明されたと思う。河原の「日中親善」という意思の下で真剣な態度で在中国日本語教育事業に尽力したこと、またいい教育効果を収めたことに関しては評価できるが、本稿のおわりにはやはり河原の対中国人女性の女子教育や日本語教育の裏にあった教育浸透と拡張の一面を強調したい。

『河原操子についての一考察』に言ったように、「『国家のため』という意識のもとで、軍の特別任務班への協力や北京公使館への情報連絡などのスパイと言われる行為も、河原にとっては日本国民としての当然のことであった。これだけではなく、教育活動の場合も河原は「国力伸張」の意識が強かった。「蒙古の女子教育をなるべく日本風に発達せしめて、同地方日本化の根拠地たらしめんがため、女学堂に於いては特に日本語と日本文字の教授に力を注ぎ、日本唱歌を歌わせ、日本の紀元節、天長節、地久節を休日たらしめ」と言っているように、内蒙古の「精神上的占領」を図っているのである。これは川島浪速の対内蒙古工作の意図、つまり、「蒙古方面から、何らか一種無形の壇壁を築

き上げて、ロシアの中原侵入の鋒先を防止しなければならない」, 「そこでまず蒙古方面を精神的に占領すること, そして蒙古方面の実力を有する人々を親日主義に誘い込む」ことと本質的には一致している。」³⁰⁾河原は明治政府の中国への教育拡張戦略, 東亜同文会の中国大陸に対する日本語教育拡張戦略の支持者と実践者だと言ってもいいだろう。

- 26) 前掲 『新版 蒙古土産』, P172
- 27) 前掲 『新版 蒙古土産』, P64
- 28) 前掲 『新版 蒙古土産』, P173
- 29) 前掲 「青春を蒙古に捧げて」, P140
- 30) 前掲 『河原操子についての一考察』, P61

Received date 2015年1月7日

参考文献

- 1) 包賀喜格図 『河原操子についての一考察』『九州共立大学研究紀要』第3巻第2号, 2013年
- 2) 東亜同文会 『支那の醒覚と吾人の責務』『東亜時論』第10号, 1899年4月25日発行, P 2
- 3) 前掲 『支那の醒覚と吾人の責務』, P 2
- 4) 前掲 『支那の醒覚と吾人の責務』, P 2
- 5) 前掲 『支那の醒覚と吾人の責務』, P 3
- 6) 前掲 『支那の醒覚と吾人の責務』, P 4
- 7) 前掲 『支那の醒覚と吾人の責務』, P 4
- 8) 前掲 『支那の醒覚と吾人の責務』, P 4
- 9) 前掲 『支那の醒覚と吾人の責務』, P 4
- 10) 前掲 『支那の醒覚と吾人の責務』, P 4
- 11) 蔡数道 (2009), 「東亜同文会の中国教育事业に関する一考察」『中央大学社会科学研究所年報』第14号
- 12) 一宮操子 (1939) 「青春を蒙古に捧げて」『婦人公論』24巻12号, P132
- 13) 前掲 「青春を蒙古に捧げて」, P134
- 14) 前掲 「青春を蒙古に捧げて」, P134
- 15) 一宮操子 『新版 蒙古土産』, 日本出版配給株式会社, 1944年1月, P61
- 16) 前掲 『新版 蒙古土産』, P61
- 17) 木村宗男, 『山口喜一郎の日本語教授法について——対訳法から直接法へ』『10周年記念論文集』, 早稲田大学語学教育研究所, 1973年3月, P240
- 18) 前掲 『山口喜一郎の日本語教授法について——対訳法から直接法へ』, P244
- 19) 安達信裕, 『統治初期の台湾での同化教育について——国語教育を中心に』『アジア社会文化研究』(4) 2003年3月, P89
- 20) 前掲 「青春を蒙古に捧げて」, P134
- 21) 前掲 『新版 蒙古土産』, P46
- 22) 前掲 「青春を蒙古に捧げて」, P138
- 23) 前掲 「青春を蒙古に捧げて」, P138
- 24) 前掲 「青春を蒙古に捧げて」, P150
- 25) 前掲 『新版 蒙古土産』, P57

[原著論文]

教材としての『日本霊異記』論

工藤 浩*

Notes on the Tale of “Nihon-Ryoi-Ki” as Teaching Materials

Hiroshi KUDOH*

Abstract

“Nihon-Ryoi-Ki” are the oldest persuasive stories in Japan. It has not been used as teaching materials in high school Japanese classes. Based on a previous article, its potential as a teaching material will be demonstrated.

KEY WORDS : “Nihon-Ryoi-Ki”, persuasive stories , teaching materials

I. はじめに

筆者は、前稿¹⁾で『日本霊異記』の持つ、高等学校の古典（古文）授業における説話教材としての可能性について考えた。この作品には、教材として扱うに相応しい、

i. 説話内容が平易明確で、編者の意図の理解が容易なこと。

ii. 分量的にも、高等学校の古典の授業の配当時数に適する説話を選べること。

iii. 文学史・日本語史・文化史的価値があること。の三点が特徴として認められる説話が多く記載されていることを指摘した。その上で、「弥勒菩薩の銅像、盗人に捕られて、霊しき表を示し、盗人を顕す縁」（中巻第二十六縁）を教材として用いた2学年古典Aの授業展開の案を提示した。この章段では、仏法僧の三宝のうちの仏を尊ぶべきことを説くことに主眼が置かれている。

本稿では、これを踏まえて、僧を敬うべきことを示す章段を教材とした2学年古典Bの授業の提案を行うことにする。

II. 学習指導要領における古典（古文）教材の位置づけ

現行の学習指導要領は、「国語総合」の目標に「言語感覚を磨き、言語文化に対する関心を深め、国語を尊重してその向上を図る態度を育てる」²⁾ことを掲げる。そのための教材選定の具体的な観点としては、「我が国の伝統と文化に対する関心や理解を深め、それらを尊重する態度を育てるのに役立つこと」³⁾を挙げ、「神話・伝説などから現代の文学に至るまでの我が国の言語文化に触れるという点にも留意する必要がある。」⁴⁾としている。古典Aは、「古典としての古文と漢文、古典に関連する文章を読むことによって、我が国の伝統と文化に対する理解を深め、生涯にわたって古典を親しむ態度を育てる」⁵⁾ことが目標に掲げられる。教養としての古典を前面に押し出す古典Aに対して、古典Bでは一歩進めて「古典としての古文と漢文を読む能力を養うとともに、ものの見方、感じ方、考え方を広くし、古典についての理解や関心を深めることによって人生を豊かにする態度を育てる。」⁶⁾ことを目標に「古典を読む能力を養うことを中心的なねら

*九州共立大学共通教育センター

*Kyusyu Kyoritsu University Career and General Education Center

いとしている。」⁷⁾と定められている。注目されるのは、教材の種類について「教材には、日本漢文を含めること。また、必要に応じて近代以降の文語文や漢詩文、古典については評論文などを用いることができること。」⁸⁾「『日本漢文』については、教材として必ず含めること」⁹⁾のように、「日本漢文」必修が謳われている点である。「日本漢文」とは中国の漢文の「影響を受けて日本人がつくった漢文」¹⁰⁾のことであるが、「日本漢文」を教材に採り上げることで「我が国の文化と中国の文化との関係について考えることは、我が国の伝統と文化を理解することに資する」¹¹⁾効果が期待されていることがわかる。

「日本漢文」とは、我が国の人物が漢文体で記した文章のことであるが、従来は頼山陽をはじめとする近世以降の人物の作品が教材として採択されてきた。紀伊国名草郡出身の薬師寺の私度僧であった景戒の編んだ説話集『日本靈異記』は、日本漢文の範疇に入る作品である。序文を含めた三巻の全編に漢文体の表記が採られているのは、まだ仮名表記が十分に定着していなかった九世紀初頭の成立という時代的制約のためである。従って、近世の文人が、自らの教養に基づいて漢文体を選んだ作品とは一線を画することになる。『日本靈異記』は、『古事記』『日本書紀』『万葉集』、各国「風土記」等と並んで上代文学研究の範疇とされてきた。固有の文字を持たず、漢字を用いた日本語表記をせざるを得なかった平安時代初期の状況を知ることを通して、「我が国の文化と中国の文化との関係について考え」「我が国の伝統と文化を理解」するためには、適した教材であると言えることができる。

III. 『日本靈異記』の僧

『日本靈異記』は上・中・下の三巻から成り、それぞれの巻には35・42・39の計116縁の説話が配されている。それぞれの内容の大筋は、各巻冒頭の序文に拠って知ることができるが、そこに「僧」の語を含むものは、「仏」を扱うものに比して意外に少なく、以下に各巻の序文に拠って示した6縁のみである。

上巻 僧、心経を憶持し、現報を得て、奇事を示す縁
第十四
悪人、乞食の僧を逼して、現に悪報を得る縁
第十五
僧、湯を湧かす分の薪を用ちて他に与え、牛と作りて役われ、奇しき表を示す縁 第二十
三宝に帰心し、集草を欽仰し、誦経せ令めて、

現の報を得る縁 第三十二

中巻 僧を罵ることと邪淫とによりて、悪病を得て死ぬる縁 第十一
法花経を誦持する僧を^{あざけ}りて、現に^{ゆが}口喎斜みて、悪死の報を得る縁 第十八

上巻の第十四縁では僧の法力、上巻第二十縁と中巻第十八縁では逆に僧の悪行やその報いがそれぞれ主眼とされており、僧を尊ぶべきことを主題としたものは残る2縁に過ぎない。僧のことは、「比丘」上巻二十六縁（以下「上26」の如く示す.）、「沙弥」（上27・29〇、中1〇、下15、33〇）、「聖人」（中7〇）、「法師」（中35〇）、「沙門」下3・4・21・30、「禪師」（下6・39）とも書かれており、更に「行基大徳」（中29・30）の説話も二話含まれている。僧への敬意を主眼としているのは、〇を付した五縁にとどまるのである。

ここでは、僧の尊重を主題とする上記の7縁のうち、「己が高徳を^{たの}しみ、^{せんぎょう}賤形の沙弥を^{しやみ}刑ちて現に悪死を得る縁」（中巻第一）を教材として選ぶことにする。この章段は、元興寺の大法会場で、僧のための食事を紛れて受けようとした貧しい身なりの私度僧がおり、それを笏で打った長屋王が、後に報いを受ける内容である。この章段は、登場するのが高等学校の日本史の授業にも「長屋王の変」として取り上げられる著名な人物である点に特徴がある。『日本靈異記』には、先述の行基のように、著名な人物を登場させる章段もあるが、ここでは長屋王が靈験を顕したり、修行によって徳を積むといった肯定的な扱われ方をするのではなく、極めて否定的な描かれ方をしている点が注目される。周知のように長屋王は、父を天武天皇の長子で夭折した高市皇子、母を天智天皇の皇女御名部皇女に持つ、極めて皇統に近い存在であったが、讒言により服毒自殺を遂げた人物である。こうした『日本靈異記』の扱い自体は、ある意味当然ではあるが、悲劇的結末を招いた要因を、王自身の僧に対する態度に求める独自の解釈が示されている点に大きな特徴がある。

IV. 『日本靈異記』を教材として学習指導案

対象；2学年古典B

教材；『日本靈異記』中巻 「己が高徳を^{たの}しみ、^{せんぎょう}賤形の沙弥を^{しやみ}刑ちて現に悪死を得る縁 第一」（プリントNo.1, 2を配布する。）

古典B教材プリント

No. 1

特ニ己高德一刑ニ賤形沙弥一以現得ニ惡死一縁第一

諾楽宮 御ニ宇大人嶋国勝宝応真聖武太上天皇、おんシタマヒ 發ニ大誓願一。以ニ天平元年己巳春二月八日一。於ニ左京元興寺一備ニ大

法会一。供ニ養ニ三宝一。勅ニ太政大臣正二位長屋親王而任ニ於供ニ衆僧一之司上。時有ニ一沙弥一。濫就下盛ニ供

養ニ之処上。捧レ鉢受レ飯。親王見之。以ニ牙冊一罰ニ沙弥之頭一。頭破流レ血。沙弥摩レ頭捫レ血、恠哭而忽不レ觀。所

去不レ知。時法会衆道俗偷、嘖之言、「凶之不レ善矣」。逕之二日、有ニ嫉妬人。讒ニ天皇一奏、「長屋、謀レ傾

ニ社稷一、將レ奪ニ国位一」。爰天心瞋怒、遣ニ軍兵一陳之。親王自念、「无レ罪而被ニ囚執一。此決定死。爲

ニ他刑殺一不レ如ニ自死一」。即其子孫令レ服毒藥一、而絞死畢後、親王服レ藥而自害。天皇勅、捨ニ彼屍骸於

城之外一、而燒末散レ河擲レ海。唯親王骨流ニ于土左国一。時其国百姓多レ死。云百姓患之而解レ官言、「依

ニ親王氣一、国内百姓可ニ皆死亡一」。天皇聞之為レ近ニ皇都一、置ニ于紀伊国海部郡椒抄奥嶋一。

嗚呼、惆哉。福貴熾之時、高名雖レ振ニ華裔一、而妖災窘之日、无レ所帰、唯一旦滅也。誠知、怙ニ自高

德一、刑ニ彼沙弥一。護法輦蹙、善神憎嫌。著ニ袈裟一之類、雖ニ賤形一不レ応レ不レ恐。隱身聖人交ニ其中一。

故憍慢經云、「先生位上人、尺牟尼仏頂佩履踰人等罪云々」。何況著ニ袈裟一之人打侮之者、其罪甚深矣。

(原文は日本古典文学大系に拠ったが、一部を改めた。)

古典B教材プリント

日本霊異記

No.2

己が高德を待み、賤形の沙弥を刑ちて、現に悪死を得る縁 第一

3 諾楽の宮に 宇の大人嶋国御めたまひし勝宝応真聖武太上天皇、大誓願を發したまひ、天平元年己巳の春二月八日を以て、左京の元興寺に大法会を備へ、三宝を供養したまひき。太政大臣正二位長屋の親王に 勅して、衆の僧に供する所に任じたまひき。時に一の沙弥有り。8 濫しく供養を盛る処に就きて、鉢を捧げて飯を受く。親王見て、牙冊を以て沙弥の頭を罰つ。頭破れて血を流す。沙弥頭を摩で血を捫ひて、恠し泣きて忽ち觀えず。去く所を知らず。時に法会の衆の道俗、偷に嗔きて言はく「凶し、善くあらず。」と。逕ること二日、嫉妬む人有りて、天皇に讒ちて奏さく、「長屋、社稷を傾けむことを謀り、將に国位を奪はむとす。」と。爰に天心瞋怒りたまひ、軍兵を遣して陣ふ。親王自ら念はく、「罪無くして囚執へらる、此れ決定めて死なむ。他に刑ち殺されむよりは、自ら死なむに如かず。」と。即ち其の子孫に毒藥を服ま令めて、絞死し畢はりて後、親王藥を服みて、自害せり。天皇勅して、彼の屍骸を城外に捨てて、焼き末き河に散らし、海に擲てしむ。唯だ親王の骨のみは土左の国に流る。時に其の国の百姓死するもの多し。云に百姓患へて官に解して言さく、「親王の氣に依りて、国内の百姓皆死に亡す可し。」と。天皇聞しめして皇都に近づけなむと為て、紀伊の国の海部の郡の椒抄の奥の嶋に置きたまふ。

嗚呼憫なるかな。福貴熾りなる時には、高名華裔に振へりと雖も、妖災窘むる日には帰る所無く、唯し一旦に滅びむ。誠に知る、自らの高德を估み、彼の沙弥を刑ち、護法鬻蹙み、善神憎み嫌ひたまふことを。袈裟を著たる類、賤形なりと雖も恐れざる心からず。隱身の聖人も其の中に交はりたまへり。故に橋慢經に云はく、「先生に位の上の人にして、尺迦牟尼仏の頂を履佩きて脚む人等の罪云々。」といへり。何ぞ況んや、袈裟を著たる人を打ち侮る者は、其の罪甚だ深し。

註 1 高德—高位・高官であること。 2 沙弥—修行僧 3 諾楽—奈良 4 大人嶋国—日本 5 勝宝応真聖武天皇—第四十五代天皇 6 元興寺—南都七大寺の一
7 長屋の親王—天武天皇の孫、神龜六年に陰謀により自害したのが長屋王の変 8 濫—厚く、さやいて 9 牙冊—象牙 10 嗔—さやいて 11 社稷—国家
12 国位—天皇位 13 氣—死靈の放つ悪氣 14 椒抄の奥の嶋—現在の和歌山県在田氏市の沖ノ島 15 華裔—都から地方まで国中に 16 護法—梵天・帝釈天・四天王など、仏教を守護する善神 17 隱身の聖人—人の姿となつて衆生を救いに來た仏や菩薩 18 橋慢經—未詳の現存しない經典

日本霊異記 成立年未詳。九世紀初頭に薬師寺の私度僧であつた景戒の編纂した最古の仏教説話集原文は漢文表記されている。訓読した本文はちくま学芸文庫に拠つたが、一部を改めた。

単元の日標：

- (1) 古典としての漢文を読む能力を養う。
- (2) 漢文訓読調のリズムを読み味わい、説話に関心を深める。
- (3) 自らの知識に基づいて、内容を正しく捉える。
- (4) 日本漢文の訓読を通して、ひらがな成立以前の我が国に、中国の文化がもたらした影響を考える。

学習指導案（四時間扱い）

	指 導 内 容	学 習 活 動	指 導 上 の 留 意 点
第 一 時	<p>導入 (5分) プリントNo.1を配布し、漢文の 返り点について確認する。</p> <p>展開 (35分) 本文を書き下し文にする演習。</p> <p>まとめ (10分) 書き下し文を確認し、No.1の教 材が、どのような性質の作品か を考える。</p>	<p>見出し文の訓読の指名読み。</p> <p>配布された縦書きの罫紙に、本 文の漢文を書き下す。</p> <p>配布されたプリントNo.2と対照 して、書き下し文を確認する。</p>	<p>「一」「二」点と併せて、「レ」点、 「上」「下」点についても要領よ く板書して確認させる。</p> <p>机間巡視をしながら、適宜個別 に指導を加える。必要に応じて、 助字と再読文字については、板 書しながら注意を促す。</p> <p>読み間違い易い箇所については 板書をしながら解説し、確認さ せた上で書き下し文を回収する。 登場人物「長屋の親王」に注目 させる。</p>
第 二 時	<p>導入 (10分) 作品について理解する。</p> <p>展開 (35分) 漢文訓読のリズムに慣れる。</p> <p>前半部4行「～知らず。」までの 本文の書写。</p> <p>前半部の内容を理解する。</p> <p>まとめ (5分) 長屋の親王が、沙弥の頭を打っ た理由を考える。</p>	<p>作品の説明の指名読みを聞き、 板書をノートにとる。</p> <p>本文の指名読み。</p> <p>ノートに3行ごとに本文を写し、 難訓語句にはルビをふる。</p> <p>一文ごとに指名読みしてから施 註し、口語訳する。</p> <p>「沙弥」と「僧」の立場の違いを 理解する。</p>	<p>板書で、作品の成立と特徴、長 屋王の変にも言及しつつ要領よ く纏める。</p> <p>反復して読み、漢文訓読のリズ ムを意識させる。ルビのふられ たものも含めて、難読の漢字の 読み方を確認する。</p> <p>右に註、左に字数を要する口語 訳を書くことを説明し、字間の 余裕を持って本文を写すよう指 示する。作業中、机間巡視しな がら前時の書き下し文を返却す る。</p> <p>「大誓願」「大法会」のイメージ が捉えやすいよう説明する。</p> <p>見出し文の「己が高徳を待み」 に注目させる。</p>

第三時	導入 (5分) 前時の内容の復習と本時の内容の確認.	前時のノートを確認する.	長屋の親王の行為が、どのような結果を招くかに注意を促す.
	展開 (40分) 本文4行目「時に」～10行目「置きたまふ。」までの内容の理解.	本文の指名読み. ノートに3行ごとに本文を写し、難訓語句にはルビをふる. 一文ごとに指名読みしてから施註し、口語訳する.	反復してリズムよく朗読をさせながら、難読の漢字の読み方と難解な語句をチェックさせる. 机間巡視しながら、理解度を確認する. 会話の発話者を意識させる.
	まとめ (5分) 長屋の親王が死に至る経緯を考える.	文脈から、讒言→征伐→自害の流れを押さえる.	本文4～5行目に書かれた、道俗の囁きの意味を考えて来るよう課題を指示する.
第四時	導入 (5分) 前時の内容の復習と本時の内容の確認.	前時に出した課題について確認する.	出された意見を箇条書きに纏めるが、結論は急がない.
	展開 (35分) 後半部11行目「嗚呼惻れなるかな～」以降の内容の確認. 教材の章段の趣旨を考える.	本文の指名読み. ノートに3行ごとに本文を写し、難訓語句にはルビをふる. 一文ごとに指名読みしてから施註し、口語訳する. 長屋の親王の死を、沙弥を尊重しなかった報いと説く編者独自の解釈を理解する.	リズムを意識させる. 編者の見解を述べた後日談であることを理解させる. 歴史的事実を題材に解釈を加えて唱導の材料とする説話の方法に気づかせる.
	まとめ (10分) 中国文化の我が国への影響を理解する.	なぜ『日本霊異記』が漢文体で書かれているのかを考える.	プリントNo.1を参照しながら、仮名の発明以前には、漢字による日本語表記が行われていたことに気づかせる.

評価：

単元の目標：

- (1) 古典としての漢文を読む能力を養うことができたか.
- (2) 漢文訓読調のリズムを読み味わい、説話に関心を深めることができたか.
- (3) 自らの知識に基づいて、内容を正しく捉えることができたか.
- (4) 日本漢文の訓読を通して、ひらがな成立以前の我が国に、中国の文化がもたらした影響を理解できたか.

V. まとめ

前稿に引き続いて、『日本霊異記』を古典（古文）の教材として扱った授業展開の提唱を行った。今回取り上げた中巻冒頭の説話「己が高徳を待み、賤形の沙弥を刑ちて現に悪死を得る縁 第一」は、内容面では僧への不敬を戒めることに主眼が置かれている。編者は、歴史上の人物であり、極めて天皇に近い立場にあった長屋王を主人公に選んで、その悲劇が引き起こされた原因を、奢りから沙弥を軽んじたためと説いているのである。これは正史である『続日本紀』や『懷風藻』には見られない、『日本霊異記』独自の解釈である。高等学校の日本史の授業を通して馴染み深い人物が題材で、しかもそれが「仏罰」の対象者とされている

点で、関心を惹き易い話柄であると思われる。日本漢文教材としては、難易度、分量の何れも大変扱いやすいものだと言うことができよう。

今後は、更に稿を改めて『日本霊異記』別の章段についても教材としての可能性を検討してゆきたいと考える。

参考文献

- 1) 工藤 浩 (2014) : 「教材としての『日本霊異記』論序説」, 九州共立大学研究紀要, No.4, Vol.2, p83-86
- 2) 文部科学省 (2010) : 『高等学校学習指導要領解説 国語編』
- 3) 参考文献2) 前掲p14
- 4) 参考文献2) 前掲p36
- 5) 参考文献2) 前掲p36
- 6) 参考文献2) 前掲p60
- 7) 参考文献2) 前掲p67
- 8) 参考文献2) 前掲p67
- 9) 参考文献2) 前掲p73
- 10) 参考文献2) 前掲p70
- 11) 参考文献2) 前掲p70

Received date 2015年1月7日

[原著論文]

場所を表す名詞に下接する格助詞「に」「で」「を」について — 日本語教育の観点に基づく先行研究の整理と課題 —

岡田 美穂¹⁾, 奥田 俊博²⁾

The locative particle *ni*, *de*, and *o* attached to place nouns: A review of prior studies and examination of issues from the perspective of Japanese language education

Miho OKADA¹⁾, Toshihiro OKUDA²⁾

Abstract

Based on existing research in Japanese linguistics, this study aims to summarize the properties of locative particle *ni*, *de*, and *o* attached to place nouns, from the perspective of Japanese language education. It then aims to identify the problematic aspects of *ni* as in *kurasu ni kankokujin ga futari iru* ('There are 2 Koreans in a class') and *de* as in *ano kissaten de kōhī o nomimashou* ('Let's have a coffee at that coffee shop'), in order to reveal the stages of development involved in Japanese language learners' acquisition of *ni* attached to place nouns.

KEY WORDS : locative particle *ni*, *de*, *o*, Japanese language learners, acquisition of *ni* attached to place nouns.

1. はじめに

本稿は、場所を表す名詞に下接する格助詞「に」、「で」、「を」が日本語学習者によってどのように習得されていくのかという点を中心に先行研究を整理し、課題を明らかにすることを目的とするものである。

日本語学習者は、外国人のための初級用日本語学習教材において比較的早い段階に、「に」が人や物の存在場所・到着点を、「で」が動作場所を、「を」が動作の行われる場所であり起点・出発点を表すことを学習する。これらを学習した後、日本語学習者には、人や物の存在場所を表す「に」と動作場所を表す「で」の混同による誤りが現れることが知られている。その後、

日本語学習者は日本語能力が中級レベルになっても、「あの喫茶店にコーヒーを飲もう」(顧1983)¹⁾や「クラスで2人韓国人がいる」(岡田・林田2007)²⁾のような誤りが見られる。日本語学習者の場所を表す名詞に下接する格助詞「に」の習得が、どのような発達の過程を経て進むのかを明らかにするためには、上記の誤りが、日本語能力が初級レベルのときと同様に、人や物の存在場所を表す「に」と動作場所を表す「で」の混同によるのか、それとも異なる用法を表す「に」と「で」の混同によるものなのかを明らかにする必要があると考える。また、日本語能力が中級レベルの日本語学習者に見られる、例えば「部屋でテレビを置いたので狭くなった」、「中河原駅の前で歩道橋を作っ

1) 九州大学大学院比較社会文化学府
2) 九州共立大学

1) Kyushu University, Graduate School of Social and Cultural Studies,
2) Kyushu Kyoritsu University

た]、「旅館の近くに散歩した」、「多摩川のそばで散歩する」等のような誤り（鈴木1978）³⁾が見られなくなるためには、日本語学習者が場所を表す名詞に下接する格助詞「に」、「で」、「を」のどのような特徴を捉えなければならないのか、格助詞「に」、「で」、「を」の用法を整理する必要がある。

本稿では、まず、場所を表す名詞に下接する格助詞「に」、「で」、「を」を先行研究に基づき整理する。その上で、「あの喫茶店にコーヒーを飲もう」や「クラスで2人韓国人がいる」のような誤りが、どのような用法の「に」と「で」の混同による可能性があるのかを探り、今後の課題として示すことを目的とする。

2. 場所を表す名詞に下接する格助詞「に」、「で」、「を」

日本語能力が中級レベルの日本語学習者が場所を表す名詞に下接する格助詞「に」、「で」、「を」を正しく用いることができるようになるために必要な特徴とはどのようなものかを整理する。その際、伝統的な国語学における格助詞の研究、生成日本語文法研究や格文法に基づく格助詞の研究、認知言語学の観点による格助詞の研究、意味論・統語論を援用した格助詞の研究等を、なるべく年代順に概観し、必要となるものを取りあげていくことにする。

(1) 格助詞「に」、「で」、「を」

「に」は、山田（1922）⁴⁾によると、体言に付属して、それが静的目標であることを示し、また副詞等に付属して用言の修飾格に立つことを明らかにするものであるという。「静的目標」とは、「を」の「動的目標」に対するものである。「に」の大きな特徴としては、静止的に位置を指示する（山田1922⁴⁾、此島1966⁵⁾、大野1977⁶⁾、佐久間1983⁷⁾等）ことである。そして、事物・作用・状態についてその存在の場を示し（田中1977）⁸⁾、位格、位置を指定する（山崎2001⁹⁾、此島1966⁵⁾、森田1989¹⁰⁾等）。「に」は、尊敬表現の形式として用いられる（松尾1969¹¹⁾、西田1977¹²⁾、大野1988¹³⁾等）。「に」は、行為・動作・作用のいわば道具立てを整えるものであり、一般に、間接目的あるいは補語などとも呼ばれる（田中1977）⁸⁾。比較の基準を示す場合や状態のあり方を示す用法では、形容詞・形容動詞にもかかる（田中1977）⁸⁾。

「で」は、山田（1922）⁴⁾によると、動詞に対してはその作用の行われる場所または時、あるいはその作

用の方便、材料、原因、由縁などを示し、説明存在詞およびこれに準ずるものに対しては、陳述の賓位を示すものである。「で」は、元々は動詞が中心となって表す事態にとっては付加的な存在であり、動作・作用の道具立て、背景を整えその表現を支えるものである（田中1977⁸⁾、間淵2000¹⁴⁾）。「で」は、それ以外・それ以上ではない、それを対象範囲の限度とする意を表す（森田1989）¹⁰⁾。動作主格の用法があり（西田1977）¹²⁾、「で」が受ける体言は普通複数を表す語である（鈴木・林1985）¹⁵⁾。

「を」は、山田（1922）⁴⁾によると、動詞に対してその作用の影響を被る目標を示すものであり、動作の影響を受ける対者を示すもの、いわゆる自動詞で使役作用を作るとき、その使役を受けるもの、自己が移動する作用に対してその行われる地点を示すものである。「に」の「静的目標」に対し、「動的目標」である。橋本（1969）¹⁶⁾では、「を」は常に用言に続き、その用言に対する客語を示すと述べられている。客語とは、橋本（1969）¹⁶⁾によると用言が動作（活動）を表し、その動作が他のものに到り及んで、これを左右する場合に、その動作を直接に受けているものを表す言葉であるという。

(2) 場所を表す名詞に下接する格助詞「に」、「で」、「を」の特徴

表1は、日本語能力が中級レベルの日本語学習者が、「に」を「で」や「を」と区別するために必要となる場所を表す名詞に下接する格助詞「に」、「で」、「を」の特徴を示したものである。

表1から分かるように、日本語学習者は、「部屋でテレビを置いたので狭くなった」、「9時に中河原駅で集まった」（鈴木1978）³⁾に「に」を正しく用いるためには、動詞が表す移動性に着目しなければならない。日本語学習者が、動詞が表す移動性に着目することができれば、「に」が「移動の到着点」を指す働き（國廣1980）¹⁷⁾を身につけることができると考えられる。

ところが、移動を表す動詞は、「に」だけではなく「を」とも結びつく（寺村1982）¹⁸⁾。そのため、日本語学習者は、「部屋でテレビを置いたので狭くなった」を正しく用いるために動詞が表す移動性に着目し、さらに、「旅館の近くに散歩した」を正しく用いるためには、「を」が運動を表す動詞と共に起する名詞の距離または空間の全範囲にわたって続けて一方向に向かって行われることを示す（久野1973）¹⁹⁾ことを身につけなければならないだろう。他方、「多摩川のそばで散歩する」

表1. 場所を表す名詞に下接する格助詞「に」, 「で」, 「を」の特徴

<p>場所を表す名詞に下接する格助詞「に」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・静的目標を示す。動詞に対しての目標はその動作作用の出自または帰着する目標、動作作用の存在または落ち着く場所を示し、形容詞に対しての目標は場所、存在詞に対しての目標は存在の場所を示す(山田 1922)⁴⁾。 ・状態、存在の動詞と共に用いられるときは「場所」、移動動詞と共に用いられるときは「移動の到着点」を指す働きがある(國廣 1980)¹⁷⁾。 ・存在文の基本的語順は「場所(L)に、対象(A)がある/いる」(久野 1973)¹⁹⁾。 ・存在を表す表現においては、物理的な空間と存在対象との結びつきを表し、特定の集合における要素の有無を表すという解釈がある(西山 2003²⁰⁾, 金水 2006²¹⁾。 ・存在を表す「に」がその場所に定位する、もしくは存在するという状態性の表現で、「で」のような行為の場所の限定意識がない(森田 1989)¹⁰⁾。 ・移動を表す「入ル、着ク;泊マル類」, 「卒業スル、離レル」等を除く「出ル」動きの動詞類, 「通ル」動きの動詞類, 「行ク、来ル、帰ル、戻ル」, 「入レル類」と共に用いる(寺村 1982)¹⁸⁾。 ・時所的定位、目標(ゆきつくところ)、拠点を示す(佐久間 1983)⁷⁾。 ・「立っている」「行っている」等の存在動詞の資格を持った動詞と共に用いられると存在の結びつきを作り、「もつ」「かりる」「かう」等の所有動詞と共に用いられると所有物のありかを示し、「みえる」等の認知活動を表す動詞と共に用いられるとその状態のあり方を示し、「できる」「はえる」等の出現動詞, 「つくる」「たてる」等の出現性の意味を持つ生産動詞と共に用いられる出現物のありかを示す(奥田 1983)²²⁾。 ・点的に限界点を明示化する。共起する移動動詞句は過程を表さない(北原 1998)²³⁾。
<p>場所を表す名詞に下接する格助詞「で」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・動詞に対してはその作用の行われる場所、あるいはその作用の方便、材料等を示し、説明存在詞およびこれに準ずるものに対しては、陳述の賓位を示す(山田 1922)⁴⁾。 ・デキゴトの存在場所を表す(定延 2004²⁴⁾, 山田 1981²⁵⁾, 松村 1957²⁶⁾。 ・動作出来事の動詞すべてと広く結びつき、出来事を包み込むより広い空間を表す(寺村 1982)¹⁸⁾。 ・確実に場所の「で」に包含される要素は主格成分に限られる。主体のありかを表示する(菅井 1997²⁷⁾, 浅山 2002²⁸⁾。 ・動詞が必須的に要求しない項である(仁田 1997²⁹⁾, 益岡 2000³⁰⁾。 ・断定の助動詞「だ」の連用形である(大野 1988¹³⁾, 田中 1997⁸⁾。 ・動作が起こる場所を限定する(森田 1980³¹⁾, 田中・松本 1997³²⁾。 ・動詞文ではない文に現れ、限定を表現する(間淵 2000)¹⁴⁾。
<p>場所を表す名詞に下接する格助詞「を」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「動的目標」を示す。動作作用の影響を被る目標を示すもので、その目標が作用を受けているか、そうでなければその目標によって進み動くことを示す(山田 1922)⁴⁾。 ・運動を表す動詞と共起する名詞の距離または空間の全範囲にわたって続けて一方向に向かって行われることを示す(久野 1973)¹⁹⁾。 ・動作との結びつきの強い動作中心の表現である(田中 1977)⁸⁾。 ・移動を表す「出ル」類と「通ル」類等と共起するが、到達点には「に」も取るものもあり、「で」とも広く浅く結びついている(寺村 1982)¹⁸⁾。 ・「通ル」類と共に用いる名詞句は必須的, 「通ル」類の中でも「歩ク」類と共に用いる名詞句は準必須的である(寺村 1982¹⁸⁾, 仁田 1997²⁹⁾。 ・「経路」, 「経由点」, 「起点」を表す(奥津・沼田・杉本 1986)³³⁾。 ・「経路」を表す「を」の用例は通過点・移動経路・移動領域に分けられるが連続的であり、通過点は他の用例に比べて客体化し易い(加藤 2006)³⁴⁾。

を正しく用いるためには、「を」が動作との結びつきの強い動作中心の表現（田中1977）⁸⁾であるのに対し、「で」が単に動作が起こる場所を限定する作用（森田1980³¹⁾、田中・松本1997）³²⁾しか持たないことを身につけなければならないことが分かる。

3. 日本語学習者の場所を表す格助詞「に」の習得における課題

日本語学習者には、日本語能力が初級レベルのときに存在場所を表す「に」と動作の場所を表す「で」とを混同することによる誤りが現れることが知られている。「食堂にうどんを食べた」（久保田1994）³⁵⁾や「家である」（松田・斎藤1992）³⁶⁾は、日本語能力が初級レベルの日本語学習者の誤りである。日本語能力が向上し中級レベルになっても現れる「あの喫茶店にコーヒーを飲もう」や「クラスで2人韓国人がいる」は、初級レベルと同様に存在場所を表す「に」と動作の場所を表す「で」との混同による誤りなのか、それとも初級レベルとは異なる用法の「に」と「で」の混同による誤りであるのか。もしも中級レベルに見られる上記の誤りが、初級レベルに見られる存在場所を表す「に」と動作場所を表す「で」の混同による誤りとは異なるものである可能性があるならば、それを仮説として立て検証することが今後の課題となる。

(1) 到着点を表す「に」と動作場所を表す「で」の混同による誤りの可能性

顧（1983）¹⁾は、「あの喫茶店にコーヒーを飲もう」のような誤用例を示し、中国語を母語とする日本語学習者にとって「に」と「で」の2つの格助詞が中国語の1つの介詞「在」にあたるため格助詞の習得が難しいことを述べている。つまり、存在場所を表す「に」と動作場所を表す「で」の混同があるということである。他方、日本語能力が中級レベルの日本語学習者は、「部屋でテレビを置いたので狭くなった」のように、「に」を用いるべきところであっても、動詞の表す動作や作用に引かれて「で」を用いることが報告されている（鈴木1978）³⁾。このことから、「あの喫茶店にコーヒーを飲もう」は、日本語学習者が「飲む」という動詞を用いているにもかかわらず、「で」を用いなかったのには何か理由があると考えられる。それは、日本語学習者が「に」の「移動の到着点」を指す働き（國廣1980）¹⁷⁾を身につけようとしているからではないだろうか。

日本語学習者は、上述したように、「に」と共に用いる動詞が表す移動性に着目し、「移動の到着点」を指す働き（國廣1980）¹⁷⁾を身につけなければならない。その「に」は、何程か離れて視線の向かうところ、「めあて」としての位置を占める趣きがある（佐久間1983）⁷⁾という。「あの喫茶店にコーヒーを飲もう」は、「あの喫茶店」という何程か離れて視線の向かうところを指しており、そこへの移動を前提としている表現なのではないか。

佐久間（1983）⁷⁾によると、「移動の到着点」を指す働き（國廣1980）¹⁷⁾を示す「に」は、何程か離れて視線の向かうところ、「めあて」としての位置を占める趣きがあり、ゆきつく場所、到着点、成り行く状態、変成する（した）事態、～のために～をめざして（目的）、人をめあてにして、動作の向けられる相手、物をめあてにして、動作の向けられる対象、動作の（影響）の及ぶもの、使役命令の向けられる相手、何々させられる人を示すのに用いられ、これらは目標、あるいは「ゆきつくところ」を示すと言うことができるという。つまり、日本語学習者は「あの喫茶店」という何程か離れて視線の向かうところを指すために「に」を用いており、「あの喫茶店にコーヒーを飲もう」という文には移動を表す表現を用いることができなかったものの、「あの喫茶店に行って（移動して）コーヒーを飲もう」という文を頭の中に描いていることが推測される。

すなわち、日本語学習者が、「に」が示す時所的定位（佐久間1983）⁷⁾を身につけようとして、存在場所を表す「に」と動作場所を表す「で」を混同し、「食堂にうどんを食べた」（久保田1994）³⁵⁾のような「に」を用い、また「いる」のような特定の動詞に着目し「に」を過剰に用いる（蓮池2004）³⁷⁾のも「に」が示す時所的定位（佐久間1983）⁷⁾を身につけようとしているためであると考えられ、一方、「に」と共に用いられる移動動詞が「移動の到着点」を指す働き（國廣1980）¹⁷⁾を身につけようとして、「あの喫茶店にコーヒーを飲もう」のような「あの喫茶店」という何程か離れて視線の向かうところを指すために「に」を用い、また「入る」のような特定の動詞に着目し「に」を過剰に用いる（蓮池2004）³⁷⁾のも「移動の到着点」を指す働き（國廣1980）¹⁷⁾を身につけようとしているためであると考えられる。

そうだとすると、「あの喫茶店にコーヒーを飲もう」は、存在場所を表す「に」と動作場所を表す「で」との混同ではなく、到着点を表す「に」と動作場所を表

す「で」の混同によるものである可能性がある。この点を検証することは、今後の課題となる。

(2) 存在場所を表す「に」と範囲限定を表す「で」の混同による誤りの可能性

日本語能力が中級レベルの日本語学習者は、「に」を用いるべきではないところに、「いる」等の特定の動詞に着目し誤って「に」を多用してしまうことが報告されている(蓮池2004)³⁷⁾。「クラスで2人韓国人がいる」は、「いる」が用いられているにもかかわらず、「で」が用いられているので、上記のようなストラテジーを用いたとは考えられない。また、3.(1)に述べたように、日本語能力が中級レベルの日本語学習者は「に」を用いるべきところであっても、動詞の表す動作や作用に引かれ「で」を用いる(鈴木1978)³⁾。だが、この文には「いる」が用いられているため、動詞の表す意味によって「で」を用いたとも考えられない。

このような文を用いる日本語学習者は、「で」の動作が起こる場所を限定する作用(森田1980³¹⁾、田中・松本1997³²⁾)を身につけようとしているのではなかろうか。日本語学習者は、「で」を「に」や「を」と区別するために、「で」の動作が起こる場所を限定する作用(森田1980³¹⁾、田中・松本1997³²⁾)を身につけなければならないからである。「で」が、動作が起こる場所を限定する作用を持つのにに対し、「に」は、その場所に定位する、もしくは存在するという状態性の表現で、「で」のような行為の場所の限定意識がない(森田1989)¹⁰⁾。そして、「で」が単に、動作が起こる場所を限定する作用(森田1980³¹⁾、田中・松本1997³²⁾)を持つのにに対し、「を」は、動作との結びつきの強い動作中心の表現である(田中1977)⁸⁾。

ところが、存在を表す表現には、「絶対存在文」(西山2003)²⁰⁾であり、「特定の集合における要素の有無を表す表現」(金水2006)²¹⁾があるという解釈がある。そのため、「に」の「絶対存在文」(西山2003)¹⁹⁾であり、「特定の集合における要素の有無を表す表現」(金水2006)²¹⁾と「で」の表す「限定」(森田1989¹⁰⁾、田中・松本1997³²⁾、間淵2000¹⁴⁾)等)とが、日本語学習者にとって混乱の元になっているのではないかと考える。

久野(1973)¹⁹⁾は、存在文の基本的語順についての議論の過程で、あらゆる存在文には場所辞(locative)が不可欠であり、「米の嫌いなひとがいる」という表面上、場所辞を欠く文であっても、「この世

のなかに」、「どこかに」あるいは「今話題となっている場所に」と解釈されるべき文法形式L(場所)が基底構造において必要である、と主張している。それに対し、西山(2003)²⁰⁾では、「米の嫌いなひとがいる」を言い替えた「この世のなかには、米の嫌いなひとがいる」の「この世のなかには」を「米の嫌いなひと」の指示対象が位置する場所辞と考えるならば、「米の嫌いなひとがいる」が「場所存在文」の一種となるであろうが、実は「場所存在文」でもなく、「この世界を構成するメンバーのなかには」という意味であって、「絶対存在文」なのであると述べている。金水(2006)²¹⁾においても、「子供が公園にいる」が「物理的な空間と存在対象(主語の指示対象)との結びつきを表す表現」であるのに対し、「授業中に寝ている学生がいる/ある(寺村1982)¹⁸⁾」が「特定の集合における要素の有無を表わす表現」であることが述べられている。

すなわち、存在文には、「場所存在文」あるいは「物理的な空間と存在対象(主語の指示対象)との結びつきを表す表現」と、「絶対存在文」あるいは「特定の集合における要素の有無を表わす表現」とがある。このような「に」の解釈があるために、日本語学習者は以下のような「で」の「範囲・基準を定める限定の表現」と混同してしまう。

田中・松本(1997)³²⁾は、「藤沢でこの店が一番うまい」の「で」を「に」に置き換えることはできずとし、「藤沢で」の部分を実柄の妥当範囲の設定に用いることができるのは、「限定化の作用」が「で」に本来的に備わっているためであると述べている。また、例えば「京都に」とだけ言えば、「京都を対象指定し、動詞的チャンクに差し向けよ」が意味づけられるだけであり、一方、「京都で」と言えば、「京都の領域内で何が起こる」までを含意し、動作が起こる場所を限定する作用が働き、ここに両者の違いがあるとしている。間淵(2000)¹⁴⁾においても、「日本でいちばん好いところだ」の「日本で」は、「好いところだ」と判断・決定する上での範囲・基準を定める「限定」の表現であり、「で」が動作や出来事を述べる動詞文に現れるのではないという点で、他の「で」の用法と大きく異なっていると述べている。

「クラスに2人韓国人がいる」の「クラス」は、「場所存在文」ではなく「クラスの学生」という特定の集合における「韓国人」という要素の有無を表す「絶対存在文」の解釈も成り立つ。そのため、日本語学習者にとっては、「クラスで誰と仲がいい？」の「クラス」が「クラスの学生」という集合体を指し、「誰と仲が

いい？」と判断・決定する上での範囲・基準を定める限定の表現と混同され易い。つまり、「クラスで2人韓国人がいる」は上記の「クラスで誰と仲がいい？」のような範囲限定を表す「で」と「絶対存在文」の解釈をもつ「クラスに2人韓国人がいる」のような存在場所を表す「に」の混同によるものであると考える。

さらに、範囲・基準を定める限定の表現は、「大学で誰と仲がいい？」のように、場所を表す名詞句が文頭に置かれる。このことも、日本語学習者にとって、「に」と「で」の混同を招き易い一因となってしまうことが推測される。存在文の基本的な語順は場所を表す名詞句が文頭に置かれる（久野1973¹⁹⁾、寺村1982¹⁸⁾等）からである。そのため、構文的にも両者の混同の起こり易いことが予想される。よって、これらを仮説とし検証することも今後の課題となる。

参考文献

- 1) 顧海根 (1983) : 中国人学習者によくみられる誤用例－格助詞、係助詞「も」、接続助詞「て」などを中心に－, 日本語教育, 49, 105—118.
- 2) 岡田美穂・林田実 (2007) : 日本語学習者による格助詞の混同－存在場所の「に」と範囲限定の「で」－, 日本語教育論集, 23, 3—15.
- 3) 鈴木忍 (1978) : 文法上の誤用例から何を学ぶか－格助詞を中心に－, 日本語教育, 34, 1—14.
- 4) 山田孝雄 (1922) : 日本口語法講義, 宝文館, 141—159.
- 5) 此島正年 (1966) : 国語助詞の研究, 桜楓社, 70—83.
- 6) 大野晋 (1977) : 日本語の助動詞と助詞, 大野晋・柴田武 (編), 岩波講座日本語7文法Ⅱ第4回配本 (全12巻別巻1), 岩波書店, 1—26.
- 7) 佐久間鼎 (1983) : 現代日本語法の研究<改訂版>, くろしお出版, 117—193.
- 8) 田中章夫 (1977) : 助詞 (3), 大野晋・柴田武 (編), 岩波講座日本語7文法Ⅱ第4回配本 (全12巻別巻1), 岩波書店, 359—427.
- 9) 山崎良幸 (2001) : 古典語の文法, 武蔵野書院, 230—248.
- 10) 森田良行 (1989) : 基礎日本語辞典, 角川書店, 318—379.
- 11) 松尾捨 (1969) : へー格助詞<古典語・現代語>, 松村明 (編), 古典語現代語助詞助動詞詳説, 学燈社, 346—365.
- 12) 西田直敏 (1977) : 助詞 (1), 大野晋・柴田武 (編), 岩波講座日本語7文法Ⅱ第4回配本 (全12巻別巻1), 岩波書店, 191—273.
- 13) 大野晋 (1988) : 日本語の文法[古典編], 角川書店, 67—71.
- 14) 間淵洋子 (2000) : 格助詞「で」の意味拡張に関する一考察, 国語学, 51, (1), 15—30.
- 15) 鈴木一彦・林巨樹 (編) (1985) : 研究資料日本語文法第7巻助辞編 (三) 助詞・助動詞辞典, 明治書院, 122—125.
- 16) 橋本進吉 (1969) : 橋本進吉博士著作集刊行委員会 (編), 橋本進吉博士著作集第八冊助詞・助動詞の研究, 岩波書店, 109—173.
- 17) 國廣哲彌 (1980) : 総説, 日英語比較講座第2巻文法, 大修館書店, 1—22.
- 18) 寺村秀夫 (1982) : 日本語のシンタクスと意味第I巻, くろしお出版, 71—161.
- 19) 久野暲 (1973) : 日本文法研究, 大修館書店, 58—60, 263—281.
- 20) 西山佑司 (2003) : 日本語研究叢書第3期第2巻日本語名詞句の意味論と語用論－指示的名詞句と非指示的名詞句－, ひつじ書房, 393—417.
- 21) 金水敏 (2006) : 日本語存在表現の歴史, ひつじ書房, 13—114.
- 22) 奥田靖雄 (1983) : に格の名詞と動詞とのくみあわせ, 言語学研究会 (編), 日本語文法・連語編 (資料編), むぎ書房, 281—323.
- 23) 北原博雄 (1998) : 移動動詞と共起する二格句とマデ格句－数量表現との共起関係に基づいた語彙意味論的考察－, 国語学, 195, 15—29.
- 24) 定延利之 (2004) : モノの存在場所を表す「で」?, 日本語の分析と言語類型－柴谷方良教授還暦記念論文集－, くろしお出版, 181—198.
- 25) 山田進 (1981) : 機能語の意味の比較, 國廣哲彌 (編), 意味と語彙, 大修館書店, 53—99.
- 26) 松村明 (1957) : 江戸語東京語の研究, 東京堂, 329—334.
- 27) 菅井三実 (1997) : 格助詞「で」の意味特性に関する一考察, 名古屋大学文学部研究論集, 文学, 43, 23—40.
- 28) 浅山友貴 (2002) : 場所格ニとデの差異をめぐって, 東京大学留学生センター紀要, 12, 83—106.
- 29) 仁田義雄 (1997) : 日本語文法研究序説－日本語の記述文法を目指して－, くろしお出版, 46—52.
- 30) 益岡隆志 (2000) : 日本語文法の諸相, くろしお出版, 100—104.

- 31) 森田良行 (1980) : 基礎日本語2－意味と使い方, 角川書店, 321—323.
- 32) 田中茂範・松本曜 (1997) : 日英語比較選書6空間と移動の表現, 研究社出版, 35—49.
- 33) 奥津敬一郎・沼田善子・杉本武 (1986) : いわゆる日本語助詞の研究, 凡人社, 281—375.
- 34) 加藤重広 (2006) : 対象格と場所格の連続性－格助詞試論 (2)－, 北海道大学文学研究科紀要, 118, 134—160.
- 35) 久保田美子 (1994) : 第2言語としての日本語の縦断的習得研究－格助詞「を」「に」「で」「へ」の習得過程について－, 日本語教育, 82, 72—85.
- 36) 松田由美子・斎藤俊一 (1992) : 第2言語としての日本語学習に関する縦断的事例研究, 世界の日本語教育, 2, 129—156.
- 37) 蓮池いずみ (2004) : 場所を示す格助詞「に」の過剰使用に関する一考察－中級レベルの中国語母語話者の助詞選択ストラテジー分析－, 日本語教育, 122, 52—61.

Received date 2015年1月7日

[実践的研究]

商業科における授業力向上に向けた指導法の検討 —教育実習事前指導の取り組みから—

梅田 勝利*, 日高 和美*, 高橋 佳代*, 白石 忍*

要 旨

本研究の目的は商業科における授業力向上に向けた指導法を検討することである。教育実習事前指導において、教職担当教員と商業科の教科専門教員が連携した事例を検討する。商業科の学生の模擬授業に対し、教職担当教員と商業科の教科専門教員がそれぞれ指導を行った。指導前後における模擬授業の評価項目の変化と教職担当教員および教科専門教員の指導内容について検討を行った。その結果、指導前後において学生の模擬授業における実践力が向上したことが示された。また教職担当教員と教科専門教員の指導側面の質的差異も明らかになり、教職担当教員は教師としての振る舞いや発問の仕方について重点をおいて指導していることに対し、商業科専門教員は専門概念の理解や捉え方に重点をおいて指導を行っていることが示された。教職担当教員と教科専門教員の連携の必要性が考察された。

キーワード：商業科教育法，模擬授業指導

Teaching methods to improve quality of lessons in a commerce course —Pre-guidance for teaching practicums—

Katsutoshi UMEDA*, Kazumi HIDAKA*, Kayo TAKAHASHI*,
Shinobu SHIRAIISHI*

Abstract

Teaching methods to improve the quality of lessons in a commerce course was investigated. A study was conducted in which a teacher in charge of teacher training, and a teacher in commerce studies cooperated to provide pre-guidance for a teaching practicum. The two teachers gave guidance on trial lessons conducted by commerce course student. Changes in evaluating items of the trial lesson resulting from guidance, as well as the content of guidance were examined. The results indicated that practical skills of students improved through guidance. Furthermore, there were differences in the quality of guidance between the two teachers. The teacher in charge of teacher training focused on attitudes as a teacher, and how to ask questions, whereas the teacher of commerce studies focused on understanding technical concepts. It is suggested that cooperation between the two types of teachers is necessary.

KEY WORDS : Education methods in the commerce course, guidance for trial lessons

I 課題設定

本研究は、教員養成課程における学生の授業力向上を目指した指導方法の開発を目的としている。

教員養成はこれまでも時代に応じて改革がなされてきた。特に近年は、教員養成課程改革の動きに伴い、1年次から記録する教職カルテや4年次後期に開講される教職実践演習等、「学び続ける教員」を養成する大学の教職課程カリキュラム改革が行われてきた。この他、制度改革まで至っていないが2012年中教審答申「教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について」においては、教職に関する科目にボランティア科目を新たに創設することや、教科・教職に関する各科目の架橋となるような科目の創設などが提言されている。

これらの政策の動向に合わせて、本学においてはこれまでも、学部を越えた教職実践演習の取り組みなどを行ってきた。教職課程担当教員の連携で授業実施後の見直し、改善が行われており状況は進捗しつつある。他方で、それらの取り組みの中で教科と教職についての連携などがこれまで課題としてあげられていた。特に経済学部においては、中学校社会科、高校地理歴史科、公民科、商業科、情報科など多くの免許に関わっており、教科によっては専任スタッフがいない科目もあり連携が困難な状況も存在している。

このことを踏まえて、今回商業科教育の専門性を有する教員と連携した教科指導力の方法を開発することとした。特に商業科については、教科教育法において専任教員による指導が行われていなかった。これはやむを得ないことではあるが、他教科に比べると時間割も半期で完結するため実習の準備期間として重要な3年後期の期間に模擬授業や専門的指導を受けられないなどの制約もあった。さらに、商業科に関しては、例年高等学校常勤講師の依頼なども多く現場からのニーズの高い教科であるといえる。

そこで、本稿では教科—教職の連携の糸口として3年次後期に行う「教育実習事前指導」の科目における模擬授業の時間を使い、学生の授業力向上を図るための取り組みを実践しその成果を検証することとしたい。

II 模擬授業の概要

1. 教育実習事前指導の概要

教育実習事前指導は四年生科目であるが、本学では教育実習に対する十分な準備と質保証のため、教員免

許取得を目指す三年生は自主的に全員参加として位置づけ、指導を行っている。授業内容としては、教職に関する動機付けを十分に行った上で、教育実習に臨む心構えを教授し、さらに教育実習までの具体的準備について説明することとした。受講対象者は、専門教科ごとに4～6名ずつの模擬授業グループに分かれ、それぞれのグループで模擬授業を行うこととした。学生の一人が授業者となり、他の学生が生徒役となり50分間の模擬授業を行う。単元の選択や教材研究等については学生個人が教員の助言を受けながら行った。

2. 本研究の概要

同一学生に商業科目である「簿記」を取り上げた模擬授業を2回行わせた。1回目の模擬授業の後、教職および商業科専門教員のそれぞれが指導を行った。その後1ヶ月後に2回目の模擬授業を行った。それぞれの模擬授業において、生徒役には評価表を記入させた。

2度の模擬授業の評価点を比較し、また教職教員と商業科専門教員の評価および指導内容を記述しその質的差異を検討した。

3. 対象者

模擬授業の授業者となったのは商業科の教員免許取得を目指す本学経済学部3年生であった。生徒役は本学2年生および3年生の会計情報専攻の教職課程履修者であり、1回目の模擬授業の生徒役は8名（男性6名、女性2名）、2回目の模擬授業の生徒役は8名（男性4名、女性4名）であった。1回目と2回目の模擬授業の生徒役は重複していない。

4. 調査時期

平成26年10月から12月に行われた。

5. 模擬授業の評価項目

模擬授業の後、生徒役となった学生に対し以下12項目について「まったくできていない」から「とてもできている」まで5件法で回答を求めた。

- (1) 魅力的な導入になっているか
- (2) 生活世界との関連付けができていないか
- (3) 目標を明確に示したか
- (4) 評価基準を明確に示したか
- (5) 手順を明確に示したか
- (6) 言語表現は適切か
- (7) 板書表現は適切か
- (8) 生徒との交流はできているか

- (9) 個別的配慮をおこなっているか
- (10) 熱意は感じられるか
- (11) 教師としてふさわしい身だしなみであるか
- (12) 教師としてふさわしい「ふるまい」であるか

6. 教員の指導内容に関する分析方法

教職担当教員および商業専門教員の学生に対する指導内容を聴取し記録した。分析にあたっては、指導内容を確認した上で、個別・特殊の事例から一般的・普遍的な規則を見出すことを見出すことを目指す帰納的な方法をとった。まず、教員の指導内容を読み、意見の内容を説明するキーワードを探した。その後、キーワードについてのリストを作成し、類似のキーワードについては緩やかなグループ化を行った。グループ化を行う過程で、不要なキーワードを削除したり、類似キーワードをまとめ、グループを統合するなどして、指導内容項目を洗練していった。以上の手順で得られたキーワードを指導項目として整理した。整理された指導項目は、指導の意図に沿っているか指導を行った教員に再確認した。

III 結果

1. 生徒役による模擬授業評価点の比較

生徒役による模擬授業評価各項目の評価点の平均値を算出した。それぞれの平均点と標準偏差をTable1に示す。さらに、1回目の模擬授業評価点と2回目の模擬授業評価点を比較するため、指導前後を独立変数、各項目評価点を従属変数とし分散分析を行った。その結果、「魅力的な導入になっているか ($F(1,14) = 5.60, p < .05$)」「目標を明確に示したか ($F(1,14) = 7.18, p < .05$)」「評価基準を明確に示したか ($F(1,14) = 5.74, p < .05$)」の項目において1回目の模擬授業評価点より2回目の方が高いことが明らかになった。1回目、2回目の模擬授業評価点平均値の推移をFigure1に示した。1回目の模擬授業で低い評価点であった項目が、2回目では改善されていることが明らかになった。

Table1 指導前後における模擬授業評価得点の平均値および標準偏差

	1回目(n=8)		2回目(n=8)		F値
	平均値	標準偏差	平均値	標準偏差	
1. 魅力的な導入になっているか	3.00	0.93	4.00	0.76	5.60 *
2. 生活世界との関連付けができていますか	4.25	0.46	4.62	0.52	2.33
3. 目標を明確に示したか	3.38	1.06	4.50	0.53	7.18 *
4. 評価基準を明確に示したか	2.62	0.74	3.62	0.92	5.74 *
5. 手順を明確に示したか	3.50	0.93	3.88	0.64	0.89
6. 言語表現は適切か	3.88	0.64	3.88	0.64	0.00
7. 板書表現は適切か	3.50	0.53	3.38	0.64	1.62
8. 生徒との交流はできているか	3.62	1.06	3.38	1.30	0.18
9. 個別的配慮をおこなっているか	3.25	0.89	3.88	0.64	2.61
10. 熱意は感じられるか	4.25	0.71	4.38	0.52	0.16
11. 教師としてふさわしい身だしなみであるか	4.62	0.52	4.62	0.52	0.00
12. 教師としてふさわしい「ふるまい」であるか	4.25	0.89	4.38	0.52	0.12

* $p < .05$

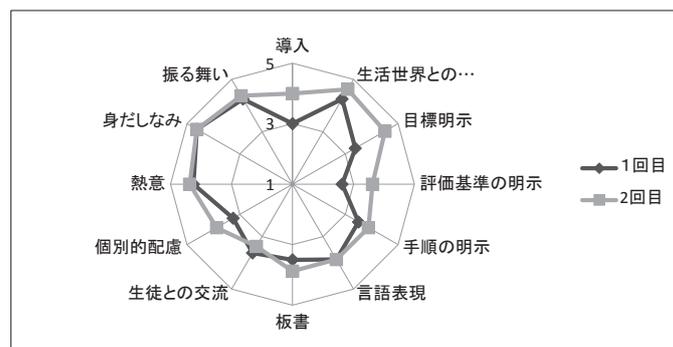


Figure1 指導前後における模擬授業評価点平均値の比較

2. 教職担当教員と教科専門教員による模擬授業の指導内容の質的差異の検討

教職担当教員と商業科の教科専門教員による指導内容を整理した。その結果をTable2に示す。

Table2 教職担当教員と商業科の教科専門教員による模擬授業の指導内容

	教職担当教員	商業科教科専門教員
指導内容	(1) 教師としてのふるまい (視線、言語表現、姿勢)	(1) 会計専門用語および概念の理解 (勘定科目における理解、提示の仕方)
	(2) 板書の工夫 (文字の大きさ、書き順、板書内容)	(2) 簿記原理に関する理解 (取引要素の結合関係の活用、取引の表裏一体での説明)
	(3) 活動の提示の仕方 (活動の意図、指示の仕方)	(3) 板書の工夫 (図示の仕方、板書内容、板書の量)
	(4) 指導技術 (発問の仕方、全体への指導、机間指導、生徒理解の確認)	(4) 時間配分
	(5) 教材内容 (教材の使用法、教材研究の仕方)	

教職担当教員による指導内容を整理したところ、以下の5テーマ14項目が得られた。

- (1) 教師としてのふるまい (視線, 言語表現, 姿勢)
- (2) 板書の工夫 (板書内容, 書き順, 文字の大きさ)
- (3) 活動の提示の仕方 (活動の意図, 指示の仕方)
- (4) 指導技術 (発問の仕方, 全体への指導, 机間指導, 生徒の理解の確認)
- (5) 教材 (教材の使用, 教材研究)

「(1) 教師としてのふるまい」については、授業者の立ち位置やテキストを持つ姿勢、視線の配り方などに関するものであった。「(2) 板書の工夫」については、授業目標の記載の仕方やその内容に関するものであった。「(3) 活動の提示の仕方」については、活動の意図を踏まえた上で、活動をどう説明し、そう提示するのかという具体的提示方法に関するものであった。「(4) 指導技術」については、生徒への発問の仕方や生徒の理解の確認の仕方、机間指導のタイミングに関するものであった。「(5) 教材」については、ワークシートの活用や視覚教材の再考を促すものであった。

一方で、商業科専門教員による指導内容を整理したところ、以下4テーマ6項目が得られた。

- (1) 会計専門用語および概念の理解 (勘定科目についての理解)
- (2) 簿記原理に関する理解 (取引要素の結合関係の活用, 取引の表裏一体での説明)
- (3) 板書の工夫 (板書内容, 図示および視覚化)
- (4) 時間配分

「(1) 会計専門用語および概念の理解」に関しては、簿記に関する基礎的知識と技術を確認する指導であった。簿記は勘定による計算であるため、会計専門用語

の適切な理解と使用が前提となる。その前提を徹底させ、実務と関連させながら生徒に提示する指導を行っていた。「(2) 簿記原理に関する理解」については、複式簿記の構造に関する指導であった。日常発生する取引を適当な勘定科目に分類した後、仕訳する。取引要素の結合関係にしたがって、仕訳の借方には資産の増加、負債の減少、純資産の減少、費用の発生が計上され、貸方には資産の減少、負債の増加、純資産の増加、収益の発生が計上される。簿記は仕訳がすべてである。同様に、仕訳は取引要素の結合関係がすべてである。これについて学生の理解を確認し、再考を促す指導を行っていた。「(3) 板書の工夫」と「(4) 時間配分」については、上記2点を考えた上で、それを生徒にどう提示するのかという提示方法とその配分に関するものであった。商業科を学ぶ生徒の実態を踏まえた上での授業構成を促す指導であった。

以上のように教職担当教員は教師としてのふるまいや指導技術に注目し、教員としての資質を向上させるような指導に重点をおいていた。一方で、商業科専門教員は会計や簿記原理に関する専門用語や概念の理解に注目し、教科専門性を向上させるような指導に重点を置いていた。同一の模擬授業に対する指導においても、教職担当教員と教科専門教員では着眼点が異なり、指導の重点も大きく異なることが示された。

IV 考察

本研究では、教員養成課程における学生の授業力向上に向けた指導方法の開発を目指し、教職担当教員と教科専門教員が連携した学生の授業力向上を図る実践

を行った。試行的な取り組みとして、教職担当教員と商業科専門教員が同一学生による模擬授業に対してそれぞれの視点から指導を行い、その指導内容の差異を検討した上で、学生の授業力の変化について検討した。以下に、商業科の特徴や背景について確認し商業科における授業力の向上について考察した上で本研究の成果と課題について検討したい。

商業科の目標は、商業の各分野に関する基礎的・基本的な知識と技術を習得させ、経済社会の発展を図る創造的な能力と実践的な態度を育てることとされている。商業科に関する科目を学んだ生徒の多くは、将来何らかの経営体の組織の一員としてビジネスに関わることになることから、ビジネスの意義や役割について理解している必要がある。そのため、授業を行う上でも、授業者が「なぜ、そうしなければならないのか」という点について常に意識しておく必要がある。簿記で言えば、「なぜ、その会計処理をしなければならないのか」となる。これは、「会計が、日本、更には世界の政治、経済、社会から、どのような影響を受けているかについて、考究しなければならない」ということに繋がる。例えば、わが国の現行の会計処理は、「会計基準のコンバージェンス」の影響を大きく受けており、めまぐるしく変わっているが、これはまさにそれである。他にも、監査基準の改訂、コーポレート・ガバナンス・システムの検討など、枚挙にいとまがない。このことから、商業科において授業力を向上させるためには、ケーススタディーを行い、それを踏まえて具体的にわかりやすく説明する工夫が必要である。

さらに、経済のサービス化・グローバル化、ICTの急速な進展などにより変化の激しい経済社会に対応するために、商業科で取り扱う内容も多様化している。しかし一方で高校生の学習時間に目を向けると、ベネッセ教育総合研究所公表『高校データブック 2013』「第2章 高校生の学習と日常生活 ①—① 高校生の家庭での学習時間」によれば、学力中上位（偏差値50以上55未満）の高校生の学習時間が大幅に減少しており、学力中下位（偏差値45以上50未満）の高校生の学習時間と同水準になっているという。つまり、授業で取り扱う内容は多様で細分化しているにも関わらず、学習時間は減少しているという状況がある。以上を踏まえると、授業を行う上でも、授業時間をより効率的に使用し、授業内容をより効果的に理解させる工夫が必要である。

本研究では、教職担当教員と商業科専門教員が連携し、学生の模擬授業を行った。その結果、教職担当教

員と教科専門教員が相互に連携しながら学生指導を行うことにより、学生の授業力が向上することが示された。さらに、教職担当教員と教科専門教員の学生指導における着眼点の差異についても明らかにされた。具体的には、教職担当教員は授業力として教師としての振舞いや発問の仕方、指導技術に重点をおいて指導を行っていることに對し、商業科専門教員は上記のような商業科を取り巻く背景から会計や簿記原理の理解とその説明の仕方に重点をおいた指導を行っていた。双方とも学生の実践力を伸ばすためには必要な指導である。即ち、教員養成課程における学生指導においては、教職担当教員と教科専門教員が有機的に連携することが極めて重要である。

今後さらに実践的指導力を養っていくための課題として、①模擬授業の際に使用する評価項目について教科の視点を反映すること、②1年次から教職及び教科に関する科目がバランスよく体系的に学習できるカリキュラムの検討などなどが挙げられる。これからも学生のニーズをくみ取りながら、授業及びカリキュラムの改善を行っていきたい。学生の授業力を育成する試みは継続的な取り組みが必須である。今後さらに教科・教職担当教員が共に授業観察、検討会を行うことにより有効性が高まるものと思われる。これについては、継続的に行っていきたい。

V 引用文献

- 1) ベネッセ教育総合研究所 (2013) : 高校データブック2013.

Received date 2015年1月7日

[各種報告]

バスケットボールにおけるジュニア期のクラブチーム化について JBAオールスター ～もうひとつの大会～ の参加報告を兼ねて

大山 泰史*, 大下 和茂*, 川面 剛*, 八板 昭仁*

About club teaming of the youth period in the basketball

Yasufumi OHYAMA*, Kazushige OSHITA*, Tsuyoshi KAWAZURA*,
Akihito YAITA*

I. はじめに

近頃メディアでは、運動部活動に関する体罰や指導者不足などの問題がよく報じられている。そんな中で、2014年1月18日～19日に福岡県北九州市で開催された第7回JBAオールスター～もうひとつの大会～へ本学女子バスケットボール部が参加した。本学女子バスケットボール部は、ゲームや大会補助等を行った。本稿では、第7回JBAオールスターへの参加報告を兼ねて、日本における運動部活動の現状に関することやJBA (Japan Basketball Academy) の紹介を行う。

II. 部活動の背景

日本の運動部活動加入率は、文部科学省 (1997) やベネッセ教育総合研究所 (2013) の調べによると1990年代後半から現在に至るまで中学校で約7割、高等学校で約5割と大きな推移は見られない。

日本におけるスポーツ活動の多くは、これまで学校制度を基盤として行われてきた。そのなかでも運動部活動によるスポーツ活動がその中心を担ってきたと言われている (清水, 2011)。その為、運動部活動に対して好感度や期待を示す意見が多い。例えば、小林 (2012) や関 (2009) は、部活動が人生に大きな影響を与えていることや子どもたちの社会性や協調性、コミュニケーション能力等を涵養する因子になるため、重要性であると報告している。文部科学省 (2013) は、表1のような意義や効果を示している。

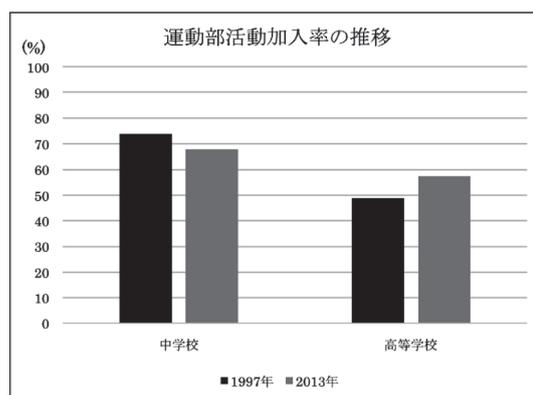


図1 運動部活動加入率の推移 (文部科学省, 1997; ベネッセ教育総合研究所, 2013) より作図

表1 運動部活動の意義や効果 文部科学省 (2013) 作表

- スポーツの楽しさや喜びを味わい、生涯にわたって豊かなスポーツライフを継続する資質や能力を育てる。
- 体力の向上や健康の増進につながる。
- 保健体育科等の教育課程内の指導で身に付けたものを発展、充実させたりするとともに、運動部活動の成果を学校の教育活動全体で生かす機会となる。
- 自主性、協調性、責任感、連帯感、などを育成する。
- 自己の力の確認、努力による達成感、充実感をもたらす。

一方、部活動は、教育課程における位置づけが曖昧である。実際に運動部活動の場においては、毎年指導者による体罰の事案が報告されている。平成24年12

*九州共立大学スポーツ学部

*Kyushu Kyoritsu University, Faculty of Sports Science

月には、顧問の教員の体罰を背景として高校生が自らの命を絶つ事案も発生した(文部科学省, 2013)。また、少子化や生徒数の減少、学校教員の多忙化や高齢化、学校に対するクレームの増加、指導者と生徒の意識の乖離などによって部活動の維持が困難になっているとの指摘もある(三本木・高橋, 2008)。このように、運動部活動には、問題点も多く報告されており体罰問題や指導者の負担等を改善する必要がある。これらの問題を解決するため三本木と高橋(2008)は、①地域と連携しながら勝利至上主義のみに捉われない、多様な目的を持った生徒の受け皿となるような体制をとること、②部活動の運営にあたっては、法令順守、意思決定の透明性確保に特に注意し、それらの情報については関係者に対して積極的に開示すること、③部活動の運営は、顧問に任せきりにするのではなく、地域住民などによる外部講師などを活用するなど、学校を中核としたグループを形成して学校全体で進める体制を構築することの3点の必要性を報告している。

実際に先述した解決策を元にして、運動部の指導の外部委託を東京都杉並区は、2013年度から導入している。大阪市立中学校も運動部の指導にあたる教員の負担を軽減するため、2015年度から民間事業者へ外部委託する方針を決めるなど具体的な方針を示す自治体も出ている。

Ⅲ. 一貫指導の重要性と現状

中塚(1999)は、授業以外のスポーツ活動の展開の重要性を述べている。また、関岡(2004)や鈴木・蔵元(2013)、松村ほか(2008)、栗林ほか(1999)、蔵元・鈴木(2013)、土井ほか(2008)、久木留(2009)は、競技力向上に関してジュニア期の一貫した指導が重要であるとの指摘している。

土井ほか(2008)は、各競技団体がやっている一貫指導システムの実践例の一つとして、サッカーが好例として挙げている。サッカー界では、このシステムを取り入れ、ゴールデンエイジと呼ばれる7歳から14歳の頃に専門的なシステムの導入などの効果が近年の競技力向上に繋がっているとされている(松村ほか, 2008)。

Ⅳ. バスケットボール界の現状

日本の2014年のInternational Basketball Federation (FIBA) ランキングは、Combined (Men, Women,

Boys, Girls)の4つのカテゴリーの合計ポイントの順位)で19位、Menで46位、Womenで15位、Boysで28位、Girlsで10位(FIBA HP)となっている。日本のバスケットボール人口は、世界で有数の競技人口を誇るとされているが競技力は低いと評価されている(松村ほか, 2008)。

スポーツの競技力向上は、ジュニア期の指導の充実が大きく影響する一因(栗林ほか, 1999)と言われており、バスケットボールにおいてもジュニア期の指導充実の重要性は認識されているが、先述(3章)のような全国レベルの一貫指導の成果の報告はみられていない。日本バスケットボール協会における一貫指導システムは、2002年からエンデバー制度(一貫指導システム)を導入した。エンデバー制度では、トップエンデバー、ブロックエンデバー、ジュニアエリートアカデミーといった事業が行われている。トップエンデバー制度とは、U-18、U-15、U-14の代表のことで、選出された選手に対して強化と育成を行う事業である。ブロックエンデバー制度は、全国の9つの地区(北海道、東北、関東、北信越、東海、近畿、中国、四国、九州)からトップエンデバー候補として選抜された選手に対して強化や育成を行う事業である。ジュニアエリートアカデミーとは、ジュニア世代の長身者や長身者候補に対して世界に通用する選手の育成を目的として、選出された選手に対して行う事業である(JBA HP)。

日本におけるバスケットボールは、このように一貫指導システムがあるものの、その活動が本格化するのには、小学校3年生または4年生以降であり小学校低学年または小学校入学以前の子どもたちに対しては何の施策も行われていないと言われている(鈴木・蔵元, 2013)。

バスケットボールで高い競技力を有する諸外国のチームの一つにFIBAランキング1位のアメリカが挙げられる。アメリカでは、日本に比べてバスケットボールを始める年齢や地域のクラブチームに所属する年齢も早いと言われており、バスケットボール競技の環境が整っていることが報告されている(村松ほか, 2008)。

V. Japan Basketball Academy (JBA) について

JBA (Japan Basketball Academy) は、2006年に立ち上げられ国内・国外で幅広くバスケットボールの普及やコーチや選手の育成、アメリカでの合宿等を行う団体である。

表2 JBAの活動内容

国内	コーチ・審判・トレーナーの育成と派遣 バスケットボール情報の収集・編集・配信事業 JBA オールスターの開催 クリニック・講習会の開催 スポーツマネジメントの勉強とスタッフの育成 バスケットボールスクールの運営 イベント（リーグ・トーナメント・定期戦）開催
国外	コーチ研修会 海外の教育現場の視察 サマーキャンプ（ジュニア～プロまで） ウィンタースクール NCAA や NBA などのゲーム観戦

1. JBAの理念と方針

JBAの理念は、世界基準という価値観を持っており、小さな世界で競争する環境に子どもを置くのではなく、世界を視野に入れた環境を日本に作り、その中で未来を担う子ども達を育てることを目的としている（JBA HP）。JBAでは、アメリカとの定期的で継続的な交流を行うことによって、日本のバスケットボール界の競技力向上へ繋がることや海外への選手や指導者を輩出していく環境を作っている。アメリカとの定期的な交流としては、ECBA（Emerald City Basketball Academy）というシアトルを中心とするアメリカ全土に7つのスクールを持つバスケットボールスクールやUnited States Basketball Association（USBA）、National Basketball Retired Players Association（NBRPA）などのアメリカの様々なバスケットボールスクールとの交流を行っている。その中でもこれまでにNBA選手などの指導歴も持ち合わせているECBAのメインコーチであるジェイソン・バスケット氏は、アメリカの多くの子ども達の指導に携わっており、ECBAで選手が上達する為の様々なスキルトレーニングの方法や道具を編みだしている。このジェイソン氏と交流がありJBAの発起人でもある西田辰巳氏がECBAのトレーニングやバスケットボール理論等をJBAに紹介し普及活動を行っている。

JBAの方針としては、表3のようなジュニア期における基本育成方針を明示し、これを元に子ども達の心・技・体の指導を行っている。

表3 JBAジュニア基本育成方針

メンタル（Mental）心（脳）身体を司る精神面の育成（心） モチベーション・協調性・コミュニケーション・集中力・リラクゼーション・規律を守る力・判断力・決定力・責任感・尊敬心
テクニック（Technique）ポジションに関係なく全てのポジションをこなせる技術の育成（技） ドリブル・シュート・パス・フェイント・ピボット・ステップワーク・ボールハンドリング・コミュニケーション・2人～5人のコンビネーション
フィジカル（Physical）総合的な運同調性能力の育成（体） 柔軟性・スピード・持久力・パワー・筋力
メディカル（Medical）ケガをしない準備とメンテナンスの知識を身につける（心・技・体） コンディショニング・リハビリテーション・栄養
タクティクス（Tactics）1歩・2歩と「先」を読む力、戦術の向上（心・技・体） 基本的なチームオフェンス・ディフェンスを知り、「先」を読む技術を身につけるゲーム中起こりそうな状況を判断する
ゲームへの応用（Achievement）ゲームの組み立て力を養い、身につける指導（心・技・体） 実践を通して、総合的な技術の向上を図ったり、日頃の練習によるスキルアップの確認を行う

2. バスケットボールスクールとその特色

JBAの活動の一つであるバスケットボールスクールは、2006年に熊本県・広島県・愛媛県・岐阜県の4県から始まり、現在では東京都・神奈川県・愛知県・大阪府・福岡県などのスクールと協力して活動している。スクール運営については、ECBAを参考として世界基準を意識しながらバスケットボールに必要な基礎を、楽しく厳しく指導し、選手個々のオリジナリティの確立を目指している。

JBAでは、年齢や技術レベルによって図2のようにクラス分けがされ、クラス毎に具体的な練習内容が定められている。ビギナークラスのB1クラスは、バスケットボールを始める為の導入のクラスである。B1クラスでは、子ども達にバスケットボールが好きという気持ちを持たせたり、バスケットボールという競技が楽しいと思えるよう一つ一つの練習でタイムを計測したり、シュートやパスの成功確率などを競わせる等の工夫を凝らして興味を持たせるよう指導する。B2クラスでは、バスケットボールの基礎となるパスやドリブル、シュート等の技術を反復して練習を行うことで基礎技術が習得できるようにする。また、コーチの笛や合図に反応させるようにし、集中力を高めたり持続させたり、連帯感や一体感の状況下で練習を実施する。B3クラスでは、B1クラスやB2クラスで習得した技術が実践できるように練習を実施する。例えば、ハーフコートの1対1や2対2のオフェンス、オールコー

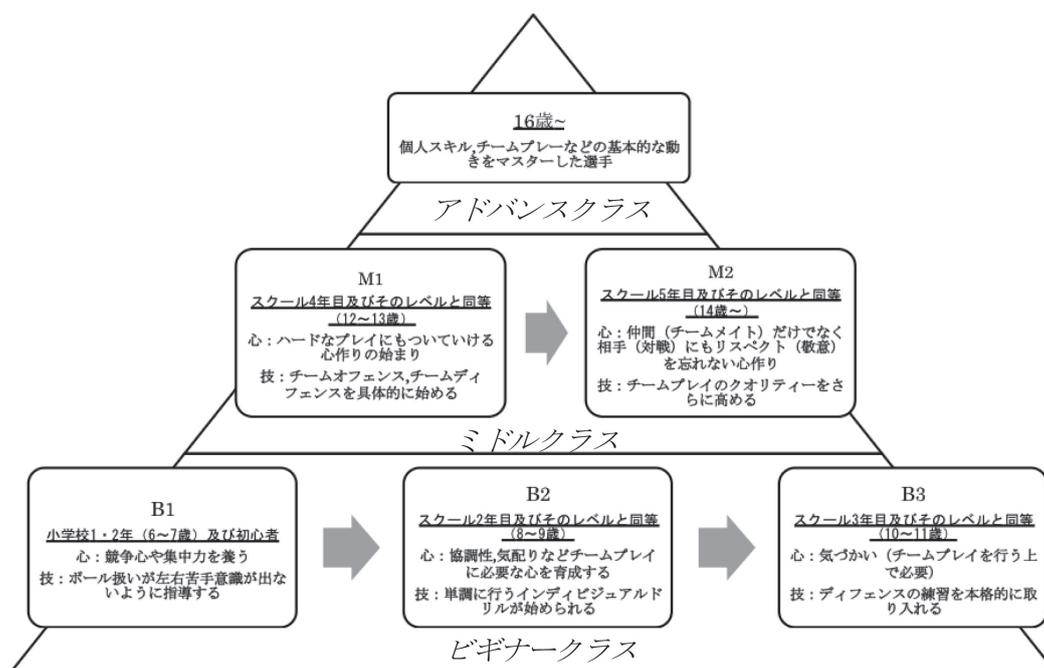


図2 ジュニア期のバスケットボール指導におけるカテゴリー分類 (JBAバスケットボールスクールを参考)

トを使ったオフェンスとディフェンスの対峙が行われるチーム練習を行う。ミドルクラスでは、ビギナークラスで習得した個人スキルや精神的な部分を元に心の強さとスキルのバランスを学ぶことやチームプレイを円滑に行うために必要な個人技術が習得できるように練習する。目指すべきゴールを明確にする為にビギナークラスでは、スキルテストを用いて個人の技術のレベルを数値化している。ミドルクラスやアドバンスクラスでは、選手の空間（スペース）の理解や戦術の理解、遂行能力を客観的にコーチが評価を行うようにしている。このように、目的や方法をしっかりと確立することやクラス分けも子どもの発育発達と技能や戦術の理解等によって細かく分けることで、一貫した指導がスクールの中で行えている。

また、JBAでは、スクール運営にあたって育成会を発足している。この育成会とは、「子どもが真ん中」という考えのもとチームやイベントなどの様々な運営事を保護者とコーチが一緒になって考え話し合い、ルール設定していくことを目的にしている。活動としては、定期的に子どもの指導について勉強会を行うことやスクールやチームのルールが適正かどうかを話し合いチームの活性化のためのイベントを企画したり運営を行っている。

VI. JBA オールスター ～もうひとつの大会～に参加して

1. 大会の概要

JBAオールスターは、JBAで行われている国内事業の一つで各地区のJBAのスクールが集まり大会等を行うイベントである。2008年に第1回JBAオールスターが開催され、7度目の大会がJBAオールスター～もうひとつの大会～として、2014年1月18・19日（土・日）に北九州市TOTO第二工場体育館で開催された。

本大会の目的は、ゲーム中の“個”を評価するための大会とし、日頃の各地区でのバスケットボールスクールにおいて培った技術を競い合いながらお互いの親睦を高めることである。

本大会への参加は、各地区のJBAのスクールであるTornadoes Academy 北九州 Orange Raise から32名、Tornadoes Academy 愛媛 gaNeza から13名、Tornadoes Academy 熊本 REDBEARS から10名、Tornadoes Academy 熊本合志 Perfect Combustion から7名の合計62名の幼稚園生から高校生の選手と全国から19名のコーチ、九州共立大学女子バスケットボール部、各地区保護者・関係者が参加した。

大会目的を達成する為、事前に各地区のJBAのコーチ達によって、コーチミーティングが行われた。そこで計画された図3のタイムスケジュールに沿って本大会が実施された。また、目的を達成させる為に独特の

タイムスケジュール

1月18日(土曜日)			1月19日(日曜日)		
時間	Aコート	Bコート	時間	Aコート	Bコート
10:30	熊本 合流		8:00	集合/スタッフ打ち合わせ	
	アップ&ゲーム		8:10	全員アップ	
12:00	愛媛合流 昼食		8:30	U-10リーグ戦 5試合目～6試合目	U-12 たつみコーチクリニック(30分)
	スタッフ打ち合わせ		9:00	U-12リーグ戦 7試合目～10試合目	U-15+大学生 たつみコーチクリニック(30分)
13:00	開会式				ヒストリカルゲーム
13:15	全員アップ 担当ryuさん		10:00	U-15リーグ戦 5試合目～6試合目	U-10 たつみコーチクリニック(30分)
13:30	U-10リーグ戦 1試合目～4試合目	U-12 たくまコーチクリニック(30分)			ヒストリカルゲーム
		U-12 フリースロー大会 ヒストリカルゲーム	10:35	コーチエキシビジョン 5分×3試合	
15:15	U-12リーグ戦 1試合目～6試合目	U-15+大学生 たくまコーチクリニック(30分)	10:50	コーチMTG	
		U-15 フリースロー大会 ヒストリカルゲーム	11:05	閉会式	
16:45	U-15リーグ戦 1試合目～4試合目	U-10 たくまコーチクリニック(30分)	11:30	昼食	
		U-10 フリースロー大会 ヒストリカルゲーム	12:00	愛媛出発	
17:30	終了		13:00	北九州 熊本組 親睦ゲーム	
18:00	夕食/懇親会		16:00	解散	
20:00	ホテル お風呂 (カレー)				
21:30	就寝				

図3 第7回JBAオールスター～もうひとつの大会～プログラム



図4 第7回JBAオールスター～もうひとつの大会～の様子 (A: U-10リーグ戦 B: U-15選抜 VS 九州共立大学 C: ヒストリカルゲーム D: スキルトレーニング)

特徴的なルールが定められている。例えば、コーチが罵声を発した場合コーチは2分間退場しなければならないというルールが設けられている。これは、子ども達がコーチや保護者等に委縮せずのびのびとプレイをする為である。試合時間は、U-15で7分-2分休憩-7分、U-12とU-10で5分-2分休憩-5分であった。リングの高

さは、U-10, U-12, U-15全てにおいて3.05mとし、ボールは、男子で7号球、女子と混合チーム、U-10で6号球を使用した。また、交代に関しては自由に行えるようにし、タイムアウトの請求はできない。

大会が開催されたTOTO第2工場体育は、バスケットボールコートが2面取れる広さでありながらリング

とコートが1セットしかない体育館であったがJBAのコーチ陣が工夫を凝らすことで時間もスペースも無駄なくプログラムが行われた。プログラムは、Aコート（リングのあるコート）では、常にゲームが行われ（図4-A・B）、Bコート（リングのないコート）では、スキル向上の為にクリニック（図4-D）や歴史カルゲーム（図4-C）が行われた。

2.1) クリニック

大会中に開催されたJBAのコーチによるクリニックでは、参加したJBAの各スクールの選手達を対象に試合の空き時間を利用してスキルトレーニングの指導が行われた。スキルトレーニングは、図4-Dのようなポリ塩化ビニル製のパイプを組み合わせて作られたクロス・オーバー・キラー（C.O.K.）と呼ばれる道具やパイプ椅子などが用いられた。道具を用いてドリブルのトレーニングを行うことで、正しい姿勢や適切なドリブルの強さ等を得られるだけでなく、ドリブルを失敗すればパイプが外れてバラバラになったり、椅子にボールがぶつかったり、失敗と成功の判断が自分でできるようにになっている。内容に関しては、クリニックを担当するJBAのコーチがゲーム中の1対1で使えるようなスキルを取り出し、そのスキルが獲得できるようなメニューとなっていた。

また、大学生とコーチの為にJBAの発起人である西田辰巳氏がハーフコートにおけるオフENSEの空間利用（スペースング）に関する指導が実施された。西田氏によるクリニックでは、コート上の適切なスポットの説明とそのスポットを有効に活用する為に必要な個人スキルの指導を中心に、1対0から2対2までをコート上のスペースと時間を設定して指導をして頂いた。参加したコーチ陣をはじめ大学生もその理論が腑に落ち、回数をこなしていく度に上達するのを実感していた。

2.2) ヒストリカルゲーム

ヒストリカルゲームは、本大会でリングがない状況でも試合が行えるようにと考案されたゲームである。本大会は、日頃JBAで練習し、磨きかけた個人技術をゲームで披露する機会でもある為限られた日程の中でより多くのゲームをこなすには、二面利用してゲームを進めることが望ましかった。そこで、日頃練習したドリブルスキル等のリングが無くてもゲームで活用できるスキルをゲーム形式で披露し、向上させるヒストリカルゲームは非常に重要な役割を果たした。

このヒストリカルゲームの「ヒストリカル」とは、「歴史的な= historical」という意味を持ち、バスケットボールの発案者ネイスミスが、リングのない状況で桃の籠をリングとして代用した歴史を踏まえたうえでスクールコーチが考案したのではないと思われる。

2.3) ゲーム

リーグ戦では、カテゴリー毎の試合やU-15選抜VS九州共立大学（図4-B）、スクール選抜VSコーチ陣の試合が行われた。子ども達は、試合に出場している時には真剣な表情で日頃練習してきたプレイを存分に発揮し、ゲームの数をこなす毎に子ども達のプレイが上達していった。また、コーチ陣も試合中は、常に「good」、「nice play」などポジティブな声かけをして子ども達が委縮せずのびのびとプレイできる環境づくりが行われていた。

2.4) 参加者の様子

試合がない時も子ども達は、横のコートが空いていれば、ヒストリカルゲームや自然とクリニックで教わったことを練習したり、カテゴリーが上の選手に教えてもらったり、他の選手が試合に出ているのをコートサイドで観戦しながら多くの声援を送っていた。特に、選抜チーム対大学生やコーチの試合の時には全員がコートを囲み一つ一つのプレイに歓声があがった。そのような光景を見ている参加選手の保護者達も寒い体育館の中で温かく子ども達の姿を見守っていた。

3. 大会結果

大会の閉会式において、大会中の成果から個人賞が選手達に贈られた。この個人賞は、U-15から3名の選手がそれぞれナイスプレパレーション賞、ナイスプロテクション賞、ナイスチェンジ賞を受賞し、U-12からも3名の選手がそれぞれナイスハンドル賞、ナイススマイル賞、ナイスルックアップ賞を受賞し、U-10からも3名の選手がそれぞれナイスルーズボール賞、ナイス逆の手賞、ナイスボイス賞を受賞した。また、各カテゴリーから数名にカテゴリー賞が与えられU-15から3名、U-12とU-10からは5名ずつの受賞があった。最後に、大会を通しての優秀選手と最優秀選手賞と素晴らしい団体（グループ）がそれぞれ表彰された。

Ⅶ. 大会運営に携わって感じたこと

本大会では、ゲーム中やゲーム以外の様々な場面において、大会を通して表彰された選手だけでなく多くの選手が心身共に成長しているのを感じられる大会であった。本学バスケットボール部から参加した学生も2日間通して子ども達と一緒にバスケットボールに関わることでバスケットボールの本来の楽しさに改めて気付かされたようである。また、多くの指導者の方々

決の一助になるのではないかと考える。それは、これまで運動部活動のみであったジュニア期（小学校3年生～高校生）におけるバスケットボール環境をバスケットボールスクールと併存することでより幅広い年齢の子ども達やその保護者のニーズに応えることができるのではないかと考えられる。

JBAは、世界基準を活動理念として掲げており、現在行っているECBAとの交流や国内外での活動を継続していくことで、日本のバスケットボール界の競技力向



図5 JBAオールスター集合写真

私はあの日に教えていただいたバスケットの技術と、指導者と生徒のモチベーションの高さを肌で感じる事ができた事になりました。日々と出される課題をこなす事でチャレンジし続ける生徒を模範に自分も頑張りたい、納得するまで練習に励んだことを覚えています。それは大学に戻ってから、自主練習の時に胸に刺さるような気持ちになり、いつの間にか向上心が芽生えていました。このような気持ちをもった生徒たちが、この環境にいたからこそ頑張ろうと思え、バスケットを純粋に取り組む姿勢が自ら挑戦していく姿を見て感動しました。その気持ちは子供だからこそのものではなく、自分が本当に好きでいることだからだと指導者と生徒をみて気付きました。私も、いつまでもバスケットを好きな気持ちを持ち続けたいです。そしてこの想いをたくさんの人に伝えていけたらいいと思います。

図6 参加大学生の感想文

から、参加し協力したことに対して労いの言葉をかけて頂いた。このことは、学生達はもちろん私自身もその言葉を糧に今後もバスケットボールを頑張りたいと思える瞬間であった。

最後に撮影された全体集合写真（図5）の子ども達の笑顔や大学生のレポート（図6）からも参加して良かったということが感じられ、この二日間の大会が充実し有意義であったことが感じられる。

Ⅷ. JBAの今後の可能性

私は、今後JBAが現在行っている様々な運動部活動での問題や日本のバスケットボール界における問題解

上の一端を担っていくと考えられる。JBAが今後も一貫指導を継続していくことで世界と戦える選手やコーチを排出していくのではないかなと思う。実際に今年（2014）の秋には、JBAの新潟、愛媛、熊本からアメリカのシアトルにあるケネディ高校に3名の選手が入学をしている。これは、JBAが目標としている世界基準への大きな一歩でないだろうか。今後は、このようなJBA出身の多くの選手がアメリカ等の海外の高校や大学へと進学したり、NBAの下部リーグであるNBADLやNBA、WNBAのような世界のトップリーグで活躍する人材を輩出していけるのではないかなと思う。

今後、JBAの活動方針や理念に賛同する団体が他にも現れ、JBAバスケットボールスクールがこれまで以上に多くの場所で展開され、更に大きな組織となっていくことが考えられる。

JBAの拡大と共に運動部活動との融合や関係性を上手く保つことができれば、競技力の向上のみならず運動部活動やバスケットボール界における諸問題の解決に繋がっていくのではないかと期待している。

Ⅸ. おわりに

第7回JBAオールスター～もうひとつの大会～に参加して、日本における運動部活動やJBAのこと、日本

のバスケットボールの競技力向上について報告を行ったが、今後JBAのような団体などが増加していくことが考えられる。そのような団体と運動部活動が協力していくことで、子ども達のスポーツ環境はますます良くなっていくのではないだろうかと思われる。2020年には、東京オリンピックも控えており今後さらに日本におけるスポーツ活動が発展していく為の環境を整えたいと思う。

X. 謝辞

Japan Basketball Academyに関わる皆様のご厚意によって大会へ参加させて頂き誠にありがとうございました。今後ともJBAが益々発展して、ジュニア期のバスケットボール環境を牽引していくことを期待しております。

参考文献

- ベネッセ教育総合研究所 (2014)：速報版「第2回放課後の生活時間調査」子どもたちの時間の使い方「意識と実態」。ベネッセホールディングス：東京。
- 土井秀和・村上成治・大場渉・奥田知靖 (2008)：一貫指導プログラム作成に向けたハンドボール戦術の分析に資する客観的評価指標の構築—年代別の移動特性から表れるゲーム像—。大阪教育大学紀要, 第IV部門57 (1), 125-135.
- Emerald City Basketball Academy. <http://www.allcityhoops.com>
- FIBA.com. <http://www.fiba.com>
- JBA = Japan Basketball Academy. <http://www.jbadreams.com/jba/index.html>
- JBA = Japan Basketball Association. <http://www.japanbasketball.jp>
- 小林誠 (2012)：学習指導要領からみる部活動に関する一考察—部活動における教師の役割の歴史的変遷—。早稲田大学大学院教育学研究科紀要, 別冊19 (2), 191-201.
- 久木留毅 (2009)：スポーツ政策における一考察—日本のエリートスポーツにおける一貫指導システムの問題と課題—。専修大学社会体育研究所報, 57, 27-36.
- 蔵元彩・鈴木淳 (2013)：バスケットボールにおける一貫指導システムの現状と課題—サッカーの一貫指導システムとの検討—。福岡教育大学紀要, 62 (5), 111-118.
- 栗林徹・鎌田安久・小野修二 (1999)：岩手県におけるミニバスケットボールの技術指導カリキュラムに関する試案—サッカーの指導カリキュラムを参考に—。岩手大学教育学部附属教育実践研究指導センター研究紀要, 9, 73-92.
- 松村成司・鈴木良和・Peter A. HARMER・James GORDIE (2008)：アメリカにおける子どものバスケットボール競技参加に与える要因について。千葉大学教育学部研究紀要, 56, 377-385.
- 文部科学省 (1997)：運動部活動の在り方に関する調査研究報告 (中学生・高校生のスポーツ活動に関する調査研究協力会議)。
- 文部科学省 (2013)：運動部活動の在り方に関する調査研究報告書—一人一人の生徒が輝く運動部活動を目指して—。運動部活動の在り方に関する調査研究協力者会議。
- 中塚義実 (1999)：地域におけるユースサッカーリーグの実践報告—新しいスポーツシステムの理念とその影響について—。スポーツ産業学研究, 9 (1), 49-60.
- 三本木温・高橋健太 (2008)：部活動のあり方を考える。八戸大学紀要, 36, 151-156.
- 関喜比古 (2009)：問われている部活動の在り方—新学習指導要領における部活動の位置付け—。立法と調査, 294, 51-59.
- 関岡康雄編 (2004)：コーチと教師のためのスポーツ論。道和書院：東京。
- 清水将 (2011)：高等学校における運動部活動の教育課程上の位置づけに関する検討。東亜大学紀要, 14, 17-32.
- 鈴木淳・蔵元彩 (2013)：バスケットボールにおける一貫指導体制の再検討—エンデバーシステムの課題—。福岡教育大学紀要, 62 (5), 119-123.
- (ホームページは、全て2013年12月1日に閲覧)

Received date 2015年1月7日

九州共立大学研究紀要の投稿に関する申し合わせ

- 1 本申し合わせは九州共立大学紀要委員会要綱第3条の規定により紀要の投稿について定めるものである。
- 2 九州共立大学研究紀要は本学の研究活動の紹介を主な目的とする。
- 3 刊行回数は年2回とし、必要に応じて増刊できるものとする。
- 4 投稿者は本学の教職員及び教職員の紹介のあった者とする。
- 5 筆頭著者として投稿できる論文の数は、各号1本のみとする。
- 6 研究紀要に投稿できる論文は、総説、原著、実践的研究、資料、評論、各種報告、寄稿、書評及び紀要委員会（以下「本委員会」と略す。）が認めたものとする。
 - (1) 総説Review Paper
 各々の研究領域においてすでに出版された文献をまとめ、ある種の展望を示し、または体系的に整理したもの。
 - (2) 原著Original Paper
 独創性が高く、学術（科学）論文として完結しているもの。
 - (3) 実践的研究Practical Research
 症例研究、事例研究など実践現場に即した研究。
 - (4) 資料Research Paper
 国民の平均寿命や感染症の国別分布など資料そのものに価値のある研究。
 - (5) 評論Criticism
 他者の研究や活動について専門家の立場から意見を述べたもの。
 - (6) 各種報告Report
 特別教育研究費等による成果や海外研修・国内研修等の成果を報告したもの。
 - (7) 寄稿Contributed Paper
 本学の教育・研究の推進に寄与するため特に寄稿された論文。
- (8) 書評Book Review
 刊行された書物の内容を批評・紹介したもの。特に本学の教職員の出版物あるいは本学教員の専門領域にかかわる書籍。
- (9) その他
 前記8項目に分類されない論文で、本委員会において紀要掲載にふさわしいと判断されたもの。
- 7 論文の執筆は九州共立大学研究紀要論文執筆に関する申し合わせに従い、本委員会の定めた日時までに提出すること。
- 8 論文の著作権は執筆者に帰属するが、今後の機関リポジトリの進展によっては、執筆者の同意のもとで大学ホームページ上に公開することがある。
- 9 原稿の提出は原則としてワードプロセッサにより作成されたもので、プリントアウトされた原稿2部（執筆要領2参照）と電子媒体を図書館業務課に提出すること。
- 10 6(1)及び(2)に該当する論文の査読を希望する場合は、本申し合わせ第9項に定める原稿のほか、論文の種類、表題、表紙を含む論文の総ページ数、図及び表の枚数のみを記載した表紙を含む原稿2部を添えて提出すること。
- 11 別刷は50部を無料贈呈するが、それ以上必要とする場合は実費を著者が負担する。また、刷り上がり8頁を超えるもの、特殊な印刷（写真等）を必要とするものも著者が実費を負担する。
- 12 投稿された論文が投稿に関する申し合わせ及び執筆に関する申し合わせを満たしているかを本委員会において審査する。投稿に関する申し合わせあるいは執筆に関する申し合わせに規定されている内容を満たしていない場合は、投稿された論文に対して書き直しを求めることがある。
- 13 この投稿に関する申し合わせに定めるものの他、投稿、編集及び刊行に関して必要な事項は本委員会

において決定する。

附則

1. この申し合わせは平成22年7月28日から施行する。
2. この申し合わせは平成23年4月1日から施行する。

九州共立大学研究紀要執筆に関する申し合わせ

- 1 本申し合わせは九州共立大学紀要委員会要綱第8条の規定により紀要の執筆要領について定めるものである。
- 2 原稿は縦置き横書きとするが、人文系論文においては特段の理由がある場合に限り縦書きを認める。その場合、本申し合わせ第3項に定める要領にこだわらず、当該分野に相応しい形式を用いる。
- 3 原稿の執筆については次の要領による。
 - (1) 原稿には表紙を付し、論文の種類、表題、著者名及び著者の所属先を和文と英文で、ランニングタイトルを本文の言語で、連絡先となる著者とその宛先、電話番号、ファックス番号及び電子メールアドレスを記載する。また、表紙を含む原稿の総枚数、図及び表の枚数を記載する。
 - (2) 原稿は図、表、写真及び抄録を含め、刷り上がり8頁以内を原則とし、次の書式に従うものとする。
 - a. 原稿はA4版縦置き横書きとし、和文の場合は12ポイントの明朝体、全角で1行40字、1ページ30行、英文の場合は12ポイント程度の活字を用いてダブルスペースで作成する。
 - b. 和文原稿は、常用漢字、現代かなづかいを用い、句読点及びカッコは1字相当とする。
 - c. 日本語及び英語以外の言語を本文に用いる場合は、本学に著者以外にその言語のネイティブスピーカーがいる場合に限り認める。その場合、本項(2)a. に準じる。
 - d. 単位は原則として国際単位系を用いる。
 - (3) 総説と原著には要約 (Abstract) とキーワードをつける。要約は本文が和文、英文、その他の外国語のいずれの場合も英文とし、2-(2)-aに従い200～500語で作成する。キーワードは英文で3～5語とする。またキーワードは要約の最後に段を変えて明記し、これらは表紙の次に独立ページとして配置する。
 - (4) 原著のうち自然科学論文の本文項目の順序は、原則的に緒言 (はじめに)、方法、結果、考察 (謝辞、注釈)、引用・参考文献の順とし、小項目に見出しを付ける場合は、1. 2. …, 1) 2) …, (1)(2)…, ①②…の順とする。
- (5) 本文中で引用・参考文献に言及した場合、末尾の引用・参考文献に照合する番号をつける。また、著者名を表記する場合は3名以上の共著の場合、「ら」, 「et al.」を用いて省略する。

(例)

 - ・…に発現すると考えられている⁵⁾。
 - ・…については1例が松本ら¹²⁾により報告されているが…
- (6) 図表は原則として英文で作成し、番号はFig. 1, Table 1と表記する。またすべての図表は原稿末尾に図、表の順にまとめ、原稿1枚につき図表1編のみとする。本文には挿入する箇所の欄外に朱書きで指定する。
- (7) 原図はそのまま製版可能なものとする。
- (8) 参考・引用文献は、本文中の引用順に番号 (片カッコ) を付け、掲載順序は下記a.及びb.に従って記載する。巻数、発行年 (西暦年)、カッコ及び欧文は半角とする。欧文雑誌名は、正式な省略形がある場合のみ省略形を用いる。
 - a. 雑誌から引用する場合

著者名 (共著者はコンマ (,) で続け、全員を掲載) (西暦発行年) : 論文表題. 掲載雑誌名, 巻数 (号数を示す場合は巻数の後に (号数)), 始頁—終頁.

(例)

 - 1) 森本茂, 加茂冬美(1990) : 単一運動単位の活動電位にみられる電気緊張性電位成分. 体力科学, 39, 126—132.
 - 2) Morimoto, S. & Kamo, M. (1990) : Appearance of electrotonic component in human motor unit potentials. Jpn. J. Phys. Fitness Sports Med., 39,126-132.
- b. 単行本から引用する場合

引用頁の書き方は、1頁のみのときはp. (小文字のpの後にピリオド), 複数頁のときはpp. (小文字のppの後にピリオド), 引用箇所が限定できないときの総ページ数をPp. (大文字のPと小文字のpの後にピリオド) として記載する。

① 著書

著者名（共著者はコンマ（,）で続け、3名以上の場合は他で略す）（西暦発行年）：書名、版数（必要な場合）、発行所、発行地（欧文の場合）、始頁—終頁。

（例）

- 1) 山本敏行, 他 (2002) : 新しい解剖生理学. 改訂第10版, 南江堂, p.141.
- 2) Rowell, L. B. (1993) : Human Cardio -vascular Control, Oxford University Press, New York, pp.86—87.

② 編集書・監修書

執筆者名（共著者はコンマ（,）で続け、3名以上の場合は他et al.で略す）（西暦発行年）：章名、編集者名（編）、書名、版数（必要な場合）、発行所、発行地（欧文の場合）、始頁—終頁。

（例）

- 1) 中澤公孝, 政二慶(2006) : 4.筋を活動させる神経機序, 福永哲夫 (編), 筋の科学事典—構造・機能・運動—, 朝倉書店, pp.165-166.
- 2) Segal, S. S. & Bearden, S. E. (2006): Chapter14 Organization and Control of Circulation to Skeltal Muscle, Tipton, C. M. (edt.), ACSM' s Advanced Exercise Physiology, Lippincott Williams & Wilkins, Philadelphia, p.345.

③ 翻訳書

カタカナ著者名（共著者はコンマ（,）で続け、3名以上の場合は他で略す）（翻訳者名）（西暦発行年）：書名、版数（必要な場合）、発行所、始頁—終頁。（原著者名（発行年）：原書名、発行所、発行地）。

（例）

- 1) ギャロウ, J. S., 他 (細谷憲政監修代表)(2004): ヒューマン・ニュートリション—基礎・食事・臨床—, 第10版, 医歯薬出版, pp.173-174. (Garrow, J. S. et al. (2000) : Human Nutrition and Dietetics, Churchill Livingstone, Edinburgh).
- (10) 原稿と電子媒体は、A4版の封筒に入れ、封筒の表に原稿の種類、表題、著者名、連絡責任者、原稿の総枚数、図の枚数、表の枚数、別刷りの希望枚数を記入する（英文原稿の場合は表題のみ英語表記で他は日本語、日本語原稿の場合はすべて

日本語で記載する）。

- (11) 初校と2校の校正は、執筆者によって行なわれ、編集委員会の指定した期日内に終えなければならない。3校の校正は編集委員会が行なう。校正による大幅な原稿の修正は認めない。

附則

1. この申し合わせは平成22年7月28日から施行する。
2. この申し合わせは平成23年4月1日から施行する。

紀要委員

委員長

松 田 高 史

経済学部

日 高 和 美
梅 田 勝 利

スポーツ学部

陶 山 三 千 也
浜 田 雄 介

共通教育センター

田 中 雄 二
ダニエル・ドロークス

業務課

松 尾 伸 二

平成27年3月30日印刷

平成27年3月31日発行

発行者 **九州共立大学**
〒807-8585
福岡県北九州市八幡西区自由ヶ丘1-8

編集者 **九州共立大学紀要委員会**

印刷所 有限会社 秀文社印刷
〒804-0013
福岡県北九州市戸畑区境川二丁目3-3

2015

Study Journal of

Kyushu Kyoritsu University

No.5 Vol.2

CONTENTS

Original Paper

- Yuji MORI
International comparative analysis of the household savings rate in the OECD countries (1)
- Saiko TOKUNAGA
Three different types of secretary and Career Development (9)
- Ryousuke MIURA, Akihito YAITA, Mutsumi MIYATA
The relationships between the factors for the result of attacks involve a receive, a toss and a spike, and assessment of attacking ability during volleyball matches..... (21)

Practical Research

- Yasutaka TATSUMI
Activity in the 17th Asian Games
— As a Japan men' s Sevens Rugby team trainer — (31)

Original Paper

- Kayo TAKAHASHI
Group work using mind-body exercises to establish mutual trust among children living in residential care settings (37)
- Misaki OTANI, Yumiko MORIE
Legal foundation of the liability for damage concerning the sports accident in the educational front
— The trend analysis of cases — (47)
- Katsuya FURUICHI, Nazario BUSTOS
On the Changes in the Educational Laws and their Influence over the Lifelong Learning Policies at the City and Community Levels.
— The Case of Kitakyushu City from 1989 to the Present — (61)
- Kohei ARIYOSHI, Hiromu TAMAKI, Yasutaka TATSUMI
Acute effects of ballistic stretching in the warm-up on sprint performances..... (69)
- Arong Bao
The investigation of learning of the students in the foreign language majors who are taught in Mongolian in Inner Mongolian area (75)
- Hexigetü Bao, Arong Bao
Foreign Languages college of Inner Mongolia University (83)
- Hiroshi KUDOH
Notes on the Tale of “Nihon-Ryoi-Ki” as Teaching Materials (91)
- Miho OKADA, Toshihiro OKUDA
The locative particle ni, de, and o attached to place nouns: A review of prior studies and examination of issues from the perspective of Japanese language education (99)

Practical Research

- Katsutoshi UMEDA, Kazumi HIDAKA, Kayo TAKAHASHI, Shinobu SHIRAIISHI
Teaching methods to improve quality of lessons in a commerce course
— Pre-guidance for teaching practicums — (107)

Report

- Yasufumi OHYAMA, Kazushige OSHITA, Tsuyoshi KAWAZURA, Akihito YAITA
About club teaming of the youth period in the basketball (113)